

令和6年2月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和6年度当初予算等関係)

福祉保健部

各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額

「前年度」の欄は今年度の当初予算額

「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和6年2月定例会議案説明資料目次

福祉保健部

【予算関係】
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 孤独・孤立対策課 福祉監査指導課 障がい福祉課 長寿社会課 健康政策課 医療政策課 医療・保険課 感染症対策課	3 4 23 39 45 99 121 141 174 187
	2 歳入歳出事項別明細書		192
	3 節の明細		198
	4 債務負担行為に関する調書	福祉保健課ほか	210

（特別会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第5号	令和6年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算		
	1 総括表	医療・保険課	213
	2 歳入事項別明細書	"	214
	3 予算説明資料	"	215
	4 歳入歳出事項別明細書	"	224
	5 節の明細	"	227
	6 給与費明細書	"	228

【予算関係以外】
（議案）

議案番号	件名	課名等	頁
第36号	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例	障がい福祉課	230
第37号	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例	長寿社会課	245
第38号	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例	医療・保険課	255
第50号	財産を減額して貸し付けること（（元）境水産高等学校情報事務科棟の建物及び周辺用地）について	障がい福祉課	262

（報告事項）

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	長期継続契約の締結状況について	福祉保健課	263

予 算 説 明 資 料 総 括 表

福祉保健部（単位：千円）

課 名	本年度	前年度	比 較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
(一般会計)								
福 祉 保 健 課	3,004,063	3,189,185	△ 185,122	170,982		79,785	2,753,296	
孤独・孤立対策課	962,684	991,937	△ 29,253	357,845		16,777	588,062	
福祉監査指導課	252,270	241,095	11,175	5,762			246,508	
障がい福祉課	7,672,261	7,249,998	422,263	1,028,707		176,056	6,467,498	
長寿社会課	13,242,390	13,561,159	△ 318,769	941,540		1,198,936	11,101,914	
健康政策課	1,406,499	1,293,185	113,314	647,418		2,696	756,385	
医療政策課	6,629,594	6,089,419	540,175	932,658	5,000	723,226	4,968,710	
医療・保険課	14,024,069	14,048,415	△ 24,346	6,765		785	14,016,519	
感染症対策課	636,126	10,296,402	△ 9,660,276	418,952	125,000	5	92,169	
一般会計合計	47,829,956	56,960,795	△ 9,130,839	4,510,629	<56,250> 130,000	2,198,266	40,991,061	県費負担 41,047,311

説 明

主な事業

- ・ (新) みんなで進める「孤独・孤立対策」事業
- ・ 生活困窮者光熱費支援事業
- ・ (新) 「あいサポート運動2.0」事業
- ・ とっとり手話フェス2024 (全国高校生手話パフォーマンス甲子園等)開催事業
- ・ (新) 新たな工賃向上プラン実現加速化事業
- ・ あいサポート運動15周年記念「あいサポートとっとり祭」開催事業
- ・ 中山間等訪問介護事業安定確保対策事業
- ・ (新) ICT活用による認知症行方不明防止支援事業
- ・ 鳥取方式フレイル予防対策推進事業
- ・ (新) 中山間地域を支える医療人材確保総合対策
- ・ (新) 医療機関・高齢者施設等物価高騰対策支援事業
- ・ (新) 新興感染症初動対応事業

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福祉保健課 (内線：7139)

12目 諸費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部国庫返還金調整事業	100,000	100,000	0				100,000	
トータルコスト	100,783千円 (前年度 100,780千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	国庫返還事務、執行管理							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 令和5年度以前の福祉保健部内の国庫（負担）補助事業について執行実績により精算した結果、受け取り超過となった国庫（負担）補助金を返還することに要する経費である。								
2 事業目標・取組状況・改善点 ・適切に国庫（負担）補助金返還事務を行う。								

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7142)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心のバリアフリー推進事業	1,056	1,044	12	821			235	
トータルコスト	5,751千円 (前年度 5,722千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	制度周知、協定締結・利用証交付、普及啓発、協議会の開催							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 県民にバリアフリーに関する意識の浸透を図るとともに、高齢者・障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みやすいまちづくりを推進する。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
項目	内 容						予算額	
ハートフル駐車場利用証制度	県内施設の車いす利用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす利用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配付 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配付 ○制度周知用チラシの作成、配付						福祉保健部管理運営費（民生費）の標準事務費で執行	
普及啓発	小学生向けのバリアフリーに関する冊子の作成						821	
推進体制の整備	福祉のまちづくり推進協議会の開催等						235	
3 事業目標・取組状況・改善点 ・高齢者、障がい者、妊産婦等が利用しやすい公共の整備を促進するため、ハートフル駐車場利用証制度の協力施設を増加させるよう、制度の普及啓発を適切に実施する。 ・福祉のまちづくり推進協議会の開催 ※委員は福祉、交通、建設、経済、行政分野等で構成。 ・小学生向けの冊子を作成、配付（令和4年度作成部数：7,765部、配付先：小学4年生）等 ・ハートフル駐車場利用証制度協力施設の増加（令和5年9月末）790施設								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立福祉人材研修センター管理委託費	(債務負担行為) 8,860 51,231	62,130	(債務負担行為) 8,860 △10,899	4,392		(使用料) 3,924	(債務負担行為) 8,860 42,915	
トータルコスト	53,579千円（前年度 64,469千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託料支払事務、指定管理者との連絡調整							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>指定管理による管理運営</p> <p>鳥取県における福祉の担い手の養成をはじめ、各種の福祉情報の発信などの拠点として整備した鳥取県立福祉人材研修センターの管理運営について、指定管理者へ委託する。</p> <p>【施設の概要】</p> <p>所在地：鳥取市伏野1729-5</p> <p>延床面積：5,401.04㎡</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理者 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取市伏野1729-5） 会長 藤井 喜臣</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>ア 福祉人材研修センターの施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>イ 福祉人材研修センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等</p> <p>(3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 指定管理料 51,231千円 （人件費増額分1,219千円、物価上昇分996千円、光熱費13,003千円）</p> <p>(5) 債務負担行為 8,860千円（令和7年度から令和10年度まで）</p> <p>※債務負担行為を設定した令和5年度当初予算以降に、民間給与及び物価指数に3%超の大幅な上昇が見られたことから、これを踏まえて人件費及び物件費等（修繕費を含む）を増額する。 （令和7～10年度分も同様に増額するため、債務負担行為を追加する。）</p> <p>また、光熱費については、別枠で毎年度措置することを予定していたため、物価指数の伸びを考慮して令和6年度分を算定した。</p> <p>【参考】次期指定管理に関する指定管理料の見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費：令和6年度当初予算において、令和6年度鳥取県社会福祉協議会標準人件費単価で再算定を行う。令和7年度以降は、鳥取県社会福祉協議会標準人件費単価を基に積算した人件費が、令和6年度当初予算時と比較して±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。 ・物件費等：令和6年度当初予算において、令和5年度当初予算編成時からの鳥取市物価指数の伸びを反映し再算定を行う。令和7年度以降は、令和6年度当初予算時と比較して、鳥取市物価指数に±3%以上の増減があった場合、再算定を行う。 ・光熱費：今後の動向が不透明であるため、物価指数を考慮して毎年度別枠で措置する。 								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に委託して、利用率の向上に向けさらなる施設の周知を図り、人材育成事業者や社会福祉法人等に対して研修利用や資格取得のための積極的な施設利用を効果的に働きかける。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																													
災害時における福祉支援機能強化事業	24,949	24,373	576	5,200			19,749																																																													
トータルコスト	27,297千円（前年度 26,712千円）〔正職員：0.3人〕																																																																			
主な業務内容	災害時派遣福祉チームの登録予定者・登録者等への研修、登録事務等																																																																			
事業内容の説明																																																																				
<p>1 事業の目的、概要 災害発生後に避難所等で、介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣するため、研修を行ってチーム員を養成するとともに、要員を確保するためチーム員の所属する施設が派遣できる体制を整えるための支援を行う。また、災害時に被災者支援等を行う災害ボランティアセンターの運営が円滑に行える体制を整えるための支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容 鳥取県社会福祉協議会に設置している鳥取県災害福祉支援センターにより、DWAT 及び災害ボランティアに係る次の業務を行う。</p> <p>(1) 事業費 6,213 千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1. DWAT</td> </tr> <tr> <td>(1)登録の管理</td> <td>研修終了後の申請受け付け・登録手続き、登録者の状況調査等</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>(2)意見交換会の開催</td> <td>県と災害時の協定を締結している専門職団体や事業主団体と意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>(3)災害福祉支援ネットワークの機能強化に関する研究</td> <td>DWAT を含む災害時の福祉支援活動の強化に向け、協定締結団体の拡充に向けた検討を行う。</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>(4)基礎研修</td> <td>チーム員として最低限必要な法制度や現場での経験を伝え、DWAT への登録希望者を募る（講師による座学中心）</td> <td>629</td> </tr> <tr> <td>(5)スキルアップ研修</td> <td>派遣チーム員のリーダーの候補者に、全体研修（座学中心）及び3地区での研修（演習中心）を行う。</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <td>(6)コーディネーター研修</td> <td>派遣調整や事務作業を行う事務局員と、現地に先乗りして関係者との調整や支援の必要性を見極める先遣隊の要員を養成する研修を行う。</td> <td>449</td> </tr> <tr> <td>(7)活動訓練</td> <td>市町村等の総合防災訓練への参加や当事者団体との訓練により実践的な研修を行うとともに、DWAT の知名度向上を図る。</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>(8)活動資機材の整備</td> <td>災害時に活用する資機材を整備する。</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>(9)BCP 実地訓練支援</td> <td>災害時の業務継続計画（BCP）を策定した法人のうち2施設をモデルとして、BCP に即した訓練支援を行い、検討課題を報告会で共有する。</td> <td>703</td> </tr> <tr> <td>(10)災害時派遣調整等</td> <td>災害時の派遣調整、その他センター管理業務を行う。</td> <td>515</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2. 災害ボランティア</td> </tr> <tr> <td>(1)関係機関連絡会の開催</td> <td>ボランティア関係団体、地域活動団体などと意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>(2)災害ボランティアセンター運営者研修の実施</td> <td>災害時に市町村社協が設置して、ボランティア受入希望や実施希望者を受け付けて調整する災害ボランティアセンターの運営スタッフを養成する研修を、地域住民・団体会員等を対象に行う。</td> <td>1,311</td> </tr> <tr> <td>(3)市町村災害ボランティアセンター強化の支援</td> <td>市町村社協が行う災害時に備えた準備や災害時におけるボランティアセンターの立上げについて指導・助言する。</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(4)災害ボランティアセンターへのICT導入研究</td> <td>災害時のボランティア希望者受付・配置を効率化・非接触化するためにICTを導入するための検討を行う。</td> <td>403</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3. DWATに関する県執行事務費</td> </tr> <tr> <td>チーム員の管理に関する経費</td> <td>消耗品費、役務費（保険料）、使用料及び賃借料</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>6,213</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額 (千円)	1. DWAT			(1)登録の管理	研修終了後の申請受け付け・登録手続き、登録者の状況調査等	121	(2)意見交換会の開催	県と災害時の協定を締結している専門職団体や事業主団体と意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。	65	(3)災害福祉支援ネットワークの機能強化に関する研究	DWAT を含む災害時の福祉支援活動の強化に向け、協定締結団体の拡充に向けた検討を行う。	85	(4)基礎研修	チーム員として最低限必要な法制度や現場での経験を伝え、DWAT への登録希望者を募る（講師による座学中心）	629	(5)スキルアップ研修	派遣チーム員のリーダーの候補者に、全体研修（座学中心）及び3地区での研修（演習中心）を行う。	1,170	(6)コーディネーター研修	派遣調整や事務作業を行う事務局員と、現地に先乗りして関係者との調整や支援の必要性を見極める先遣隊の要員を養成する研修を行う。	449	(7)活動訓練	市町村等の総合防災訓練への参加や当事者団体との訓練により実践的な研修を行うとともに、DWAT の知名度向上を図る。	136	(8)活動資機材の整備	災害時に活用する資機材を整備する。	250	(9)BCP 実地訓練支援	災害時の業務継続計画（BCP）を策定した法人のうち2施設をモデルとして、BCP に即した訓練支援を行い、検討課題を報告会で共有する。	703	(10)災害時派遣調整等	災害時の派遣調整、その他センター管理業務を行う。	515	2. 災害ボランティア			(1)関係機関連絡会の開催	ボランティア関係団体、地域活動団体などと意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。	31	(2)災害ボランティアセンター運営者研修の実施	災害時に市町村社協が設置して、ボランティア受入希望や実施希望者を受け付けて調整する災害ボランティアセンターの運営スタッフを養成する研修を、地域住民・団体会員等を対象に行う。	1,311	(3)市町村災害ボランティアセンター強化の支援	市町村社協が行う災害時に備えた準備や災害時におけるボランティアセンターの立上げについて指導・助言する。	0	(4)災害ボランティアセンターへのICT導入研究	災害時のボランティア希望者受付・配置を効率化・非接触化するためにICTを導入するための検討を行う。	403	3. DWATに関する県執行事務費			チーム員の管理に関する経費	消耗品費、役務費（保険料）、使用料及び賃借料	345	合計		6,213
区分	内容	予算額 (千円)																																																																		
1. DWAT																																																																				
(1)登録の管理	研修終了後の申請受け付け・登録手続き、登録者の状況調査等	121																																																																		
(2)意見交換会の開催	県と災害時の協定を締結している専門職団体や事業主団体と意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。	65																																																																		
(3)災害福祉支援ネットワークの機能強化に関する研究	DWAT を含む災害時の福祉支援活動の強化に向け、協定締結団体の拡充に向けた検討を行う。	85																																																																		
(4)基礎研修	チーム員として最低限必要な法制度や現場での経験を伝え、DWAT への登録希望者を募る（講師による座学中心）	629																																																																		
(5)スキルアップ研修	派遣チーム員のリーダーの候補者に、全体研修（座学中心）及び3地区での研修（演習中心）を行う。	1,170																																																																		
(6)コーディネーター研修	派遣調整や事務作業を行う事務局員と、現地に先乗りして関係者との調整や支援の必要性を見極める先遣隊の要員を養成する研修を行う。	449																																																																		
(7)活動訓練	市町村等の総合防災訓練への参加や当事者団体との訓練により実践的な研修を行うとともに、DWAT の知名度向上を図る。	136																																																																		
(8)活動資機材の整備	災害時に活用する資機材を整備する。	250																																																																		
(9)BCP 実地訓練支援	災害時の業務継続計画（BCP）を策定した法人のうち2施設をモデルとして、BCP に即した訓練支援を行い、検討課題を報告会で共有する。	703																																																																		
(10)災害時派遣調整等	災害時の派遣調整、その他センター管理業務を行う。	515																																																																		
2. 災害ボランティア																																																																				
(1)関係機関連絡会の開催	ボランティア関係団体、地域活動団体などと意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。	31																																																																		
(2)災害ボランティアセンター運営者研修の実施	災害時に市町村社協が設置して、ボランティア受入希望や実施希望者を受け付けて調整する災害ボランティアセンターの運営スタッフを養成する研修を、地域住民・団体会員等を対象に行う。	1,311																																																																		
(3)市町村災害ボランティアセンター強化の支援	市町村社協が行う災害時に備えた準備や災害時におけるボランティアセンターの立上げについて指導・助言する。	0																																																																		
(4)災害ボランティアセンターへのICT導入研究	災害時のボランティア希望者受付・配置を効率化・非接触化するためにICTを導入するための検討を行う。	403																																																																		
3. DWATに関する県執行事務費																																																																				
チーム員の管理に関する経費	消耗品費、役務費（保険料）、使用料及び賃借料	345																																																																		
合計		6,213																																																																		
<p>(2) 人件費 18,736 千円 ※負担割合 DWAT：国庫定額補助、災害ボランティア：国1/2、県1/2</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に県内及び県外の被災地で不足する福祉人材を派遣できるように体制構築を行う。 ・まだ実働経験が少ないため、より実践的な研修や訓練を行い、活動の実効性を確保していく。 ・活動に協力いただく法人の体制整備を支援して、登録するチーム員の増加を図る。 																																																																				

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉人材センター運営事業	7,935	8,006	△71	2,805		(基金繰入金) 2,324	2,806	
トータルコスト	8,718千円（前年度 8,786千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	運営管理委託							

事業内容の説明

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

平成5年4月1日付で鳥取県知事が社会福祉法第93条に基づき福祉人材センターとして指定した社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、福祉人材センターの運営に係る事業を委託する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	内容	予算額	財源
(1) 福祉人材センター事業運営管理	事務所費、消耗品費、通信運搬費など福祉人材センターの運営にかかる事務費を負担する。	2,104	国1/2 県1/2 一部鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分)
(2) 運営委員会開催事業	福祉人材センター事業を円滑かつ効果的に実施するため、運営委員会を年2回開催する。	141	国1/2 県1/2
(3) 福祉人材無料職業紹介事業	無料職業紹介や福祉人材バンクの運営、関係機関（ハローワーク、県内介護事業所など）との連絡調整を行う。	703	
(4) 福祉に関する啓発・広報事業	県内の社会福祉事業所等を紹介する情報誌を発行する。	2,039	
(5) 階層別研修	福祉職員が職場においてキャリアに応じた役割を認識し、働きやすい職場づくりに資するよう、階層別に研修を実施する。	250	
(6) 福祉人材確保相談事業	県外の就職面接会への参加や、求人の手引き・リーフレットといった求人・求職活動に関する冊子の作成を行う。	521	
(7) 新任看護職員研修	福祉職場で働く看護職員の定着と資質向上を図るため、新任者を対象に看護業務等に関する研修を実施する。	222	
(8) 就職フェア開催事業	求職者や新卒予定者を対象に、求人事業所ごとの就職説明会やガイダンスを開催する。	1,955	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分)
合計		7,935	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・福祉人材センターへの支援を行い、就職フェアの実施や職業紹介により県内の福祉人材の充実を図る。
- ・福祉職場での人材不足が続く状況下で、福祉人材の確保のため、日常的な相談業務窓口に加え、福祉の就職フェア、合同説明会への参加等を引き続き行っていく。鳥取県内において社会福祉に関わる人材の育成及び福祉情報の提供を積極的に行う。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県民総合福祉大会等 開催事業	1,600	1,600	0				1,600	
トータルコスト	3,948千円（前年度 3,159千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	負担金交付事務、県民総合福祉大会事務局との連絡調整事務、福祉研究学会理事会・総会への参加、学会事業に係る協議・検討、委託契約・補助金交付事務							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
(1) 県民総合福祉大会開催事業								
地域福祉を身近な問題、自らの問題として受け止め、福祉のまちづくりに対する理解を深めることを目的に、本県の社会福祉の発展に功労のあった方々の顕彰を行うことにより、福祉に携わる者の意識高揚を図る県民総合福祉大会の開催経費を支援する。								
(2) 鳥取県福祉研究学会の開催支援								
県内の優れた社会福祉に関する業務・活動・研究における成果を発表する場を設け、優秀者を表彰することにより、社会福祉関係者の意欲の向上を図るとともに、その成果を広く普及させる「鳥取県福祉研究学会」の開催経費を補助する。								
2 主な事業内容								
(1) 県民総合福祉大会開催事業								
①実施主体 県民総合福祉大会実行委員会（福祉関係者・行政等）								
②事業内容 県民総合福祉大会の開催（県内福祉関係者の表彰、福祉に関する記念講演、活動発表など）								
③参加者数 約1,000人								
④予算額 負担金1,200千円								
(2) 鳥取県福祉研究学会の開催支援								
① 講演会の開催（年1回）								
② 研究発表会の開催（年1回、分野ごとに研究成果の発表を行う。）								
※高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉、地域福祉、その他社会福祉の5分野								
※令和5年度は令和6年2月24日（土）開催（令和4年度は19件の発表）								
※表彰として、優秀者には奨励金の交付を行う。								
【予算内訳】鳥取県福祉研究学会への助成 300千円（補助率：定額）								
県知事賞（副賞） 100千円								
3 事業目標・取組状況・改善点								
・地域福祉についての講演により県民への福祉活動に対する理解を促進する。								
・本県の社会福祉の発展に功労のあった方々の顕彰を行うことにより福祉に携わる者の意識の高揚を図る。								
・地域福祉についての講演や本県の社会福祉の発展に功労のあった方々の顕彰を行うことにより、福祉に携わる者の意識高揚及び広く県民の福祉活動への理解を促進してきた。								
・学会の開催により、福祉にかかわる者がその研究成果を発表し、情報を共有していくことで、県内の社会福祉の発展に寄与する。								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業	11,655	12,193	△538	5,000			6,655	
トータルコスト	14,003千円（前年度 14,532千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、連絡調整業務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

支援が必要な方が地域で安心して暮らしていくことができる環境を整備するため、県社協が実施する、活動希望者と活動元との調整等を行うボランティアバンクの運営や人材の育成、ボランティア団体の支援や広報を行う「支え愛ボランティア養成組織化事業」に対し助成する。
 また、県社協が実施する、学校での取組への助成・指導・助言、福祉施設でのボランティア体験や指定した市町村社協が地域の団体と連携して行う福祉活動への助成・指導・助言などの「福祉教育推進事業」に対し助成する。

2 主な事業内容

- (1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
- (2) 補助の内訳（補助率 10/10（負担割合 国1/2、県1/2））

区 分	内 容
支え愛ボランティア養成組織化事業 (7,598千円)	①ボランティアバンク運営 生活支援と災害対応を柱に、ボランティア活動希望者の登録、活動先の紹介、調整等を行う「とっとりボランティアバンク」を運営。登録団体等の活動をSNS等で紹介する。 ②ボランティア人材の養成 ア ボランティアコーディネーター研修 市町村ボランティアセンターや社会福祉施設等の受入施設で連絡調整やプログラム等を行うコーディネーターを養成する。（年1回、市町村社協職員等を対象） イ 市町村社協ボランティアコーディネータースキルアップ研修 新たなニーズをキャッチして地域課題として提起し、支援プログラムを開発するコーディネーターとしてのスキルアップを図る。（年1回、市町村社協職員を対象） ③ボランティアセンターの機能強化とボランティア団体の支援 県ボランティア・市民活動センターの運営、事業評価及びボランティア振興方策を検討する県ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティア情報誌HOTEYEの発行
福祉教育推進事業 (4,057千円)	①地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業 指定市町村社協において、地域の子どものための福祉教育等を実践する。（3年間・1か所30万円を助成。継続2（日野町、三朝町）、新規1） ②ボランティア体験事業 高校生等を対象とする社会福祉施設等でのボランティア体験学習を実施する。（短期型：7～2月の4日間程度、長期型：7～2月の週1～2日間程度） ③高校における福祉活動推進事業 福祉教育・体験のため、高校生が自ら企画運営する地域福祉活動に助成する（3年間・1か所20万円）。県社協は指定校を訪問し、企画・内容について支援・助言等を行う。 ④福祉教育研究委員会 専門家による委員会を設置し、障がい者が地域で主体的に学習に参加できるプログラムを作成し実施する。当事者の社会参加活動の自主性を高め、共生社会づくりを目指す。 ⑤福祉教育研究推進セミナー 地域や学校で取り組む福祉教育の取組の成果・課題を協議し、その推進方策を共有し、実践の広がりを図るセミナーを開催する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・運営人材の養成など県民のボランティア活動を一層活性化することで地域での支え合いの担い手を確保する。
- ・多様な団体と社協との連携・協働により、地域を基盤として子どもや地域住民の福祉活動・ボランティア活動及びこれらについての学習活動を推進・支援するためのプログラムや人材育成等の推進方策の開発を目指す。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救護事業費	1,200	920	280				1,200	
トータルコスト	1,983千円（前年度 1,700千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	行旅死亡人等の取扱いに要する費用の支払							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づいて、市町村が行う引取り人のない死体の引取り及び取扱いに要する経費である。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、市町村が行旅死亡人の引取り及び取扱いに要した経費を県が適切に支弁する。 <ul style="list-style-type: none"> <令和2年度> 9件 860千円 <令和3年度> 6件 653千円 <令和4年度> 10件 905千円 <令和5年度> 10件 918千円（12月時点） 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉事業 包括支援事業	28,164	27,445	719			(基金繰入金) 13,600	14,564	
トータルコスト	28,947千円（前年度 28,225千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

平成29年度まで県が直接支援を行っていた補助事業について、より現場のニーズに即した取組になるよう、定期的に各種社会福祉団体と調整し、現場のニーズを十分に把握している県社会福祉協議会を窓口とし、円滑かつ迅速に事業実施する。

2 主な事業内容

補助事業に要する経費（事業費、人件費（2名分）及び事務費）を支援する。

（単位：千円）

区 分	予 算 額	財 源
1 事業費	19,532	
(1) 鳥取県更生保護給産会補助金	80	単県
(2) 鳥取県更生保護観察協会補助金	120	単県
(3) 身体障がい者福祉大会開催事業補助金	150	単県
(4) 鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業補助金	560	単県
(5) 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金	400	単県
(6) 手話学習会開催事業費補助金	1,350	単県
(7) 肢体不自由児協会広報誌発行事業補助金	240	単県
(8) 肢体不自由児父母の会開催補助金	1,300	単県
(9) 手話検定等受験料助成事業費補助金	338	単県
(10-1) 介護職員初任者研修受講支援補助金（担い手加算・過疎地就業 奨励金含む。）	5,900	基金
(11) 働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援補助金	400	基金
(12) 介護実務者研修受講支援補助金	6,500	基金
(13) 介護職員・小規模事業所グループ支援補助金	800	基金
(14) 介護老人保健施設整備費借入金利子補助金	394	単県
(15) ことぶき起業支援補助金	800	単県
(16) 外国人高齢者福祉給付金	200	単県
2 人件費	7,332	単県
3 事務費	1,300	単県
合 計	28,164	

3 事業目標・取組状況・改善点

・各補助金がより現場のニーズに即した補助制度になるよう、県社会福祉協議会と連携を密にして補助制度の適切な実施を図る。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部管理運営費（民生費）	30,612	28,728	1,884	900			29,712	
トータルコスト	148,587千円（前年度145,438千円） [正職員：14.7人 会計年度任用職員：1.0人]							
主な業務内容	審議会の開催、研修及び各種統計の実施、部及び課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整、知事表彰・叙勲・褒章事務等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

「社会福祉審議会」の開催、福祉先進県づくりの推進のため福祉専門職員の専門性向上に資する研修を体系的に実施するための経費及び各種統計調査に要する経費、福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等に要する事務経費である。

2 主な事業内容

(1) 社会福祉審議会費（1,847千円）

【鳥取県社会福祉審議会】

根拠：社会福祉法、鳥取県社会福祉審議会条例

委員数：35名（委員25名、臨時委員10名）

専門分科会：民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会

委員の構成：市町村社協、ボランティア団体、民生児童委員、高齢者関係団体、障がい者関係団体、児童・母子関係団体、県医師会、県歯科医師会、鳥取大学、鳥取短期大学、県議会、青少年・文化団体、社会福祉士会、市町村等から委員を選出

(2) 福祉職員の専門性向上事業（156千円）

福祉関係職員の資質向上を図るための各種研修に係る経費等

(3) 社会福祉統計調査費（900千円）

【主な統計調査】

調査名	調査時期	調査周期
国民生活基礎調査（所得票）	7月予定	毎年
社会福祉施設等調査	10月予定	毎年
介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎年
福祉行政報告例	毎月実施	毎年
社会保障制度企画調査	7月予定	臨時

(4) 管理運営費（22,217千円）

福祉保健部及び福祉保健課の連絡調整に係る経費、各種表彰に係る経費等

(5) 自治法派遣職員負担金（5,492千円）

自治法に基づき市町村から県に派遣される職員にかかる負担金を負担する。

3 事業目標・取組状況・改善点

・福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等を適切に実施する。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会運営費	0	217	△217					
トータルコスト	0千円（前年度 997千円）							
主な業務内容	委員会の開催							
事業内容の説明								
<p>「指定管理候補者審査委員会」は、現在の指定管理期間の最終年度に、次期指定管理候補者を選考するために開催されるものであり、次回は5年後の開催となるため、廃止する。</p>								

6目 遺家族等援護費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
戦傷病者戦没者遺族等援護事業	8,750	7,088	1,662	5,863		(雑入) 11	2,876	
トータルコスト	56,137千円（前年度 54,080千円） [正職員：4.7人 会計年度任用職員：3.6人]							
主な業務内容	慰霊祭開催、補助金交付業務、表彰事務、特別給付金等の裁定、研修会の実施、療養費支給事務、市監査、恩給等に関する相談受付及び書類進達、軍歴証明事務、国庫委託金事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

戦傷病者や戦没者遺族等の福祉の増進を図るための援護に要する経費である。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	内容	財源
戦没者慰霊等援護事業	2,826	・ 県戦没者慰霊祭等の慰霊事業の執行及び旧陸軍墓地の維持管理の実施 ・ 県遺族会が実施する慰霊事業等への補助 ・ 援護事業功労に対する表彰	単県
戦傷病者遺族等援護事業	5,398	・ 旧軍人・軍属等の公務上の死亡又は傷病に対し本人若しくは遺族に対して支給する各種給付金等に係る事務 ・ 戦傷病者に対する療養給付等の実施 ・ 戦傷病者相談員及び戦没遺族相談員の設置	国10/10 (一部雑入)
中国残留邦人等支援事業	316	・ 中国残留邦人等の永住帰国及び自立に係る支援 ・ 支援給付実施機関に対する施行事務監査	国 10/10・ 単県
恩給等事務処理費	210	・ 旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求指導及び請求書類の進達 ・ 各種年金通算及び叙位叙勲等に係る軍歴の調査・証明	国10/10・ 単県
合計	8,750		

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ 法に基づき、適正な援護業務を実施する。
- ・ 国からの補助・委託等に基づき、毎年度各種援護事業を実施している。

4項 災害救助費
1目 救助費

福祉保健課 (内線: 7142)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
救助費	2,400	2,400	0				2,400										
トータルコスト	6,313千円 (前年度 6,299千円) [正職員: 0.5人]																
主な業務内容	災害見舞金支給事務、避難被災者生活支援金制度の運用																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要 県外で発生した大規模災害への見舞金並びに県内で発生した災害救助法適用外の小災害被災者への見舞金を支給する。また、大規模地震や大雨災害で被災され、本県へ避難して本県に居住された場合に、当面の生活費として支援金を支給し、生活再建を支援する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 災害見舞金 900千円 (小災害被災者に対する見舞金) 全壊・全焼世帯: 1世帯あたり5万円 半壊・半焼世帯: 1世帯あたり2万円</p> <p>(2) 避難被災者生活支援金 1,500千円 ア 避難被災者生活支援金 (新規避難者向け) 1,000千円 (ア) 支給対象者 賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等) または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯 (者) (イ) 支給額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>賃貸借住宅等</th> <th>親類宅や知人宅、ホームステイ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同居世帯</td> <td>30万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>単身者</td> <td>15万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 避難被災者生活再建支援金 (継続避難者向け) 500千円 (ア) 支給対象者 生活再建支援金申請時点で鳥取県に引き続き6ヶ月以上居住している者 (イ) 支給額 一人あたり5万円 (世帯員数に応じて支給)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・見舞金贈呈方針及び支援金要領に基づき、適切に実施する。 ・近年の実績は以下のとおり。 ○小災害被災者に対する見舞金 平成29年度 台風18号に係る見舞金支給 (鳥取市) 計45万円 ○避難被災者生活支援金 平成30年度 平成30年7月豪雨に係る生活支援金 (1世帯に対し、100千円を支給) 令和5年度 令和6年能登半島地震に係る生活支援金 (1世帯に対し、100千円を支給)</p>									対象	賃貸借住宅等	親類宅や知人宅、ホームステイ等	同居世帯	30万円	20万円	単身者	15万円	10万円
対象	賃貸借住宅等	親類宅や知人宅、ホームステイ等															
同居世帯	30万円	20万円															
単身者	15万円	10万円															
【廃止】被災者生活復興支援貸付事業 (災害援護資金利子補給事業)	0	36	△36														
トータルコスト	0千円 (前年度 816千円)																
主な業務内容	補助金交付事務																
事業内容の説明																	
鳥取県中部地震に係る災害援護資金の利子補給期間が終了したため、廃止する。																	

2目 備蓄費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
備蓄費	4,308	4,478	△170			(財産収入) 22	4,286	
トータルコスト	5,091千円（前年度 5,258千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	災害救助基金の運用依頼、同基金運用益の同基金繰入事務							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 災害救助法に基づく災害救助基金の積立及び運用に要する経費である。								
2 主な事業内容 法定積立最少額の不足分（4,286千円） 基金運用に伴う収益分（22千円）								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・法に基づき適切に積立てを実施する。 ・毎年、運用益も含め、法令で定められた額以上の金額を着実に積み立て、不測の事態に備えている。								

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

福祉保健課（内線：7142）

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
衛生統計費	2,574	3,530	△956	2,524			50																			
トータルコスト	22,147千円（前年度 22,982千円） [正職員：2.2人 会計年度任用職員：0.8人]																									
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ及び国への報告																									
事業内容の説明																										
1 事業の目的、概要 保健衛生行政推進の基礎資料を得るための各種調査及び人口動態調査集計システムの保守に要する経費である。																										
2 主な事業内容																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>実施時期</th> <th>調査周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査（世帯票）</td> <td>7月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>人口動態調査</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>病院報告</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>衛生行政報告例</td> <td>5月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>地域保健・健康増進事業報告</td> <td>5月予定</td> <td>毎年</td> </tr> </tbody> </table>									調査名	実施時期	調査周期	国民生活基礎調査（世帯票）	7月予定	毎年	人口動態調査	毎月実施	毎年	病院報告	毎月実施	毎年	衛生行政報告例	5月予定	毎年	地域保健・健康増進事業報告	5月予定	毎年
調査名	実施時期	調査周期																								
国民生活基礎調査（世帯票）	7月予定	毎年																								
人口動態調査	毎月実施	毎年																								
病院報告	毎月実施	毎年																								
衛生行政報告例	5月予定	毎年																								
地域保健・健康増進事業報告	5月予定	毎年																								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・各種厚生労働統計調査（保健関係）を適切に実施する。 ・国からの委託に基づき、毎年度各種厚生労働統計調査（保健関係）を実施している。																										

1目 公衆衛生総務費

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原爆被爆者保護費	93,607	92,386	1,221	88,232			5,375	
トータルコスト	111,422千円 (前年度 110,074千円) [正職員 : 1.9人 会計年度任用職員 : 1.0人]							
主な業務内容	医療機関及び国との委託契約、各種手当等の認定・支給事務、療養費支給事務、補助金交付業務、国庫負担金等事務							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 原子爆弾被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる援護施策に要する経費である。								
2 主な事業内容 (単位 : 千円)								
区分	予算額	事業内容						
原爆被爆者健康診断費	1,350	原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施 (国10/10)						
	500	鳥取県原爆被害者協議会の行う援護事業及び教育宣伝事業に対する助成 (単県)						
原爆被爆者保護費	90,729	各種手当の認定及び支給、介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 (国10/10ほか)						
	240	鳥取県原爆被害者協議会の行う慰霊式典に対する助成 (国5/8・県3/8)						
標準事務費	788	事業に係る標準事務費 (国10/10)						
合計	93,607							
3 事業目標・取組状況・改善点 ・法に基づき、適正な援護業務を実施する。 ・国からの補助・委託に基づき、毎年度各種援護施策を実施している。								

1目 公衆衛生総務費

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部管理運営費 (衛生費)	81	81	0				81	
トータルコスト	1,646千円 (前年度 1,640千円) [正職員 : 0.2人]							
主な業務内容	医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 全国衛生部長会への参加に係る経費である。								
2 事業目標・取組状況・改善点 ・医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応を適正に実施する。								

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県公衆衛生学会等運営費	107	254	△147				107	
トータルコスト	890千円（前年度 1,034千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	公衆衛生学会の開催、中国地区及び日本公衆衛生学会への職員派遣							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 鳥取県公衆衛生学会の開催、中国地区公衆衛生学会及び日本公衆衛生学会への職員派遣のための経費である。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区分	事業内容							予算額
鳥取県公衆衛生学会の開催	県内の大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が、公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果・直面する課題について発表・討議する。							36
中国地区公衆衛生学会への参加	中国地区の大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果・直面する課題について発表・討議する。 ※中国5県及び2政令市が持ち回りで開催。令和6年度は岡山県が当番県である。							26
日本公衆衛生学会への参加	全国の公衆衛生関係者が参加する日本公衆衛生学会に参加する。							45
合計								107
3 事業目標・取組状況・改善点								
・大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が一堂に会し、公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果や当面する課題について発表・討議しその成果を業務に反映させることにより、県民の健康の保持増進を図る。								

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
優生手術被害者支援事業	600	600	0				600	
トータルコスト	2,948千円（前年度 2,939千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	調査、訪問、補助金事務等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 旧優生保護法による優生手術を受けられた方（被害者）や家族等と面談等を行い、必要な支援を行う。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区分	事業内容							予算額
訴訟支援	被害者が損害賠償請求訴訟への参加を希望される場合に、裁判所への旅費と成年後見申し立てに必要な弁護士等の費用を支援する。							318
同行支援	被害者が救済を求める活動や県が行う面談のために同行する、介助者や手話通訳者等の謝金・旅費を支援する。							199
その他の支援	優生手術の事実確認のための費用（診断費用、診断書作成料）、カウンセリングや精神科の受診の費用等、面談で必要と思われる費用を支援する。 ※旧優生保護一時金支給法及び一時金支給等業務事務取扱交付金に該当しない部分							83
合計								600
3 事業目標・取組状況・改善点								
・旧優生保護法の優生手術を受けた方の相談に真摯に応じ、被害者が望まれる支援を適切に実施する。 ＜請求等状況＞ ※令和6年1月4日現在 請求書進達人数 12名（うち、請求が認定された人数 12名） ※補助金の利用 令和元年度に1件・6,060円（診断書料） （ただし、国から一時金と併せて診断書料も交付されたため、県に補助金を返納。） 令和4年度に1件・5,250円（同行支援費） 令和5年度に1件・5,250円（同行支援費）※令和5年12月時点								

3項 保健所費
1目 保健所費

福祉保健課 (内線：7142)
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																								
指導管理費	882	865	17				882																								
トータルコスト	1,665千円 (前年度 1,645千円) [正職員：0.1人]																														
主な業務内容	保健所との連絡調整等																														
事業内容の説明																															
<p>1 事業の目的、概要 全国保健所長会への参加、社会医学系専門医制度における専門医・指導医登録及び保健所長就任のために必須となっている研修受講に係る経費である。</p> <p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国保健所長会</td> <td>保健所行政の施策、予算に係る国要望、新型インフルエンザ対策に係る意見などに係る会費 (2保健所分)</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>研究事業報告、会員協議に係る総会負担金 (2保健所分)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>社会医学系専門医制度</td> <td>専門医・指導医・専攻医が (一社) 社会医学系専門医協会の認定、登録を受けるための年間登録料 (7名分)</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>中四国ブロック保健所長会</td> <td>保健所業務の向上発展、保健所相互間の連絡、関係機関との協力体制の確立などに係る会費 (2保健所分)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>保健所長養成研修</td> <td>保健所長就任のために研修受講が必須となっている国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程の受講に係る経費 (1名分)</td> <td>496</td> </tr> <tr> <td>公衆衛生医師の学会参加旅費</td> <td>公衆衛生医師の学会参加に係る経費 (2名分)</td> <td>305</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>882</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・公衆衛生に係る各種連絡調整・対応を適正に実施する。</p>									区分	事業内容	予算額	全国保健所長会	保健所行政の施策、予算に係る国要望、新型インフルエンザ対策に係る意見などに係る会費 (2保健所分)	30	研究事業報告、会員協議に係る総会負担金 (2保健所分)	12	社会医学系専門医制度	専門医・指導医・専攻医が (一社) 社会医学系専門医協会の認定、登録を受けるための年間登録料 (7名分)	35	中四国ブロック保健所長会	保健所業務の向上発展、保健所相互間の連絡、関係機関との協力体制の確立などに係る会費 (2保健所分)	4	保健所長養成研修	保健所長就任のために研修受講が必須となっている国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程の受講に係る経費 (1名分)	496	公衆衛生医師の学会参加旅費	公衆衛生医師の学会参加に係る経費 (2名分)	305	合計		882
区分	事業内容	予算額																													
全国保健所長会	保健所行政の施策、予算に係る国要望、新型インフルエンザ対策に係る意見などに係る会費 (2保健所分)	30																													
	研究事業報告、会員協議に係る総会負担金 (2保健所分)	12																													
社会医学系専門医制度	専門医・指導医・専攻医が (一社) 社会医学系専門医協会の認定、登録を受けるための年間登録料 (7名分)	35																													
中四国ブロック保健所長会	保健所業務の向上発展、保健所相互間の連絡、関係機関との協力体制の確立などに係る会費 (2保健所分)	4																													
保健所長養成研修	保健所長就任のために研修受講が必須となっている国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程の受講に係る経費 (1名分)	496																													
公衆衛生医師の学会参加旅費	公衆衛生医師の学会参加に係る経費 (2名分)	305																													
合計		882																													

福祉保健課 (内線：7142)
(単位：千円)

1目 保健所費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村事務移管等推進事業 (保健所業務等負担金)	183,394	177,620	5,774	2,417		(基金繰入金) 276	180,701	
トータルコスト	196,697千円 (前年度 190,874千円) [正職員：1.7人]							
主な業務内容	保健所との連絡調整等							
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
<p>1 事業の目的、概要 住民に身近な市町村において住民サービスを提供できるよう、県民の暮らしに密着する事務等について市町村への権限移譲や事務の委託を行う。</p> <p>2 主な事業内容 鳥取市の中核市移行及び市保健所設置に伴い、東部4町の保健所事務等を鳥取市に委託する経費を県負担金として支払う。 【主な委託事業】保健所運営費、障がい者福祉事務費、難病等医療費助成事業費、動物愛護管理事業費、水質・土壌対策費 等</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・鳥取県東部4町の保健所業務等を県から市へ一括して委託し、一体的な業務を適切に実施する。</p>								

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公衆衛生人材強化事業	13,391	12,200	1,191	595		(基金繰入金) 8,134 (雑入) 4,066	596	
トータルコスト	14,174千円（前年度 12,980千円） [正職員：0.1人]							

主な業務内容 委託事務等

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策・フレイル対策・健康づくり・がん対策など公衆衛生行政の重要性が増大する中、公衆衛生を担う人材の充実・強化が喫緊の課題となっている。このため、公衆衛生行政の充実・強化と将来の公衆衛生医師不足の解消を図る体制を構築する。

また、今後の感染症等の健康危機発生時に保健所を中心とした業務に従事する外部の専門職の即応人材を育成することを目的として、潜在保健師等に対して研修を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

細事業名	事業内容	予算額
公衆衛生対策強化緊急事業	鳥取大学と県が連携協定を締結した上で、鳥取大学が新たに公衆衛生医師を確保することで、医局から保健所に恒常的に人材を派遣するほか、以下の取組を実施する。 <地域住民向け> ○地域住民を対象とした公衆衛生（食中毒、感染症、熱中症、健康づくりなど）のミニ講座（オープンキャンパス）の開催 ○地域住民と医学生との交流活動への参加 <県向け> ○県が抱える公衆衛生行政上の課題（食中毒、感染症、熱中症、健康づくりなど）の調査研究及び結果のフィードバック ○公衆衛生行政に係る施策立案段階での助言 ○将来の公衆衛生医師の確保（医学部生の保健所での実習の企画・運営、公衆衛生医師の全国ネットワークづくり）	12,200
潜在保健師等に対する研修実施	地域保健法の一部改正がされ、感染症のまん延時等の健康危機発生時に保健所業務等を支援する外部の専門職の確保や研修等の支援が保健所設置自治体の責務とされたところであり、県内の潜在保健師に対する研修実施等を行うことにより、今後の感染症等の健康危機発生時に保健所を中心とした業務に従事できるよう人材育成を行う。 （県国民健康保険団体連合会に委託）	1,191
合計		13,391

3 事業目標・取組状況・改善点

- 公衆衛生の重要性を広く県民に理解いただくとともに、鳥取大学から医師を受け入れることで、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策・フレイル対策・健康づくり・がん対策など本県の公衆衛生行政の充実・強化を図る。
- 今後の感染症等の健康危機発生時に保健所を中心とした業務に従事する外部の専門職の即応人材を育成するため研修を実施する。

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 中部総合事務所倉吉保健所運営費	6,664	8,677	△2,013				6,664	
トータルコスト	30,139千円（前年度 32,068千円） [正職員：3.0人]							
主な業務内容	保健所の管理運営費、関係機関との連絡調整							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 中部総合事務所倉吉保健所の管理運営・企画調整等に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 保健所等の管理運営、関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・中部総合事務所倉吉保健所の施設維持管理及び運営を適切に実施する。</p>								

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 西部総合事務所米子保健所運営費	42,805	34,315	8,490				42,805	
トータルコスト	77,947千円（前年度 69,199千円） [正職員：3.7人 会計年度任用職員：2.1人]							
主な業務内容	保健所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 西部圏域における保健・福祉行政を適切に運営するために要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 西部圏域における保健・福祉行政を所管する西部総合事務所米子保健所・県民福祉局の管理運営や関係機関との連絡調整、並びに西部総合事務所東福原庁舎の庁舎管理を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・西部圏域における保健・福祉行政を円滑に運営するとともに、庁舎の適切な管理を行う。 ・なお、米子保健所等は令和5年12月25日をもって糺町庁舎に移転したため、土壌調査などを行ったうえで令和6年度中に庁舎廃止手続きを行う。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	2,386,098	2,577,999	△191,901	52,233		(手数料) 10,956 (寄附金) 5,400 (雑入) 31,072	2,286,437	

事業内容の説明

一般職員251名、定数外職員39名及び会計年度任用職員58名の人件費である。
※正職員左（）内は定数外職員数

（単位：千円、人）

区分			本年度		財 源 内 訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	805,731	正職員 (5)94 会計年度 27	21,907		(手数料) 1,612 (雑入) 20,006	762,206
民生費	生活保護費	生活保護総務費	82,576	正職員 11 会計年度 1	23,319		(雑入) 17	59,240
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	319,293	正職員 39 会計年度 13	7,007		(手数料) 466 (寄附金) 5,400 (雑入) 183	306,237
衛生費	保健所費	保健所費	406,911	正職員 52 会計年度 4			(雑入) 68	406,843
衛生費	医薬費	医薬総務費	771,587	正職員 (34)55 会計年度 13			(手数料) 8,878 (雑入) 10,798	751,911
計			2,386,098	正職員 (39)251 会計年度 58	52,233		47,428	2,286,437

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

孤独・孤立対策課（内線：7688）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
孤独・孤立対策官民連携推進事業	20,934	20,934	0				20,934	
トータルコスト	25,629千円（前年度 25,612千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	審議会の開催、委託契約締結・委託先との連絡調整							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき、必要な支援に関する施策を推進するため、施策の調査審議・実施状況の検証を行う「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を設置するとともに、孤独・孤立に悩む方の相談の入口としての窓口を設置し、相談内容によって専門の相談窓口や支援機関につなげること等により支援の充実を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事業 [934千円] 本人及び家族・援助者の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を設置する。 ・委員の構成 学識経験者、当事者団体、現場で支援を行う者 ・人数 20人以内 ・開催回数 年4回程度を予定</p> <p>(2) 孤独・孤立に関する相談窓口設置事業 [20,000千円] 「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」での意見も踏まえ、令和4年11月に設置した孤独・孤立に関する様々な相談の総合的な窓口「生活困りごと相談窓口」を運営する。 <窓口の概要> ・対面相談 県内3か所の県立ハローワーク内に設置（週2回開設） ・電話相談 年中無休（平日：午前8時30分～午後5時15分、土日祝日：午前9時～午後5時15分）</p>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を設置し、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の関連施策について調査審議・実施状況の検証を行うことにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 ・孤独・孤立に悩む方の相談の入口として「生活困りごと相談窓口」を設置することで、これまでどこに相談して良いか分からない、自分が住んでいる近所の相談窓口には相談しにくい等の理由で相談できていない方に対し、気軽に相談できる場を提供するとともに、相談内容によって専門の相談窓口や支援機関につなげること等により、相談者に寄り添った支援を行う。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
孤独・孤立対策市町村等支援強化事業	75,094	41,608	33,486	4,329		(基金繰入金) 3,000	67,765	

トータルコスト 78,224千円（前年度 44,728千円） [正職員：0.4人]

主な業務内容 制度周知、補助金交付事務

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

核家族化の進行や都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により、ヤングケアラーや産後鬱となる人の存在、老々介護、8050問題などにより、本人が望まない孤独を感じ又は孤立していることが大きな課題として認識されるようになり、その課題解決のため、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を制定し、様々な取組を進めているところである。

特に、複雑化・複合化した課題に対しては従来の属性別の支援体制では狭間のニーズ等への対応が困難であることから、市町村が、属性を問わない包括的な支援体制を構築し創意工夫をもって円滑に実施することを支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

項目	概要	予算額
包括的支援体制の推進	国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重層的支援体制整備事業」(※)について、経費の一部を支援する。 ※地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村が社会福祉法に基づき、属性や世代を問わない「相談支援」、既存制度の支援では対応できないニーズに対し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う「参加支援」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保等を行う「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業 【実施主体】市町村 (実施予定：鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、北栄町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、江府町) ※日吉津村は準備事業を実施予定（国が直接補助）	51,666
孤独・孤立に係る人材育成	支え愛社会づくり人材研修として、以下のとおり実施する。 ○人と地域とつながる研修 孤独・孤立の背景は複合的であるため、当事者を幅広い視点で理解しつながる力、様々な人や機関が連携し支え合う力を高めること等を主な狙いとして、3つのテーマ（15カリキュラム）の研修を実施する。 ○生活援助研修 上記研修のカリキュラムに含まれる「コミュニケーション能力の向上」をさらに深める研修を実施する。 ※研修対象者：県民、福祉専門職、地域活動実践者、県職員、市町村職員等幅広い層を対象とする。	3,000
市町村のアウトリーチ・ネットワークづくり等支援	市町村が実施する課題のある世帯を把握・支援するための世帯訪問調査等について、その経費を支援する。 定額補助（上限：1,000千円）	3,000
生活困窮者の食料支援	世帯訪問等のきっかけにもなる生活困窮者等の世帯に対する食料支援について、食料寄付を行う事業所の開拓、生活困窮者の相談窓口となる生活困窮者自立相談支援機関との連携、寄付食料の受入・配分調整などを行う支援員1名を配置する。（委託実施）	7,428
地域の社会資源を活用して制度の狭間に対応する市町村に対する支援	ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護、ひとり親家庭等に対するセーフティネットやつながりの構築等、総ての県民が自己実現や社会参加をすることができ、安心して暮らせる温もりのある支え愛社会づくりに資する市町村事業に要する経費を支援する。（報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費など） 補助率1/2（上限：2,000千円）	10,000
合計		75,094

3 事業目標・取組状況・改善点

・従来の行政の属性や課題に応じた縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない複雑化・複合化した課題に対応するため、県内全市町村において、地域住民による支え合いの取組も活用した包括的な支援体制を整備する。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
(新) みんなで進める「孤独・孤立対策」事業	3,768	0	3,768	1,749			2,019																
トータルコスト	8,463千円（前年度0千円） [正職員：0.6人]																						
主な業務内容	補助金交付事務																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>孤独・孤立対策は、幅広い支援機関、市町村、県民等、これまでより多様な主体が相互に連携を図りながら取組を進めていくことが不可欠であり、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を軸として、プラットフォームの拡大や重層的支援体制整備に取り組む自治体の拡大等を進め、県民が孤独を感じ、孤立するようなことのないよう、ともに支え合い生きる、支え愛の社会を作っていく。</p>																							
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>予算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡大及び「孤独・孤立対策協議会」の設置</td> <td>・孤独・孤立対策推進法の令和6年4月1日の施行に伴い、法第11条に基づく関係者相互間の連携と協働を促進するため、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に更なる支援機関等を加え、孤独・孤立対策に係る広報活動、相談支援、構成機関間の交流、連携強化等を行う。 ・また、拡大したプラットフォームのうち、コアメンバー（概ね令和5年度のプラットフォーム構成団体を想定）による会議を引き続き実施し、この会議を法に規定する「孤独・孤立対策地域協議会」として位置づけ、個別事案が発生した際の対応を行う。</td> <td>枠内事務費で執行</td> </tr> <tr> <td>(2)「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催</td> <td>・同種の取り組みを行っている団体同士のワークショップを実施し、分野ごとの好事例の展開や顔の見える関係づくりを行い支援の充実につなげる。</td> <td>2,053</td> </tr> <tr> <td>(3)「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流活動費補助</td> <td>・支援団体の取組の活性化、自治体以外の主体による孤独・孤立対策の取組推進、支援団体同士の連携・協働を進めていくため、プラットフォーム構成団体が行う活動に支援を行う。 ※補助率2/3、補助上限30万円（5団体分）</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>(4)「とっとり孤独・孤立対策」の輪の拡大</td> <td>・深刻化する「社会的孤立」に対応するため、自らの地域において、孤独・孤立を深めている人を見守り、必要に応じて声をかけたり、孤立状態にありながら行政が把握していない人を見つけ出し、信頼関係のもと支援につなぎ、見守りを継続する「とっとり孤独・孤立サポーター」制度を創設し、全県に展開していく。 <「とっとり孤独・孤立サポーター」について> ・「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の趣旨に賛同し、地域の孤独・孤立といった課題に関わる志のある方で、県の実施する養成研修を修了した方を任命する。 ・課題解決にあたっては、市町村の生活困窮窓口等適切な支援に繋げ、判断に困るケースなどについては、プラットフォームに設けた相談窓口で、関係先への案内・つなぎ等を行う仕組みを構築する。</td> <td>715</td> </tr> </tbody> </table>									項目	内容	予算額(千円)	(1)「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡大及び「孤独・孤立対策協議会」の設置	・孤独・孤立対策推進法の令和6年4月1日の施行に伴い、法第11条に基づく関係者相互間の連携と協働を促進するため、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に更なる支援機関等を加え、孤独・孤立対策に係る広報活動、相談支援、構成機関間の交流、連携強化等を行う。 ・また、拡大したプラットフォームのうち、コアメンバー（概ね令和5年度のプラットフォーム構成団体を想定）による会議を引き続き実施し、この会議を法に規定する「孤独・孤立対策地域協議会」として位置づけ、個別事案が発生した際の対応を行う。	枠内事務費で執行	(2)「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催	・同種の取り組みを行っている団体同士のワークショップを実施し、分野ごとの好事例の展開や顔の見える関係づくりを行い支援の充実につなげる。	2,053	(3)「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流活動費補助	・支援団体の取組の活性化、自治体以外の主体による孤独・孤立対策の取組推進、支援団体同士の連携・協働を進めていくため、プラットフォーム構成団体が行う活動に支援を行う。 ※補助率2/3、補助上限30万円（5団体分）	1,000	(4)「とっとり孤独・孤立対策」の輪の拡大	・深刻化する「社会的孤立」に対応するため、自らの地域において、孤独・孤立を深めている人を見守り、必要に応じて声をかけたり、孤立状態にありながら行政が把握していない人を見つけ出し、信頼関係のもと支援につなぎ、見守りを継続する「とっとり孤独・孤立サポーター」制度を創設し、全県に展開していく。 <「とっとり孤独・孤立サポーター」について> ・「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の趣旨に賛同し、地域の孤独・孤立といった課題に関わる志のある方で、県の実施する養成研修を修了した方を任命する。 ・課題解決にあたっては、市町村の生活困窮窓口等適切な支援に繋げ、判断に困るケースなどについては、プラットフォームに設けた相談窓口で、関係先への案内・つなぎ等を行う仕組みを構築する。	715
項目	内容	予算額(千円)																					
(1)「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡大及び「孤独・孤立対策協議会」の設置	・孤独・孤立対策推進法の令和6年4月1日の施行に伴い、法第11条に基づく関係者相互間の連携と協働を促進するため、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に更なる支援機関等を加え、孤独・孤立対策に係る広報活動、相談支援、構成機関間の交流、連携強化等を行う。 ・また、拡大したプラットフォームのうち、コアメンバー（概ね令和5年度のプラットフォーム構成団体を想定）による会議を引き続き実施し、この会議を法に規定する「孤独・孤立対策地域協議会」として位置づけ、個別事案が発生した際の対応を行う。	枠内事務費で執行																					
(2)「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催	・同種の取り組みを行っている団体同士のワークショップを実施し、分野ごとの好事例の展開や顔の見える関係づくりを行い支援の充実につなげる。	2,053																					
(3)「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流活動費補助	・支援団体の取組の活性化、自治体以外の主体による孤独・孤立対策の取組推進、支援団体同士の連携・協働を進めていくため、プラットフォーム構成団体が行う活動に支援を行う。 ※補助率2/3、補助上限30万円（5団体分）	1,000																					
(4)「とっとり孤独・孤立対策」の輪の拡大	・深刻化する「社会的孤立」に対応するため、自らの地域において、孤独・孤立を深めている人を見守り、必要に応じて声をかけたり、孤立状態にありながら行政が把握していない人を見つけ出し、信頼関係のもと支援につなぎ、見守りを継続する「とっとり孤独・孤立サポーター」制度を創設し、全県に展開していく。 <「とっとり孤独・孤立サポーター」について> ・「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の趣旨に賛同し、地域の孤独・孤立といった課題に関わる志のある方で、県の実施する養成研修を修了した方を任命する。 ・課題解決にあたっては、市町村の生活困窮窓口等適切な支援に繋げ、判断に困るケースなどについては、プラットフォームに設けた相談窓口で、関係先への案内・つなぎ等を行う仕組みを構築する。	715																					
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民が孤独を感じ、孤立するようなことのないよう、ともに支え合い生きる、支え愛の社会を目指す。 ・県は令和4年12月に「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を制定した。 ・県民の抱える課題が複雑化・多様化する中で、制度の狭間に埋もれるニーズへの対応のため、円滑な体制整備と充実・強化が図られるよう、市町村における包括的な支援体制の構築など、市町村及び関係団体等との有機的連携のもと取組を進めており、令和6年度以降重層的支援体制整備に取り組む自治体が増加する見込みである。 																							

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活困窮者光熱費等支援事業	67,500	144,500	△77,000	67,500				
トータルコスト	68,283千円（前年度146,059千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
事業内容の説明	【「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」充当事業】							
1 事業の目的、概要	<p>物価高騰が継続していることから、生活困窮者に対し、当面の生活を維持し、自立に向けた活動が円滑に行われるよう、緊急的な支援を実施する。</p>							
2 主な事業内容	<p>物価高騰の影響を受けている生活困窮者に対して光熱費等の助成を行う市町村への補助を継続実施し、生活困窮者の生活支援対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：市町村が支援対象として認める世帯（生活保護受給世帯等）※27,000世帯を想定 ・補助率：1/2 ・1世帯当たり補助基準額：5千円 							
3 事業目標・取組状況・改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対し、緊急的な支援を実施することにより、当面の生活を維持するとともに、自立に向けた継続的な支援を推進する。 							

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 当事者・家族等のピアサポート活動支援事業	3,000	0	3,000				3,000	
トータルコスト	3,783千円（前年度0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ピアサポートに取り組む県内団体に対し活動費を補助するとともに、ピアサポーターを支援する団体への助成を行い、経費の問題から二の足を踏んでいる本人や家族による活動団体の創始を後押しし、既存団体の活動の活性化を図ることにより、ピアサポートの推進や自助グループの育成を図り心の連帯を拡げて孤立の解消を進める。

2 主な事業内容

次の（ア）～（カ）の要件をすべて満たす対象へ補助金を交付する。

- （ア） 同じ悩みを抱える方々の当事者会や家族会等のピアサポート活動またはピアサポーターを支援する活動に取り組む県内団体であること。なお、ピアサポーターを支援する活動とは、ピアサポーターの実践上の困りごとや悩みなどへのフォロー、効果的な手法のアドバイス（スーパーバイズ活動）をいう。
- （イ） ピアサポート活動は、ひきこもりや難病等の患者の本人や家族、ケアラー、その他障がいや要介護にある本人や家族と同程度の日常生活への支障がある人を対象としていること
- （ウ） ピアサポート活動は、本人や家族のエンパワーメントにつながる活動であること
- （エ） 3名以上で構成される団体で、代表者が明らかであること
- （オ） 団体の活動目的を明らかにしていること
- （カ） 営利又は政治活動もしくは宗教活動を目的としていないこと

(1) 補助対象経費

活動に係る立ち上げ経費（人件費、施設改修、備品購入等）、及び活動費（会議室等賃借料、広報費、通信運搬費、印刷製本費等）

(2) 補助率、補助額の上限

	ピアサポート団体				ピアサポーター支援団体	
	新規立ち上げ団体		既存団体		新規立ち上げ団体	既存団体
	職員あり	職員なし	職員あり	職員なし		
補助率	9/10		1/2		9/10	1/2
補助額上限	500千円	100千円	500千円	100千円	1,000千円	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ 経費の問題から二の足を踏んでいる本人や家族による活動団体の創始を後押しし、既存団体の活動の活性化を図る。
- ・ 令和5年度はピアサポート団体へ3件の交付決定を行った。継続して補助を実施し団体の創始や活動の活性化を図っていく。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活困窮者総合支援事業	70,621	69,923	698	28,069			42,552	
トータルコスト	84,523千円（前年度 83,713千円）〔正職員：1.4人 会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	生活困窮者への相談支援、委託契約締結・委託先との連絡調整、補助金交付事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】</p> <p>市町村バックアップ事業（10,164千円）</p> <p>市町村に対して、生活困窮者自立支援制度に関する後方支援（養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等）を行う。</p> <p>【生活困窮者に対する支援】</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業（25,943千円 国3/4ほか）</p> <p>県福祉事務所を設置する三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく必須事業（自立相談支援、住居確保給付金）及び任意事業（就労準備支援、家計改善支援、学習支援）を実施する。</p> <p>(2) ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業（590千円 国1/2）</p> <p>生活困窮の未然防止策として、ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。</p> <p>(3) 見舞金（25,444千円 単県）</p> <p>県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対して、夏季に見舞金を支給する。</p> <p>(4) 低所得者等に係る中間的就労支援推進事業（8,480千円 国1/2）</p> <p>中間的就労事業所育成員が県全域の支援機関のニーズに応じた協力事業所の開拓や支援対象者とのマッチングを行う。また、協力事業所が中間的就労支援の取組ノウハウを共有する等により就労支援の推進を図る。</p> <p><参考>中間的就労：さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や職業体験・就労体験の機会を提供しながら、就労に向けた段階的支援を行う。</p>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内市町村における生活困窮者自立支援制度の円滑な実施を図るため、人材育成、ネットワークの構築、関係する情報の収集・提供等のバックアップ支援を行うことにより、生活困窮者の自立に向けた計画的・継続的な支援等が円滑に実施できる支援体制の充実を図る。 <p>【生活困窮者に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を実施する。 家計管理に関するセミナー等による困窮の未然防止、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を併せて実施することにより、生活困窮者の自立を総合的に支援する。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活福祉資金貸付事業	22,580	21,666	914	11,290			11,290	
トータルコスト	23,363千円（前年度 22,446千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に対して補助を行う。 【生活福祉資金貸付制度の概要】 目的 低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るため、必要な資金を貸し付ける制度。 種類 ・総合支援資金：生活再建までの間に必要な生活費や住宅賃貸契約を結ぶための費用等を貸付 ・福祉資金：日常生活を送る上で一時的に必要なであると見込まれる費用等を貸付 ・教育支援資金：高校、大学又は高等専門学校への入学や就学に必要な経費を貸付 ・不動産担保型生活資金：居住用不動産を有し、その住居に住み続ける高齢者に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付</p> <p>2 主な事業内容 (1) 予算額 22,580千円 (2) 補助率 10/10（国1/2、県1/2） (3) 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る事務費（人件費、事務費等）を補助する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者、離職者等に対し、必要な資金の貸付と相談支援を行い、経済的自立、生活意欲の助長、社会参加の促進等を図り、安定した生活を送れるようにする。 ・平成21年10月から「総合支援資金」を新設し、貸付利率を緩和して利用しやすい制度に改正するとともに、相談支援体制の強化のため貸付相談員2名を配置した。平成24年度からは、償還指導を強化するため、償還指導員（償還事務、償還指導を行う）を2名配置した。 ・令和2年3月から令和4年9月末まで、新型コロナウイルスに係る当該資金の特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）により、休業や離職による生活立て直しのための一時的な資金貸付を行った。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業	102,245	98,330	3,915			(基金繰入金) 12,977	89,268							
トータルコスト	106,158千円（前年度 102,229千円） [正職員：0.5人]													
主な業務内容	交付金交付事務													
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に交付金を交付することにより、組織体制の安定化・強化を図るとともに専門性や企画立案能力、ネットワークを活用し、自主的に福祉課題に対応できる体制の整備を図る。</p>														
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県社協運営費助成事業 58,784千円 (うち人件費56,337千円 職員9人)</td> <td>役職員の人件費、交付金制度の外部評価等</td> </tr> <tr> <td>基盤整備事業 43,461千円 (うち人件費38,427千円 職員6人) ※鳥取県地域医療介護総合確保基金充 当</td> <td>鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。 ※県社協の企画・立案能力を活用する。 ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○地域共生社会実現支援事業 ・地域福祉活動計画の策定支援、市町村社協担当制の実施、社会福祉法人の地域貢献実施支援</td> </tr> </tbody> </table>									事業名	事業概要	県社協運営費助成事業 58,784千円 (うち人件費56,337千円 職員9人)	役職員の人件費、交付金制度の外部評価等	基盤整備事業 43,461千円 (うち人件費38,427千円 職員6人) ※鳥取県地域医療介護総合確保基金充 当	鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。 ※県社協の企画・立案能力を活用する。 ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○地域共生社会実現支援事業 ・地域福祉活動計画の策定支援、市町村社協担当制の実施、社会福祉法人の地域貢献実施支援
事業名	事業概要													
県社協運営費助成事業 58,784千円 (うち人件費56,337千円 職員9人)	役職員の人件費、交付金制度の外部評価等													
基盤整備事業 43,461千円 (うち人件費38,427千円 職員6人) ※鳥取県地域医療介護総合確保基金充 当	鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。 ※県社協の企画・立案能力を活用する。 ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○地域共生社会実現支援事業 ・地域福祉活動計画の策定支援、市町村社協担当制の実施、社会福祉法人の地域貢献実施支援													
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の社会福祉事業を推進している県社協に対し、運営経費（主に人件費）を助成することで、県社協の自主性を生かした地域福祉活動の推進を図る。 ・平成28年度に県社協の企画能力を活用した事業に取り組めるように交付金制度を見直し、県社協が認識している課題に対して交付金事業を活用して取り組んでいる。 ・平成28年度から令和5年度までに基盤整備事業を行い、以下のような取組の企画・実施により、県社協に求められている地域福祉の推進を図ることができた。 <ul style="list-style-type: none"> <H28～H30取組> <ul style="list-style-type: none"> ・制度間の狭間にある者に対する「えんくり事業（社会福祉法人の地域貢献モデル事業）」の創設。 ・市町村社協が自治会、集落等で住民主体の地域づくりを行うための「“我がまち”づくりのためのガイドライン」を策定。 <R1～R3取組> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協担当制などにより、住民が主体的な地域づくり・相談体制等を整備する上での効果的な働きかけを市町村社協へ行う。 ・「えんくり事業」への参加促進などによる、社会福祉法人間で連携した複合的な地域課題への対応（地域公益事業の促進）。 ・令和4年度以降は、地域共生社会の実現における地域福祉の役割が増大していることから、令和3年度までの事業を拡大して以下の事業に取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> <R4～R6取組> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協担当制により各市町村社協の個別課題を分析し指導・助言を行うとともに、地域福祉推進支援員を設置し市町村社協全体の状況・課題を把握・分析し支援を行う。 ・地域福祉の推進のため、市町村社協と連携をしながら地域ごとの課題や支援経過を体系的に記録する「地域カルテ」の策定・普及を行う。 														

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
鳥取県再犯防止推進事業	31,274	30,428	846	23,263			8,011																
トータルコスト	35,187千円（前年度 34,327千円）〔正職員：0.5人〕																						
主な業務内容	再犯防止推進会議の運営、支援対象者への支援、新たな相談支援体制の構築にかかる検討、市町村に対する研修会開催等																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要 犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるように取り組むことで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 再犯防止推進協議会の開催（年2回程度） 275千円 ア 構成者 鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等 イ 内容 令和5年4月策定の第2期鳥取県再犯防止推進計画を踏まえて、相互の情報交換や課題の共有、鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理等を行う。</p> <p>(2) 鳥取県地域生活定着支援センターの運営 30,657千円 ア 運営経費 30,609千円 イ 委託事業者選定に係るプロポーザル審査会の開催（5年に1回） 48千円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:45%;">入口支援</th> <th style="width:45%;">出口支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営主体</td> <td colspan="2">一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td colspan="2">相談支援員4名、事務職員1名</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>起訴猶予者、執行猶予者、罰金・料金を受けた者で、福祉的な支援が必要な障がい者又は高齢者</td> <td>刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> 1 被疑者・被告人段階の支援 ・対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認 ・更生計画の作成 ・社会復帰後の受入施設等の確保や、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等の開催） </td> <td> 1 刑務所出所前の支援 ・保護観察所の生活環境調整への協力 ・刑務所等出所後の受入施設等の確保や、福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催） </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築 284千円 支援の届きにくい地域生活定着支援センターの支援対象外の者や満期釈放者、その家族等向けの相談体制の構築に向けて、関係者による検討会を行う。</p> <p>(4) 市町村に対する再犯防止推進支援事業 58千円 市町村担当者等対象の研修会、市町村・国の関係機関等関係者・県との連携会議を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪・非行をした者を適切に福祉的支援へとつなげるとともに、地域社会で孤立しないよう、地域における支援体制を構築する。第2期計画における成果指標：令和9年度末までに刑法犯検挙者中の再犯者数を基準値から20%減らす。（基準値443人（平成29～令和3年の平均値）→354人（令和4～8年の平均値））。 ・平成30年4月1日に再犯の防止等に関する法律に基づく「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、令和5年4月に第2期計画を改定した。 ・鳥取県地域生活定着支援センターにおいて、刑務所出所者や被疑者・被告人等で福祉的支援が必要な者（依頼先からの相談案件）について、福祉サービスへのつなぎを実施している。（令和4年度特別調整実施人数：13名） 									区分	入口支援	出口支援	運営主体	一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター		職員	相談支援員4名、事務職員1名		対象者	起訴猶予者、執行猶予者、罰金・料金を受けた者で、福祉的な支援が必要な障がい者又は高齢者	刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者	支援内容	1 被疑者・被告人段階の支援 ・対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認 ・更生計画の作成 ・社会復帰後の受入施設等の確保や、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等の開催）	1 刑務所出所前の支援 ・保護観察所の生活環境調整への協力 ・刑務所等出所後の受入施設等の確保や、福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）
区分	入口支援	出口支援																					
運営主体	一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター																						
職員	相談支援員4名、事務職員1名																						
対象者	起訴猶予者、執行猶予者、罰金・料金を受けた者で、福祉的な支援が必要な障がい者又は高齢者	刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者																					
支援内容	1 被疑者・被告人段階の支援 ・対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認 ・更生計画の作成 ・社会復帰後の受入施設等の確保や、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等の開催）	1 刑務所出所前の支援 ・保護観察所の生活環境調整への協力 ・刑務所等出所後の受入施設等の確保や、福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）																					

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																													
民生委員費	84,765	83,340	1,425	213			84,552																													
トータルコスト	90,243千円（前年度 88,798千円） [正職員：0.7人]																																			
主な業務内容	補助金交付事務、民生委員の委嘱・解嘱等事務																																			
事業内容の説明																																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>民生委員・児童委員制度の一層の理解の促進や、民生委員・児童委員の資質向上、活動しやすい環境の整備を図るため、民生委員・児童委員の活動費（主任児童委員分を除く。）や研修、民生児童委員協議会の活動及び各市町村による民生委員推薦会の開催等を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額(千円)</th> <th>実施主体</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生委員活動費</td> <td>64,311</td> <td>県</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>民生児童委員協議会等補助金</td> <td>19,825</td> <td>県民生児童委員協議会等</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>地区民児協会長等研修事業委託料</td> <td>426</td> <td>県（委託先：県民生児童委員協議会）</td> <td>国1/2、県1/2</td> </tr> <tr> <td>民生委員推薦会開催事業負担金</td> <td>180</td> <td>市町村</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>23</td> <td>県</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>84,765</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※鳥取市分は除く。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の立場に立った民生委員・児童委員の活動を推進・支援することで、地域福祉の向上を目指す。 ・研修等を実施し民生委員・児童委員の資質向上を図る。 <p>○相談・支援件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度 26,360件（24.9件/人） 令和3年度 27,161件（26.0件/人） 令和2年度 25,376件（24.3件/人） 令和元年度 25,674件（24.6件/人） 平成30年度 30,965件（29.7件/人） 									区分	予算額(千円)	実施主体	財源	民生委員活動費	64,311	県	県10/10	民生児童委員協議会等補助金	19,825	県民生児童委員協議会等	県10/10	地区民児協会長等研修事業委託料	426	県（委託先：県民生児童委員協議会）	国1/2、県1/2	民生委員推薦会開催事業負担金	180	市町村	県10/10	事務費	23	県	県10/10	合計	84,765		
区分	予算額(千円)	実施主体	財源																																	
民生委員活動費	64,311	県	県10/10																																	
民生児童委員協議会等補助金	19,825	県民生児童委員協議会等	県10/10																																	
地区民児協会長等研修事業委託料	426	県（委託先：県民生児童委員協議会）	国1/2、県1/2																																	
民生委員推薦会開催事業負担金	180	市町村	県10/10																																	
事務費	23	県	県10/10																																	
合計	84,765																																			

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
孤独・孤立対策課管理運営費	1,571	960	611				1,571	
トータルコスト	4,701千円（前年度 1,740千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	孤独・孤立対策課の総括及び課内外の連絡調整等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>孤独・孤立対策課の総括及び課内外の連絡調整等を行う。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な予算の運用と連絡調整を行う。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																								
日常生活自立支援事業	42,838	43,943	△1,105	21,019		(基金繰入金) 800	21,019																																								
トータルコスト	44,403千円（前年度 45,502千円） [正職員：0.2人]																																														
主な業務内容	補助金交付事務、連絡調整業務																																														
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																																											
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で適切に福祉サービスを利用することが困難な方が、地域で安心して生活を送れるように支援するため、鳥取県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に対し補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」を「社協」という。）</p> <p>(2) 事業の概要</p> <p>ア 各市町村社協が、支援を必要とする方の調査、一次審査会の開催、利用契約の締結を行う</p> <p>イ 各市町村社協の専門員及び生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理などを行う。</p> <p>ウ 県社協は、広報活動、専門員・生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等を実施する。</p> <p>(3) 補助対象経費 人件費（事務局・専門員）、事務費</p> <table border="1" data-bbox="233 954 1412 1155"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額（千円）</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県社協運営費</td> <td>10,362</td> <td>契約締結審査会（契約・更新）、連絡会議、広報活動、調査書類の様式作成、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>32,476</td> <td>市町村社協への委託</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42,838</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が十分でない方に対し、生活支援員のサポートにより、必要な福祉サービスの受給や金銭管理を行うことを目的とする。 ・平成26年度までは東・中・西部地区の住民支援を県社協が鳥取市社協・倉吉市社協・米子市社協に委託していたが、平成27、28年度の移行期間を経て、平成29年度からは全市町村社協に委託し実施している。 <p>【相談・契約締結件数】</p> <table border="1" data-bbox="242 1462 1386 1592"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>6,834</td> <td>9,149</td> <td>8,593</td> <td>9,890</td> <td>9,868</td> <td>9,491</td> <td>10,897</td> <td>9,293</td> </tr> <tr> <td>契約締結件数</td> <td>234</td> <td>238</td> <td>247</td> <td>262</td> <td>282</td> <td>275</td> <td>258</td> <td>245</td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額（千円）	摘要	県社協運営費	10,362	契約締結審査会（契約・更新）、連絡会議、広報活動、調査書類の様式作成、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等	委託費	32,476	市町村社協への委託	合計	42,838		年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	相談件数	6,834	9,149	8,593	9,890	9,868	9,491	10,897	9,293	契約締結件数	234	238	247	262	282	275	258	245
区分	予算額（千円）	摘要																																													
県社協運営費	10,362	契約締結審査会（契約・更新）、連絡会議、広報活動、調査書類の様式作成、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等																																													
委託費	32,476	市町村社協への委託																																													
合計	42,838																																														
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																							
相談件数	6,834	9,149	8,593	9,890	9,868	9,491	10,897	9,293																																							
契約締結件数	234	238	247	262	282	275	258	245																																							

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
成年後見支援センター運営支援事業	14,250	14,250	0	7,125			7,125																					
トータルコスト	15,815千円（前年度 15,809千円） [正職員：0.2人]																											
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い、関係会議出席																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>高齢者、障がい者等が成年後見制度の活用等により、住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続できるよう、弁護士、社会福祉士等の専門人材による権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター 一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき <p>(2) 補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援センターの設置運営 ・困難事例の法人後見 ・成年後見制度や権利擁護に係る普及啓発 ・成年後見制度や権利擁護に係る市町村への相談支援 ・市民後見人の養成 ・法人後見の担い手の育成・活動支援 ・日常生活自立支援事業等関連制度からの円滑な移行支援 ・各関係機関との地域連携ネットワーク会議等の開催 ・成年後見制度の実務に関する研修会の開催 <p>(3) 予算額 14,250 千円</p> <p>1ヶ所当たり定額 4,750 千円×3ヶ所=14,250 千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各成年後見支援センターへの支援を行い、権利擁護にあたり困難な課題があるような場合、同センターが法人後見を受任し、各市町村に助言等行うなど、県内の権利擁護体制の強化を図る。 ・各圏域に成年後見支援センターが設置され、全市町村と県が一体となって支援体制を整備しており、受任件数は年々増加している。（設置：H24.4.10 西部、H25.4.1 東部、H25.4.8 中部） ・センターは広域的なセーフティネットとして困難事例の後見受任を行いながら、後見受任の新たな担い手の育成やその活動を支援することで、地域における権利擁護体制の充実に努めている。 ・令和4年度に改定された国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、人口規模が小さく社会資源に乏しい町村部への支援を都道府県が積極的に取り組む必要性が盛り込まれ、引き続き成年後見支援センターと連携して市町村における体制整備への支援を充実させていく必要がある。 <p>【各年度末における法人後見受任件数の推移】 （単位：件）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受任件数</td> <td>102</td> <td>121</td> <td>137</td> <td>149</td> <td>184</td> <td>199</td> <td>199</td> <td>214</td> <td>224</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受任件数は3センター合計の数値</p>									年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	受任件数	102	121	137	149	184	199	199	214	224
年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4																			
受任件数	102	121	137	149	184	199	199	214	224																			

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひきこもり支援推進事業	45,528	34,417	11,111	23,544			21,984	

トータルコスト 60,396千円（前年度 49,231千円）〔正職員：1.9人〕

主な業務内容 とっとりひきこもり生活支援センター委託実施、家族教室等の実施等

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

8050問題といったひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額		
とっとりひきこもり生活支援センターの運営（国1/2他）	ひきこもり者に対する生活・就労支援を中心とした相談事業や社会参加促進事業（職場体験）等の実施（NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; padding: 5px;"> 相談事業（国1/2） ・コーディネーターの配置（9名）（東部5名・中部2名・西部2名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援（電話、メール、SNS（LINE）、訪問） ・関係機関との連携（連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援、情報発信 </td> <td style="width:50%; padding: 5px;"> 体験事業（国3/4） ・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置 ・協力事業所と提携した職場体験事業 </td> </tr> </table>	相談事業（国1/2） ・コーディネーターの配置（9名）（東部5名・中部2名・西部2名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援（電話、メール、SNS（LINE）、訪問） ・関係機関との連携（連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援、情報発信	体験事業（国3/4） ・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置 ・協力事業所と提携した職場体験事業	45,178
相談事業（国1/2） ・コーディネーターの配置（9名）（東部5名・中部2名・西部2名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援（電話、メール、SNS（LINE）、訪問） ・関係機関との連携（連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援、情報発信	体験事業（国3/4） ・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置 ・協力事業所と提携した職場体験事業			
ひきこもりサポーター養成研修（国1/2）	ひきこもりを正しく理解し、本人やその家族を支えるひきこもりサポーターを養成するための研修会を開催する。（NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託）			
ひきこもり問題を考えるフォーラム（単県）	県民のひきこもり問題の理解を深めるための、広く一般の方を対象としたフォーラムを開催する。（NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託）			
オンラインによるひきこもり家族教室の実施（国1/2）	オンラインで各家庭と各保健所やひきこもり生活支援センターを結び、ひきこもりの家族が抱える相談や家族同士の交流ができる場を確保する。	243		
家族教室・精神科医師の専門相談（単県）	家族同士の話し合いや学習等を行う家族教室、精神科医師による随時相談を実施する。	107		
合計		45,528		

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、本人の自立を促進し、本人及び家族の心の健康増進を図る。
- ・とっとりひきこもり生活支援センターに相談支援・情報発信・職場体験等の事業を委託し、支援の充実を図る。また、ひきこもりサポーター養成講座、ひきこもり問題を考えるフォーラム等を開催し、ひきこもり問題への理解の促進を図るとともに、支援にあたる関係者の資質向上を図る。
- ・鳥取市保健所、各県民福祉局で家族教室を開催し、多角的にひきこもりに関する支援を実施している。
- ・令和4年度からSNS（LINE）を活用した相談事業を開始するとともに、専門の相談員を2名増員し相談体制の強化を図り、時代のニーズにあったひきこもり支援を展開している。令和5年度はさらに、職場体験事業終了者への支援も開始した。
- ・とっとりひきこもり生活支援センターの相談の強化に合わせて、これまでのノウハウを活かした市町村への支援やひきこもり家族会を含めた家族への支援等も強化して展開する。

3項 生活保護費

孤独・孤立対策課（内線：7144）

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
保護行政費	35,305	22,271	13,034	19,540			15,765																									
トータルコスト	104,765千円（前年度 91,420千円） [正職員：8.5人 会計年度任用職員：1.0人]																															
主な業務内容	福祉事務所の監査、保護の決定及び調査																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的、概要 生活保護に係る各種の調査や福祉事務所に対する監査などを行い、生活保護の適正実施を図る。</p> <p>2 主な事業内容 生活保護に係る各種の調査、監査、適正化推進事業の実施に要する経費である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額（千円）</th> <th>財源</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法施行事務費</td> <td>5,476</td> <td>国1/2ほか</td> <td>県内全福祉事務所に対する指導監査及び、県福祉事務所における保護決定事務を行う。</td> </tr> <tr> <td>生活保護法適正実施推進事業</td> <td>26,927</td> <td>国1/2ほか</td> <td>県福祉事務所における生活保護の実施基盤の整備充実、適正実施等に係る経費。 ・生活保護システム改修事業 令和8年度運用開始予定の生活保護システム標準化に必要な改修を行う。 ・生活保護システムの保守管理を行う。 ・被保護者の就労準備に対して補助を行う。</td> </tr> <tr> <td>監査委託事業</td> <td>486</td> <td>国10/10</td> <td>事務費</td> </tr> <tr> <td>社会保障生計調査事業</td> <td>2,416</td> <td>国10/10</td> <td>被保護世帯における家計収支の内容を調査する。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35,305</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護に係る各種の調査、監査、適正化推進事業等を実施し、県内全福祉事務所における生活保護の適正実施を図る。 レセプト点検員によるレセプト点検、嘱託医の医療要否意見書の審査等により、医療費の適正化を図った。 本庁嘱託医による医療機関への個別指導により医療扶助の適正実施を図った。 福祉事務所への指導監査を行うことにより、生活保護の実施水準の向上を図った。 県設置福祉事務所の査察指導員、ケースワーカーを全国研修等に参加させることにより、査察指導の方策、生活保護制度の理解が深まり、生活保護の適正実施に役立てることができた。 									区分	予算額（千円）	財源	内容	法施行事務費	5,476	国1/2ほか	県内全福祉事務所に対する指導監査及び、県福祉事務所における保護決定事務を行う。	生活保護法適正実施推進事業	26,927	国1/2ほか	県福祉事務所における生活保護の実施基盤の整備充実、適正実施等に係る経費。 ・生活保護システム改修事業 令和8年度運用開始予定の生活保護システム標準化に必要な改修を行う。 ・生活保護システムの保守管理を行う。 ・被保護者の就労準備に対して補助を行う。	監査委託事業	486	国10/10	事務費	社会保障生計調査事業	2,416	国10/10	被保護世帯における家計収支の内容を調査する。	合計	35,305		
区分	予算額（千円）	財源	内容																													
法施行事務費	5,476	国1/2ほか	県内全福祉事務所に対する指導監査及び、県福祉事務所における保護決定事務を行う。																													
生活保護法適正実施推進事業	26,927	国1/2ほか	県福祉事務所における生活保護の実施基盤の整備充実、適正実施等に係る経費。 ・生活保護システム改修事業 令和8年度運用開始予定の生活保護システム標準化に必要な改修を行う。 ・生活保護システムの保守管理を行う。 ・被保護者の就労準備に対して補助を行う。																													
監査委託事業	486	国10/10	事務費																													
社会保障生計調査事業	2,416	国10/10	被保護世帯における家計収支の内容を調査する。																													
合計	35,305																															

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	2,689	13,216	△10,527	1,793			896	
トータルコスト	5,819千円（前年度 13,996千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 社会福祉法人等の行う施設整備等に対して補助を行い、救護施設における施設整備を図り、施設入所者のサービス利用環境の向上を目指す。</p> <p>2 主な事業内容 県内救護施設（ゆりはま大平園）における、感染症拡大防止対策を目的とした多床室（2人部屋）の個室化（18→36室）の改修のための経費及び非常放送用スピーカーの増設を補助する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・救護施設における施設入所者のサービス利用環境の向上を図る。</p>								

2目 扶助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
扶助費	320,892	337,274	△16,382	140,019			180,873	
トータルコスト	352,975千円（前年度 369,242千円） [正職員：4.1人]							
主な業務内容	生活保護費支払事務、県負担金交付事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する。</p> <p>2 主な事業内容 県設置の中部福祉事務所（三朝町を所管）及び西部福祉事務所（大山町を所管）における生活保護費及び居住地がないか、明らかでない被保護者につき県内市町村（鳥取市を除く）が支弁した国負担分以外の保護費等を市町村に代わって県が負担するための経費である。 （1）生活保護費（県設置福祉事務所分） 186,693千円（国3/4、県1/4） （2）現在地保護者県負担金 134,199千円（単県）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方にに基づき、生活に困窮されている方が必要な支援を受けられるよう、適切な保護を実施する。 ・生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その者の自立を助長するため、負担金の支給等を行う。 ・生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長するために要する経費を支出した。（県設置福祉事務所分、令和4年度実績：209,649千円） ・居住地がないか、明らかでない被保護者につき市町村が支弁した国負担分以外の保護費等を市町村に代わって県が負担した。（令和4年度実績：129,259千円）</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ヤングケアラー支援推進事業	17,830	14,877	2,953	8,392			9,438	
トータルコスト	20,960千円（前年度 17,996千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	関係者との連絡調整、事業者との連絡調整、契約事務、委託料の支払							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>ヤングケアラーの悩みや相談への対応・支援者のスキルアップ・理解促進・啓発を目的として相談窓口の設置、フォーラム開催、研修補助金、啓発事業等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
支援の充実・孤立化防止								
LINE 相談窓口の設置	ヤングケアラーやその保護者、周りの関係者等がより気軽に相談できるよう LINE による相談窓口を設置する（24 時間、365 日受付）。							7,660
電話相談の 24 時間化	夜間休日にヤングケアラーに関する電話相談を受け付ける体制を整備し、対応時間を 24 時間 365 日にする。							536
オンラインサロンの開催	ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、悩みや現状を共有しあうことでヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスを行う。							1,852
ヤングケアラーのための SNS 上の集いの場	ヤングケアラー同士が悩みや経験をより気軽に共有しやすくするため、SNS 上に集いの場（ヤングケアラーがチャットを通じて意見交換をしたり悩みを共有したりする場）を設置するとともに管理者を配置して参加者に助言や情報提供を行う事業者に対して、運営費の補助を行う。							2,868
支援者のスキルアップ								
フォーラム兼支援者研修会	県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムと教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーを発見し支援につなげるための研修会を開催する。							847
支援機関の研修助成	各支援機関等がそれぞれの分野における課題や対応について掘り下げて行う研修に要する費用を補助する。 （1 件あたり上限額 80 千円、補助率 10/10）							800
理解促進・啓発								
ヤングケアラー啓発事業	リーフレットや SNS 等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する（令和 4 年度から全小学生にリーフレットを配布）。							2,770
ヤングケアラー出前授業	ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、学校関係者に対してヤングケアラーの概念や相談窓口等の理解促進を図る。							333
関係機関の連携								
ヤングケアラー対策会議	学識経験者等に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討する。							164
合 計							17,830	
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・ヤングケアラー等が、いつでも相談できる体制の構築と孤立化防止に向けた対策の強化を図る。</p>								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉監査指導課 (内線: 7140)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	4,052	3,063	989	852			3,200	
トータルコスト	39,315千円 (前年度 37,950千円) [正職員: 3.0人 会計年度任用職員: 4.0人]							
主な業務内容	社会福祉法人指導監査							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>社会福祉法人の運営の適正化・健全経営の推進を図り、適切な福祉サービスが安定して提供できるよう、指導監査や許認可を行うとともに、各種研修会等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 社会福祉法人指導監査の充実 [3,539千円] 社会福祉法に基づき社会福祉法人の運営の適正化を指導するため法人指導監査を実施するための経費、また、関係機関との連携を図るために要する経費である。</p> <p>(2) 法人支援をはじめとする各種研修会の実施 [513千円] 法人の役職員及び県の監査担当者の資質向上を図るために実施する各種研修会等に要する経費である。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指導監査・各種研修等の事業を行い、社会福祉法人運営の適正化を図る。 ・高度な専門的知識(法律・財務・会計)を要する指導監査に対応するため、必要に応じて公認会計士及び弁護士に同行してもらうなどし、専門家の視点での監査の着眼点、法的な見解等について助言・指導いただきながら、監査を実施することとしている。 ・県民福祉局等が行う施設監査における会計面の監査強化に当たり、法人監査と施設監査の情報共有、連携強化を図っている。 ・施設監査所管課及び県内4市をメンバーに社会福祉事業指導監査等連絡調整会議を開催し、監査における指摘事項の統一や情報の共有を図っている。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																										
社会福祉法人育成事業	35,702	35,478	224				35,702																										
トータルコスト	38,832千円（前年度 38,597千円）〔正職員：0.4人〕																																
主な業務内容	補助金交付業務																																
事業内容の説明																																	
<p>1 事業の目的、概要 県内社会福祉法人の健全な育成を図るため、運営費に対する支援等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>予算額（千円）</th> <th>実施主体</th> <th>補助率等</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金</td> <td>28,300</td> <td>社会福祉法人が経営する社会福祉施設 （保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） （※1）</td> <td>1施設当たりの補助金額 2,500千円（上限）</td> <td>施設の人件費・事務費を補助する。</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金</td> <td>121</td> <td>社会福祉法人等</td> <td>支払利息額の1/4又は1/2</td> <td>独立行政法人福祉医療機構から借入を行った施設整備借入金に係る支払利子の一部を補助する。（※2）</td> </tr> <tr> <td>福祉施設経営指導事業補助金</td> <td>7,281</td> <td>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</td> <td>10/10</td> <td>社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35,702</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。 （※2）平成17年3月31日までに借入を行ったものに限る。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間社会福祉法人運営費等に要する経費の一部を補助し、健全な育成を図る。 ・鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金交付実績 平成30年度：8施設 令和元年度：11施設 令和2年度：13施設 令和3年度：12施設 令和4年度：11施設 令和5年度：10施設（見込） 									補助金名	予算額（千円）	実施主体	補助率等	事業内容	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	28,300	社会福祉法人が経営する社会福祉施設 （保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） （※1）	1施設当たりの補助金額 2,500千円（上限）	施設の人件費・事務費を補助する。	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	121	社会福祉法人等	支払利息額の1/4又は1/2	独立行政法人福祉医療機構から借入を行った施設整備借入金に係る支払利子の一部を補助する。（※2）	福祉施設経営指導事業補助金	7,281	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	10/10	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。	合計	35,702			
補助金名	予算額（千円）	実施主体	補助率等	事業内容																													
鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	28,300	社会福祉法人が経営する社会福祉施設 （保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） （※1）	1施設当たりの補助金額 2,500千円（上限）	施設の人件費・事務費を補助する。																													
独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	121	社会福祉法人等	支払利息額の1/4又は1/2	独立行政法人福祉医療機構から借入を行った施設整備借入金に係る支払利子の一部を補助する。（※2）																													
福祉施設経営指導事業補助金	7,281	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	10/10	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。																													
合計	35,702																																

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	1,098	1,096	2				1,098	
トータルコスト	5,793千円（前年度 5,774千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	評価推進委員会の開催、評価調査者研修、評価機関の指導・監督							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県が認証した評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービス提供事業者のサービスの質を評価することにより、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果をインターネット等で公表することにより、利用者に対する情報提供を図り、もって利用者の適切なサービスの選択に資する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 評価推進委員会の運営 [225 千円] 学識経験者等 7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費（年3回） ※審議内容 評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等</p> <p>(2) 評価調査者継続研修 [233 千円] 県が登録した評価調査者の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修（年2回）</p> <p>(3) 評価調査者養成研修（県社協委託） [619 千円] 新たに名簿登載する評価調査者を養成するための研修（年1回）</p> <p>(4) 評価機関の指導、監督等 [21 千円] 監督、指導及び関係機関との連携に要する事務費</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価の受審の促進を図る。 評価事業のPR及び受審促進を図るため、評価実績のある施設を鳥取県のホームページに掲載している。 受審誘導策として「鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金」で受審施設に対する加算を実施している。 評価機関の充実（評価調査者の信頼性の向上）のため、評価調査者の有効期限を3年とすること、評価調査者の更新に当たっては、評価調査者継続研修の受講（3年に2回以上）を義務化している。 受審は基本的には任意であるが、施設の運営基準を定める条例において努力義務を課している。 法人指導監査の際に受審勧奨を行うとともに、国の法人指導監査実施要綱の改正に基づき、県の法人指導監査実施要綱において、評価受審を監査周期延長の要件の1つとして定めている。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉サービス利用者苦情解決事業	9,842	9,520	322	4,910			4,932	

トータルコスト 10,625千円（前年度 10,300千円）〔正職員：0.1人〕

主な業務内容 補助金交付業務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。

2 主な事業内容

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に設置される「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して補助する。（補助率：10/10）

（単位：千円）

区分	予算額	内容
事務局運営費	7,566	事務局人件費、消耗品費（共同使用負担金・コピー代等、光熱水費）、通信運搬費、手数料
会議等開催経費	1,447	運営適正化委員会の開催経費等 （選考委員会 1回（隔年開催）） （運営適正化委員会 2回） （運営監視小委員会 6回） （苦情解決小委員会 6回）
広報、啓発活動費等	829	パンフレット製本費等
合計	9,842	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・社会福祉法第83条に基づき、当事者間（利用者及び事業者）で対応困難な福祉サービスに関する苦情を解決するために、各都道府県社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関（運営適正化委員会）の運営への助成を通じて、福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図ることにつながる。
- ・運営適正化委員会が実施する次の活動等に対して助成した。
 - ア 苦情解決小委員会（以下相談に対応）を年6回実施した。（令和4年度）
 - イ 苦情及び相談受付件数
 - 平成30年度（77件）
 - 令和元年度（76件）
 - 令和2年度（114件）
 - 令和3年度（75件）
 - 令和4年度（57件）
 - ウ 苦情解決制度等に関する啓発活動及び広報（令和4年度）
 - ・苦情解決ポスター、リーフレット等を事業所に配布した。
 - ・巡回活動（事業所等を訪問し、制度の啓発等を実施した。）
 - ・福祉サービス苦情解決研修会を実施した。（令和4年10月21日）

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民間社会福祉施設整備等補助事業	10,359	10,359	0				10,359	
トータルコスト	13,489千円 (前年度 13,478千円) [正職員: 0.4人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 老朽化した民間社会福祉施設の改修・修繕を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容 財政基盤が脆弱なため整備が進まない老朽化した民間社会福祉施設の建物及び設備の改修・修繕等に対して補助を行う。</p> <p>(1) 対象施設 社会福祉法人が経営する社会福祉施設 (介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。) ※市町村社会福祉協議会等市町村の関与が大きいと知事が認めた法人の施設を除く。 ※高額繰越金等を有する施設を除く。</p> <p>(2) 補助対象事業 設置後10年以上が経過した施設又は設備 (例: 外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備) の改修・修繕 ※総事業費が50万円以上1,000万円未満 (通所・利用施設は上限が500万円未満) のものが対象。</p> <p>(3) 補助率等 ①施設の利用が施設所在市町村の住民に限られない施設 : 3/4 ②施設の利用が概ね施設所在市町村の住民に限られる施設 : 1/2</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人へ中小規模の修繕に対し補助を行うことにより、民間社会福祉施設の整備を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。 過去5か年で、計 16 施設へ補助を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度: 2 施設 令和元年度: 4 施設 令和2年度: 3 施設 令和3年度: 3 施設 令和4年度: 4 施設 令和5年度: 4 施設 (交付決定) 								

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	191,217	181,579	9,638				191,217	
トータルコスト	192,000千円 (前年度 182,359千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に補助金を交付し、民間社会福祉施設職員の処遇確保及び施設経営の安定を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業による退職手当支給に要する経費の1/3を補助する。 (負担割合：国1/3、県1/3、事業主体1/3)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当制度による退職手当支給に要する経費の1/3を独立行政法人福祉医療機構へ補助することにより、民間社会福祉施設職員の処遇の向上を通じ、本県社会福祉事業の振興を図る。 本県における被共済職員数は、3,776人(令和5年4月1日)であり、退職手当支給実績は520人、1,076,980,749円(令和4年度)となっている。 								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者福祉施設放射線防護対策事業	589	589	0	589				
トータルコスト	4,502千円（前年度4,488千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	補助金事務等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>島根原子力発電所から半径30キロメートル以内に所在する障害者支援施設において、原子力災害発生時、即時退避が困難な障害者支援施設入所者等を安全に避難させるため、平成26年度に放射線防護対策設備を整備し、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすように定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体：社会福祉法人しらゆり会 (2) 施設名：光洋の里（境港市渡町、障害者支援施設） (3) 主な設備：陽圧（加圧）するための換気設備、非常用電源設備等 (4) 県補助率：10/10（財源内訳：国10/10）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から当該施設の保守点検経費に助成を行っており、必要時に確実に稼働できるようにする。 								

2目 身体障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身体障害者更生相談所費	2,542	2,542	0				2,542	
トータルコスト	7,826千円（前年度 7,795千円）〔正職員：0.6人、会計年度任用職員：0.2人〕							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、補装具・更生医療判定、身体障がい者の援護に係る各種研修の開催							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 身体障害者更生相談所が行う医学的判定や補装具の処方・適合判定等の経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期相談、巡回相談事業 ・更生医療の判定事業 ・医学審査（障害程度審査委員会） ・地域リハビリテーション推進事業 ・市町村職員研修開催事業 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生相談所は、医学的、心理学的判定等の専門的な判定機能を持ち、リハビリテーションに不可欠な補装具判定、更生医療判定、障害程度の医学審査等を行っており、当事業を行うことにより判定機能の維持向上を図る。 								

3目 知的障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障害者更生相談所費	516	516	0				516	
トータルコスト	20,668千円（前年度 20,584千円）〔正職員：2.5人、会計年度任用職員：0.2人〕							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、医学的・心理学的判定業務、各種研修の開催							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 知的障害者更生相談所が行う医学的・心理学的判定等に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・判定業務（療育手帳等の判定業務を行うとともに、専門的な相談に応じ、必要な支援を行う。） ・市町村職員研修事業 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生相談所は、療育手帳の判定を行うとともに、援護の実施者である市町村と連携し、地域の知的障がい者とその家族の全般的な生活支援等を行っており、当事業を行うことにより判定機能の維持向上を図る。 								

8目 特別医療費助成事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
特別医療費助成事業費	656,259	618,433	37,826				656,259																									
トータルコスト	659,389千円（前年度 621,552千円）〔正職員：0.4人〕																															
主な業務内容	補助金交付事務等																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的、概要 鳥取県特別医療費助成条例に基づき、重度心身障がい者、精神障がい者及び特定疾病患者に必要な医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。</p> <p>2 主な事業内容 重度心身障がい者等の医療費の本人負担分（3割等）から自己負担額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。</p> <p>(1) 対象者 ア 重度心身障がい者（所得制限有） イ 精神障がい者（所得制限有） ウ 特定疾病患者</p> <p>(2) 自己負担額 ア 重度心身障がい者、精神障がい者 1 医療機関ごとに、月額負担上限額まで総医療費の1割を負担 （ただし、市町村住民税非課税世帯等に該当する場合は、自己負担額なし） 〔月額負担上限額〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>通院</th> <th>入院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>2,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>1,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※低所得：本人が市町村住民税非課税</p> <p>イ 特定疾病患者 ・通院 1医療機関ごとに530円/日（負担上限額：4日/月まで（2,120円/月）） ・入院 1医療機関ごとに1,200円/日（低所得者の負担上限額：15日/月まで（18,000円/月））</p> <p>(3) 予算額内訳 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費補助金</td> <td>601,556</td> <td>医療費の助成に要する経費（県1/2、市町村1/2） 重度心身障がい者： 542,809千円 精神障がい者： 57,244千円 特定疾病患者： 1,503千円</td> </tr> <tr> <td>事務費補助金</td> <td>51,753</td> <td>市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費（県1/2、市町村1/2）</td> </tr> <tr> <td>協力費交付金</td> <td>2,950</td> <td>特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>656,259</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・身体障害者その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について、市町村に対する助成を行うことにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。</p>									所得区分	通院	入院	一般	2,000円	10,000円	低所得	1,000円	5,000円	区分	予算額	内 容	医療費補助金	601,556	医療費の助成に要する経費（県1/2、市町村1/2） 重度心身障がい者： 542,809千円 精神障がい者： 57,244千円 特定疾病患者： 1,503千円	事務費補助金	51,753	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費（県1/2、市町村1/2）	協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円	合計	656,259	
所得区分	通院	入院																														
一般	2,000円	10,000円																														
低所得	1,000円	5,000円																														
区分	予算額	内 容																														
医療費補助金	601,556	医療費の助成に要する経費（県1/2、市町村1/2） 重度心身障がい者： 542,809千円 精神障がい者： 57,244千円 特定疾病患者： 1,503千円																														
事務費補助金	51,753	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費（県1/2、市町村1/2）																														
協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円																														
合計	656,259																															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
特別障害者手当等支給事業費	8,878	9,616	△738	6,658			2,220													
トータルコスト	12,008千円（前年度 12,735千円）[正職員：0.4人]																			
主な業務内容	特別障害者手当等の認定・支給業務																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>日常生活において常時特別な介護を要する在宅・重度の障がい者（児）に対し、精神的・物質的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給することにより、福祉の増進を図る。 （負担割合：国3/4、県1/4）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>中部・西部総合事務所県民福祉局において、福祉事務所を設置していない三朝町及び大山町分の特別障害者手当等の支給事務を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月額手当額</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>27,980 円／月</td> <td>7,051</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>15,220 円／月</td> <td>1,827</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td>8,878</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別障害者手当等を支給することにより、重度の障がい児（者）の精神的・物質的な負担の軽減を図る。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、日常生活において常時特別な介護を要する在宅重度の障がい児（者）に対し、特別障害者手当等を支給している。 									区 分	月額手当額	予算額	特別障害者手当	27,980 円／月	7,051	障害児福祉手当	15,220 円／月	1,827	合 計		8,878
区 分	月額手当額	予算額																		
特別障害者手当	27,980 円／月	7,051																		
障害児福祉手当	15,220 円／月	1,827																		
合 計		8,878																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																								
自立支援給付費（障害者医療費（更生医療、精神通院医療、療養介護医療））	1,360,216	1,370,811	△10,595	563,127			797,089																																								
トータルコスト	1,400,357千円（前年度 1,410,621千円）[正職員：4.0人、会計年度任用職員：3.0人]																																														
主な業務内容	支給認定業務、診療報酬等支払事務等																																														
事業内容の説明																																															
1 事業の目的、概要 (1) 自立支援医療（精神通院医療） 精神疾患のある方が自立した日常生活、社会生活を営むため、その障がいの軽減及び再発防止のために必要な通院医療費の一部を助成する。 ア 実施主体 県 イ 負担割合 国：1/2、県：1/2 ウ 受給対象者数 13,376人（令和5年3月末現在） (2) 自立支援医療（更生医療） 18歳以上の身体障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むため、障がいの軽減・除去や機能回復のために必要な医療費の一部を助成する。（市町村への負担金等） ア 実施主体 市町村 イ 負担割合 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4 ウ 受給対象者数 3,159人（令和5年2月末現在） (3) 療養介護医療 常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等（療養介護）のうち、医療に係るものに対し医療費の一部を助成する。（市町村への負担金等） ア 実施主体 市町村 イ 負担割合 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4 ウ 受給対象者数 152人（令和5年3月末現在）																																															
2 主な事業内容 (1) 自立支援医療（精神通院医療）（単位：千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援医療費（精神通院） （国1/2、県1/2）</td> <td>1,126,254</td> <td>医療費助成費（精神通院医療）</td> </tr> <tr> <td>医療費審査事務委託費（単県）</td> <td>16,890</td> <td>精神通院医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）</td> </tr> <tr> <td>特別職非常勤職員報酬等（単県）</td> <td>737</td> <td>精神障害者保健福祉手帳交付に係る事務</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,143,881</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 自立支援医療（更生医療）（単位：千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援医療費（更生医療） 給付事業負担金（単県）</td> <td>178,925</td> <td>市町村が実施する医療費助成（更生医療）に係る負担金</td> </tr> <tr> <td>医療費審査事務委託費（単県）</td> <td>983</td> <td>更生医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>179,908</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (3) 療養介護医療（単位：千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養介護医療費 給付事業負担金（単県）</td> <td>36,352</td> <td>市町村が実施する医療費助成（療養介護医療）に係る負担金</td> </tr> <tr> <td>医療費審査事務委託費（単県）</td> <td>75</td> <td>療養介護医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36,427</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	内容	自立支援医療費（精神通院） （国1/2、県1/2）	1,126,254	医療費助成費（精神通院医療）	医療費審査事務委託費（単県）	16,890	精神通院医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）	特別職非常勤職員報酬等（単県）	737	精神障害者保健福祉手帳交付に係る事務	合計	1,143,881		区分	予算額	内容	自立支援医療費（更生医療） 給付事業負担金（単県）	178,925	市町村が実施する医療費助成（更生医療）に係る負担金	医療費審査事務委託費（単県）	983	更生医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）	合計	179,908		区分	予算額	内容	療養介護医療費 給付事業負担金（単県）	36,352	市町村が実施する医療費助成（療養介護医療）に係る負担金	医療費審査事務委託費（単県）	75	療養介護医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）	合計	36,427	
区分	予算額	内容																																													
自立支援医療費（精神通院） （国1/2、県1/2）	1,126,254	医療費助成費（精神通院医療）																																													
医療費審査事務委託費（単県）	16,890	精神通院医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）																																													
特別職非常勤職員報酬等（単県）	737	精神障害者保健福祉手帳交付に係る事務																																													
合計	1,143,881																																														
区分	予算額	内容																																													
自立支援医療費（更生医療） 給付事業負担金（単県）	178,925	市町村が実施する医療費助成（更生医療）に係る負担金																																													
医療費審査事務委託費（単県）	983	更生医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）																																													
合計	179,908																																														
区分	予算額	内容																																													
療養介護医療費 給付事業負担金（単県）	36,352	市町村が実施する医療費助成（療養介護医療）に係る負担金																																													
医療費審査事務委託費（単県）	75	療養介護医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）																																													
合計	36,427																																														
3 事業目標・取組状況・改善点 ・医療費を助成することにより、身体に障がいのある方及び精神疾患のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療の受診を促す。																																															

12目 障がい者自立支援事業

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
自立支援給付費等負担金	4,093,862	3,966,133	127,729	62,206			4,031,656																	
トータルコスト	4,141,595千円(前年度4,013,695千円) [正職員: 6.1人]																							
主な業務内容	負担金交付事務、指導監査等																							
事業内容の説明																								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害者総合支援法により支給される指定障害福祉サービス等に要する費用について、その一部を負担するとともに、訪問系サービスの給付額が自立支援給付費の国庫負担基準額の上限を超えている市町村に対し、超過費用の一部を支援する。</p>																								
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概要</th> <th>実施主体</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援給付費(介護給付費等)</td> <td>障害者総合支援法で定める自立支援給付費(市町村が障がい福祉サービス事業者に対して、サービスに要した費用のうち利用者負担分を除いた部分の金額を給付するもの)について、県が一定割合を負担する。 〈負担割合: 国1/2、県1/4、市町村1/4〉</td> <td>市町村</td> <td>4,000,553</td> </tr> <tr> <td>重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業</td> <td>自立支援給付費負担の対象となっている障がい福祉サービスのうち、「居宅介護」「重度訪問介護」等の訪問系サービスに係る給付について、国庫負担基準額の上限を超過している市町村に対し、超過費用の一部を支援する。※間接国庫補助 〈負担割合: 国1/2、県1/4、市町村1/4〉</td> <td>市町村</td> <td>93,309</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合 計</td> <td>4,093,862</td> </tr> </tbody> </table>									区分	概要	実施主体	予算額	自立支援給付費(介護給付費等)	障害者総合支援法で定める自立支援給付費(市町村が障がい福祉サービス事業者に対して、サービスに要した費用のうち利用者負担分を除いた部分の金額を給付するもの)について、県が一定割合を負担する。 〈負担割合: 国1/2、県1/4、市町村1/4〉	市町村	4,000,553	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	自立支援給付費負担の対象となっている障がい福祉サービスのうち、「居宅介護」「重度訪問介護」等の訪問系サービスに係る給付について、国庫負担基準額の上限を超過している市町村に対し、超過費用の一部を支援する。※間接国庫補助 〈負担割合: 国1/2、県1/4、市町村1/4〉	市町村	93,309	合 計			4,093,862
区分	概要	実施主体	予算額																					
自立支援給付費(介護給付費等)	障害者総合支援法で定める自立支援給付費(市町村が障がい福祉サービス事業者に対して、サービスに要した費用のうち利用者負担分を除いた部分の金額を給付するもの)について、県が一定割合を負担する。 〈負担割合: 国1/2、県1/4、市町村1/4〉	市町村	4,000,553																					
重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	自立支援給付費負担の対象となっている障がい福祉サービスのうち、「居宅介護」「重度訪問介護」等の訪問系サービスに係る給付について、国庫負担基準額の上限を超過している市町村に対し、超過費用の一部を支援する。※間接国庫補助 〈負担割合: 国1/2、県1/4、市町村1/4〉	市町村	93,309																					
合 計			4,093,862																					
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援給付費に係る事業者の指定基準や報酬等の適切な運用について、市町村ほか関係機関と連携して対応するとともに、指導監査を通じて、障害福祉サービスの質の向上に努める。 間接補助国庫補助事業として一定の財政支援を行うことにより、訪問系サービスを利用する重度障がい者の地域生活の支援の充実を図る。 																								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
障がい者虐待防止・権利擁護事業	3,292	3,000	292	1,646			1,646											
トータルコスト	7,987千円 (前年度 7,678千円) [正職員: 0.6人]																	
主な業務内容	委託契約等事務、研修事業調整事務、各事業検査等事務																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の虐待防止や権利擁護に関する指導的役割を担う者を養成し、研修等を通じて障害福祉サービス事業者、行政及び教育機関や医療機関等の職員の理解を深めるとともに、専門的な見地から市町村等への支援を行う「支援チーム」を設置し、虐待防止、解決のために取組を実施する。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者虐待防止等研修事業 (委託) ・ 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・ 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・ 障害者虐待防止法の啓発のための広報</td> <td style="text-align: center;">1,986</td> </tr> <tr> <td>障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業 (委託) 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織 (弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的關係者で組織する団体) を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。</td> <td style="text-align: center;">1,014</td> </tr> <tr> <td>指導者養成研修の受講 (特別旅費) 厚生労働省が主催する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」(3日間)に参加し、県内研修講師を養成する。 <対象者> 虐待防止センター職員、施設等管理者・従事者</td> <td style="text-align: center;">292</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">3,292</td> </tr> </tbody> </table>									内 容	予算額	障がい者虐待防止等研修事業 (委託) ・ 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・ 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・ 障害者虐待防止法の啓発のための広報	1,986	障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業 (委託) 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織 (弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的關係者で組織する団体) を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。	1,014	指導者養成研修の受講 (特別旅費) 厚生労働省が主催する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」(3日間)に参加し、県内研修講師を養成する。 <対象者> 虐待防止センター職員、施設等管理者・従事者	292	合 計	3,292
内 容	予算額																	
障がい者虐待防止等研修事業 (委託) ・ 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・ 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・ 障害者虐待防止法の啓発のための広報	1,986																	
障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業 (委託) 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織 (弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的關係者で組織する団体) を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。	1,014																	
指導者養成研修の受講 (特別旅費) 厚生労働省が主催する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」(3日間)に参加し、県内研修講師を養成する。 <対象者> 虐待防止センター職員、施設等管理者・従事者	292																	
合 計	3,292																	
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・ 広く障がい者と接する可能性のある者に対する啓発を継続し、理解を深めるとともに、虐待防止支援チームの活動を通じて障がい者の権利擁護を図る。</p>																		

12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
重度障がい児者支援事業	73,650	54,905	18,745				73,650																															
トータルコスト	75,998千円 (前年度 57,244千円) [正職員：0.3人]																																					
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等																																					
事業内容の説明																																						
<p>1 事業の目的、概要 重度障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、通所による日中活動の場における支援や在宅支援の充実を図る障害福祉サービス事業所等運営法人に対して人件費等に対する助成を行うほか、入院・入所以外では生活が難しいとされてきた医療的ケアを要する重度障がい者の地域における生活拠点づくりを促進する。</p>																																						
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>補助対象事業・補助対象経費</th> <th>実施主体</th> <th>県補助率 (上限額)</th> <th>予算額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度障がい児者日中支援事業</td> <td>生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重度障がい児者の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。</td> <td>市町村 ※左記の法人に対する補助事業を行った市町村。</td> <td>1/2 【基準単価】 生活介護利用者 一人当たり2,900円/日 短期入所利用者 一人当たり6,700円/日 放課後等デイ利用者 一人当たり1,900円/日</td> <td>36,165</td> </tr> <tr> <td>「鳥取県型(要医ケア障がい者支援特化型)生活介護事業所」運営支援事業</td> <td>生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。</td> <td>市町村 ※左記の法人に対する補助事業を行った市町村。</td> <td>1/2 【基準単価】 利用者 一人当たり7,200円～13,900円/日</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>在宅重度障がい児者等支援体制強化事業</td> <td>訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度(基本報酬は時間区分のみによって単価設定)となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時(運転時)についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。</td> <td>市町村</td> <td>1/2 【重度加算】通所系サービスにおける基本報酬への加算額(約15%)と同程度(10,710千円) 【遠隔地加算】サービス提供1回あたり最大で2千円(500千円) 【通院加算】通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円(250千円)</td> <td>11,460</td> </tr> <tr> <td>【統合】医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業</td> <td>指定基準上必要な人員に加え常時看護職員を1名以上配置し、医療的なケアを必要とする重度障がい者に医療的ケアを含む手厚い支援を提供するグループホームに対し、運営費を補助する。</td> <td>市町村</td> <td>1/2 グループホームの運営形態ごとに、補助対象者1人の利用につき以下の額 ・日中サービス支援型 119千円/月 ・介護サービス包括型 148千円/月</td> <td>14,280</td> </tr> <tr> <td>たん吸引研修等受講奨励金交付事業</td> <td>たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。</td> <td>研修を受講する障がい福祉従事者の所属する障害福祉サービス事業者</td> <td>受講者1人につき以下の額 ・基本研修：23千円 ・実地研修：20千円 ・指導者養成研修：10千円</td> <td>745</td> </tr> </tbody> </table>									補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率 (上限額)	予算額 (千円)	重度障がい児者日中支援事業	生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重度障がい児者の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。	市町村 ※左記の法人に対する補助事業を行った市町村。	1/2 【基準単価】 生活介護利用者 一人当たり2,900円/日 短期入所利用者 一人当たり6,700円/日 放課後等デイ利用者 一人当たり1,900円/日	36,165	「鳥取県型(要医ケア障がい者支援特化型)生活介護事業所」運営支援事業	生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。	市町村 ※左記の法人に対する補助事業を行った市町村。	1/2 【基準単価】 利用者 一人当たり7,200円～13,900円/日	11,000	在宅重度障がい児者等支援体制強化事業	訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度(基本報酬は時間区分のみによって単価設定)となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時(運転時)についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。	市町村	1/2 【重度加算】通所系サービスにおける基本報酬への加算額(約15%)と同程度(10,710千円) 【遠隔地加算】サービス提供1回あたり最大で2千円(500千円) 【通院加算】通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円(250千円)	11,460	【統合】医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業	指定基準上必要な人員に加え常時看護職員を1名以上配置し、医療的なケアを必要とする重度障がい者に医療的ケアを含む手厚い支援を提供するグループホームに対し、運営費を補助する。	市町村	1/2 グループホームの運営形態ごとに、補助対象者1人の利用につき以下の額 ・日中サービス支援型 119千円/月 ・介護サービス包括型 148千円/月	14,280	たん吸引研修等受講奨励金交付事業	たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。	研修を受講する障がい福祉従事者の所属する障害福祉サービス事業者	受講者1人につき以下の額 ・基本研修：23千円 ・実地研修：20千円 ・指導者養成研修：10千円	745
補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率 (上限額)	予算額 (千円)																																		
重度障がい児者日中支援事業	生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重度障がい児者の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。	市町村 ※左記の法人に対する補助事業を行った市町村。	1/2 【基準単価】 生活介護利用者 一人当たり2,900円/日 短期入所利用者 一人当たり6,700円/日 放課後等デイ利用者 一人当たり1,900円/日	36,165																																		
「鳥取県型(要医ケア障がい者支援特化型)生活介護事業所」運営支援事業	生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。	市町村 ※左記の法人に対する補助事業を行った市町村。	1/2 【基準単価】 利用者 一人当たり7,200円～13,900円/日	11,000																																		
在宅重度障がい児者等支援体制強化事業	訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度(基本報酬は時間区分のみによって単価設定)となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時(運転時)についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。	市町村	1/2 【重度加算】通所系サービスにおける基本報酬への加算額(約15%)と同程度(10,710千円) 【遠隔地加算】サービス提供1回あたり最大で2千円(500千円) 【通院加算】通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円(250千円)	11,460																																		
【統合】医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業	指定基準上必要な人員に加え常時看護職員を1名以上配置し、医療的なケアを必要とする重度障がい者に医療的ケアを含む手厚い支援を提供するグループホームに対し、運営費を補助する。	市町村	1/2 グループホームの運営形態ごとに、補助対象者1人の利用につき以下の額 ・日中サービス支援型 119千円/月 ・介護サービス包括型 148千円/月	14,280																																		
たん吸引研修等受講奨励金交付事業	たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。	研修を受講する障がい福祉従事者の所属する障害福祉サービス事業者	受講者1人につき以下の額 ・基本研修：23千円 ・実地研修：20千円 ・指導者養成研修：10千円	745																																		
<p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・充実したサービス提供のため、関係者の意見を聴取し、適切なサービス報酬設定や支援等を図る。 ・手厚い支援が必要な重度障がい児者に対する補助を行うことにより、法人負担を軽減してきた。</p>																																						

12目 障害者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																					
障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業	12,200	12,200	0				12,200																																																																					
トータルコスト	13,765千円（前年度13,759千円）〔正職員：0.2人〕																																																																											
主な業務内容	補助金交付事務、事業者等との連絡調整																																																																											
事業内容の説明																																																																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>夜間世話人や生活支援員の配置に必要な経費を補助することにより、グループホーム等の設置の促進及び安全で質の高い運営を確保することで、障がい者の地域移行の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障がい者グループホーム夜間世話人配置事業補助金（6,171千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="3">グループホームを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>間接補助事業主体</td> <td colspan="3">市町村</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="3">グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td colspan="3">夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計。</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">補助単価（単位：円（日・人））</td> </tr> <tr> <td>障害支援区分</td> <td>夜間世話人配置 4人：1以上</td> <td>夜間世話人配置 5人：1</td> <td>夜間世話人配置 6人：1</td> </tr> <tr> <td>区分5, 6</td> <td>570</td> <td>460</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">補助単価（単位：円（日・人））</td> </tr> <tr> <td>障害支援区分</td> <td>夜間世話人配置 4人：1以上</td> <td>夜間世話人配置 5人：1</td> <td>夜間世話人配置 6人：1</td> </tr> <tr> <td>区分1～6</td> <td>680</td> <td>540</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="3">県1/2、市町村1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業（6,029千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>グループホームを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>間接補助事業主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日（1施設 支援員2名を上限とする）</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度よりグループホームに夜間世話人を配置する法人等に市町村と連携して補助を行っており、引き続き、安全で質の高いサービス提供を支え、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域移行に繋がる支援を行う。 利用者の安全確保、グループホーム、ケアホームの設置促進を行っている。 									区分	内容			実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等			間接補助事業主体	市町村			内容	グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。			補助基準額	夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計。				(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合				補助単価（単位：円（日・人））			障害支援区分	夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1	夜間世話人配置 6人：1	区分5, 6	570	460	380		(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合				補助単価（単位：円（日・人））			障害支援区分	夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1	夜間世話人配置 6人：1	区分1～6	680	540	450	負担割合	県1/2、市町村1/2			区分	内容	実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等	間接補助事業主体	市町村	内容	グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。	補助基準額	夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日（1施設 支援員2名を上限とする）	負担割合	県1/2、市町村1/2
区分	内容																																																																											
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等																																																																											
間接補助事業主体	市町村																																																																											
内容	グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。																																																																											
補助基準額	夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計。																																																																											
	(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合																																																																											
	補助単価（単位：円（日・人））																																																																											
障害支援区分	夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1	夜間世話人配置 6人：1																																																																									
区分5, 6	570	460	380																																																																									
	(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合																																																																											
	補助単価（単位：円（日・人））																																																																											
障害支援区分	夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1	夜間世話人配置 6人：1																																																																									
区分1～6	680	540	450																																																																									
負担割合	県1/2、市町村1/2																																																																											
区分	内容																																																																											
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等																																																																											
間接補助事業主体	市町村																																																																											
内容	グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。																																																																											
補助基準額	夜間生活支援員一人あたり 9,435円/日（1施設 支援員2名を上限とする）																																																																											
負担割合	県1/2、市町村1/2																																																																											

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	1,731	1,731	0			(基金繰入金) 1,731		
トータルコスト	2,514千円(前年度2,511千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	研修の委託実施、事業所登録							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 介護職員等によるたんの吸引等(口腔内、鼻腔内等のたん吸引や胃ろう、腸ろう等による経管栄養)を必要とする特定の者に対しその必要とする特定の行為を適切に行うことができる介護職員等を養成するための研修を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修(1,584千円) ア 対象 特定の者に対したんの吸引等を実施しようとする福祉施設従事者等 イ 定員 60人 ウ 内容 (基本研修) ・重度障がい児者の障がいや支援に関する講義等 8時間 ・たんの吸引等に関する演習 3時間 (実地研修) 実際に行う対象となる特定の者に対し連続2回手引き書の手順どおりに実施できるようになるまで実地研修を行う。</p> (2) 指導者養成事業(76千円) 都道府県研修で講師、指導者を務める看護師等を養成する。 (3) 喀痰吸引等研修実施委員会の開催(71千円) 医師、看護師等で構成する委員会を開催し、研修実施計画、研修教材・講師、筆記試験問題等について審議する。 <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・受講者が増加するよう研修開催箇所を2箇所とするなど配慮しているが、引き続き県内の修了者数を増やし、たん吸引等の支援が必要な者へのサービスの充実を図る。 ・社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い創設された研修であり、平成24年度から研修実施委員会の審議を通じて県内の適切な研修体制を構築している。 受講者実績(基本研修):平成29年度8名、平成30年度22名、令和元年度10名、令和2年度6名、令和3年度4名、令和4年度5名</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																								
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	27,614	21,214	6,400	4,255			23,359																																								
トータルコスト	30,744千円(前年度 24,333千円) [正職員:0.4人]																																														
主な業務内容	団体との調整、契約事務等																																														
事業内容の説明																																															
<p>1 事業の目的、概要 障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器導入支援、遠隔サポート体制の構築、マルチメディアデイジー図書館の普及、機器整備、同行援護従事者の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、電話リレーサービスの利用促進等を図っていく。</p>																																															
<p>2 主な事業内容 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>細事業名</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい全般</td> <td>障がい者 ICT サポート総合推進事業(国1/2)</td> <td>鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。 ・当事者、家族、支援者を対象としたICT関連の相談対応、デジタルデバイス活用の個別支援、機器の貸し出し ・技術支援等ボランティアの派遣、広報(ネットへの接続方法、ネットによる情報収集・コミュニケーション、アプリの活用方法など基本的なことから支援) ・視覚障がい者支援スタッフスキルアップ研修の実施</td> <td>7,011</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>【新規】視覚障がい者向け遠隔サポート事業(単県)</td> <td>スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、視覚障がい者である利用者の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムを導入し、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同行援護従事者確保推進事業(単県)</td> <td>視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。 ・同行援護従事者募集広報、人材育成(研修受講奨励金)</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>視覚障がい者情報アクセス向上事業(単県)</td> <td>情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援するとともに、ICT機器の基本操作や補助機能を学ぶ講座の開催を通じて、見えない・見えにくい人の情報アクセス向上と読書環境の拡充を図る。</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>マルチメディアデイジー図書館普及啓発等のための設備整備及び人材育成(国1/2)</td> <td>マルチメディアデイジー図書館を閲覧するためのタブレットを整備し、研修・貸し出し等を行いマルチメディアデイジー普及啓発に努める。また、図書作成のための機器を整備し、制作を行うとともに、制作ボランティアを養成する。</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業(単県)</td> <td>コード化点字ブロック使用に係る保守料 ・設置場所:鳥取駅周辺 等 ※コード化点字ブロック:既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>電話リレーサービス加入促進事業(単県)</td> <td>日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービスの「地域登録」制度を活用し、加入及び利用を促進するとともに、利用方法等に係る研修会を実施することで、情報アクセシビリティの向上を図る。</td> <td>2,523</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業(単県)</td> <td>・レクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。 ・端末を活用し、ソフトバンク(株)が全日本ろうあ連盟等と連携して行うAIによる手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。</td> <td>2,880</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>27,614</td> </tr> </tbody> </table>								対象	細事業名	事業内容	予算額	障がい全般	障がい者 ICT サポート総合推進事業(国1/2)	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。 ・当事者、家族、支援者を対象としたICT関連の相談対応、デジタルデバイス活用の個別支援、機器の貸し出し ・技術支援等ボランティアの派遣、広報(ネットへの接続方法、ネットによる情報収集・コミュニケーション、アプリの活用方法など基本的なことから支援) ・視覚障がい者支援スタッフスキルアップ研修の実施	7,011	視覚障がい	【新規】視覚障がい者向け遠隔サポート事業(単県)	スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、視覚障がい者である利用者の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムを導入し、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。	6,000		同行援護従事者確保推進事業(単県)	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。 ・同行援護従事者募集広報、人材育成(研修受講奨励金)	5,000		視覚障がい者情報アクセス向上事業(単県)	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援するとともに、ICT機器の基本操作や補助機能を学ぶ講座の開催を通じて、見えない・見えにくい人の情報アクセス向上と読書環境の拡充を図る。	2,500		マルチメディアデイジー図書館普及啓発等のための設備整備及び人材育成(国1/2)	マルチメディアデイジー図書館を閲覧するためのタブレットを整備し、研修・貸し出し等を行いマルチメディアデイジー普及啓発に努める。また、図書作成のための機器を整備し、制作を行うとともに、制作ボランティアを養成する。	1,500		コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業(単県)	コード化点字ブロック使用に係る保守料 ・設置場所:鳥取駅周辺 等 ※コード化点字ブロック:既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。	200	聴覚障がい	電話リレーサービス加入促進事業(単県)	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービスの「地域登録」制度を活用し、加入及び利用を促進するとともに、利用方法等に係る研修会を実施することで、情報アクセシビリティの向上を図る。	2,523		ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業(単県)	・レクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。 ・端末を活用し、ソフトバンク(株)が全日本ろうあ連盟等と連携して行うAIによる手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。	2,880	合計			27,614
対象	細事業名	事業内容	予算額																																												
障がい全般	障がい者 ICT サポート総合推進事業(国1/2)	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。 ・当事者、家族、支援者を対象としたICT関連の相談対応、デジタルデバイス活用の個別支援、機器の貸し出し ・技術支援等ボランティアの派遣、広報(ネットへの接続方法、ネットによる情報収集・コミュニケーション、アプリの活用方法など基本的なことから支援) ・視覚障がい者支援スタッフスキルアップ研修の実施	7,011																																												
視覚障がい	【新規】視覚障がい者向け遠隔サポート事業(単県)	スマホ・タブレットのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、視覚障がい者である利用者の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステムを導入し、視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を図る。	6,000																																												
	同行援護従事者確保推進事業(単県)	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。 ・同行援護従事者募集広報、人材育成(研修受講奨励金)	5,000																																												
	視覚障がい者情報アクセス向上事業(単県)	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援するとともに、ICT機器の基本操作や補助機能を学ぶ講座の開催を通じて、見えない・見えにくい人の情報アクセス向上と読書環境の拡充を図る。	2,500																																												
	マルチメディアデイジー図書館普及啓発等のための設備整備及び人材育成(国1/2)	マルチメディアデイジー図書館を閲覧するためのタブレットを整備し、研修・貸し出し等を行いマルチメディアデイジー普及啓発に努める。また、図書作成のための機器を整備し、制作を行うとともに、制作ボランティアを養成する。	1,500																																												
	コード化点字ブロックによるアクセス向上モデル事業(単県)	コード化点字ブロック使用に係る保守料 ・設置場所:鳥取駅周辺 等 ※コード化点字ブロック:既存点字ブロック上にコードを配置し、専用アプリで読み込むと組み込まれた情報を取得できる。	200																																												
聴覚障がい	電話リレーサービス加入促進事業(単県)	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービスの「地域登録」制度を活用し、加入及び利用を促進するとともに、利用方法等に係る研修会を実施することで、情報アクセシビリティの向上を図る。	2,523																																												
	ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業(単県)	・レクリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。 ・端末を活用し、ソフトバンク(株)が全日本ろうあ連盟等と連携して行うAIによる手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。	2,880																																												
合計			27,614																																												
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年5月の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法制定を受け、国においても情報アクセシビリティの一層の促進が図られることを踏まえ、そのモデル県を目指した取組を進めていく。 これまで、全国で初めて手話言語条例を制定し普及を図るほか、聴覚障がい者センター、盲ろう者支援センター、視覚障がい者支援センター、ロービジョン相談窓口の設置、失語症者支援センターなど支援拠点づくりと、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に基づく読書環境の拡充など、情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進に取り組んできた。 また、同法の成立前から、関係団体等の意見を踏まえ、情報アクセシビリティ向上に資する取組を実施してきているところであるが、新たに団体等からの要望を受け、視覚障がい者向けの遠隔サポート体制の構築を図っていく。 																																															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																										
障がい児・者地域生活体験事業	1,519	1,519	0				1,519																										
トータルコスト	2,302千円（前年度 2,299千円）[正職員：0.1人]																																
主な業務内容	補助金交付事務、事業所・市町村との調整等																																
事業内容の説明																																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>生活体験ホームを利用し、自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すための生活体験を行うことにより、在宅で生活する障がい児・者が、地域で自立した社会生活が営めるよう支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等（生活体験ホーム）を利用して、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村を支援する。</p> <table border="1" data-bbox="215 824 1422 1245"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等</td> </tr> <tr> <td>利用者</td> <td colspan="2">県内に居住している在宅の障がい児者</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補助基準額</td> <td colspan="2">【補助単価】</td> </tr> <tr> <td>利用者一人当たり 日額単価</td> <td>4,270円/日（人件費相当） （補助基準額は、障害福祉サービスの提供に係る人件費等に基づき算出している）</td> </tr> <tr> <td>家賃補助額</td> <td>330,000円（1施設あたり、上限額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">施設利用日数 利用者一人当たり日帰り～3ヶ月まで</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="2">県1/2、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>事業所数（※）</td> <td colspan="2">3箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）生活体験ホームの基準を満たした事業所であり、あらかじめ県が指定する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者が地域で自立した社会生活を営めるよう支援し、地域移行の促進を図る。 									区 分	内 容		実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等		利用者	県内に居住している在宅の障がい児者		補助基準額	【補助単価】		利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日（人件費相当） （補助基準額は、障害福祉サービスの提供に係る人件費等に基づき算出している）	家賃補助額	330,000円（1施設あたり、上限額）		施設利用日数 利用者一人当たり日帰り～3ヶ月まで		負担割合	県1/2、市町村1/2		事業所数（※）	3箇所	
区 分	内 容																																
実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等																																
利用者	県内に居住している在宅の障がい児者																																
補助基準額	【補助単価】																																
	利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日（人件費相当） （補助基準額は、障害福祉サービスの提供に係る人件費等に基づき算出している）																															
	家賃補助額	330,000円（1施設あたり、上限額）																															
	施設利用日数 利用者一人当たり日帰り～3ヶ月まで																																
負担割合	県1/2、市町村1/2																																
事業所数（※）	3箇所																																

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者等口腔機能向上推進事業	360	360	0	180			180	
トータルコスト	1,143千円（前年度1,140千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約・検査事務、補助金事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>歯科保健医療サービスを受けることが困難な障がい者の口腔の健康の保持を推進させるため、それぞれの障がいの状態に応じた知識や技術を有する歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士）を育成するとともに、施設職員等に対して口腔衛生に関する研修等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障がい者等歯科医療技術者養成講座 330千円（国1/2） 日本障害者歯科学会の指導医を招聘し、県内の歯科医を対象に障がい者歯科診療についての講習会を開催する。また、臨床指導において指導を行う。（年2回開催） （委託先：一般社団法人鳥取県歯科医師会）</p> <p>(2) 障がい福祉施設職員等に対する講習会 30千円（国1/2） 障がい福祉施設職員等に対して、歯科疾患の予防や口腔機能の低下防止、障がい特性に合わせた歯磨きの方法等に関する講習会を開催する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の歯科診療においては、自身で歯の痛みを訴えられない等様々な理由により、一般の歯科医では適切な診療を受けることが困難なケースが多く存在する。このようなニーズへの受診体制の整備等を目的とし、県歯科医師会と連携し、障がい特性に応じた歯科医療が可能な専門職の育成を推進していく。 令和5年度に開催した障がい福祉施設職員等に対する講習会のアンケートでは、知りたかった事や専門的知識が聞けて良かったとのご意見もあり、利用者の口腔ケアスキルアップのため引き続き実施する。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親亡き後の安心サポート体制構築事業	3,607	3,511	96	1,803			1,804	
トータルコスト	4,390千円（前年度 4,291千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>保護者が健在なうちに、障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関等へ託していくための引継書である「安心サポートファイル」の着実な全県的普及と促進を図るため、継続して普及員の設置及び新規の普及員の養成を行うとともに、普及員と関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを配置する。また、作成から8年以上経過し、環境の変化等が生じていることを踏まえ、「安心サポートファイル」の内容の見直しを行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 安心サポートファイルの普及の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コーディネーターの配置 ○普及拡大のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な説明会実施と実施回数の拡大 ・説明会実施対象の拡大 <p>(2) 親亡き後に向けて必要とされる支援について検討する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検討委員会開催 ○ファイル内容の見直しに向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル内容見直しの検討会開催 ・ファイルの改正 等 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心サポートファイルの普及については、これまで育成会会員（主に知的障がい者を中心に構成）を中心に実施してきたが、全県的な普及・活用はまだ途上であり、育成会会員以外の知的障がい者や、他の障がい種別団体への普及活動の強化を図り、親亡き後のサポート体制の更なる充実に取り組む。 ・開始から8年以上経過し、新型コロナウイルス感染拡大、想定外の災害の頻発など、作成当初想定していなかった障がい者を取り巻く環境の変化が生じていることを踏まえ、利用者の意見等を聴きながらファイル内容の見直しに向けた取組を行う。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源				
地域生活支援事業 （市町村地域生活支援事業費補助金）	184,209	198,692	△14,483				184,209				
トータルコスト	187,339千円（前年度201,811千円）〔正職員：0.4人〕										
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等										
事業内容の説明											
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業について、その経費の1/4を補助することにより、事業の円滑な実施に資する。（根拠法令 障害者総合支援法第94条）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>実施主体：市町村 実施方法：補助 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する市町村地域生活支援事業について、その経費の1/4を補助する。</p> <p>【参考】全体の枠組み 市町村地域生活支援事業 総事業費</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国 (1/2)</td> <td style="text-align: center;">県 (1/4)</td> <td style="text-align: center;">市町村 (1/4)</td> </tr> </table> <p>※国庫補助金が、総事業費の1/2に満たない場合であっても、県は、国庫補助金の額にかかわらず、総事業費の1/4を補助する。 ※市町村が実施する一部事業について、重層的支援体制整備事業の対象となったことを踏まえ、積算方法を変更している。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者等がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図る。 									国 (1/2)	県 (1/4)	市町村 (1/4)
国 (1/2)	県 (1/4)	市町村 (1/4)									

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
相談支援体制強化事業	11,213	6,634	4,579	959			10,254	
トータルコスト	22,951千円（前年度16,770千円）〔正職員：1.5人〕							
主な業務内容	県地域自立支援協議会の運営業務等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むため、相談支援体制を整備するなど、広域的な支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 地域自立支援協議会運営事業等（750千円） 有識者・保護者・各圏域自立支援協議会委員からなる県地域自立支援協議会について、全体会、専門部会を開催し、広域的な障がい福祉サービス等に関する課題を協議・検討する。</p> <p>(2) 地域生活支援拠点推進等のための計画策定等の支援（342千円） 令和2年度に市町村が整備した「地域生活支援拠点」の機能・充実に向けて、先進地の講師招へいや他県視察の経費を支援する。また、市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行い、各圏域の地域課題のアセスメントを行う。</p> <p>(3) 身体・知的障害者相談員研修委託事業（1,259千円） 市町村が設置する身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。</p> <p>(4) 腎臓病患者サポート事業（362千円） 腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内東・中・西部圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月2回程度の相談会を開催する事業に必要な経費を補助する。 （実施主体：鳥取県腎友会 補助率：10/10）</p> <p>(5) 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業（3,000千円） 複数のサービス種別・事業所の組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しているため、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。（補助率：1/2）</p> <p>(6) 障害福祉サービス等利活用促進事業（1,000千円） 情報冊子を作成するなど、広く障がい者等に障がい福祉制度や事業所の情報等が行き届くよう情報発信事業を実施する市町村に対し、必要となる経費の一部を支援する。（補助率：1/2）</p> <p>(7)（新規）施設入所者の地域生活への更なる移行促進事業（4,500千円） 入所施設事業所が、入所者の地域生活への移行に向け、適切かつ能動的にアプローチしていく以下の取組を行う事業所に対し、人件費相当及び事務費の一部を支援する。（補助率：10/10）</p> <p>① 移行に向けた支援体制の整備（支援チームの設置） ② 移行対象者の選定（定期的なアセスメントの実施等による本人の状況把握 等） ③ 定期的な支援会議の実施（アセスメント結果の共有、移行に向けた計画の策定 等） ④ 移行に向けた具体調整（関係機関等との調整、支援引継ぎ用の本人情報書類等の作成 等）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・本県の障がい児者を取りまく状況やニーズが複雑化・多様化する中、平成30年度に設置した県地域自立支援協議会の相談支援体制部会、医療的ケアを要する障がい児者の支援部会、人材育成部会、就労支援部会、地域移行支援部会の専門部会における議論を通じて、各分野の課題解決等に向けて取組を進めていく。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																	
地域生活支援事業 (障がい者福祉従業者等研修事業)	42,774	42,316	458	21,266			21,508																																	
トータルコスト	45,897千円 (前年度 45,435千円) [正職員: 0.4人]																																							
主な業務内容	研修の委託実施、国研修への派遣、修了証書交付事務																																							
事業内容の説明																																								
<p>1 事業の目的、概要 障害福祉サービスを提供する者等を対象に、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。また、障害者支援施設等において、専門性や高度な技術を必要とする強度行動障がい者等の支援を適切に提供するため、支援の方法を検討するとともに各種研修を実施することにより技術の向上を図る。</p>																																								
<p>2 主な事業内容 (1) 研修の実施にかかる費用 (40,416千円) 国庫1/2 障害福祉サービスを提供する者等に対する人材の育成やサービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。(委託事業) (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>研修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス提供責任者等研修</td> <td>3,337</td> <td>実務経験が3～5年の従事者等を対象に、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を習得するための研修。</td> </tr> <tr> <td>サービス管理責任者等研修</td> <td>13,234</td> <td>サービス管理責任者及び児童発達管理責任者になる者の養成や現任のサービス管理責任者等の支援技術向上のための研修のほか、令和4年度からファシリテーター養成の研修を追加している。</td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設等職員研修</td> <td>1,333</td> <td>現在障害者支援施設内で課題となっている事案の支援方法の内容等に関する研修。</td> </tr> <tr> <td>強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修/実践研修/専門研修)(行動援護従業者養成研修を兼ねる)</td> <td>3,329</td> <td>従事者全般を対象に、強度行動障がいの特性や制度の理解、基本的な支援技術を習得するための研修。また、基礎研修修了者を対象に実践的な支援技術の習得や専門性向上のための研修を実施する。障害福祉サービス課題別研修(専門研修)を追加する。</td> </tr> <tr> <td>障がい者グループホーム世話人等研修</td> <td>951</td> <td>障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質(専門性)を向上するための研修。</td> </tr> <tr> <td>同行援護従業者養成研修</td> <td>5,952</td> <td>同行援護事業所のサービス提供責任者や従事者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修。</td> </tr> <tr> <td>相談支援従事者研修</td> <td>7,813</td> <td>相談支援事業の従事者の技能向上を図るため、初任者研修、現任研修、主任研修及び専門コース別研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td>障害支援区分認定調査員等研修</td> <td>1,261</td> <td>障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。</td> </tr> <tr> <td>障害者ピアサポート研修</td> <td>3,206</td> <td>ピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成する研修。</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>40,416</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予算額	研修内容	サービス提供責任者等研修	3,337	実務経験が3～5年の従事者等を対象に、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を習得するための研修。	サービス管理責任者等研修	13,234	サービス管理責任者及び児童発達管理責任者になる者の養成や現任のサービス管理責任者等の支援技術向上のための研修のほか、令和4年度からファシリテーター養成の研修を追加している。	障害者支援施設等職員研修	1,333	現在障害者支援施設内で課題となっている事案の支援方法の内容等に関する研修。	強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修/実践研修/専門研修)(行動援護従業者養成研修を兼ねる)	3,329	従事者全般を対象に、強度行動障がいの特性や制度の理解、基本的な支援技術を習得するための研修。また、基礎研修修了者を対象に実践的な支援技術の習得や専門性向上のための研修を実施する。障害福祉サービス課題別研修(専門研修)を追加する。	障がい者グループホーム世話人等研修	951	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質(専門性)を向上するための研修。	同行援護従業者養成研修	5,952	同行援護事業所のサービス提供責任者や従事者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修。	相談支援従事者研修	7,813	相談支援事業の従事者の技能向上を図るため、初任者研修、現任研修、主任研修及び専門コース別研修を実施する。	障害支援区分認定調査員等研修	1,261	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。	障害者ピアサポート研修	3,206	ピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成する研修。	合 計	40,416	
区 分	予算額	研修内容																																						
サービス提供責任者等研修	3,337	実務経験が3～5年の従事者等を対象に、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を習得するための研修。																																						
サービス管理責任者等研修	13,234	サービス管理責任者及び児童発達管理責任者になる者の養成や現任のサービス管理責任者等の支援技術向上のための研修のほか、令和4年度からファシリテーター養成の研修を追加している。																																						
障害者支援施設等職員研修	1,333	現在障害者支援施設内で課題となっている事案の支援方法の内容等に関する研修。																																						
強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修/実践研修/専門研修)(行動援護従業者養成研修を兼ねる)	3,329	従事者全般を対象に、強度行動障がいの特性や制度の理解、基本的な支援技術を習得するための研修。また、基礎研修修了者を対象に実践的な支援技術の習得や専門性向上のための研修を実施する。障害福祉サービス課題別研修(専門研修)を追加する。																																						
障がい者グループホーム世話人等研修	951	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質(専門性)を向上するための研修。																																						
同行援護従業者養成研修	5,952	同行援護事業所のサービス提供責任者や従事者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修。																																						
相談支援従事者研修	7,813	相談支援事業の従事者の技能向上を図るため、初任者研修、現任研修、主任研修及び専門コース別研修を実施する。																																						
障害支援区分認定調査員等研修	1,261	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。																																						
障害者ピアサポート研修	3,206	ピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成する研修。																																						
合 計	40,416																																							
<p>(2) 指導者養成研修等への派遣 (1,893千円) 国庫1/2 県が実施する研修の指導者(講師)を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>派遣人数</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談支援従事者指導者養成研修</td> <td>4名</td> <td>380千円</td> </tr> <tr> <td>サービス管理責任者指導者養成研修</td> <td>6名</td> <td>570千円</td> </tr> <tr> <td>強度行動障害指導者養成研修(基礎)</td> <td>2名</td> <td>165千円</td> </tr> <tr> <td>強度行動障害指導者養成研修(実践)</td> <td>2名</td> <td>165千円</td> </tr> <tr> <td>主任相談支援専門員養成研修</td> <td>3名</td> <td>315千円</td> </tr> <tr> <td>障害支援区分認定調査員研修指導者養成研修</td> <td>1名</td> <td>73千円</td> </tr> <tr> <td>障害者ピアサポート研修指導者養成研修</td> <td>3名</td> <td>225千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>21名</td> <td>1,893千円</td> </tr> </tbody> </table>								研修名	派遣人数	予算額	相談支援従事者指導者養成研修	4名	380千円	サービス管理責任者指導者養成研修	6名	570千円	強度行動障害指導者養成研修(基礎)	2名	165千円	強度行動障害指導者養成研修(実践)	2名	165千円	主任相談支援専門員養成研修	3名	315千円	障害支援区分認定調査員研修指導者養成研修	1名	73千円	障害者ピアサポート研修指導者養成研修	3名	225千円	合 計	21名	1,893千円						
研修名	派遣人数	予算額																																						
相談支援従事者指導者養成研修	4名	380千円																																						
サービス管理責任者指導者養成研修	6名	570千円																																						
強度行動障害指導者養成研修(基礎)	2名	165千円																																						
強度行動障害指導者養成研修(実践)	2名	165千円																																						
主任相談支援専門員養成研修	3名	315千円																																						
障害支援区分認定調査員研修指導者養成研修	1名	73千円																																						
障害者ピアサポート研修指導者養成研修	3名	225千円																																						
合 計	21名	1,893千円																																						
<p>(3) 障がい福祉サービス質の向上支援事業 (224千円) 国庫1/2 事業者が実施する処遇困難事案に係る事例検討等に必要費用や事業所等が自ら企画する研修会及び国立のぞみの園等が主催する研修会参加に係る費用を補助する。</p>																																								
<p>(4) 障がい福祉分野就職支援金貸付事業 (241千円) 単県 他分野・他職種で働いていた者等の障がい福祉分野への介護職としての参入を促進する障がい福祉分野就職支援金貸付事務に要する事務経費。</p>																																								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスに携わる人材の育成・質の向上等を目的に各種研修を実施し、必要な人材の確保に努める。 ・令和4年度受講実績 サービス管理責任者等基礎研修(97人)、相談支援専門員初任者研修(32人)等</p>																																								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
地域生活支援事業 （高次脳機能障がい者支援普及事業）	4,482	4,482	0	2,241			2,241													
トータルコスト	11,525千円（前年度11,499千円）〔正職員：0.9人〕																			
主な業務内容	研修会の開催、総括的相談対応、委託契約事務等																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的、概要 高次脳機能障がいのある方の支援体制の充実を図るため、以下を目的に実施する。 （1）高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、高次脳機能障がいに対する相談対応、医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するためのネットワークの充実を図る。 （2）研修会等を通して必要な人材育成を行うとともに、普及啓発を行い、広く高次脳機能障がいへの理解を進める。																				
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事 業 内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高次脳機能障がい者支援普及事業（国1/2）</td> <td>「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置の上、相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務を実施する。 ①相談対応及び関係機関との連絡調整 ②専門研修の開催 ③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実 ④関係機関の支援状況の把握及び情報提供 ⑤高次脳機能障がいの普及啓発 ⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価 〔委託先：医療法人十字会野島病院〕</td> <td>4,410</td> </tr> <tr> <td>高次脳機能障がい支援連携強化事業（国1/2）</td> <td>圏域ごとに、市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障がい者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>4,482</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	事 業 内 容	予算額	高次脳機能障がい者支援普及事業（国1/2）	「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置の上、相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務を実施する。 ①相談対応及び関係機関との連絡調整 ②専門研修の開催 ③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実 ④関係機関の支援状況の把握及び情報提供 ⑤高次脳機能障がいの普及啓発 ⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価 〔委託先：医療法人十字会野島病院〕	4,410	高次脳機能障がい支援連携強化事業（国1/2）	圏域ごとに、市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障がい者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。	72	合 計		4,482
区 分	事 業 内 容	予算額																		
高次脳機能障がい者支援普及事業（国1/2）	「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置の上、相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務を実施する。 ①相談対応及び関係機関との連絡調整 ②専門研修の開催 ③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実 ④関係機関の支援状況の把握及び情報提供 ⑤高次脳機能障がいの普及啓発 ⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価 〔委託先：医療法人十字会野島病院〕	4,410																		
高次脳機能障がい支援連携強化事業（国1/2）	圏域ごとに、市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障がい者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。	72																		
合 計		4,482																		
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障がいのある者に携わる支援者の連携を強化し、支援ネットワークの充実を図る。 高次脳機能障がい者支援拠点を医療法人十字会野島病院に設置し、相談支援コーディネーターを1名配置（精神保健福祉士）して、相談対応、普及啓発等に取り組んでいる。 																				

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
障がい者社会参加促進事業	6,647	6,715	△68	2,400			4,247																												
トータルコスト	8,212千円（前年度 8,274千円）〔正職員：0.2人〕																																		
主な業務内容	指導者研修受講者選定事務、委託契約事務、受託者との打ち合わせ、事業内容広報等																																		
事業内容の説明																																			
1 事業の目的、概要 障がいのある方が社会の構成員として地域の中で生活を送ることができるよう、社会参加促進のための各種事業を実施する。																																			
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 知的障がい者レクリエーション教室開催事業（国1/2）</td> <td>1,400</td> <td>知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕</td> </tr> <tr> <td>2. 知的障がい者本人大会開催事業（国1/2）</td> <td>200</td> <td>知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕</td> </tr> <tr> <td>3. 鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業（国1/2）</td> <td>2,200</td> <td>知的障がい児者がスポーツを通じて、健康増進と体力向上を図り、社会参加を促進するため「手をつなぐスポーツ祭り」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕</td> </tr> <tr> <td>4. 鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金（国1/2）</td> <td>1,000</td> <td>在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の広域的な団体に対し、以下の事業を実施する際に補助する。（補助率10/10） ①自発的レク事業（1事業あたり上限100千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等の福祉の増進又は社会参加を図る事業 ②地域づくり交流促進事業（1事業あたり上限250千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図る事業</td> </tr> <tr> <td>5. 多目的トイレ利用促進事業（単県）</td> <td>1,169</td> <td>仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）2台及びオストメイト用非水洗トイレ5台について、「災害発生時における多目的トイレのレンタルに関する協定書」の規定に基づき、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ①保守管理の補助（補助率10/10） ②イベント等への貸出補助（補助率1/2）</td> </tr> <tr> <td>6. UD タクシー利用促進事業（単県）</td> <td>100</td> <td>日頃外出困難な障がい者の参加促進のため、イベント主催者によるUDタクシーの借り上げ経費を補助することにより、障がい児者と地域社会をつなげるUDタクシーを利活用したモデル的な取組を支援する。（補助率1/2）</td> </tr> <tr> <td>7. 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（単県）</td> <td>578</td> <td>江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>6,647</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	1. 知的障がい者レクリエーション教室開催事業（国1/2）	1,400	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕	2. 知的障がい者本人大会開催事業（国1/2）	200	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕	3. 鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業（国1/2）	2,200	知的障がい児者がスポーツを通じて、健康増進と体力向上を図り、社会参加を促進するため「手をつなぐスポーツ祭り」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕	4. 鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金（国1/2）	1,000	在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の広域的な団体に対し、以下の事業を実施する際に補助する。（補助率10/10） ①自発的レク事業（1事業あたり上限100千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等の福祉の増進又は社会参加を図る事業 ②地域づくり交流促進事業（1事業あたり上限250千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図る事業	5. 多目的トイレ利用促進事業（単県）	1,169	仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）2台及びオストメイト用非水洗トイレ5台について、「災害発生時における多目的トイレのレンタルに関する協定書」の規定に基づき、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ①保守管理の補助（補助率10/10） ②イベント等への貸出補助（補助率1/2）	6. UD タクシー利用促進事業（単県）	100	日頃外出困難な障がい者の参加促進のため、イベント主催者によるUDタクシーの借り上げ経費を補助することにより、障がい児者と地域社会をつなげるUDタクシーを利活用したモデル的な取組を支援する。（補助率1/2）	7. 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（単県）	578	江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。	合 計	6,647	
区 分	予算額	内 容																																	
1. 知的障がい者レクリエーション教室開催事業（国1/2）	1,400	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕																																	
2. 知的障がい者本人大会開催事業（国1/2）	200	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕																																	
3. 鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業（国1/2）	2,200	知的障がい児者がスポーツを通じて、健康増進と体力向上を図り、社会参加を促進するため「手をつなぐスポーツ祭り」の開催に要する経費を補助する。（補助率10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕																																	
4. 鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金（国1/2）	1,000	在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の広域的な団体に対し、以下の事業を実施する際に補助する。（補助率10/10） ①自発的レク事業（1事業あたり上限100千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等の福祉の増進又は社会参加を図る事業 ②地域づくり交流促進事業（1事業あたり上限250千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図る事業																																	
5. 多目的トイレ利用促進事業（単県）	1,169	仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）2台及びオストメイト用非水洗トイレ5台について、「災害発生時における多目的トイレのレンタルに関する協定書」の規定に基づき、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ①保守管理の補助（補助率10/10） ②イベント等への貸出補助（補助率1/2）																																	
6. UD タクシー利用促進事業（単県）	100	日頃外出困難な障がい者の参加促進のため、イベント主催者によるUDタクシーの借り上げ経費を補助することにより、障がい児者と地域社会をつなげるUDタクシーを利活用したモデル的な取組を支援する。（補助率1/2）																																	
7. 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（単県）	578	江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。																																	
合 計	6,647																																		
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者レクリエーション教室開催事業、知的障がい者本人大会開催事業を通じて、障がい児者の体力増強、交流、余暇の充実等を促進するとともに、鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業により、知的障がい児者の健康増進と社会参加を促進する。 イベント時における災害時対応バリアフリートイレの貸出やUDタクシーの利用促進補助金の交付により、障がいのある方の社会参加を促進することを目指す。 当事者を含む障がい福祉関係者同士による江原道との交流を行い、障がい福祉の振興を図る。 																																			

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																					
地域生活支援事業（障害者就業・生活支援事業）	33,189	30,628	2,561	16,594			16,595																																																					
トータルコスト	33,972千円（前年度 31,408千円）〔正職員：0.1人〕																																																											
主な業務内容	委託契約事務、会議出席等																																																											
事業内容の説明																																																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターに生活支援員及び発達障がい者就労・生活支援員を配置し、センターに登録している障がい者に対して、日常生活や社会生活を営む上で必要な相談・支援を行うとともに、近年増加傾向にある発達障がい者に重点を置いて、就労面や生活面で必要な相談・支援を行う。</p> <p>また、特別支援学校の卒業生等働くことを希望する障がい者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に結び付くようコーディネートする「アセスメント（就労評価）・調整支援員」を西部圏域の障害者就業・生活支援センターに配置する。</p>																																																												
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏 域</th> <th>東 部</th> <th>中 部</th> <th>西 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所名</td> <td>障害者就業・生活支援センターしらはま</td> <td>障害者就業・生活支援センターくらよし</td> <td>障害者就業・生活支援センターしゅーと</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">社会福祉法人鳥取県厚生事業団</td> <td>社会福祉法人あしーど</td> </tr> </tbody> </table>									圏 域	東 部	中 部	西 部	事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと	実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人あしーど																																								
圏 域	東 部	中 部	西 部																																																									
事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと																																																									
実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人あしーど																																																									
<p>(2) 障害者就業・生活支援センターについて</p> <p><人員配置状況> (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所 管</th> <th>財 源</th> <th>東 部</th> <th>中 部</th> <th>西 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業支援員</td> <td>労働局</td> <td>国委託</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>生活支援員</td> <td rowspan="3">障がい福祉課</td> <td>国 1/2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>発達障がい者就労・生活支援員</td> <td>国 1/2</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>アセスメント・調整支援員</td> <td>国 1/2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>職場開拓支援員</td> <td>商工労働部</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>業務補助員</td> <td>雇用人材局</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>定着支援員</td> <td>雇用政策課</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>9</td> <td>7.5</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内が本事業による人員配置</p>									区 分	所 管	財 源	東 部	中 部	西 部	就業支援員	労働局	国委託	4	3	6	生活支援員	障がい福祉課	国 1/2	1	1	1	発達障がい者就労・生活支援員	国 1/2	1	0.5	1	アセスメント・調整支援員	国 1/2	—	—	1	職場開拓支援員	商工労働部	単県	1	1	1	業務補助員	雇用人材局	単県	1	1	1	定着支援員	雇用政策課	単県	1	1	1	計			9	7.5	12
区 分	所 管	財 源	東 部	中 部	西 部																																																							
就業支援員	労働局	国委託	4	3	6																																																							
生活支援員	障がい福祉課	国 1/2	1	1	1																																																							
発達障がい者就労・生活支援員		国 1/2	1	0.5	1																																																							
アセスメント・調整支援員		国 1/2	—	—	1																																																							
職場開拓支援員	商工労働部	単県	1	1	1																																																							
業務補助員	雇用人材局	単県	1	1	1																																																							
定着支援員	雇用政策課	単県	1	1	1																																																							
計			9	7.5	12																																																							
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・障害者就業・生活支援センターに配置する生活支援員等による障がい者の就業に係る生活面での相談・支援等を通じて、障がい者雇用の促進や就業の安定を図る。</p>																																																												

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
地域生活支援事業(生活訓練等事業)	7,464	7,464	0	3,732			3,732																												
トータルコスト	9,029千円（前年度 9,023千円）〔正職員：0.2人〕																																		
主な業務内容	委託契約等事務、関係団体との連絡調整等、協議・相談等業務																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害者社会参加推進センターを設置・運営し、障がい者に対する日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、日常生活の質的向上や障がい者の地域における自立生活と社会参加の促進を図る。</p>																																			
<p>2 主な事業内容</p> <p>（負担割合：国1/2、県1/2） （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委託先</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>きこえない・きこえにくい人の日常生活訓練事業</td> <td rowspan="7">社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会</td> <td>きこえない・きこえにくい人に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。</td> <td>942</td> </tr> <tr> <td>オストメイト日常生活訓練事業</td> <td>ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対して社会生活訓練を講習会等を通じて行う。</td> <td>389</td> </tr> <tr> <td>音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業</td> <td>音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。</td> <td>744</td> </tr> <tr> <td>在宅重度障がい者社会参加促進事業</td> <td>筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>日常生活訓練事業</td> <td>身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。</td> <td>4,109</td> </tr> <tr> <td>障害者社会参加推進センター設置事業</td> <td>障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合 計</td> <td>7,464</td> </tr> </tbody> </table>									区分	委託先	内容	予算額	きこえない・きこえにくい人の日常生活訓練事業	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会	きこえない・きこえにくい人に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。	942	オストメイト日常生活訓練事業	ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対して社会生活訓練を講習会等を通じて行う。	389	音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。	744	在宅重度障がい者社会参加促進事業	筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。	600	日常生活訓練事業	身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。	4,109	障害者社会参加推進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。	680	合 計			7,464
区分	委託先	内容	予算額																																
きこえない・きこえにくい人の日常生活訓練事業	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会	きこえない・きこえにくい人に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。	942																																
オストメイト日常生活訓練事業		ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対して社会生活訓練を講習会等を通じて行う。	389																																
音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業		音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。	744																																
在宅重度障がい者社会参加促進事業		筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。	600																																
日常生活訓練事業		身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。	4,109																																
障害者社会参加推進センター設置事業		障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。	680																																
合 計			7,464																																
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者社会参加推進センターによる社会参加活動の支援や日常生活訓練を通じて障がい者の生活の質的向上を図り社会参加の促進を目指す。 																																			

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
地域生活支援事業（盲人ホーム運営費補助金）	6,945	6,636	309	3,472			3,473									
トータルコスト	7,728千円（前年度 7,416千円）〔正職員：0.1人〕															
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に就労の場を提供するとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に要する経費を助成することにより、視覚障がい者の自立更生を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する盲人ホームに対して運営費を助成する。 （負担割合：国 1/2、県 1/2）</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>鳥取県ライトハウス盲人ホーム</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市皆生温泉三丁目 18-3</td> </tr> <tr> <td>主な業務</td> <td>あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 盲人ホームの運営費を助成することにより、あん摩師、はり師、きゅう師の免許を有する視覚障がい者の自立更生を図る。 									区分	内容	施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム	所在地	米子市皆生温泉三丁目 18-3	主な業務	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供
区分	内容															
施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム															
所在地	米子市皆生温泉三丁目 18-3															
主な業務	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																									
障がい者一般就労移行支援事業	2,119	2,119	0	437			1,682																																																																									
トータルコスト	3,684千円（前年度 3,678千円）〔正職員：0.2人〕																																																																															
主な業務内容	委託契約事務、実習謝金の支払い、一般就労移行調査、各種会議への出席等																																																																															
事業内容の説明																																																																																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の地域の社会資源が連携して、障がい者の就労支援ネットワークを構築し、就労支援の現状や課題等について、理解を深め共に考えるためのセミナーや職業指導員等のスキルアップ研修等を開催する。</p> <p>また、企業における障がい者の職場実習や鳥取県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組を学び、研修派遣の支援を通じて障がい者の就労支援を効果的に推進する。</p>																																																																																
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障がい者一般就労移行ネットワーク会議</p> <table border="1"> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="8">障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託し、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="8">733千円（単県）</td> </tr> </table> <p>(2) 就労移行・定着支援セミナー開催事業</p> <table border="1"> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="8">就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 <対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修修了者（特別支援学校、企業を含む。）、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体 等</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="8">875千円（国1/2）</td> </tr> </table> <p>(3) 実習受入謝金等の支給</p> <table border="1"> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="8">障害福祉サービス事業所利用者（実習受講者）の実習を受入れた企業等に対して謝金を支給し、実習受講者に対して奨励金を支給する。（但し、3日以上の実習に限る。） <謝金・奨励金の単価>200千円 ア 受入企業等への謝金 …実習1日当たり1,000円 イ 実習受講者への奨励金 …実習1日当たり1,000円 <実習受入企業等を被保険者とする傷害保険>131千円</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="8">331千円（単県）</td> </tr> </table> <p>(4) 研修受入謝金等の支給</p> <table border="1"> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="8">県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金（旅費相当額）を支給する。（県内で1名） <謝金・奨励金の単価> ア 受入事業所への謝金 50千円 イ 研修受講者への奨励金 130千円上限（東京都：5泊6日想定）</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="8">180千円（単県）</td> </tr> </table>									内 容	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託し、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。								予算額	733千円（単県）								内 容	就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 <対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修修了者（特別支援学校、企業を含む。）、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体 等								予算額	875千円（国1/2）								内 容	障害福祉サービス事業所利用者（実習受講者）の実習を受入れた企業等に対して謝金を支給し、実習受講者に対して奨励金を支給する。（但し、3日以上の実習に限る。） <謝金・奨励金の単価>200千円 ア 受入企業等への謝金 …実習1日当たり1,000円 イ 実習受講者への奨励金 …実習1日当たり1,000円 <実習受入企業等を被保険者とする傷害保険>131千円								予算額	331千円（単県）								内 容	県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金（旅費相当額）を支給する。（県内で1名） <謝金・奨励金の単価> ア 受入事業所への謝金 50千円 イ 研修受講者への奨励金 130千円上限（東京都：5泊6日想定）								予算額	180千円（単県）							
内 容	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託し、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。																																																																															
予算額	733千円（単県）																																																																															
内 容	就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 <対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修修了者（特別支援学校、企業を含む。）、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体 等																																																																															
予算額	875千円（国1/2）																																																																															
内 容	障害福祉サービス事業所利用者（実習受講者）の実習を受入れた企業等に対して謝金を支給し、実習受講者に対して奨励金を支給する。（但し、3日以上の実習に限る。） <謝金・奨励金の単価>200千円 ア 受入企業等への謝金 …実習1日当たり1,000円 イ 実習受講者への奨励金 …実習1日当たり1,000円 <実習受入企業等を被保険者とする傷害保険>131千円																																																																															
予算額	331千円（単県）																																																																															
内 容	県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金（旅費相当額）を支給する。（県内で1名） <謝金・奨励金の単価> ア 受入事業所への謝金 50千円 イ 研修受講者への奨励金 130千円上限（東京都：5泊6日想定）																																																																															
予算額	180千円（単県）																																																																															
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援機関のネットワーク形成、就労支援力向上のためのセミナーの開催や事業所職員の研修派遣への支援、職場実習に協力する企業等への謝金の支給を実施し、障がい者の一般就労を促進する。 ・福祉就労から一般就労への移行実績 令和2年度：61人 令和3年度：70人 令和4年度：62人 																																																																																

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農福連携推進事業	21,691	20,063	1,628	14,775			6,916	
トータルコスト	32,646千円（前年度 30,979千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	農福連携マッチング業務、補助金交付事務、委託契約事務、委託先との連絡調整等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

農業者と就労系障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）とのマッチング等による農作業等の受託支援、自主農業に取り組む事業所への支援やマルシェの開催等により、農福連携等を通じた地域の課題解決や活性化等の仕組みをつくり、障がい者が安定的・継続的に関わられる就労機会の創出や工賃向上を目指す。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
農福連携マッチング機能 （国9/10）	農業者と事業所の受委託を円滑に行うため、鳥取県内東中西部の各圏域にコーディネーターを1名ずつ配置する。 ＜業務内容＞ 農業者、事業所双方のニーズ把握、農作業のマッチング、契約支援等	職員人件費（福祉保健課）で予算措置
農作業等の受託環境の整備、自主農業の生産性向上等への支援（単県）	新たに農林水産分野の作業の受託に取り組む事業所を支援するほか、新たに農業分野に新規参入する事業所の取組や、既に自主農業に取り組んでいる事業所の生産性向上・事業拡大等に資する取組を支援する。 ＜農業分野等チャレンジ支援事業補助金＞ 農林水産分野作業受託支援：補助率 2/3、上限額 100千円 スタートアップ支援：補助率 1/2、上限額 300千円 自主農業支援：補助率 1/2、上限額 1,000千円	5,274
農福連携による地域づくり事業 （国9/10）	農福連携を地域に根差した取組に発展させるため、農福連携の意識啓発や地域とのネットワークづくりを進めるとともに、加工や流通を見据えたコーディネーターや専門家派遣による事業所支援を行うほか、農福連携マルシェ（ごきげんマルシェ）の開催、県内外マルシェへの出店支援等を行う。	16,417
合 計		21,691

3 事業目標・取組状況・改善点

- 農福連携を通じて、障がい者の就労機会を創出するとともに、令和6年度から制定される新たな工賃目標の達成に向けた工賃向上を目指す。
- 平成22年度から、全国に先駆けた取組として、鳥取県内の各圏域に農福連携コーディネーターを配置し、農業者事業所による農作業の受委託のマッチングを実施している。平成22年度から令和4年度の13年間で、約1,980件の農作業をマッチングし、131,000千円を上回る作業料金が事業所に支払われた。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
マッチング（件数）	184	204	264	296	231
作業料金（千円）	12,189	13,077	18,886	22,222	22,936

- 平成28年度から、事業所の利用者が生産等に携わった農産物、農産加工品等を販売する農福連携マルシェ（ごきげんマルシェ）を開催するとともに、単なる販売会でなく、様々な分野の人の交流による新たな連携商品の開発や共同事業の実施などのマッチングの場であったり、販路開拓等の場としている。
- 平成30年度から、農福連携による地域の課題解決や活性化等を図るとともに、障がい者の安定的、継続的な仕事を創出するモデル事業の構築に向けて、鳥取県障害者就労事業振興センターに配置したコーディネーターによる事業所支援や専門家派遣等を実施している。引き続き6次産業化への取組を支援していく。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	25,471	20,992	4,479				25,471	
トータルコスト	30,166千円（前年度 25,670千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>令和6年度からの新たな工賃向上プランを踏まえ、ワークコーポとっとり（※）でのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図る。</p> <p>※単独の障害福祉サービス事業所では処理できない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置した（全国初）。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 共同作業場の運営（25,171千円）</p> <p>受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業数量とのバランスをふまえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同作業場運営のための人役（4名）の配置 建物・機材の維持管理（搬出入口等の改修） 企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等 <p>(2) 共同作業場の実習にかかる奨励金（300千円）</p> <p>中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。</p> <p>（日額3,000円／事業所、最大10日）</p>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度からの新たな工賃向上プランにおいても、引き続き工賃水準を引き上げることが目標とし、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター等と連携し、共同作業場での取組を始めとする支援策を講じ、更なる工賃向上を図る。 工賃水準を平成18年度の約11,000円から33,000円以上にすることを目指して、平成19年度に工賃3倍計画を策定した。（令和5年度に実施する計画改定により、新たな目標金額の設定を実施予定である。）令和4年度の月額平均工賃は20,378円で、全国トップクラスである。 ワークコーポとっとりで行う業務は大規模ロットであったり、高い品質水準が求められることから、単価の高い作業が多く、高い工賃水準を維持している。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																												
鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	4,796	4,741	55				4,796																																												
トータルコスト	9,491千円（前年度 9,419千円）〔正職員：0.6人〕																																																		
主な業務内容	審査委員会の開催、審査、補助金交付事務等																																																		
事業内容の説明																																																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害者就労支援事業所（以下「事業所」という。）の安定した運営等を支援するための無利子融資制度及び事業所又は事業所と協働する企業が新商品開発を行う場合に要する経費の助成制度を設け、事業所で働く障がい者の所得向上につなげる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">融資制度概要</td> <td>貸付対象</td> <td>就労継続支援（A型・B型）事業所（多機能型事業所を含む。）を運営する法人</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>貸付要件</td> <td>無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。</td> </tr> <tr> <td>貸付使途</td> <td>事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>5年以内（据置期間：6カ月以内）</td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td colspan="2">審査委員会を開催して事業計画を審査</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td colspan="2">74千円（補助金等審査会経費 ※（3）、（4）の審査会も含む）</td> </tr> </table> <p>(2) 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>(1)により就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県10/10</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>(1)による運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>722千円</td> </tr> </table> <p>(3) 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金・(4) 障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(3) 新商品開発支援補助金</th> <th>(4) 協働連携企業補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>工賃水準向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所を運営する法人</td> <td>県内の就労継続支援（A型・B型）事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート企業・団体</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td colspan="2">新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など</td> </tr> <tr> <td>補助率・限度額</td> <td colspan="2">補助率：県2/3 限度額：1,000千円</td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td colspan="2">審査委員会を開催して事業計画を審査</td> </tr> <tr> <td>予 算 額</td> <td>3,000千円</td> <td>1,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資による事業所の安定運営、また自主事業としての新商品・サービスの開発を支援することで、生産活動収入の増加を図り、事業所で働く障がい者の工賃向上に繋げる。 平成22年度の制度創設より、融資制度は32件（融資総額約1億4,300万円の利子相当分を支援）、新商品開発は95件（支援総額6,900万円）、企業との協働連携は7件（支援総額480万円）の支援実績がある。 									融資制度概要	貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（多機能型事業所を含む。）を運営する法人	貸付限度額	5,000千円	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。	貸付使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分）	償還期間	5年以内（据置期間：6カ月以内）	摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査		予 算 額	74千円（補助金等審査会経費 ※（3）、（4）の審査会も含む）		実施主体	(1)により就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関	補助率	県10/10	補助対象経費	(1)による運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成	予 算 額	722千円		(3) 新商品開発支援補助金	(4) 協働連携企業補助金	実施主体	工賃水準向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所を運営する法人	県内の就労継続支援（A型・B型）事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート企業・団体	対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など		補助率・限度額	補助率：県2/3 限度額：1,000千円		摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査		予 算 額	3,000千円	1,000千円
融資制度概要	貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（多機能型事業所を含む。）を運営する法人																																																	
	貸付限度額	5,000千円																																																	
	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。																																																	
	貸付使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分）																																																	
	償還期間	5年以内（据置期間：6カ月以内）																																																	
摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査																																																		
予 算 額	74千円（補助金等審査会経費 ※（3）、（4）の審査会も含む）																																																		
実施主体	(1)により就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関																																																		
補助率	県10/10																																																		
補助対象経費	(1)による運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成																																																		
予 算 額	722千円																																																		
	(3) 新商品開発支援補助金	(4) 協働連携企業補助金																																																	
実施主体	工賃水準向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所を運営する法人	県内の就労継続支援（A型・B型）事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート企業・団体																																																	
対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など																																																		
補助率・限度額	補助率：県2/3 限度額：1,000千円																																																		
摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査																																																		
予 算 額	3,000千円	1,000千円																																																	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	37,725	32,926	4,799	18,862			18,863							
トータルコスト	43,203千円（前年度 38,384千円）〔正職員：0.7人〕													
主な業務内容	委託契約事務、委託先との連絡調整等													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）に対して、各事業所の特徴に応じた支援を実施し、鳥取県新たな工賃向上プラン（第4期計画）の目標達成を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターにコーディネーターを配置し、以下の支援を実施する。（37,725千円 国1/2、県1/2）</p> <p>（1）総合相談窓口機能の充実、事業所情報収集・分析及び対応策の検討 事業所からの相談等に対応する総合相談窓口機能を整え、コーディネーターによる相談・助言や専門機関と連携した支援等を行う。また、事業所情報の収集・分析、対応策の検討等を行う。</p> <p>（2）事業所の実情・課題等に沿った支援 各事業所の目標設定や中長期事業計画作成の支援等を行うとともに専門家（商品開発、事業経営等）を派遣するなど、事業所の特性に応じた支援を行う。</p> <p>ア 自主商品・サービスの向上支援（情報の収集と課題分析、商品開発、販路開拓に向けた支援等） イ 施設外就労・受託作業組み換え等の促進（品質管理等の受託作業のための環境づくり支援等） ウ 運営基盤安定支援（新規事業所訪問によるヒアリング・課題分析、利用者特性に合わせた作業確保） エ 専門家派遣支援（個別ケースに応じた専門家派遣による効果的な支援実施）</p> <p>（3）就労支援における「人づくり」プログラムの実施 事業所職員の経験年数や職位等に合わせた人材育成研修を実施し、福祉とビジネス双方の視点やスキルを持った就労支援の「人づくり」を行う。</p> <p>（4）共同受注窓口機能の強化 民需、官公需等の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを行う。また、企業・団体等とのネットワークの構築等により、共同受注窓口の機能を強化し、民需、官公需等の増進を図るとともに、企業等との連携事業（共同開発、共同販売イベント等）の企画・実施や情報発信等を行う。</p> <p>（5）職種別ネットワーク等の構築 新たな高単価作業等を模索するために「職種別ネットワーク（仮）」を構築し、課題整理、受注の仕組み検討等を行う。また、他団体等とのネットワークを形成し、工賃向上に向けた取組の検討等を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業所の特性等に応じた支援を行い、新たな工賃向上プランで定める目標の達成を目指す。 各事業所の特性等に応じた工賃向上の取組により、令和4年度の平均工賃は20,378円と過去最高を記録し（前年度比581円増）、また、工賃支払総額は、5年連続で6億円を超え、前年度から約2,800万円増加し過去最高となった。 <p>【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】</p> <table border="1"> <tr> <td>設立趣旨</td> <td>鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>11名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>（西部事務所）米子市糺町一丁目160（鳥取県西部総合事務所糺町庁舎1号館2階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）</td> </tr> </table>									設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕	職員数	11名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）	事務局	（西部事務所）米子市糺町一丁目160（鳥取県西部総合事務所糺町庁舎1号館2階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕													
職員数	11名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）													
事務局	（西部事務所）米子市糺町一丁目160（鳥取県西部総合事務所糺町庁舎1号館2階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）													

12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																					
福祉の店販売機能強化事業	7,783	7,813	△30				7,783																																																																					
トータルコスト	9,348千円 (前年度9,372千円) [正職員: 0.2人]																																																																											
主な業務内容	補助金交付事務、実施主体との連絡調整等																																																																											
事業内容の説明																																																																												
<p>1 事業の目的、概要 障害者就労継続支援事業所等 (以下「事業所」という。) が製作する商品を事業所同士の連携のもとに運営される常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店を支援することにより、障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 支援スキーム</p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td>・運営に関して障がい者の関わりがあること ・複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること ・販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと</td> </tr> <tr> <td>支援方法</td> <td>要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県1/2</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>福祉の店を運営するための経費</td> </tr> </table> <p>(2) 算定方法 次の算定方法に基づく常設販売部分と移動販売部分の合計額 (上限は当該年度の運営に要した合計額) ア 常設販売部分 【(人件費+家賃-販売手数料-会費) × 前年度対比売上率に基づく配分率】</p> <table border="1"> <tr> <td>人件費</td> <td>次のA又はBのいずれか低い額 A: 人件費として支出した額 B: 基準額 (2,474千円) ※会計年度任用職員単価をベースとした年間賃金支出額</td> </tr> <tr> <td>家賃・販売手数料・会費</td> <td>実績額</td> </tr> </table> <p>○前年度対比売上率に基づく配分率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>50%</td> <td>90%以上~100%未満</td> <td>90%</td> <td>130%以上~140%未満</td> <td>130%</td> </tr> <tr> <td>50%以上~70%未満</td> <td>60%</td> <td>100%以上~110%未満</td> <td>100%</td> <td>140%以上~150%未満</td> <td>140%</td> </tr> <tr> <td>70%以上~80%未満</td> <td>70%</td> <td>110%以上~120%未満</td> <td>110%</td> <td>150%以上</td> <td>150%</td> </tr> <tr> <td>80%以上~90%未満</td> <td>80%</td> <td>120%以上~130%未満</td> <td>120%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 移動販売部分 【移動販売に係る経費×障がい者参加率に基づく配分率】</p> <table border="1"> <tr> <td>移動販売に要する経費</td> <td>次のA又はBのいずれか低い額 A: 移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B: 基準額 (919千円) ※会計年度任用職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額</td> </tr> </table> <p>○障がい者参加率に基づく配分率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%未満</td> <td>10%</td> <td>50%以上~60%未満</td> <td>50%</td> <td>80%以上~90%未満</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>20%以上~40%未満</td> <td>20%</td> <td>60%以上~70%未満</td> <td>60%</td> <td>90%以上~95%未満</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>40%以上~50%未満</td> <td>40%</td> <td>70%以上~80%未満</td> <td>70%</td> <td>95%以上~100%未満</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が製作する商品を販売する福祉の店を支援し安定的な運営基盤を構築することで、商品の販売を単独で行うことが困難な小規模事業所等の販売機会を確保する。 ・各福祉の店は、売上が減少傾向にある常設店舗販売以外での移動販売 (イベント、バザー等) により運営を維持していくための努力を行っている。 ・平成27年度に行った支援内容の見直しで、経営努力による販売額の上昇率に応じて、補助金額を算定する仕組みとしたところ、営業努力により、販売額が増加していたが、令和2年度以降はコロナ前までの売上げ水準に回復しておらず、福祉の店の運営についてはより一層努力が求められるような状況である。 									要件	・運営に関して障がい者の関わりがあること ・複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること ・販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと	支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助	補助率	県1/2	補助対象経費	福祉の店を運営するための経費	人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A: 人件費として支出した額 B: 基準額 (2,474千円) ※会計年度任用職員単価をベースとした年間賃金支出額	家賃・販売手数料・会費	実績額	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	50%未満	50%	90%以上~100%未満	90%	130%以上~140%未満	130%	50%以上~70%未満	60%	100%以上~110%未満	100%	140%以上~150%未満	140%	70%以上~80%未満	70%	110%以上~120%未満	110%	150%以上	150%	80%以上~90%未満	80%	120%以上~130%未満	120%			移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A: 移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B: 基準額 (919千円) ※会計年度任用職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	20%未満	10%	50%以上~60%未満	50%	80%以上~90%未満	80%	20%以上~40%未満	20%	60%以上~70%未満	60%	90%以上~95%未満	90%	40%以上~50%未満	40%	70%以上~80%未満	70%	95%以上~100%未満	100%
要件	・運営に関して障がい者の関わりがあること ・複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること ・販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと																																																																											
支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助																																																																											
補助率	県1/2																																																																											
補助対象経費	福祉の店を運営するための経費																																																																											
人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A: 人件費として支出した額 B: 基準額 (2,474千円) ※会計年度任用職員単価をベースとした年間賃金支出額																																																																											
家賃・販売手数料・会費	実績額																																																																											
前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率																																																																							
50%未満	50%	90%以上~100%未満	90%	130%以上~140%未満	130%																																																																							
50%以上~70%未満	60%	100%以上~110%未満	100%	140%以上~150%未満	140%																																																																							
70%以上~80%未満	70%	110%以上~120%未満	110%	150%以上	150%																																																																							
80%以上~90%未満	80%	120%以上~130%未満	120%																																																																									
移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A: 移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B: 基準額 (919千円) ※会計年度任用職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額																																																																											
障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率																																																																							
20%未満	10%	50%以上~60%未満	50%	80%以上~90%未満	80%																																																																							
20%以上~40%未満	20%	60%以上~70%未満	60%	90%以上~95%未満	90%																																																																							
40%以上~50%未満	40%	70%以上~80%未満	70%	95%以上~100%未満	100%																																																																							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
福祉フォーラム等開催補助事業	2,300	2,300	0	650			1,650																
トータルコスト	5,430千円（前年度 5,419千円）〔正職員：0.4人〕																						
主な業務内容	補助金関係業務、大会当日の参加・資料作成、開催通知発送業務等																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の自立・社会参加の推進を目的として開催されるフォーラムやスポーツ大会を支援し、地域住民への情報発信や意識啓発を行うとともに、スポーツ活動等に参加できる環境を整備する。</p>																							
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県福祉フォーラム開催支援補助事業</td> <td>障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとっとりフォーラム」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】福祉フォーラム実行委員会 【補助率】定額 【財源内訳】単県</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助事業</td> <td>全県的な身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】鳥取県身体障害者福祉協会 【補助率】定額 【財源内訳】国 1/2、県 1/2</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>全日本 Challenged アクアスロン皆生大会開催事業費補助事業</td> <td>スポーツを通して障がい児・者と地域の方々の交流を図るとともに、自分の力を最大限に発揮し、地域で暮らすことへの自信を持ち、日中活動の充実を図ることを目的として開催される「全日本 Challenged アクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】全日本 Challenged アクアスロン皆生大会実行委員会 【補助率】定額 【財源内訳】国 1/2、県 1/2</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>2,300</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	鳥取県福祉フォーラム開催支援補助事業	障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとっとりフォーラム」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】福祉フォーラム実行委員会 【補助率】定額 【財源内訳】単県	1,000	鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助事業	全県的な身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】鳥取県身体障害者福祉協会 【補助率】定額 【財源内訳】国 1/2、県 1/2	800	全日本 Challenged アクアスロン皆生大会開催事業費補助事業	スポーツを通して障がい児・者と地域の方々の交流を図るとともに、自分の力を最大限に発揮し、地域で暮らすことへの自信を持ち、日中活動の充実を図ることを目的として開催される「全日本 Challenged アクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】全日本 Challenged アクアスロン皆生大会実行委員会 【補助率】定額 【財源内訳】国 1/2、県 1/2	500	合 計		2,300
区 分	内 容	予算額																					
鳥取県福祉フォーラム開催支援補助事業	障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとっとりフォーラム」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】福祉フォーラム実行委員会 【補助率】定額 【財源内訳】単県	1,000																					
鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助事業	全県的な身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】鳥取県身体障害者福祉協会 【補助率】定額 【財源内訳】国 1/2、県 1/2	800																					
全日本 Challenged アクアスロン皆生大会開催事業費補助事業	スポーツを通して障がい児・者と地域の方々の交流を図るとともに、自分の力を最大限に発揮し、地域で暮らすことへの自信を持ち、日中活動の充実を図ることを目的として開催される「全日本 Challenged アクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】全日本 Challenged アクアスロン皆生大会実行委員会 【補助率】定額 【財源内訳】国 1/2、県 1/2	500																					
合 計		2,300																					
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・フォーラムによる講演、シンポジウム等の実施や各種障がい者スポーツ大会の開催を支援することにより障がい者の自立と社会参加を図っている。継続して支援を行い、障がい者への理解の促進や社会参加、健常者と障がい者の交流により障がいへの相互理解を図っていく。</p>																							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
(新)「あいサポート運動2.0」事業	36,482	0	36,482	2,523			33,959											
トータルコスト	42,742千円（前年度 0千円）〔正職員：0.8人〕																	
主な業務内容	委託契約等事務、関係団体との連絡調整等、協議・相談等業務																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>平成21年度に本県でスタートしたあいサポート運動は、障害者差別解消法（以下「法」という。）に基づく障がい者への合理的配慮の提供に深く関係しており、令和6年度はあいサポート運動15周年の節目の年を迎えることや、令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえ、あいサポート運動を全県・全国に浸透させていく取組を一層加速させていくことで、合理的配慮の地域実装を進め、真の共生社会の実現を図っていく。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 合理的配慮の地域実装を図るためのあいサポート運動の全県展開事業 地域全体で法への理解やあいサポート運動への参画が進むよう、事業者や若年層に対する普及啓発活動等を強化する。 ・地元団体を巻き込んだ地域全体でのあいサポート運動の普及活動 ・キャラバン隊の編成による企業・団体訪問の強化 ・業界団体による合理的配慮の提供の実践を浸透させるための独自取組への支援 ・個別業種に特化した合理的配慮の提供の実践例等を学ぶ専門的研修会の開催 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要となる経費の助成 ・若年期からあいサポート運動を学ぶ機会の充実（学校でのあいサポート運動の学習の全体的導入の推進、あいサポートキッズ（あいサポート運動の未来の担い手となることを目的に、障がいについて学習する児童）用教材の刷新、教職員向け研修会の開催）</td> <td>22,173</td> </tr> <tr> <td>(2) 真の共生社会の実現を図るためのあいサポート運動の全国PR強化事業 県外におけるあいサポート運動の機運を高め、日本全国で合理的配慮の実践を進めていくため、あいサポート大使や福祉関係基幹団体等と協働した全国PR活動を行う。</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>(3) その他 各種研修会や啓発等を通して、県民の障がい理解の促進を図る。 ・「あいサポート運動」研修等事業（あいサポーター研修、あいサポートメッセンジャー研修等） ・「あいサポート運動ハンドブック」改訂 ・あいサポート運動の更なる推進事業（障害者週間の啓発、障がい者理解促進公開講座等） ・「鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会」の開催 等</td> <td>13,689</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td>36,482</td> </tr> </tbody> </table>									内 容	予算額	(1) 合理的配慮の地域実装を図るためのあいサポート運動の全県展開事業 地域全体で法への理解やあいサポート運動への参画が進むよう、事業者や若年層に対する普及啓発活動等を強化する。 ・地元団体を巻き込んだ地域全体でのあいサポート運動の普及活動 ・キャラバン隊の編成による企業・団体訪問の強化 ・業界団体による合理的配慮の提供の実践を浸透させるための独自取組への支援 ・個別業種に特化した合理的配慮の提供の実践例等を学ぶ専門的研修会の開催 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要となる経費の助成 ・若年期からあいサポート運動を学ぶ機会の充実（学校でのあいサポート運動の学習の全体的導入の推進、あいサポートキッズ（あいサポート運動の未来の担い手となることを目的に、障がいについて学習する児童）用教材の刷新、教職員向け研修会の開催）	22,173	(2) 真の共生社会の実現を図るためのあいサポート運動の全国PR強化事業 県外におけるあいサポート運動の機運を高め、日本全国で合理的配慮の実践を進めていくため、あいサポート大使や福祉関係基幹団体等と協働した全国PR活動を行う。	620	(3) その他 各種研修会や啓発等を通して、県民の障がい理解の促進を図る。 ・「あいサポート運動」研修等事業（あいサポーター研修、あいサポートメッセンジャー研修等） ・「あいサポート運動ハンドブック」改訂 ・あいサポート運動の更なる推進事業（障害者週間の啓発、障がい者理解促進公開講座等） ・「鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会」の開催 等	13,689	合 計	36,482
内 容	予算額																	
(1) 合理的配慮の地域実装を図るためのあいサポート運動の全県展開事業 地域全体で法への理解やあいサポート運動への参画が進むよう、事業者や若年層に対する普及啓発活動等を強化する。 ・地元団体を巻き込んだ地域全体でのあいサポート運動の普及活動 ・キャラバン隊の編成による企業・団体訪問の強化 ・業界団体による合理的配慮の提供の実践を浸透させるための独自取組への支援 ・個別業種に特化した合理的配慮の提供の実践例等を学ぶ専門的研修会の開催 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要となる経費の助成 ・若年期からあいサポート運動を学ぶ機会の充実（学校でのあいサポート運動の学習の全体的導入の推進、あいサポートキッズ（あいサポート運動の未来の担い手となることを目的に、障がいについて学習する児童）用教材の刷新、教職員向け研修会の開催）	22,173																	
(2) 真の共生社会の実現を図るためのあいサポート運動の全国PR強化事業 県外におけるあいサポート運動の機運を高め、日本全国で合理的配慮の実践を進めていくため、あいサポート大使や福祉関係基幹団体等と協働した全国PR活動を行う。	620																	
(3) その他 各種研修会や啓発等を通して、県民の障がい理解の促進を図る。 ・「あいサポート運動」研修等事業（あいサポーター研修、あいサポートメッセンジャー研修等） ・「あいサポート運動ハンドブック」改訂 ・あいサポート運動の更なる推進事業（障害者週間の啓発、障がい者理解促進公開講座等） ・「鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会」の開催 等	13,689																	
合 計	36,482																	
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に配置したあいサポート企業拡大推進員の活動により、県内のあいサポート企業・団体数は増加しているが、一層の啓発を行い、あいサポート企業・団体の更なる拡大を図る。 （県内のあいサポート企業・団体数：令和3年度 20件、令和4年度 137件） 令和6年度に改正障害者差別解消法施行及びあいサポート運動15周年を迎えるにあたり、これまで県行政が主体となって進めてきた普及啓発活動を地域全体で取組むことで、あいサポート運動の地域実装を進めていく。 <p>[令和5年11月末現在の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あいサポーター数：647,160人（うち県内85,537人、県外（連携協定自治体合計）561,623人） ○あいサポート企業・団体数：2,820企業・団体（うち県内714企業・団体、県外2,106企業・団体） 																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他 (寄附金)	一般財源																	
あいサポート運動15周年記念「あいサポートとっとり祭」開催事業	34,441	16,061	18,380	5,000		5,000	24,441																	
トータルコスト	35,224千円（前年度 16,841千円）〔正職員：0.1人〕																							
主な業務内容	委託契約事務、関係団体との連絡調整業務																							
事業内容の説明																								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>令和6年度に「あいサポート運動15周年」及び「鳥取県障がい者舞台芸術祭・鳥取県障がい者芸術文化作品展10周年」を迎えることを記念するとともに、あいサポート運動の更なる推進と、「2025年大阪・関西万博」及びその先を見据えた障がい者の文化芸術活動の一層の振興を図るため、「あいサポートとっとり祭」を開催する。</p> <p>「あいサポートとっとり祭」では、あいサポート大使があいサポート運動のテーマソングを披露する「あいサポート運動15周年記念式典」や「令和6年度鳥取県障がい者舞台芸術祭」等の催しのほか、障がい体験や障がいのある人とない人が一緒に楽しめる体験型イベントを開催し、「障がいを知り共に生きる」社会の実現に向けた取組を全国へ発信するとともに、地域社会への浸透を図る。</p>																								
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>説明</th> <th>予算額</th> <th>前年度 予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あいサポートとっとり祭</td> <td> <p>【あいサポート運動15周年記念式典】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携協定自治体等の関係者を広く集めた式典を開催し、パネルディスカッションによる事例の共有やあいサポート大使によるテーマソングの披露等を行い、連携の強化や運動の更なる発展を目指す。 <p>【令和6年度鳥取県障がい者舞台芸術祭】 （「あいサポート・アートとっとり祭」10周年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 舞台芸術活動に取り組む県内の障がい者団体・個人によるステージ発表等を行い、文化芸術を通じた社会参加と県民の障がいに対する理解促進を図る。 大阪・関西万博に向け日本の文化芸術を国内外へ発信する「日本博2.0事業」（文化庁）と連携し、県外の著名な障がい者団体による公演や万博PRコーナーの設置を行うなど、万博に向けた機運醸成を図る。 <p>【体験型イベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人との対話を通じて多様性への理解を深める「リアル対話ゲーム」、年齢や障がいの有無等に関わらず誰でも一緒に楽しめる「ゆるスポ」、発達障がいの特性等をVRで体験する「VR発達障がい」等を開催し、「障がいを知り、共に生きる」社会の理念について地域社会への浸透を図る。 </td> <td>33,214</td> <td>16,061 （鳥取県障がい者アート推進事業）</td> </tr> <tr> <td>鳥取県障がい者芸術・文化作品展10周年記念展示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人を対象とした公募展「あいサポート・アートとっとり展」の10周年を記念して、歴代入賞作品等を展示し、障がいのある人による優れた芸術活動の魅力等について広く周知を図る。 </td> <td>1,227</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>34,441</td> <td>16,061</td> </tr> </tbody> </table>									区分	説明	予算額	前年度 予算額	あいサポートとっとり祭	<p>【あいサポート運動15周年記念式典】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携協定自治体等の関係者を広く集めた式典を開催し、パネルディスカッションによる事例の共有やあいサポート大使によるテーマソングの披露等を行い、連携の強化や運動の更なる発展を目指す。 <p>【令和6年度鳥取県障がい者舞台芸術祭】 （「あいサポート・アートとっとり祭」10周年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 舞台芸術活動に取り組む県内の障がい者団体・個人によるステージ発表等を行い、文化芸術を通じた社会参加と県民の障がいに対する理解促進を図る。 大阪・関西万博に向け日本の文化芸術を国内外へ発信する「日本博2.0事業」（文化庁）と連携し、県外の著名な障がい者団体による公演や万博PRコーナーの設置を行うなど、万博に向けた機運醸成を図る。 <p>【体験型イベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人との対話を通じて多様性への理解を深める「リアル対話ゲーム」、年齢や障がいの有無等に関わらず誰でも一緒に楽しめる「ゆるスポ」、発達障がいの特性等をVRで体験する「VR発達障がい」等を開催し、「障がいを知り、共に生きる」社会の理念について地域社会への浸透を図る。 	33,214	16,061 （鳥取県障がい者アート推進事業）	鳥取県障がい者芸術・文化作品展10周年記念展示	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人を対象とした公募展「あいサポート・アートとっとり展」の10周年を記念して、歴代入賞作品等を展示し、障がいのある人による優れた芸術活動の魅力等について広く周知を図る。 	1,227	0	合計		34,441	16,061
区分	説明	予算額	前年度 予算額																					
あいサポートとっとり祭	<p>【あいサポート運動15周年記念式典】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携協定自治体等の関係者を広く集めた式典を開催し、パネルディスカッションによる事例の共有やあいサポート大使によるテーマソングの披露等を行い、連携の強化や運動の更なる発展を目指す。 <p>【令和6年度鳥取県障がい者舞台芸術祭】 （「あいサポート・アートとっとり祭」10周年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 舞台芸術活動に取り組む県内の障がい者団体・個人によるステージ発表等を行い、文化芸術を通じた社会参加と県民の障がいに対する理解促進を図る。 大阪・関西万博に向け日本の文化芸術を国内外へ発信する「日本博2.0事業」（文化庁）と連携し、県外の著名な障がい者団体による公演や万博PRコーナーの設置を行うなど、万博に向けた機運醸成を図る。 <p>【体験型イベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人との対話を通じて多様性への理解を深める「リアル対話ゲーム」、年齢や障がいの有無等に関わらず誰でも一緒に楽しめる「ゆるスポ」、発達障がいの特性等をVRで体験する「VR発達障がい」等を開催し、「障がいを知り、共に生きる」社会の理念について地域社会への浸透を図る。 	33,214	16,061 （鳥取県障がい者アート推進事業）																					
鳥取県障がい者芸術・文化作品展10周年記念展示	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人を対象とした公募展「あいサポート・アートとっとり展」の10周年を記念して、歴代入賞作品等を展示し、障がいのある人による優れた芸術活動の魅力等について広く周知を図る。 	1,227	0																					
合計		34,441	16,061																					
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> あいサポート運動の更なる推進と、2025年大阪・関西万博及びその後の発展も見据えた障がい者の芸術文化活動の更なる推進を図り、共生社会の実現に向けた機運のより一層の向上を目指す。 <p>＜あいサポート運動の取組状況＞（R5.11月末現在）</p> <p>連携県等：8県16市6町及び韓国江原道</p> <p>あいサポーター数：647,160人、あいサポート企業・団体数：2,820企業・団体</p> <p>＜鳥取県障がい者文化芸術活動推進計画における数値目標とその達成状況＞（令和5年度実績）</p> <p>あいサポート・アートとっとり祭出演団体数…令和5年度目標 35団体 ⇒令和5年度：26団体</p> <p>あいサポート・アートとっとり祭来場者満足度…令和5年度目標 90% ⇒令和5年度：88.8%</p>																								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
失語症者向け意思疎通支援事業	16,380	16,406	△26	4,234		7,912	4,234	
トータルコスト	17,163千円（前年度 17,186千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

失語症者に対する意思疎通支援を行うため、失語症者向け意思疎通支援者の養成、当該養成に係る指導者の養成及び意思疎通支援者派遣に向けた体制づくりを実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
失語症者向け意思疎通支援者養成等事業 （国1/2、鳥取市負担金）	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「失語症者向け意思疎通支援者」の養成等を行うとともに、より高度な内容の派遣依頼に対応するため、カリキュラムに定める選択科目を実施する。	7,543
指導者養成研修への派遣 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	187
意思疎通支援者の派遣 （国1/2、市町村負担金）	意思疎通支援者の派遣調整等を行うコーディネーターを配置し、当事者個人への意思疎通支援者の派遣を開始するほか、主催者の依頼に基づき、会合等に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う。	8,650
合 計		16,380

3 事業目標・取組状況・改善点

- 失語症に係る県民の理解を広げ、支援者を着実に養成していくとともに、支援者の派遣を行い支援を行うことで、失語症者の福祉の増進を図っていく。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																	
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）	25,957	24,468	1,489	8,806		(雑入) 7,595	9,556																																	
トータルコスト	26,740千円（前年度 25,248千円）〔正職員：0.1人〕																																							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等																																							
事業内容の説明																																								
<p>1 事業の目的、概要 県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>① 聴覚障がい者センター関連経費（国1/2）（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>字幕入り映像の貸出事業</td> <td>字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。</td> <td>4,549</td> </tr> <tr> <td>情報機器の貸出</td> <td>ヒアリンググループや指向性スピーカーなどの情報機器貸出を実施する。</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>4,642</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 要約筆記事業（国1/2、鳥取市負担金）（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要約筆記者養成研修事業</td> <td>要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。</td> <td>10,947</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者設置・派遣事業</td> <td>主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、きこえない・きこえにくい人の情報保障を行う。</td> <td>10,368</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>21,315</td> </tr> </tbody> </table> <p><聴覚障がい者センターの概要></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>鳥取市、倉吉市、米子市</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい者センターの機能</td> <td>対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 (1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出 (2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置 (3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記取組により、きこえない・きこえにくい人への支援を行い、きこえない・きこえにくい人の社会参加を推進する。 平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置し、全県的にきこえない・きこえにくい人の支援の充実を図り、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。 今後も引き続き取組を継続し、きこえない・きこえにくい人が社会参加しやすい環境整備を進めていくとともに、聴覚障がい者は全員手話が使えるとの認識もまだ多々あることから、要約筆記等、手話の使えない聴覚障がい者への支援に関する理解について、事業を実施していく中でさらに広めていく必要がある。 									区分	事業内容	予算額	字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	4,549	情報機器の貸出	ヒアリンググループや指向性スピーカーなどの情報機器貸出を実施する。	93	合 計		4,642	区分	事業内容	予算額	要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。	10,947	要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、きこえない・きこえにくい人の情報保障を行う。	10,368	合 計		21,315	設置者	鳥取県	実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市	聴覚障がい者センターの機能	対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 (1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出 (2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置 (3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等
区分	事業内容	予算額																																						
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	4,549																																						
情報機器の貸出	ヒアリンググループや指向性スピーカーなどの情報機器貸出を実施する。	93																																						
合 計		4,642																																						
区分	事業内容	予算額																																						
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。	10,947																																						
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、きこえない・きこえにくい人の情報保障を行う。	10,368																																						
合 計		21,315																																						
設置者	鳥取県																																							
実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会																																							
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市																																							
聴覚障がい者センターの機能	対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 (1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出 (2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置 (3) 聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等																																							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話でコミュニケーション事業	103,580	99,814	3,766	36,154		(雑入) 21,815	45,611	
トータルコスト	109,840千円（前年度 106,052千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。								
2 主な事業内容								
① 手話の普及（5,078千円）（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
ミニ手話講座、難聴者等向け手話学習会、筆談セミナーの開催（単県）	2時間/回程度のミニ手話講座、筆談セミナーを県内各所で開催するとともに、難聴者等向け手話講座を開催する。						3,613	
手話サークルへの補助（単県）	手話サークル活動を推進するための補助金の交付						600	
手話啓発イベント、聴覚障がい者福祉研修会への補助（単県）	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント及び、聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金の交付						865	
② 手話を使いやすい環境整備事業（97,577千円）（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
遠隔手話通訳サービス（国1/2）	ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを実施する。						4,916	
音声文字変換システム（単県）	難聴者のコミュニケーションを支援するため、音声を文字に変換して表示するシステムを運用する。						885	
手話通訳士試験受験料の補助（単県）	社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが主催する「手話通訳技能認定試験」の受験料を支援する。						110	
手話通訳者トレーナー（国1/2、鳥取市負担金）	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。						7,465	
手話通訳者設置・派遣（国1/2、鳥取市負担金）	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。						35,352	
手話通訳者養成研修等（国1/2、鳥取市負担金）	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。						10,955	
手話通訳者指導者養成研修への派遣（国1/2、鳥取市負担金）	手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。						1,253	
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策（単県）	手話通訳者等の頸肩腕障がい予防のための講習会の開催及び健康診断を実施する。						1,642	
鳥取県手話施策推進協議会（単県）	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費						416	
とっとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助（単県）	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金の交付						100	
相談員設置事業（国1/2）	圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。						34,183	
手話通訳者等派遣費の補助（単県）	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費に対する補助金の交付						300	
③ コミュニケーション支援事業（925千円）（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
障がい者の居場所づくりに対する支援（単県）	障がい者と地域住民とが交流できるサロン設置を通じて、交流の機会を提供する取組に対する補助金の交付						500	
難聴者等向けコミュニケーション学習会開催に対する支援（単県）	難聴者、中途失聴者等を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等開催に対する補助金の交付						425	
3 事業目標・取組状況・改善点								
・上記の取組により手話や聴覚障がいに対する理解が広がってきており、これを着実に前進させていくため、関係団体等と連携しながら取組を継続していく。								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり手話フェス2024(全国高校生手話パフォーマンス甲子園等)開催事業	50,755	31,977	18,778			(寄附金) 10,000	40,755	
トータルコスト	61,527千円(前年度42,648千円)[正職員:1.0人 会計年度任用職員:1.0人]							
主な業務内容	団体との調整、大会広報、契約事務等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>全国で初めて手話言語条例を制定した「手話の聖地」鳥取県で、「言葉の壁を越えて憧れる手話の大会」である全国高校生手話パフォーマンス甲子園を始めとした総合的な手話言語啓発イベント「とっとり手話フェス」を開催することで、次の時代の主役である高校生の手話言語に携わる道への関心を高めるとともに、これまで手話とかかわりのなかった層や若年層にも広くアプローチし、手話言語の魅力・素晴らしさを体感できる機会を設けることにより、ろう者ときこえる人が互いに理解し共生する社会の構築や未来の手話に携わる人材確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>■とっとり手話フェス実施事業(令和6年9月に米子市内をメイン会場にして開催予定)</p> <p>ア 主催:手話パフォーマンス甲子園実行委員会</p> <p>イ 主なイベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国高校生手話パフォーマンス甲子園 全国の高校生が手話言語を使った歌唱・ダンス・演劇・漫才などのパフォーマンスを競い合う大会で、予選審査を通過したチームが9月の本大会に出場するとともに、本大会の前日には出場チーム、来賓等参加の交流会を開催する。 ・プロの手話パフォーマーによるステージの実施 ・音のない世界の体験会(ダイアログ・イン・サイレンス) きこえない・きこえにくい方の進行で、ジェスチャーやボディーランゲージ等、声に頼らないコミュニケーション手法について楽しみながら「言葉の壁」を越える表現方法の気づきの場となる体験会を開催する。 ・きこえない人、きこえる人が楽しめるアート体験会 手話言語をイラスト化するアート作品の講師と来場者が、楽しみながら手話イラスト作品の共同制作を行うことで幅広い層に手話言語をより親しみやすく身近なものとして感じてもらうことを目的として開催する。 <p>ウ その他(奉迎対策費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議や奉迎に要する経費(御視察経費等) <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろう者とろう者以外の者が互いに理解し共生する社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念に基づき、次の世代を担う高校生が手話言語を使って様々なパフォーマンスを繰り広げる「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を開催し、多くの人々に手話言語が優れた意思疎通の伝達手段であることを伝え、普及啓発を図るとともに、手話パフォーマンスを通じた交流や地域の活性化に寄与する。 ・全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催は令和5年度で10回目を迎え、全国でも手話言語条例制定の自治体が増えるとともに、学校や職場、普段の生活でも手話を目にし、学ぶ機会が増えてきているが、まだその途上にあり、昨年9月の障害者権利条約の障害者権利委員会からも「あらゆる分野において手話を利用及び使用する機会を促進すること」との勧告が行われたところである。 ・令和5年度開催の「とっとり手話フェス」の成果を踏まえ、令和6年度以降も一体的に実施することにより、きこえない・きこえにくい人への理解を深め、手話言語の更なる普及啓発を進める。 								

12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
視覚障がい者情報支援事業	78,177	72,918	5,259	38,833			39,344	
トータルコスト	79,742千円 (前年度 74,477千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	団体との連絡調整、契約事務、補助金交付事務等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段やその他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し利用できるよう、次のとおり各種事業を実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区 分	事業内容	予算額
【拡充】視覚障がい者支援センター運営事業 (国1/2、県1/2)	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として各圏域に設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営するとともに、中部支援センターの支援員を増員し支援体制の強化を図る。また、関係機関・団体との協議の場を設け、全盲、ロービジョン(弱視)の特性に応じた支援の充実について検討を行う。	21,852
点字図書館運営費補助金 (国1/2、県1/2)	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。	41,127
点字・声の広報発行事業 (国1/2、県1/2)	県が発行する広報誌や視覚障がい者が必要とする情報の点字・音声版を作成し、視覚障がい者に提供する。	2,322
点字による即時情報ネットワーク事業 (国1/2、県1/2)	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合から配信される最新の新聞情報等の点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。	1,503
視覚障がい者向けICT機器活用支援事業	視覚的な情報へのアクセスが困難な視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るため、パソコン貸与、ICT機器の活用講座等を開催する。	300
情報アクセス・コミュニケーション研究会 (国1/2、県1/2)	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。	102
点字資料等作成費補助事業 (単県)	障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。	300
補助犬育成事業 (国1/2、県1/2)	補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。また、補助犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。	2,287
視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修の旅費支給 (国1/2、県1/2)	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。	199
視覚障がい者生活訓練事業 (国1/2、県1/2)	歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活(生活設計、育児等)等の講習会等を開催する。	1,214
中途視覚障がい者生活訓練事業 (国1/2、県1/2)	中途視覚障がいによる不安の除去のため、相談・ピアカウンセリング(障がい者の不安を取り除く面談)、歩行訓練、点字講習等を実施する。	1,282
端末機器・ICT機器の使用等に係る研修会 (国1/2)	視覚障がい者等向けに、ICT機器の使用等に関する研修を実施する。	242
点訳・音訳ボランティア向けスキルアップ研修 (国1/2)	点訳・音訳ボランティア団体に所属する者を対象に、点訳・音訳技術向上のため、外部から講師を招聘し、スキルアップ講座を開催する。	125
点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会への派遣 (単県)	ライトハウス点字図書館の職員、点訳・音訳ボランティア活動に長年携わっている者を点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会へ派遣することで、県内の点訳・音訳奉仕員養成研修のレベルアップを図る。	208
ライトハウス点字図書館への情報支援員の1名加配 (国1/2)	ライトハウス点字図書館に鳥取県読書バリアフリー計画の推進に総合的に取り組む情報支援員を1名配置し、関連する上記の業務を行う。	5,114
合 計		78,177

3 事業目標・取組状況・改善点

- 平成29年度末に「鳥取県視覚障がい者支援センター」を開設し、視覚障がい者やその家族等からの様々な相談に対して、訪問等によりきめ細やかな相談支援を実施しているところであり、中部支援センターの支援員を1名増員するほか、今後も関係団体の意見等を踏まえながら、視覚障がい者等に対するきめ細やかな支援を行う。
- 県計画に基づき、県立図書館、ライトハウス点字図書館、市町村図書館等と連携して、マルチメディアデジタル書籍の拡大等を図りながら、視覚障がい者等の読書環境の整備を進め、全ての県民が等しく文字・活字文化の恩恵を受けることができるようにする。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
盲ろう者支援センター運営事業	55,313	48,764	6,549	23,308		(雑入) 8,698	23,307	
トータルコスト	56,096千円（前年度 49,544千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練等を実施する。

注）盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話（触手話、接近手話）、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	事業内容	予算額
【拡充】 盲ろう者支援センター運営費（国1/2）	盲ろう者支援センターの運営（令和6年度は新たに東部支援センターを設置する。）、東部・西部それぞれのセンターに相談員を配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。	24,164
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業（国1/2、県1/2、鳥取市負担金）	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。	8,033
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（国1/2、県1/2、鳥取市負担金）	盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。	19,230
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業（国1/2、県1/2）	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練、交流カフェの開催を行う。	3,886
合 計		55,313

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・盲ろう者の社会参加推進のため、今後もきめ細かな支援を行っていくとともに、より多くの盲ろう者に支援が行き届くよう、掘り起こしのため関係機関等への働きかけなどを通して支援の充実を図る。
- ・平成28年度に新設した鳥取県盲ろう者支援センターにおいて、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練などを実施し、ニーズの掘り起こしや盲ろう者が自身でできることを見出すことによって、盲ろう者の活動の幅が広がってきている。
- ・支援センターが西部にしかないため、東部在住の盲ろう者に対しては、西部から相談員が自宅へ出向き相談支援を定期的に行っているが、相談件数の増加等により十分な支援が行えない状況にあるため、新たに東部へ支援センターを設置し、支援体制の強化に取り組んでいく。
- ・当事者同士の情報交換の場に対するニーズが高く、交流カフェの開催回数増加に取り組んでいく。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
鳥取県障がい者アート推進事業	86,262	83,912	2,350	4,500			81,762																															
トータルコスト	101,259千円（前年度 99,506千円）〔正職員：2.0人〕																																					
主な業務内容	委託契約事務、補助金交付業務、関係団体との連絡調整業務																																					
事業内容の説明																																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の成果を未来につなぐとともに、平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び法律を踏まえ同年10月に全国に先駆けて策定し、令和6年度から第2期がスタートする「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がいのある人の文化芸術活動の更なる推進を図る。</p> <p>また、大阪・関西万博に向け、他の都道府県と連携し、本県が誇る障がいのある人による文化芸術活動を広く発信する。</p>																																						
<p>2 主な事業内容 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「あいサポート・アートセンター」の運営 （国1/2（上限450万円））</td> <td>障がい者が文化芸術を鑑賞及び創造・発表する機会の創出をはじめ、情報発信、相談支援、人材育成等の各事業を実施する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 委託先：あいサポート・アートセンター運営事業共同事業体</td> <td>30,764</td> </tr> <tr> <td>「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催（単県）</td> <td>関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。</td> <td>737</td> </tr> <tr> <td>障がい者アート活動支援事業補助金（補助率10/10）（単県）</td> <td>障がい者や障がい者が所属する団体等が県内で行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う。また、県外で開催する優れた舞台発表・展示等で、本県の障がい者文化芸術の発信や水準向上、共生社会の実現に向けた牽引力となることが期待される取組を支援するための補助事業を新設する。</td> <td>17,500</td> </tr> <tr> <td>「あいサポート・アートとっとり展」の開催（単県）</td> <td>障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として開催する。</td> <td>15,135</td> </tr> <tr> <td>障がい者と健常者が共につくる芸術（単県）</td> <td>全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援する。 実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）</td> <td>19,000</td> </tr> <tr> <td>「フクシ×アート WEEKs」実行委員会への支援（単県）</td> <td>鳥取市中心市街地で行われる障がい者アートイベントを開催する実行委員会に対し、定額で支援する。</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>【新規】知的・発達障がい児（者）にむけた舞台芸術体験プログラム</td> <td>知的・発達障がい児（者）が、舞台芸術公演を鑑賞しながら音響や照明、鑑賞ルール等について学ぶプログラムの開催と併せて、文化施設職員等が障がい特性や鑑賞支援のノウハウを学ぶ研修の場を提供する。</td> <td>1,776</td> </tr> <tr> <td>知事連盟に係る連絡調整費（単県）</td> <td>知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>86,262</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	「あいサポート・アートセンター」の運営 （国1/2（上限450万円））	障がい者が文化芸術を鑑賞及び創造・発表する機会の創出をはじめ、情報発信、相談支援、人材育成等の各事業を実施する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 委託先：あいサポート・アートセンター運営事業共同事業体	30,764	「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催（単県）	関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。	737	障がい者アート活動支援事業補助金（補助率10/10）（単県）	障がい者や障がい者が所属する団体等が県内で行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う。また、県外で開催する優れた舞台発表・展示等で、本県の障がい者文化芸術の発信や水準向上、共生社会の実現に向けた牽引力となることが期待される取組を支援するための補助事業を新設する。	17,500	「あいサポート・アートとっとり展」の開催（単県）	障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として開催する。	15,135	障がい者と健常者が共につくる芸術（単県）	全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援する。 実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）	19,000	「フクシ×アート WEEKs」実行委員会への支援（単県）	鳥取市中心市街地で行われる障がい者アートイベントを開催する実行委員会に対し、定額で支援する。	1,000	【新規】知的・発達障がい児（者）にむけた舞台芸術体験プログラム	知的・発達障がい児（者）が、舞台芸術公演を鑑賞しながら音響や照明、鑑賞ルール等について学ぶプログラムの開催と併せて、文化施設職員等が障がい特性や鑑賞支援のノウハウを学ぶ研修の場を提供する。	1,776	知事連盟に係る連絡調整費（単県）	知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。	350	合 計		86,262
区分	事業内容	予算額																																				
「あいサポート・アートセンター」の運営 （国1/2（上限450万円））	障がい者が文化芸術を鑑賞及び創造・発表する機会の創出をはじめ、情報発信、相談支援、人材育成等の各事業を実施する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 委託先：あいサポート・アートセンター運営事業共同事業体	30,764																																				
「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催（単県）	関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。	737																																				
障がい者アート活動支援事業補助金（補助率10/10）（単県）	障がい者や障がい者が所属する団体等が県内で行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う。また、県外で開催する優れた舞台発表・展示等で、本県の障がい者文化芸術の発信や水準向上、共生社会の実現に向けた牽引力となることが期待される取組を支援するための補助事業を新設する。	17,500																																				
「あいサポート・アートとっとり展」の開催（単県）	障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として開催する。	15,135																																				
障がい者と健常者が共につくる芸術（単県）	全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援する。 実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）	19,000																																				
「フクシ×アート WEEKs」実行委員会への支援（単県）	鳥取市中心市街地で行われる障がい者アートイベントを開催する実行委員会に対し、定額で支援する。	1,000																																				
【新規】知的・発達障がい児（者）にむけた舞台芸術体験プログラム	知的・発達障がい児（者）が、舞台芸術公演を鑑賞しながら音響や照明、鑑賞ルール等について学ぶプログラムの開催と併せて、文化施設職員等が障がい特性や鑑賞支援のノウハウを学ぶ研修の場を提供する。	1,776																																				
知事連盟に係る連絡調整費（単県）	知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。	350																																				
合 計		86,262																																				
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の芸術・文化活動の推進にあたり、「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に数値目標を定めている。コロナの影響等もあり達成できなかった目標値はあるが、令和6年度から第2期計画がスタートすることから、目標達成に向けた取組を進めていく。 <主な目標> <ul style="list-style-type: none"> アート活動取組団体数…令和5年度目標 55団体 ⇒令和4年度取組団体数：42団体 あいサポート・アートとっとり祭出演団体数…令和5年度目標 35団体 ⇒令和5年度：26団体 あいサポート・アートとっとり展県内出展数…令和5年度目標 520点 ⇒令和5年度県内出展数：476点 あいサポート・アートセンターによる相談支援の強化や幅広い障がい特性に対する鑑賞支援の充実等により、障がい者が文化芸術に親しむ機会の拡大を図るとともに、県民が障がい者の芸術・文化作品を気軽に楽しむ環境を整備することで、障がい者の芸術・文化活動の理解を深め、更なる推進を図る。 																																						

障がい福祉課（内線：7856、7866、7193、7858）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費	（債務負担行為） 1,870		（債務負担行為） 1,870				（債務負担行為） 1,870	
	13,909	28,261	△14,352				13,909	
トータルコスト	88,267千円（前年度 102,252千円）〔正職員：8.9人 会計年度任用職員：1.6人〕							
主な業務内容	審査業務、指定医師関係業務、社会福祉統計等取りまとめ、各障害手帳交付事務、会議開催事務、委員任命事務、契約事務、事業者情報管理、連絡調整等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

以下の各種事務に係る経費である。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行・管理業務にかかる経費
- (2) 「鳥取県障害者施策推進協議会」の運営にかかる経費
- (3) 「鳥取県障害者介護給付費等不服審査会」の開催にかかる経費
- (4) 「障害福祉サービス事業者等管理システム」の運用・改修にかかる経費
- (5) 障がい福祉課業務の総括及び課内外の連絡調整等にかかる経費

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
1 障がい者福祉事務費（3障がい手帳事務費）（単県）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行・管理業務にかかる経費。	2,567
2 鳥取県障害者施策推進協議会運営事業（単県）	鳥取県障害者施策推進協議会（障害者基本法等に基づき条例で設置される県の附属機関）の運営にかかる経費。（県は事務局として協議会の開催準備等を行う。）	535
3 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会運営事業（単県）	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が行った介護給付費及び障害児通所給付費等に係る処分不服がある障がい児・者等の審査請求に対する審査にかかる経費。	100
4 障害者総合支援法施行事務費（指定事業者管理事業）（単県）	県が障害者総合支援法における指定事業者の申請受付から指定、指定後の台帳管理を行うためのシステム「障害福祉サービス事業者等管理システム」について、保守管理業務を委託する経費。	1,187
5 管理運営費（単県）	障がい福祉課の総括及び課内外の連絡調整に係る経費。	9,520
合 計		13,909

○債務負担行為 1,870千円（令和7年度から令和9年度まで）

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・協議会等の円滑な開催及び管理運営費の適正な執行を行う。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
ロービジョンケア推進事業	6,381	5,709	672				6,381											
トータルコスト	7,946千円（前年度 7,268千円）〔正職員：0.2人〕																	
主な業務内容	委託事務																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>視機能の低下により、読み書き、仕事、学業、家事など生活の様々な場面で不安や困難を抱える人（ロービジョン者）が、保有する視機能を最大限に活かし、安心した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種事業を実施する。</p> <p>※ロービジョンとは、病気など何らかの原因により視覚に障がいを受け、「見えにくい」「まぶしい」「視野が狭い」など日常生活での不自由さをきたしている状態である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 【拡充】ロービジョンケア推進のための相談支援体制の強化（4,931千円）</p> <p>日常生活、職場、学業など様々な場面で不安や困難を抱えながら生活している多くのロービジョン者のための相談支援窓口を設置し、相談支援員を配置する。</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ロービジョン者の日常生活や今後の不安に対する相談支援（出張相談やロービジョンの方やその家族、支援者等を集めたサロンも実施する。サロン開催にあたっては、新たに視能訓練士や精神科医等専門家を招聘する機会も設ける。） ロービジョン外来や関係機関・団体等との連携によるロービジョン者の心のケアの実施 </td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>鳥取大学医学部内</td> </tr> </table> <p>(2) ロービジョンフォーラムの開催（800千円）</p> <p>社会における理解や認識があまり進んでいないロービジョンに対する企業や県民の理解を深めるとともに、ロービジョン者をロービジョンケアに繋げていくためのフォーラムを開催する。</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 著名人による講演 パネルディスカッション 視覚補助機器展、相談コーナーの設置 </td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>80名程度</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>鳥取県内（東部又は西部）</td> </tr> </table> <p>(3) 眼科医等向けロービジョン講習会の開催（650千円）</p> <p>県内眼科医のロービジョンケアに対する理解を深めるための講習会を開催する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月に「ロービジョン相談窓口」を開設し、ロービジョン者のニーズの掘り起こし、ロービジョン外来、開業医（眼科医）、関係機関・団体と連絡調整等を実施しており、引き続きロービジョン者を適切な支援へ繋げていく。 窓口での相談のほか、来所が難しい方のために出張相談やサロンを開催し、相談体制の強化を図る。 全盲、ロービジョン（弱視）では必要とされる支援が異なり、その内容も多岐にわたるため、関係機関・団体との協議の場（連絡協議会）において、それぞれの特性に応じた支援の充実について検討を進めている。 									内容	<ul style="list-style-type: none"> ロービジョン者の日常生活や今後の不安に対する相談支援（出張相談やロービジョンの方やその家族、支援者等を集めたサロンも実施する。サロン開催にあたっては、新たに視能訓練士や精神科医等専門家を招聘する機会も設ける。） ロービジョン外来や関係機関・団体等との連携によるロービジョン者の心のケアの実施 	設置場所	鳥取大学医学部内	内容	<ul style="list-style-type: none"> 著名人による講演 パネルディスカッション 視覚補助機器展、相談コーナーの設置 	定員	80名程度	会場	鳥取県内（東部又は西部）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ロービジョン者の日常生活や今後の不安に対する相談支援（出張相談やロービジョンの方やその家族、支援者等を集めたサロンも実施する。サロン開催にあたっては、新たに視能訓練士や精神科医等専門家を招聘する機会も設ける。） ロービジョン外来や関係機関・団体等との連携によるロービジョン者の心のケアの実施 																	
設置場所	鳥取大学医学部内																	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 著名人による講演 パネルディスカッション 視覚補助機器展、相談コーナーの設置 																	
定員	80名程度																	
会場	鳥取県内（東部又は西部）																	

12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
強度行動障がい者支援体制総合強化事業	32,372	23,800	8,572	4,128			28,244	

トータルコスト 33,155千円 (前年度 24,580千円) [正職員: 0.1人]
 主な業務内容 補助金交付事務、関係機関との連絡調整等

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

強度行動障がい者の受け入れ先の確保・充実のため、施設整備や環境調整のための改良を行う場合の経費の補助を行うとともに、強度行動障がい者が、障害福祉サービス事業所の体験利用を行う場合や、訪問系サービスの提供を受ける場合の事業者負担の軽減を図る。
 また、若年の在宅の強度行動障がい者に対し、行動障がいの発現頻度を減らすための環境調整などをしながら障害福祉サービスの利用につながるよう支援を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

細事業名	事業内容	対象サービス	補助内容等	予算額
強度行動障がい者利用施設基盤整備事業	強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備(突起物の除去や壁・窓の構造強化など)や、備品購入に要する経費の補助を行う。	障害者支援施設 共同生活援助 短期入所 生活介護 療養介護	受入れを行う強度行動障がい児者1人(居室)につき、1,500千円を支援	7,500
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	強度行動障がい者が障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。	障害者支援施設 共同生活援助 短期入所 生活介護	障害者支援施設 一人当たり 240千円/月 共同生活援助 一人当たり 226~356千円/月 短期入所 一人当たり 7~17千円/日 生活介護 一人当たり 2千円/日	9,444
鳥取県型強度行動障がい者訪問等支援事業	在宅生活を支える訪問系サービスについて、重度者への手厚い支援、遠隔地への支援、複数人による通院時の支援について、積極的なサービス提供を促すため独自の加算制度を設け、補助を行う。	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	【重度加算】基本報酬に15%を乗じた金額を補助 【遠隔地加算】サービス提供1回あたり最大で2千円を補助 【通院等加算】通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円を補助	4,092
強度行動障がい者体験利用等促進事業	障害福祉サービスの環境適応のために、マッチングに向けた体験利用を行う場合に、必要な経費を支援する。	短期入所 生活介護等	市町村による利用者の支給決定後に受領する報酬相当額を補助	500
強度行動障がい支援者養成加速化事業	県独自の研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付する。	-	受講者1人あたり52千円	780
とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業	現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、関係機関で支援チームを結成し支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく。	-	・支援ワーキンググループの運営 ・令和5年度以前に支援を開始している対象者のアフターフォロー ・支援協議会(各ケースの取組の共有、全体調整等を行う)の開催	10,056
合 計				32,372

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・強度行動障がい児者の支援の受け皿拡大と、当事者とご家族の生活を守るための広域的な支援体制の維持を目指して、ハード整備費、人件費、人材育成といった面からの支援を行うことで、県内の支援体制の充実を図る。
- ・行動障がいのある支援対象者の早期からの支援や専門人材の育成を通じて、行動障がいの軽減を図るとともに、保護者の負担・不安軽減のため、支援の受け皿の確保や地域生活が可能な者の地域移行を進めるなど、取組を進めてきているものの、支援の困難さから、強度行動障がい者の受け入れ先はなお不足している状況にある。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立バリアフリー美術館運営事業	15,079	12,875	2,204				15,079	

トータルコスト 16,644千円（前年度 14,434千円）〔正職員：0.2人〕

主な業務内容 委託契約事務、関係団体との連絡調整業務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がいのある人の優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして整理し、そのデジタルデータを使って、何時でも・何処でも・誰でも鑑賞することが出来る「鳥取県立バリアフリー美術館」を令和5年2月に創立した。引き続き、デジタルアーカイブの充実を図るとともに、情報アクセシビリティの理解促進に向けて、デジタルデータを使った企画展やワークショップ等を行う。

<鳥取県立バリアフリー美術館について>

- 最大110点（常設展示55点、企画展示55点）のデジタル化（3Dを含む）した障がいのある人の優れたアート作品を展示する。
 - ・常設展示では、福祉施設等を訪問調査して発掘した優れたアート作品を展示する。
 - ・企画展示では、あいサポート・アートとっとり展の入賞作品展などを開催する。
- バリアフリー機能として、作品解説の音声読み上げや手話翻訳、背景の色調補正機能などを実装している。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
デジタルアーカイブ作品の調査、選定	県内の障がいがある人の優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして管理、保管、公開をする。	3,909
デジタル美術館の企画展開催	常設展示の展示替（年1回）及び企画展（年2回）を実施する。	4,671
ワークショップ等の開催	デジタルアーカイブを活用したワークショップやオンラインギャラリートークなどを開催する。	2,750
デジタル美術館等の保守管理	デジタル美術館及びデジタルアーカイブで使用するサーバーの利用料及び管理料 （令和5年度から令和9年度までの債務負担を令和4年度に設定した。）	1,320
【新規】デジタル美術館のデザイン・アクセシビリティの点検及び向上	デジタル美術館のデザイン・アクセシビリティの点検及び向上のためのワーキンググループを開催し、必要な改修を行う。	2,429
合 計		15,079

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・障がいなど様々な理由で展示会等に出向けない人の文化芸術へのアクセシビリティ向上を図るとともに、文化芸術を通じた障がいのある人の社会参加の促進と県民の障がいに対する理解促進を図る。

目標値：バーチャルミュージアム閲覧者数…10,000人/年

- ・障がいがある人の優れたアート作品の掘り起こしによるデジタルアーカイブ作品の充実をはじめ、常設展示・企画展示の定期的な入れ替え、デザインやアクセシビリティの点検・向上を継続的に行い、より使いやすく、魅力的な美術館としていく。

12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
(新)鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	126,645	0	126,645	70,466			56,179																			
トータルコスト	129,775千円（前年度0千円）〔正職員：0.4人〕																									
主な業務内容	補助金交付事務等																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい福祉サービス事業所等、県内障がい福祉関係の社会資本の整備を促進するため、施設整備事業を行う事業者に対して助成を行う。</p>																										
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金（105,700千円） 利用者の環境改善、ハード面における県内の障がい福祉の向上、増進が図られるよう、社会福祉法人等による円滑な施設整備等を促進する。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主体</td> <td>社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>施設整備に必要な工事費及び工事事務費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4） ※国が別途定める基準額を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>多機能施設創設1件、グループホーム創設2件への支援を予定</td> </tr> </table> <p>(2) 鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金（20,945千円） （鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金への単県上乗せ補助） 重症心身障がい児者が、より地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主体</td> <td>社会福祉法人、NPO法人、営利法人等</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設（新築）する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国庫補助基準額を上回っている事業。</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>以下のうち、いずれか低い額 1 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 2 国庫補助基準額に1/4を乗じた額（福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額）</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>グループホーム創設1件への支援を予定</td> </tr> </table>									事業主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等	対象事業	障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕	補助対象経費	施設整備に必要な工事費及び工事事務費	補助率	3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4） ※国が別途定める基準額を上限とする。	内容	多機能施設創設1件、グループホーム創設2件への支援を予定	事業主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等	対象事業	重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設（新築）する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国庫補助基準額を上回っている事業。	補助率	以下のうち、いずれか低い額 1 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 2 国庫補助基準額に1/4を乗じた額（福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額）	内容	グループホーム創設1件への支援を予定
事業主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等																									
対象事業	障害福祉サービス事業所等の創設（新築）、改築・大規模修繕																									
補助対象経費	施設整備に必要な工事費及び工事事務費																									
補助率	3/4（財源：国1/2、県1/4、事業主体1/4） ※国が別途定める基準額を上限とする。																									
内容	多機能施設創設1件、グループホーム創設2件への支援を予定																									
事業主体	社会福祉法人、NPO法人、営利法人等																									
対象事業	重症心身障がい児者等を受け入れるために、生活介護事業所、グループホーム、放課後等デイサービス事業所等を創設（新築）する事業等で、鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金において、補助対象経費が国庫補助基準額を上回っている事業。																									
補助率	以下のうち、いずれか低い額 1 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金における補助対象経費から国庫補助基準額を除いた額に1/2を乗じた額 2 国庫補助基準額に1/4を乗じた額（福祉保健部長が特に必要と認める場合は、国庫補助基準額に1/2を乗じた額）																									
内容	グループホーム創設1件への支援を予定																									
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の障がい福祉施策の推進のため、社会環境的要因により特に整備が求められる強度行動障がい児者や重度障がい児者を対象とする事業所（生活介護、短期入所、グループホーム等）の創設、改修等に優先的に取り組み、社会資本の整備を図る。 <p><近年の実績（社会福祉施設等施設整備費補助金のみ）></p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年度</td> <td>グループホームの創設1件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度補正</td> <td>多機能施設の大規模修繕（非常用自家発電装置更新）1件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>グループホームの創設1件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度補正</td> <td>多機能施設の大規模修繕1件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>グループホームの創設1件、自立訓練（生活訓練）事業所の大規模修繕1件</td> </tr> </table>									令和5年度	グループホームの創設1件	令和4年度補正	多機能施設の大規模修繕（非常用自家発電装置更新）1件	令和4年度	グループホームの創設1件	令和3年度補正	多機能施設の大規模修繕1件	令和3年度	グループホームの創設1件、自立訓練（生活訓練）事業所の大規模修繕1件								
令和5年度	グループホームの創設1件																									
令和4年度補正	多機能施設の大規模修繕（非常用自家発電装置更新）1件																									
令和4年度	グループホームの創設1件																									
令和3年度補正	多機能施設の大規模修繕1件																									
令和3年度	グループホームの創設1件、自立訓練（生活訓練）事業所の大規模修繕1件																									

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
(新) 新たな工賃向上プラン実現加速化事業	10,000	0	10,000				10,000							
トータルコスト	14,695千円（前年度 0千円） [正職員：0.6人]													
主な業務内容	補助金交付事務等													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県工賃3倍計画の策定以来、様々な支援策を講じることにより県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃は着実に向上してきたところ、近年、他の障がい種別と比較して就労時間が短くなる傾向にある精神障がいのある利用者等の増加や、利用者の高齢化等が進んでいる中、一人当たりの平均就労時間は減少傾向にあるのが現状である。障がいのある方が意欲を持って生き活きと働くことができる環境を整備・充実していくことが重要であり、就労時間向上や就労意欲に繋がる満足度向上に向けて、環境整備や支援体制強化等に取り組む事業所を支援する。</p>														
<p>2 主な事業内容</p> <p>県内の就労継続支援B型事業所を対象として、利用者の就労時間や満足度の向上のために、事業所が行う以下の取組に要する経費を補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>実施主体</th> <th>補助率 (上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 就労継続支援B型事業所が行う、利用者の就労時間や満足度の向上のための取組に要する以下の経費 (1) 利用者の負担軽減のための環境整備 (例：個人作業スペースの設置、光過敏対策のための窓改修等) (2) 治具導入や生産ライン効率化等による生産性向上 (例：治具の開発導入経費、専門家（モノづくり企業等）を招聘してのライン効率化等) (3) 円滑な就労に向けた利用者の資質向上に資する取組 (例：利用者が主体的に参加する運動・芸術活動や地域との交流活動等の利用者の資質（集中力やコミュニケーション能力等）や満足度の向上に繋がる活動) (4) 支援員の支援能力向上 (例：優良事業所への視察・研修、支援スキル向上のための研修等) </td> <td>就労継続支援B型事業所</td> <td>1/2 (上限200千円)</td> </tr> </tbody> </table>									補助対象経費	実施主体	補助率 (上限額)	就労継続支援B型事業所が行う、利用者の就労時間や満足度の向上のための取組に要する以下の経費 (1) 利用者の負担軽減のための環境整備 (例：個人作業スペースの設置、光過敏対策のための窓改修等) (2) 治具導入や生産ライン効率化等による生産性向上 (例：治具の開発導入経費、専門家（モノづくり企業等）を招聘してのライン効率化等) (3) 円滑な就労に向けた利用者の資質向上に資する取組 (例：利用者が主体的に参加する運動・芸術活動や地域との交流活動等の利用者の資質（集中力やコミュニケーション能力等）や満足度の向上に繋がる活動) (4) 支援員の支援能力向上 (例：優良事業所への視察・研修、支援スキル向上のための研修等)	就労継続支援B型事業所	1/2 (上限200千円)
補助対象経費	実施主体	補助率 (上限額)												
就労継続支援B型事業所が行う、利用者の就労時間や満足度の向上のための取組に要する以下の経費 (1) 利用者の負担軽減のための環境整備 (例：個人作業スペースの設置、光過敏対策のための窓改修等) (2) 治具導入や生産ライン効率化等による生産性向上 (例：治具の開発導入経費、専門家（モノづくり企業等）を招聘してのライン効率化等) (3) 円滑な就労に向けた利用者の資質向上に資する取組 (例：利用者が主体的に参加する運動・芸術活動や地域との交流活動等の利用者の資質（集中力やコミュニケーション能力等）や満足度の向上に繋がる活動) (4) 支援員の支援能力向上 (例：優良事業所への視察・研修、支援スキル向上のための研修等)	就労継続支援B型事業所	1/2 (上限200千円)												
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型事業所の利用者の就労時間や満足度の向上を図る。 ・県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額、工賃3倍計画を策定した平成19年度から着実に伸び、令和4年度は20,378円、工賃支払総額は計画当初から3倍を達成した。 ・反面、他の障がい種別と比較して就労時間が短くなる傾向にある精神障がいのある利用者等の増加や、利用者の高齢化が進む中で、一人当たりの平均就労時間は減少傾向にある。 ・県内事業所から、就労時間の向上のためには就労意欲に繋がる利用者個々人の満足度を上げていく必要があること、それらの促進を図るために負荷軽減や治具導入等による環境整備や、利用者の主体的活動でのモチベーション向上が必要であるとの声を複数いただいているところである。 ・新たな工賃向上プラン検討委員会で行った他県先進事例視察においても、働くこと以外の利用者の主体的活動に特に力を入れている事業所で、非常に高い水準の出勤率や工賃を実現していることを確認している。 ・就労時間の増加は、利用者の工賃向上にも寄与するため、次期工賃向上プランにおいて、平均工賃月額に加え、利用者の就労時間向上や満足度向上についても目標を設定する方向で検討中である。 														

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取県立公共施設等建設基金への積み立て（(元)境水産高校貸し付け関連）	1,541	0	1,541				1,541	
トータルコスト	2,324千円（前年度 0千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	基金造成事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>(元)境水産高校情報事務棟を平成21年4月から社会福祉法人養和会へ有償貸付を行っているが、令和6年4月1日以降、引き続き貸付を行うに当たり、国庫納付金相当額を鳥取県立公共施設等建設基金に積み立てる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人養和会に(元)境水産高校情報事務棟の令和6年度から令和10年度までの期間貸し付けを行うにあたり、国庫納付金相当額を積み立てるものである。</p> <p>※社会福祉法人養和会は当該土地建物において、就労継続支援A型・B型事業所を運営している。</p> <p>◆基金造成の根拠</p> <p>(元)境水産高等学校情報事務科棟は昭和52年及び53年度の「産業教育施設整備費国庫負担金」で整備した建物であり、目的外貸付における「国庫納付を必要としない承認」の要件として国庫納付金相当額を基金に積み立てることとされている。</p> <p>※教育環境課で文部科学省に承認申請予定。</p> <p>【産業教育関係国庫補助金等に係る財産処分の承認等について（平成20年6月30日付文部科学省初等中等教育局長通知）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>産業教育関係国庫補助金等の交付を受けて取得した財産のうち、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の有償による財産処分に係る国庫納付金は、国庫返納金相当額以上を県立学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用する場合に基金造成可能。</p> </div> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金積み立てを行い、法人に適正に財産貸付を行うことで、当該土地建物で運営される就労継続支援事業所の利用者の安定的な就労を図る。 財産貸付の更新期間（5年間）にあわせて、これまでも基金積み立てを実施してきた。（前回：令和元年度） 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】あいサポート推進事業	0	11,146	△11,146					
トータルコスト	0千円（前年度 22,026千円）							
主な業務内容	委託契約等業務、他県連携・啓発業務、大使活用業務、企業・団体認定業務、条例普及関係業務							
事業内容の説明								
「あいサポート運動2.0」事業」に統合するため廃止する。								
事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業	0	12,964	△12,964					
トータルコスト	0千円（前年度 19,202千円）							
主な業務内容	委託契約等業務、関係先との連絡調整・協議等							
事業内容の説明								
「あいサポート運動2.0」事業」に統合するため廃止する。								

2項 児童福祉費

障がい福祉課（内線：7152）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別児童扶養手当支給事業	4,003	4,209	△206	2,663			1,340	
トータルコスト	16,340千円（前年度 16,439千円）〔正職員：1.2人、会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	認定審査、支払事務、市町村事務監査、制度の周知							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>20歳未満の精神または身体に中程度以上の障がいをもつ在宅児童を監護・養育している者に対し手当を支給し、これらの児童の福祉の増進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 特別児童扶養手当の支給に係る認定・市町村指導等に要する経費（2,344千円、国10/10） （令和5年4月30日現在の受給権者数：1,382人）</p> <p>(2) 特別児童扶養手当支払事務システム管理委託料（1,659千円、単県（一部国庫））</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体又は精神に障がいがある在宅児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母又は養育者に特別児童扶養手当を支給するため、現地調査、認定、証書交付、市町村指導等を行っている。 								

4目 心身障がい者扶養共済事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心身障がい者扶養共済事業費	181,828	185,395	△3,567	32,521		(雑入) 113,304	36,003	
トータルコスト	187,905千円（前年度 191,388千円）〔正職員：0.4人、会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	年金給付金の支払、加入者掛金の収納、制度の周知等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

心身障がい者の保護者である加入者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に対して終身一定額の年金を支給することにより、障がい者の生活の安定と、保護者が抱く障がい者の将来に対する不安の軽減を図る。

2 主な事業内容

心身障がい者を扶養している者（加入者）が一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、その者が扶養していた障がい者に年金を支給する。

（心身障がい者年金給付金：20,000円／月・口、加入口数は1人2口まで）

（単位：千円）

区分	予算額	備考
心身障害者年金給付金	100,464	
脱退一時金給付金等	1,200	
特別調整費負担金	64,842	扶養共済制度運営費
保険料	14,508	加入者掛金等
その他	814	システム委託料・標準事務費等
合計	181,828	

加入者及び年金受給者の状況（令和5年4月1日現在）

加入者数	196人
加入者口数	290口
年金受給者数	339人
年金受給者口数	394口

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・障がいのある方を扶養している保護者の方々の連帯と相互扶助の精神に基づき、障がいのある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がいのある方の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図る。
- ・加入者に対しては掛金の確実な納付を促し、また受給資格者に対しては年金保険金の請求を案内している。毎年度、加入者及び受給者の現況確認を行い、請求忘れや年金の過払い等が発生しないようにするなど制度の円滑な運用に努めている。

4款 衛生費
 1項 公衆衛生費
 4目 精神衛生費

障がい福祉課 (内線：7862)
 (単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	36,393	1,957	34,436	18,145			18,248	
トータルコスト	37,958千円 (前年度 3,516千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	各種会議の開催、関係機関との調整・連携推進、委託契約事務等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

精神科医療機関に入院中で、地域の社会資源等の受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行・地域定着を促進するための取組を行い、本県における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の推進を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
地域移行推進会議、実務担当者会議の開催 (単県)	①地域移行推進会議 各圏域の保健・医療・福祉の各分野の責任者が、精神障がい者の地域生活を推進するための支援体制の構築に向けて、課題を整理・検討する。 ②実務担当者会議 各圏域で、実務担当者が、個別課題等の整理・検討、事例研究等を行い、支援の充実と関係者のスキルアップ、連携強化を図る。 (標準事務費等対応) ③関係機関協議 (コア会議) 上記会議の開催に向けて、主要メンバーが事前に意見交換会を行う。	986
ピアサポーターによる退院・退所支援 (国 1/2)	①ピアサポーターの派遣に向けて、ピアサポーターと意見交換・情報共有を行う。 ②病院やグループホーム等からの依頼を受けて、ピアサポーターを派遣する。 ・入院中の精神障がい者に地域生活をイメージしていただくため、同行支援や、保健所等が開催する交流会へ参加していただく。 ・地域住民等に対して当事者としての体験談発表を行う。	173
地域移行支援強化研修会 (国 1/2)	退院支援に携わる専門職等のスキルアップを図るための研修会を開催する。	533
地域と病院との交流 (単県)	精神科医療機関に入院中の精神障がい者と地域支援者等との交流の場を提供することにより、入院患者の地域での孤立を防ぐとともに、地域に戻る意欲を高める。また、地域における精神障がいへの理解の促進を図る。	101
精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携推進事業 (国 1/2)	基幹的な役割を果たす精神科医療機関を中心とした多職種・多機関連携による支援体制を構築し、地域での医療支援や住宅確保支援など必要な支援を行うとともに、取組の試行を通じて、精神障がい者が地域生活を送る上で必要となる支援内容等の明確化を図る。	34,290
精神障がい者地域移行サポート事業 (国 1/2)	地域移行後の精神障がい者を見守り、彼らが、地域で継続して社会生活を送ることができるよう手助けするボランティア組織を支援する。 〔補助先：県内で活動するボランティア組織〕	310
合 計		36,393

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・精神障がい者が地域で生活を送るためには、医療支援、住宅や日中活動の場の確保、容態が不安定となった場合の対応等の多職種・多機関による支援が必要となるため、これらを包括的に提供できる体制づくりを進める。
- ・精神科医療機関に1年以上在院する精神障がい者(長期在院者)の地域生活への移行に向けて、圏域ごとに保健・医療・福祉等の関係機関の連携を強化するとともに、支援者育成や普及啓発などに取り組んでいる。

【在院期間1年以上の長期在院者数 (令和4年6月末現在)】

65歳未満：252人 [目標：248人以下 (令和8年度末)]

65歳以上：548人 [目標：393人以下 (令和8年度末)]

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神科救急医療体制整備事業費	61,163	61,417	△254	32,445			28,718	
トータルコスト	63,511千円（前年度 63,756千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、精神科救急医療施設等の指定、委託契約事務等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
休日・夜間において、緊急な医療を必要とする全ての精神障がい者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるように、精神科救急医療体制の整備運営を図ることを目的とする。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
精神科救急医療施設事業	圏域毎に精神科救急医療施設を指定し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。（医師・看護師各1名が待機。） また、直ちに入院の必要がある者へ対応するため精神科病床の空床（1床）を確保する。							53,352
精神医療相談事業	精神科救急輪番病院による精神医療相談体制を確保する。 【対象事業者】 輪番当番日に精神医療相談を行っている精神科救急病院のうち県ホームページ上に掲載することに同意する医療機関。							7,786
移送体制の整備及び運営	精神保健福祉法第34条の移送で医療の提供が必要な場合に精神保健指定医に同行してもらう等、移送体制を整備する。							25
医療圏域ごとに連絡調整を行う委員会の設置運営	医療圏域ごとに、連絡調整会議を開催し、関係機関との精神科救急の連携を図る。							—
合 計							61,163	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 身体合併症を有する患者を含む精神科救急患者に対して、24時間365日、精神科救急医療が提供できる体制づくりを進める。 休日・夜間において緊急を要する相談、診察、入院等に対応するため、現在協力を得られる7病院を精神科救急指定病院として指定し、精神障がい者の緊急時における適切な医療及び保護に繋げる。 								

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
精神障がい者スポーツ大会	534	534	0				534													
トータルコスト	1,317千円（前年度 1,314千円）[正職員：0.1人]																			
主な業務内容	委託契約事務等																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>精神障がい者の社会参加の促進や交流を図る手段の1つとして、スポーツの活用は重要であり、スポーツを通じて精神障がい者の社会参加の促進及び交流を行い相互に友好を深めるとともに、精神障がい者の生活意欲の増進を図る。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事 業 内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障がい者バレーボール交流会</td> <td>「精神障がい者バレーボール交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>鳥取県精神障がい者フットサル交流会</td> <td>「精神障がい者フットサル交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。</td> <td>346</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>534</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	事 業 内 容	予算額	精神障がい者バレーボール交流会	「精神障がい者バレーボール交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。	188	鳥取県精神障がい者フットサル交流会	「精神障がい者フットサル交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。	346	合 計		534
区 分	事 業 内 容	予算額																		
精神障がい者バレーボール交流会	「精神障がい者バレーボール交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。	188																		
鳥取県精神障がい者フットサル交流会	「精神障がい者フットサル交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。	346																		
合 計		534																		
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ交流会により精神障がい者の社会促進や交流の機会の提供、生活意欲の増進を図る。 ・鳥取県精神障がい者バレーボール協会及び鳥取県ソーシャルフットボール協会へ委託して実施している。 																				
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,718	1,718	0				1,718													
トータルコスト	4,066千円（前年度 4,057千円）[正職員：0.3人]																			
主な業務内容	家族会等の事業に係る連絡調整、補助金交付事務																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組に対して必要な経費を補助し、当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の円滑な推進を図る。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県精神障害者家族会連合会が行う次の事業に係る経費を助成する。 （1,718千円 財源：単県 補助率：10/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい福祉研修会の実施・精神障がい関係者研修会の実施 ・精神障がい者家族相談事業（研修会、相談ダイヤル）・研修会等参加活動事業・広報、啓発活動事業 																				
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の家族支援、精神障がいに対する正しい理解の普及啓発を図る。 ・鳥取県精神障害者家族会連合会は、本県において組織され、県内全域をカバーする精神障がい者家族の自助グループであり、各研修会等により、精神障がい者の家族の学び合い、支え合い、当事者の自己表現の促進に取り組んでいる。 																				

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神保健福祉に関する事業	23,173	20,330	2,843	9,726		(負担金) 1	13,446	
トータルコスト	66,028千円（前年度 62,969千円）〔正職員：5.1人、会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	精神医療審査会の運営、定期実地審査、文書作成委託料支払事務、精神保健指定医の任免、措置入院関係事務、レセプト点検業務等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づき精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。

また、精神疾患のある方（措置入院医療対象者）の医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施すると共に、本県の措置入院患者が措置入院解除後、地域で安心して生活することができる支援体制を構築する。

大規模災害等の後に被災地域に入り、精神医療及び精神保健活動を行う専門チームDPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制整備を進める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
精神医療審査会に関する こと（単県）	①毎月1回開催し、精神保健福祉法に基づき、措置入院、医療保護入院の適否について書面審査、実地審査等を行う。 ②退院（処遇改善）の請求をした患者について、意見聴取を行い、病院管理者、家族等の意見に基づき審査を行う。 ※精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者（医師6名） 法律に関し学識経験を有する者（検事1名、判事1名、弁護士2名） 精神障がい者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者（看護師等4名）14名（2合議体）にて構成する。	1,250
精神科病院に対する定期 実地審査に関する こと（単県）	精神保健福祉法に基づき、精神病床を有する県内の精神科病院10病院に対し、年1回実地審査を行う。	259
定期病状報告書等文書料 に関する こと（単県）	精神病床を有する県内の精神科病院10病院へ医療保護入院者の入院届等及び措置入院者の定期病状報告書等の作成を委託する。	6,071
精神保健福祉法第29条に 基づく措置入院の実施 （一部国3/4）	①精神保健福祉法に基づき、措置入院等を実施する。 ②措置入院医療費の公費負担及び精神保健福祉業務推進事務を実施する。	13,197
災害派遣精神医療チーム （DPAT）編成に係る経費 （単県）	①DPAT隊編成に向け、県内の精神科病院との意見交換会を開催する。 ②DPAT隊編成に関わる研修会への参加を支援する。	1,277
措置入院解除後の支援体 制強化事業 （単県）	①「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、措置入院中から患者に対し、退院後支援計画を作成するため、支援に携わる関係者を集めた調整会議を開催する。 ②精神保健に関する専門研修に参加し、資質向上を図る。 ③講師を招き、マニュアルに基づく支援を行った事例について、事例検討会等を開催する。	164
精神保健福祉普及啓発 （国1/2）	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フォーラム」及び「こころの健康啓発事業」を開催する。	955
合 計		23,173

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・県内の精神疾患のある方が、安心して医療を受けられる体制の維持・構築を目指す。
- ・大規模災害等発生時の精神医療及び精神保健活動等に係る支援体制づくりを進めていく。
- ・人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用に取り組んでいる。
- ・精神障がいに関して、社会的関心の高いものをテーマにフォーラム等を開催することで、より多くの人が精神保健に関心を持ち、精神保健福祉に関する知識の普及啓発が図られている。

4目 精神衛生費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
てんかん対策推進事業	2,200	2,200	0	1,100			1,100	
トータルコスト	2,983千円（前年度 2,980千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	出前講座・啓発セミナー・研修会の開催、てんかん診療拠点の整備							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
てんかんのある方への理解促進や支援の手法を学ぶための研修会等を開催するとともに、当事者の方を地域で支える体制の整備を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	内 容							予算額
てんかんのある方の支援者等研修事業 （国1/2）	① 学校、公民館、企業関係者等を対象に出前講座を開催する。 ② 広く県民へ向けた普及啓発を図るための啓発セミナーを開催する。 ③ てんかんのある方への適切な対応（介助方法）を学ぶ研修会を開催する。〔補助先：公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部〕							700
てんかん地域診療連携体制整備事業 （国1/2）	① てんかんの外科治療や、複数の診療科による集団の治療を行うことのできる病院を「てんかん支援拠点病院」に指定し、患者や家族等が適切な支援を受けることのできる診療ネットワークを構築する。 ② 診療ネットワーク内での情報共有や機関同士の連携を図る関係者会議を開催するとともに、てんかん治療のための研修を開催する。 ③ てんかん支援拠点病院にてんかん診療支援コーディネーターを配置し、当事者等に相談支援や県内の医療機関に助言・指導を行う。 〔委託先：鳥取大学医学部附属病院〕							1,500
合 計							2,200	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・てんかんについて、一般啓発研修や人材育成研修を行うことにより、てんかんに対する理解を促進するとともに、てんかんのある方に対する支援の手法を学び、てんかんのある方を地域で支える支援体制の整備を図る。 ・てんかん支援拠点病院を鳥取大学医学部附属病院に設置し、てんかん診療支援コーディネーターを配置（看護師）して、相談対応を行うとともに、医療機関との診療ネットワークの構築を進めていく。 								

4目 精神衛生費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アルコール健康障害・依存症対策事業	22,332	21,562	770	8,303			14,029	
トータルコスト	29,375千円（前年度 28,579千円）〔正職員：0.9人〕							
主な業務内容	支援拠点機関の設置、フォーラム・研修会・会議の開催等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画及び関係法令の基本理念等にとり、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に関する対策を計画的に推進し、これらの依存症等に関連した問題を抱える当事者や家族への支援体制の強化を図るとともに、依存症及び依存症対策に対する県民意識の啓発を図る。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	事業内容							予算額
依存症支援拠点機関の設置（国1/2）	依存症の専門性を持った医師が在籍する精神科病院を依存症支援拠点機関（アルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症）として指定の上、相談支援コーディネーターを配置して相談対応、研修会の開催、普及啓発を行う。 〔委託先：医療福祉センター渡辺病院〕							10,000
依存症啓発フォーラムの開催（国1/2、単県）	依存症について、県民の正しい理解と関心を深めるためのフォーラムを開催する。また、一般県民への普及啓発を一層推進するため、フォーラムに併せて商業施設でのパネル展（プレイベント）等を実施する。							5,037
医師、看護師等の依存症専門研修受講経費（単県）	依存症専門医療機関の充実（追加選定）に向けて、選定に必要な専門性を持った医師及び看護師等を養成するため、国が指定する依存症専門研修に派遣する。							460
アルコール健康障害・各種依存症普及啓発相談員の設置・派遣（単県）	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症から回復した当事者やその家族等を普及啓発相談員として任命し、県の機関や相談支援コーディネーターと協働して当事者・家族からの相談対応や普及啓発にあたる。							438
鳥取アディクション連絡会及び自助グループ等に対する活動支援（国1/2）	<ul style="list-style-type: none"> 依存症に関する複数の自助グループ等で構成する団体が行う普及啓発事業の実施を支援する。（補助上限額：500千円 補助率 10/10） 依存症に関する自助グループ等の活動を支援する。（補助上限額：100千円 補助率：1/2） 							1,300
かかりつけ医等依存症対応力向上研修事業（単県）	一般診療科の医療従事者等を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。							891
薬物依存症リハビリ施設に対する運営支援（単県）	依存症者の回復・社会復帰促進を図るため、薬物依存症リハビリ施設の運営費の一部を助成する。（補助上限額：2,729千円 補助率：10/10）							2,729
依存症相談支援等の実施（国1/2、単県）	<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者、医師、自助グループ、リハビリ施設、関係事業者等からなる「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議」を開催し、対策の進捗状況について諮問・審査を行う。 各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議や相談支援の充実に向けた研修会等を開催する。 精神科医による依存症の定例相談会を開催する。 依存症当事者の家族を対象とした家族教室を開催する。 							1,477
合 計							22,332	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> アルコール健康障害に加え、薬物・ギャンブル等依存症の当事者が身近な地域で適切な治療を受けられるよう治療体制の充実を目指す。 〔専門医療機関の設置〕 令和5年度：アルコール健康障害については各圏域1箇所、薬物・ギャンブル等依存症については東部圏域に1箇所 →目標：薬物・ギャンブル等依存症についても各圏域1箇所 普及啓発、相談支援体制の充実、関係機関・団体との連携強化等に取り組み、20歳未満の飲酒や妊娠中の飲酒をなくすとともに、多量飲酒者及び生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の低減を図る。 〔相談状況（令和4年度）〕 アルコール健康障害：延べ322件（152人） 薬物依存症：延べ38件（13人） ギャンブル等依存症：延べ66件（42人） 								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7176)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護福祉士等修学資金貸付事業	(債務負担行為) 25,050 26,926	4,769	(債務負担行為) 25,050 22,157	(債務負担行為) 25,050 22,685			4,241	
トータルコスト	28,491千円 (前年度 6,328千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、委託料支払事務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内の介護福祉士及び社会福祉士の養成を図るため、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施団体（鳥取県社会福祉協議会）に対し、貸付に係る原資の一部を補助する。

2 主な事業内容

(1) 介護福祉士等修学資金貸付事業 26,628千円 (国庫、県費)

貸付対象	養成施設等に在学する者
貸付限度額	(1) 養成施設 月額5万円 (加算) 入学準備金 20万円、就職準備金 20万円 等 (2) 実務者養成施設 20万円
貸付期間	養成施設等の正規修学期間内
返還免除要件	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に5年間 (実務者養成施設は2年間) 継続して従事したとき。

・ 債務負担行為 25,050千円 (令和7年度から令和11年度まで)

(2) 事務費 298千円 (単県)

債権管理事務費 (委託料)

3 事業目標・取組状況・改善点

・ 介護福祉士等の資格取得を目指して、養成施設等にて修学する者や介護分野に就職する者等を対象とした貸付事業を実施することにより、介護人材の育成及び確保を図る。

・ 介護福祉士等の資格取得を目的として養成施設等に進学する学生に対し修学資金を貸与した。

介護福祉士養成施設

(貸付者数 H28：48名、H29：41名、H30：63名、R1：41名、R2：23名、R3：30名、R4：41名)

実務者養成施設

(貸付者数 H28：8名、H29：8名、H30：18名、R1：9名、R2：3名、R3：6名、R4：3名)

再就職準備金 (貸付者数 H30：1名、R1：3名、R2：1名)

・ 介護福祉士等の資格取得を目的として福祉系高校に進学する学生に対し修学資金を貸与した。

福祉系高校 (貸付者数 R3：15名、R4：2名)

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
「働く介護家族応援！」企業内研修開催支援事業	2,000	2,000	0			(基金繰入金) 2,000						
トータルコスト	2,783千円（前年度 2,780千円）〔正職員：0.1人〕											
主な業務内容	委託契約締結、支払事務、広報											
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>働く家族が介護への不安から介護離職しないよう、職場を通し介護サービスや制度に関する情報提供をするとともに、介護者が働きやすいような意識醸成・環境改善を狙い、企業内研修の開催促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <tr> <td>委託先</td> <td>研修講師を派遣できる介護事業所、介護福祉士養成施設等</td> </tr> <tr> <td>委託内容</td> <td>企業等を訪問し介護サービス等の情報を提供、希望する企業等で研修会を開催する。 【研修会内容】 ・介護が必要になった際の介護サービスや相談窓口、介護休暇や介護休業の制度内容、介護離職防止に役立つ制度等の紹介</td> </tr> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 働く家族が介護への不安から介護離職しないよう、職場を通し介護サービスや制度に関する情報提供をするとともに、介護者が働きやすいような意識醸成・環境改善を狙い、企業内研修の開催促進を図る。 県内に所在する企業等を訪問し、介護サービスや介護制度に関する情報提供、介護離職の防止及び研修会の開催について働きかけている。 (訪問企業数 H28：61社、H29：119社、H30：99社、R1：80社、R2：81社、R3：84社、R4：66社) 企業等の職員を対象に介護サービスや介護制度に関する研修を実施している。 (研修開催回数 H28：31社、H29：24社、H30：44社、R1：30社、R2：9社、R3：14社、R4：22社) <p>※令和2年度の訪問企業数、研修開催数の減少は新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。</p>									委託先	研修講師を派遣できる介護事業所、介護福祉士養成施設等	委託内容	企業等を訪問し介護サービス等の情報を提供、希望する企業等で研修会を開催する。 【研修会内容】 ・介護が必要になった際の介護サービスや相談窓口、介護休暇や介護休業の制度内容、介護離職防止に役立つ制度等の紹介
委託先	研修講師を派遣できる介護事業所、介護福祉士養成施設等											
委託内容	企業等を訪問し介護サービス等の情報を提供、希望する企業等で研修会を開催する。 【研修会内容】 ・介護が必要になった際の介護サービスや相談窓口、介護休暇や介護休業の制度内容、介護離職防止に役立つ制度等の紹介											

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業	21,756	21,698	58			(基金繰入金) 21,756		

トータルコスト 35,841千円 (前年度 28,715千円) [正職員：0.9人]

主な業務内容 補助金交付事務、委託契約締結、支払事務、広報

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

今後も要介護認定者数の増加が見込まれる中、事業者団体や職能団体、介護福祉士養成機関等と連携しながら、様々な取組を駆使してさらなる介護人材の確保を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
介護人材確保のためのマッチング機能強化事業	介護分野専任の就職支援コーディネーターを2名配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行い、新規就労、再就職につなげる。(委託先)鳥取県社会福祉協議会	11,358
「介護の仕事」イメージ変革事業	介護の仕事に対する世間の偏ったイメージを一新するため、県民への介護の仕事への理解、イメージアップのためのイベントの開催及び情報発信等を行う。	3,350
介護未経験者等の参入促進事業	介護分野への参入促進や、介護に関する理解促進を働きかける機会として、介護に関する基本的な知識を学ぶ「介護の入門的研修」を開催する。	3,800
介護人材確保対策協議会	事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会を設け、介護人材の確保策について連携・協働を進める。	476
介護助手導入支援事業	介護助手導入のための広報啓発、研修等を通じて、導入事業所の開拓、活用促進を行う。	2,772
合 計		21,756

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を図り、介護サービスの提供体制を確保するため必要となる介護従事者の確保を図る。
- ・介護の就職支援コーディネーター2名による就職支援を行った。
(就職件数 H28：12件、H29：54件、H30：62件、R1：83件、R2：87件、R3：116件、R4：117件)
- ・介護の仕事に対する偏ったイメージを一新するため、介護のイメージアップ動画を作成した。
- ・介護に関する基本的な知識を学ぶ「入門的研修」を実施した。
(参加者数 R1：43名、R2：51名、R3：56名、R4：64名)
- ・介護人材確保対策協議会を実施した。
(実施回数 H28：3回、H29：2回、H30：2回、R1：1回、R2：2回、R3：3回、R4：0回)
- ・事業者向け説明会を開催し、介護助手制度の理解・周知を行うとともに、県民向けに広く制度の周知及び受入事業所の案内を行った。(受入決定事業所数：30法人126事業所 介護助手採用者数163人(R5.3月時点))

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者福祉施設放射線防護対策事業	2,839	2,506	333	2,839				
トータルコスト	3,622千円 (前年度 3,286千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>島根原子力発電所から半径30キロメートル以内 (UPZ 圏内) に所在する老人保健施設において、原子力災害発生時、即時待避が困難な老人保健施設入所者等を安全に避難させるため、平成26年度及び令和元年度に放射線防護対策設備を整備し、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体：医療法人・社会福祉法人真誠会 (2) 施設名：弓浜ホスピタウン (米子市大崎1151-1) 介護老人保健施設ゆうとぴあ (米子市河崎581-3) (3) 主な設備：陽圧 (加圧) するための換気設備、非常用電源設備等 (4) 県補助率：10/10 (財源内訳：国 10/10)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害発生時に、一時的な避難所の確保を図る。 UPZ 圏内にある入所定員50名以上の社会福祉施設を整備施設の対象とすることとし、平成26年2月中旬から、施設を所管する法人・施設に国庫補助金を活用した放射線防護対策整備の意向確認を実施した。 当該対策工事の実施について意向を示した施設が平成26年7月から工事を実施し、平成27年2月に完成した。 令和元年度には同様の整備を新たに1施設実施し、原子力災害発生時にすぐには移動できない近隣の住民も対象に含めた一時的な避難所を2カ所確保した。 								

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 介護施設のDX モデル事業	10,000	0	10,000			(基金繰入金) 10,000		

トータルコスト 10,783千円 (前年度0千円) [正職員：0.1人]

主な業務内容 補助金交付事務、委託契約締結、支払事務、広報

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

急速に進展する高齢化に伴い介護サービスへの需要が高まる中、安定的なサービス継続のためには、働きやすい介護の職場を創出し、介護人材の参入及び定着を図ることが急務となっている。

職員負担軽減と業務効率化を目的に介護ロボットやICT機器の導入経費支援を進めてきたところ、今後は介護DX (デジタルトランスフォーメーション) を効果的に活用し、介護現場の労働環境と経営の改善を進め、人材定着へとつなげるため、県内介護施設における介護DX実証モデル事業への支援を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区 分	内 容	予算額
介護施設のDXモデル事業 (基金)	<p>介護現場におけるDXの推進・活用により、介護人材の定着に資する取組を介護DX実証モデル事業として支援し、将来的な県内介護事業所への普及・展開を目指す。</p> <p>[補助対象経費] 職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入・運用する際の経費。</p> <p>[補助事業内容] 個々の介護ロボット、ICT機器の導入にとどまらず、各ICT機器や、各介護業務や職員勤怠管理システム等の情報管理システムを連携させるデータベースを構築・運用することにより、法人本部・各事業所における業務管理事務を一体的、合理的に実施する。</p>	10,000

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・介護ロボット・ICT等の導入経費支援に加えて、介護DXの県内実証モデル事業を支援することにより、介護現場における労働環境と経営の改善を進める。

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護保険運営負担金事業	9,619,102	9,383,070	236,032			(財産収入) 52	9,619,050	

トータルコスト 9,627,710千円 (前年度 9,391,647千円) [正職員: 1.1人]

主な業務内容 申請書の審査、交付決定、負担金等業務、基金運営

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

介護保険制度の安定的な運営を支援するため、介護保険法に基づく介護給付費の負担及び地域支援事業交付金の交付を行う。また、介護保険財政安定化基金への運用益の積立を行う。さらに、介護職員処遇改善加算に係る審査事務等を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	内 容	予 算 額
介護給付費負担金	介護保険事業に関し、在宅介護給付費の12.5%、施設介護給付費の17.5%を負担する。	9,088,087
地域支援事業交付金	市町等が行う地域支援事業に要する経費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%を負担する。	528,050
介護保険財政安定化基金運用益の積立	基金運用益を一般会計予算に収入し、その後基金に積み立てる。	52
介護職員処遇改善加算に係る業務委託	事業者からの承認申請、実績報告書の受理、審査、承認等の事務を行う業務を委託する。(中部・西部に各1名分配置)	2,913
合 計		9,619,102

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・介護保険法に基づく介護給付費負担金の負担及び地域支援事業交付金の交付、介護保険財政安定化基金への運用益の積立、介護職員処遇改善加算に係る審査事務等を行うことにより、介護保険制度の安定的な運営を図る。
- ・介護保険の運営主体である各保険者（各市町及び南部箕蚊屋広域連合）に対して、負担割合に応じた介護給付費負担金、地域支援事業交付金の負担・交付を行っている。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護保険円滑推進事業	9,577	12,591	△3,014	4,789			4,788	

トータルコスト 11,142千円（前年度 14,150千円）〔正職員：0.2人〕

主な業務内容 介護保険の円滑な制度運営、介護サービス向上の推進

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

介護保険制度の円滑な制度運営を推進するため、市町村に対する助言や研修の実施、介護サービス事業所に関する情報システムの管理運営を実施するとともに、制度の普及啓発等を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
介護保険円滑推進事業	介護保険審査会の開催、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定、介護保険制度の普及啓発、ケアプラン点検支援、国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務に対する補助金等	6,607
介護保険システムの改修・管理運営費	介護サービス事業者の情報管理システムの保守管理等	901
サービス向上推進事業	介護保険サービス事業者への指導監督、事業者指定手続等	100
各種研修の実施	(1) 認定調査員・認定審査会委員研修 (1,213千円) 要介護（要支援）認定の申請を行った高齢者に対する訪問調査を行う認定調査員や要介護度を判定する介護認定審査会委員に対する資質向上研修 (2) 医師（主治医）研修 (756千円) 要介護（要支援）認定申請者の主治医に対する研修 (委託先：各地区医師会)	1,969
合計		9,577

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・サービス提供事業者への指導や市町村（保険者）向けの研修等を通じて、介護保険制度の円滑な実施を推進する。
- ・令和元年度に介護保険指定事業者管理システムの大幅改修を実施（システムのクラウド化）したことにより、県、市町村間で県内介護サービス事業所の情報を共有することが可能になり、指導・監査を実施する上で非常に有効な体制を整備することができた。また、令和5年度は情報公表システムとの連携を実施し、申請手続きの電子化を進めた（令和6年度運用開始予定）。
- ・認定調査員研修等の各種研修についてはオンライン研修に切り替える等、効果的な事業実施を行った。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																								
介護職員向け研修・職場環境向上事業	43,433	38,134	5,299	900		(手数料) 40 (基金繰入金) 38,079	4,414																																								
トータルコスト	53,321千円（前年度 47,943千円）〔正職員：1.0人、会計年度任用職員：0.7人〕																																														
主な業務内容	研修等実施に係る補助金業務、委託業務、研修企画、専門員証交付																																														
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																																											
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>介護に携わる各種職員の資質の向上を図るとともに、介護の職場における労働環境・処遇改善等の事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護支援専門員研修事業</td> <td>介護支援専門員法定研修（実務、更新、主任、主任更新）を補助する。（実施主体：鳥取県社会福祉協議会、補助率：10/10）</td> <td>21,957</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員レベルアップ事業</td> <td>介護支援専門員研修の企画・立案を行うための介護支援専門員支援会議等を設置し、圏域別意見交換会等を開催する。</td> <td>2,014</td> </tr> <tr> <td>初任段階介護支援専門員支援事業</td> <td>主任介護支援専門員を小規模事業所に派遣し、初任段階の介護支援専門員に対して実地で指導・支援を行う。（実施主体：介護支援専門員連絡協議会、補助率：10/10）</td> <td>1,019</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員証交付業務</td> <td>介護支援専門員証の新規交付、書換交付等の業務を行う。</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員実務研修受講試験補助事業</td> <td>試験に係る経費のうち、受験手数料を充当しても不足となる経費を補助する。（実施主体：指定試験実施機関、補助率：10/10）</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員オンライン研修環境運用事業</td> <td>介護支援専門員の法定研修において、eラーニングなどのオンラインで受講できる環境の整備に必要なシステム等の保守管理を委託する。</td> <td>3,108</td> </tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算取得促進研修・相談窓口設置事業</td> <td>処遇改善加算未取得事業所からの個別相談に応じるため、専門的知識を持つ社労士等の相談員による相談窓口を設置する。介護職員に対する処遇改善を図るため、処遇改善加算を取得していない介護事業所等に対し、取得のための研修会を開催する。</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>介護事業所等におけるBCP策定支援事業</td> <td>令和3年度介護保険制度改正に伴い義務化された介護事業所等のBCP策定支援のため、相談窓口の設置や研修会の開催等を行う。</td> <td>1,430</td> </tr> <tr> <td>高齢者施設における認定看護師現地指導事業</td> <td>介護従事者の高齢者ケアのスキルアップのため、高齢者施設に認定看護師を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的にケアに関する指導・助言を行う。</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>若手従事者のための介護の未来創造研修事業</td> <td>県内の若手介護従事者のモチベーション向上と資質向上を図り、人材定着につなげるための研修会を開催する。</td> <td>810</td> </tr> <tr> <td>介護職員等の喀痰吸引等研修事業</td> <td>安全に医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養）を行うことができる介護職員等の養成を目的とした、知識・技術習得のための研修を実施する。</td> <td>9,255</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>43,433</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	介護支援専門員研修事業	介護支援専門員法定研修（実務、更新、主任、主任更新）を補助する。（実施主体：鳥取県社会福祉協議会、補助率：10/10）	21,957	介護支援専門員レベルアップ事業	介護支援専門員研修の企画・立案を行うための介護支援専門員支援会議等を設置し、圏域別意見交換会等を開催する。	2,014	初任段階介護支援専門員支援事業	主任介護支援専門員を小規模事業所に派遣し、初任段階の介護支援専門員に対して実地で指導・支援を行う。（実施主体：介護支援専門員連絡協議会、補助率：10/10）	1,019	介護支援専門員証交付業務	介護支援専門員証の新規交付、書換交付等の業務を行う。	40	介護支援専門員実務研修受講試験補助事業	試験に係る経費のうち、受験手数料を充当しても不足となる経費を補助する。（実施主体：指定試験実施機関、補助率：10/10）	2,400	介護支援専門員オンライン研修環境運用事業	介護支援専門員の法定研修において、eラーニングなどのオンラインで受講できる環境の整備に必要なシステム等の保守管理を委託する。	3,108	介護職員処遇改善加算取得促進研修・相談窓口設置事業	処遇改善加算未取得事業所からの個別相談に応じるため、専門的知識を持つ社労士等の相談員による相談窓口を設置する。介護職員に対する処遇改善を図るため、処遇改善加算を取得していない介護事業所等に対し、取得のための研修会を開催する。	900	介護事業所等におけるBCP策定支援事業	令和3年度介護保険制度改正に伴い義務化された介護事業所等のBCP策定支援のため、相談窓口の設置や研修会の開催等を行う。	1,430	高齢者施設における認定看護師現地指導事業	介護従事者の高齢者ケアのスキルアップのため、高齢者施設に認定看護師を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的にケアに関する指導・助言を行う。	500	若手従事者のための介護の未来創造研修事業	県内の若手介護従事者のモチベーション向上と資質向上を図り、人材定着につなげるための研修会を開催する。	810	介護職員等の喀痰吸引等研修事業	安全に医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養）を行うことができる介護職員等の養成を目的とした、知識・技術習得のための研修を実施する。	9,255	合 計		43,433
区 分	内 容	予算額																																													
介護支援専門員研修事業	介護支援専門員法定研修（実務、更新、主任、主任更新）を補助する。（実施主体：鳥取県社会福祉協議会、補助率：10/10）	21,957																																													
介護支援専門員レベルアップ事業	介護支援専門員研修の企画・立案を行うための介護支援専門員支援会議等を設置し、圏域別意見交換会等を開催する。	2,014																																													
初任段階介護支援専門員支援事業	主任介護支援専門員を小規模事業所に派遣し、初任段階の介護支援専門員に対して実地で指導・支援を行う。（実施主体：介護支援専門員連絡協議会、補助率：10/10）	1,019																																													
介護支援専門員証交付業務	介護支援専門員証の新規交付、書換交付等の業務を行う。	40																																													
介護支援専門員実務研修受講試験補助事業	試験に係る経費のうち、受験手数料を充当しても不足となる経費を補助する。（実施主体：指定試験実施機関、補助率：10/10）	2,400																																													
介護支援専門員オンライン研修環境運用事業	介護支援専門員の法定研修において、eラーニングなどのオンラインで受講できる環境の整備に必要なシステム等の保守管理を委託する。	3,108																																													
介護職員処遇改善加算取得促進研修・相談窓口設置事業	処遇改善加算未取得事業所からの個別相談に応じるため、専門的知識を持つ社労士等の相談員による相談窓口を設置する。介護職員に対する処遇改善を図るため、処遇改善加算を取得していない介護事業所等に対し、取得のための研修会を開催する。	900																																													
介護事業所等におけるBCP策定支援事業	令和3年度介護保険制度改正に伴い義務化された介護事業所等のBCP策定支援のため、相談窓口の設置や研修会の開催等を行う。	1,430																																													
高齢者施設における認定看護師現地指導事業	介護従事者の高齢者ケアのスキルアップのため、高齢者施設に認定看護師を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的にケアに関する指導・助言を行う。	500																																													
若手従事者のための介護の未来創造研修事業	県内の若手介護従事者のモチベーション向上と資質向上を図り、人材定着につなげるための研修会を開催する。	810																																													
介護職員等の喀痰吸引等研修事業	安全に医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養）を行うことができる介護職員等の養成を目的とした、知識・技術習得のための研修を実施する。	9,255																																													
合 計		43,433																																													
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護に携わる各種職員の資質の向上を図るとともに、介護の職場における労働環境・処遇改善等を図る。 平成28年度から研修カリキュラムが大幅に改正されたことにあわせ、県独自のカリキュラム追加等も含めた研修の質の向上に努めてきた。コロナ禍ではオンライン研修を導入し、世の中の状況が変化しても介護支援専門員の確保ができるよう取り組んできた。 喀痰吸引等研修の講師、喀痰吸引等を行う介護職員を養成し、県内の介護事業所等における医療的ケアの体制の充実を図ることができた。 																																															

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護保険料・利用者負担軽減事業	205,380	205,380	0	14,382			190,998	

トータルコスト 206,163千円（前年度 206,160千円）〔正職員：0.1人〕

主な業務内容 負担金関係事務

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

高齢化の急速な進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、低所得の高齢者の介護保険料・利用料について、公費によりその一部を負担する仕組みを構築し、負担軽減を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額									
介護保険料軽減強化事業	介護保険料の軽減措置に要する県負担金。 (1) 対象者（低所得者区分） 第1段階：生活保護被保護者、市町村民税非課税世帯かつ本人年金収入等80万円以下 第2段階：市町村民税非課税世帯かつ本人年金収入等80万円超120万円以下 第3段階：市町村民税非課税世帯かつ本人年金収入等120万円超 (2) 保険料基準額に対する軽減割合※標準額を1とした場合の軽減率 ※ ()内は本人負担割合 第1段階 0.20 (0.50⇒0.3) 第2段階 0.25 (0.75⇒0.5) 第3段階 0.05 (0.75⇒0.7) (3) 負担割合 国1/2、県1/4、市町村（保険者）1/4	183,806									
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業</td> <td>利用者負担の軽減措置を実施する法人への補助を行う。 ※利用者負担10%を7.5%に軽減</td> <td>国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</td> </tr> <tr> <td>離島等における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業</td> <td>山村振興法による中山間地域等の特別地域加算により利用料が15%増額となる低所得者に対する軽減措置を行う。 ※利用者負担10%を9%に軽減</td> <td>国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	負担割合	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業	利用者負担の軽減措置を実施する法人への補助を行う。 ※利用者負担10%を7.5%に軽減	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	離島等における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	山村振興法による中山間地域等の特別地域加算により利用料が15%増額となる低所得者に対する軽減措置を行う。 ※利用者負担10%を9%に軽減	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	21,574
区分	内容	負担割合									
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業	利用者負担の軽減措置を実施する法人への補助を行う。 ※利用者負担10%を7.5%に軽減	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4									
離島等における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	山村振興法による中山間地域等の特別地域加算により利用料が15%増額となる低所得者に対する軽減措置を行う。 ※利用者負担10%を9%に軽減	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4									
合計		205,380									

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・高齢化の急速な進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、低所得者も保険料を負担できる仕組みを構築し、公費によりその一部を負担し軽減を図る。
- ・保険料負担軽減事業については、平成27年度より低所得者の方の保険料の引き下げが実施されているところであるが、令和元年10月の消費税10%への増税に伴い、軽減となる対象が広がり（第1段階～第3段階）、完全実施となった。

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
軽費老人ホーム運営費補助事業	757,951	752,919	5,032				757,951	
トータルコスト	760,105千円 (前年度 755,053千円) [正職員: 0.2人、会計年度任用職員: 0.2人]							
主な業務内容	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、日常生活上必要な便宜を供与する施設である。当該施設の利用料(サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用・居室に係る光熱水費など)のうち、施設が入所者に対して減免を行っている場合、その必要経費について補助を行う。</p> <p>また、令和4年10月から介護職員の処遇改善を行う加算が新設されたことを受け、軽費老人ホームに勤務する職員についても、職務内容が類似していることから処遇改善を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 軽費老人ホーム運営費補助金 735,949千円 (算定の考え方) 令和5年度9月1日現在の入所者の所得階層ごとの構成をもとにして算定 (施設数) 軽費老人ホームA型 4施設、ケアハウス 19施設 合計23施設</p> <p>(2) 処遇改善支援補助金 22,002千円 政府の経済対策において、介護職員の給与の引上げ(令和4年3%程度、令和5年2%程度)が行われていることを踏まえ、軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の給与引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付し、各施設における取組を後押しする。</p> <p>ア 補助対象施設 軽費老人ホーム イ 補助対象経費 各施設が実際に職員の給与引上げを行った額(上限: 月額15千円相当) ウ 補助率 10/10</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽費老人ホームの利用に当たり、当該軽費老人ホームが基準に基づき入所者利用料を減免した場合に、これに対して県が補助を行うことにより、低所得者層の負担軽減を図りながら福祉サービスの提供を行う。 軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設において職員の給与の引上げが行われるよう、必要な支援を行う。 								

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業 (介護分) (施設整備)	1,098,501	1,348,079	△249,578	500		(基金繰入金) 1,098,001		

トータルコスト 1,100,066千円 (前年度 1,348,859千円) [正職員: 0.2人]

主な業務内容 申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進める。

2 主な事業内容

(1) 地域医療介護総合確保基金事業 (介護分) (施設整備)

(単位: 千円)

区 分	事業内容	対象施設	予算額
地域密着型サービス等整備助成事業 (補助率10/10)	可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービス施設・事業所等の整備を行う事業者に対し、市町村を通じて支援を行う。	認知症高齢者グループホーム等	292,800
	(新) 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備について支援を行う。	ケアハウス等	146,400
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 (補助率10/10)	介護施設等の円滑な開設、増床及び再開設 (改築) のため、施設の開設準備等に要する経費について支援を行う。	認知症高齢者グループホーム等	452,430
	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費について支援を行う。	特別養護老人ホーム等	123,660
介護施設等における感染拡大防止対策支援事業 (補助率 10/10)	感染拡大リスク軽減のため、陰圧室 (ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした局室) とするための陰圧装置の設置に必要な費用について補助する。	介護老人保健施設等	42,390
	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費、従来型個室・多床室のゾーニング経費、家族面会室の整備等経費について補助する。	看護小規模多機能居宅介護事業所等	6,540
介護職員の宿舎施設整備事業 (補助率 1/3)	介護人材を確保するため、介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助する。	特別養護老人ホーム等	33,781
合 計			1,098,001

(2) 小規模多機能型居宅介護普及啓発事業 500千円 (補助率 国 10/10)

小規模多機能型居宅介護事業所の普及のため、保険者向け講演会等を開催する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- 平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進めることにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備促進を図る。
- 令和 6 年度より、災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備について支援を実施する。

<近年の整備実績>

令和 4 年度	19 件 (認知症高齢者グループホーム等整備 6 件、その他改修等 13 件)
令和 3 年度	20 件 (認知症高齢者グループホーム等整備 8 件、その他改修等 12 件)
令和 2 年度	15 件 (認知症高齢者グループホーム等整備 5 件、その他改修等 10 件)
令和 元 年度	7 件 (認知症高齢者グループホーム等整備 5 件、その他改修等 2 件)
平成 30 年度	6 件 (認知症高齢者グループホーム等整備 3 件、その他改修等 3 件)

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
地域包括ケア推進支援事業	24,259	25,553	△1,294	23,274		(基金繰入金) 394	591																												
トータルコスト	28,954千円（前年度 30,231千円）〔正職員：0.6人〕																																		
主な業務内容	研修の企画・実施、委託契約締結・支払事務、補助金交付事務																																		
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向け、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくり）の構築が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて、市町村の取組を支援する。</p>																																			
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域包括支援センターの機能強化 （国 10/10）</td> <td>地域包括支援センターの管理者や職員等を対象としたセミナーや階層別研修会の開催、リハビリ専門職団体等と連携した市町村の現状把握や課題解決に向けた支援を検討・実施する。</td> <td>1,870</td> </tr> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業の推進 （国 10/10）</td> <td>市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による介護予防の取組強化、市町村職員等を対象とした研修会の開催、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員（3名）による市町村への伴走型支援を実施する。</td> <td>4,274</td> </tr> <tr> <td>地域ケア会議の充実 （国 10/10）</td> <td>市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による地域ケア会議の機能強化、地域ケア会議の運営に係る研修会を開催する。</td> <td>998</td> </tr> <tr> <td>生活支援体制整備事業の推進 （国 10/10）</td> <td>市町村の生活支援コーディネーター等を対象とした研修・情報交換会や住民・関係者向けフォーラムの開催、県生活支援体制整備事業支援員（2名）による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）</td> <td>14,589</td> </tr> <tr> <td>在宅医療・介護連携推進事業の推進 （国 10/10）</td> <td>各保健所において、市町村と医療・介護関係者との連携会議や多職種連携の研修等を実施する。</td> <td>953</td> </tr> <tr> <td>高齢者施設における口腔機能向上推進事業 （国 1/2、県 1/2）</td> <td>高齢者施設における高齢者の歯・口腔の健康づくりのため、入所者の口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会）</td> <td>1,181</td> </tr> <tr> <td>介護職員のための看取り研修事業 （基金）</td> <td>自宅や高齢者施設での「看取り介護」が重要となっていることから、介護職員に対して看取りの知識や心構え等について学ぶ研修を実施する。</td> <td>394</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>24,259</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	地域包括支援センターの機能強化 （国 10/10）	地域包括支援センターの管理者や職員等を対象としたセミナーや階層別研修会の開催、リハビリ専門職団体等と連携した市町村の現状把握や課題解決に向けた支援を検討・実施する。	1,870	介護予防・日常生活支援総合事業の推進 （国 10/10）	市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による介護予防の取組強化、市町村職員等を対象とした研修会の開催、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員（3名）による市町村への伴走型支援を実施する。	4,274	地域ケア会議の充実 （国 10/10）	市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による地域ケア会議の機能強化、地域ケア会議の運営に係る研修会を開催する。	998	生活支援体制整備事業の推進 （国 10/10）	市町村の生活支援コーディネーター等を対象とした研修・情報交換会や住民・関係者向けフォーラムの開催、県生活支援体制整備事業支援員（2名）による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）	14,589	在宅医療・介護連携推進事業の推進 （国 10/10）	各保健所において、市町村と医療・介護関係者との連携会議や多職種連携の研修等を実施する。	953	高齢者施設における口腔機能向上推進事業 （国 1/2、県 1/2）	高齢者施設における高齢者の歯・口腔の健康づくりのため、入所者の口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会）	1,181	介護職員のための看取り研修事業 （基金）	自宅や高齢者施設での「看取り介護」が重要となっていることから、介護職員に対して看取りの知識や心構え等について学ぶ研修を実施する。	394	合 計		24,259
区分	内容	予算額																																	
地域包括支援センターの機能強化 （国 10/10）	地域包括支援センターの管理者や職員等を対象としたセミナーや階層別研修会の開催、リハビリ専門職団体等と連携した市町村の現状把握や課題解決に向けた支援を検討・実施する。	1,870																																	
介護予防・日常生活支援総合事業の推進 （国 10/10）	市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による介護予防の取組強化、市町村職員等を対象とした研修会の開催、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員（3名）による市町村への伴走型支援を実施する。	4,274																																	
地域ケア会議の充実 （国 10/10）	市町村へのリハビリ専門職やアドバイザーの派遣による地域ケア会議の機能強化、地域ケア会議の運営に係る研修会を開催する。	998																																	
生活支援体制整備事業の推進 （国 10/10）	市町村の生活支援コーディネーター等を対象とした研修・情報交換会や住民・関係者向けフォーラムの開催、県生活支援体制整備事業支援員（2名）による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）	14,589																																	
在宅医療・介護連携推進事業の推進 （国 10/10）	各保健所において、市町村と医療・介護関係者との連携会議や多職種連携の研修等を実施する。	953																																	
高齢者施設における口腔機能向上推進事業 （国 1/2、県 1/2）	高齢者施設における高齢者の歯・口腔の健康づくりのため、入所者の口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会）	1,181																																	
介護職員のための看取り研修事業 （基金）	自宅や高齢者施設での「看取り介護」が重要となっていることから、介護職員に対して看取りの知識や心構え等について学ぶ研修を実施する。	394																																	
合 計		24,259																																	
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村における地域包括ケアシステムの構築・深化を支援することにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。 全市町村での地域包括ケアシステムの構築・深化へ向けて、地域包括支援センターの体制強化、地域ケア会議の充実による多職種連携・資質向上、効果的な介護予防事業の実施、在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制の整備等の市町村支援を行ってきた。 																																			

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																			
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源																				
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業 (介護分野)	1, 240, 478	1, 500, 361	△259, 883	826, 945		60	413, 473																				
トータルコスト	1, 242, 043 千円 (前年度 1, 501, 141 千円) [正職員: 0.2 人]																										
主な業務内容	基金計画策定、交付金申請事務、基金積立事務																										
事業内容の説明																											
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>団塊の世代が 75 歳以上となる 2025(令和 7)年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めており、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保対策」を行うため、鳥取県地域医療介護総合確保基金 (介護分野) に令和 6 年度分を積み増す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 基金の造成</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基金の造成額</th> <th colspan="3">造成額の負担内訳</th> </tr> <tr> <th></th> <th>国 (2/3)</th> <th>県 (1/3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護施設等の整備</td> <td>1, 079, 034</td> <td>719, 356</td> <td>359, 678</td> </tr> <tr> <td>介護従事者の確保</td> <td>161, 384</td> <td>107, 589</td> <td>53, 795</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1, 240, 418</td> <td>826, 945</td> <td>413, 473</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 対象事業</p> <p>「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業</p> <p>○介護施設等の整備に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設等の整備への助成 ・介護施設の開設準備経費等への支援 ・既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 等 <p>○介護従事者の確保に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参入促進 ・資質の向上 ・労働環境・処遇の改善 ・基盤整備 <p>(3) 運用益の積立て 60 千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・介護分野は、平成27年度から地域医療介護総合確保基金の対象となり、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保」を推進するため、国の交付金を活用し基金を造成しており、今後も安定して事業を行うため適切な基金の造成を図る。</p>									基金の造成額	造成額の負担内訳				国 (2/3)	県 (1/3)	介護施設等の整備	1, 079, 034	719, 356	359, 678	介護従事者の確保	161, 384	107, 589	53, 795	合計	1, 240, 418	826, 945	413, 473
基金の造成額	造成額の負担内訳																										
		国 (2/3)	県 (1/3)																								
介護施設等の整備	1, 079, 034	719, 356	359, 678																								
介護従事者の確保	161, 384	107, 589	53, 795																								
合計	1, 240, 418	826, 945	413, 473																								

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保)補助金	20,000	20,000	0			(基金繰入金) 20,000		
トータルコスト	21,565千円(前年度 21,559千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、支払事務、連絡調整							

事業内容の説明

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護事業者団体等の取組を支援する。

2 主な事業内容

介護事業者団体、職能団体、市町村等が行う以下の取組に対して補助する。

(1) 参入促進

地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業、若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業、介護未経験者に対する研修支援事業 等

(2) 資質の向上

多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修、権利擁護人材育成事業、介護予防の推進に資するOT、PT、ST(作業療法士、理学療法士、言語聴覚士)指導者育成事業 等

(3) 労働環境・処遇の改善

新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業、管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 等

【補助率・予算額等】

(単位: 千円)

事業種別	基準額	補助率	予算額
①地域住民等に対する介護や介護の仕事の普及啓発	1,000千円以内で、知事が必要と認めた額	10/10	3,000
②知識や技術を学ぶ研修会等の開催	1,000千円以内で、知事が必要と認めた額	10/10	8,000
③その他の事業	知事が必要と認めた額	10/10	9,000
合 計			20,000

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を図る。
- ・介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、平成27年度より、高齢者介護団体等が実施する介護人材確保の取組に対し補助金を交付している。県内の16団体及び市町村の保険者を対象に補助事業を募集し、令和5年度は16事業者による24事業に補助金交付を行う見込みである。

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
いきいきシニア人生 充実応援事業	73,882	75,934	△2,052	17,424			56,458	

トータルコスト 82,490千円（前年度 84,511千円）〔正職員：1.1人〕

主な業務内容 補助金事務、委託業務、会議開催、各種連絡調整等

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

要介護者や独居等の高齢者世帯が増加する中、要介護者の支援や地域の助け合い等において、元気な高齢者には地域の担い手としての活躍が期待されていることから、元気な高齢者の生きがいがづくり・健康づくりを支援し、その活動の促進を図る。

2 主な事業内容

(1) いきいき高齢者クラブ活動支援補助金（負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3 ほか）

地域を支える高齢者の生きがいがづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。

(単位：千円)

区分	内容	予算額
単位老人クラブに対する補助	60歳以上の高齢者で概ね30人以上で組織される老人クラブが行う「地域を豊かにする活動」(友愛訪問等)や「生活を豊かにする楽しい活動」(健康づくり等)に対して補助する。	15,720
市町村老人クラブ連合会に対する補助	市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組、地域の支え愛活動につながる事業、若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。	13,919
県老人クラブ連合会に対する補助	県老人クラブ連合会の職員人件費、圏域で実施される若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。	5,209
合 計		34,848

(2) とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業（単県）

資格、特技、技能等を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活動の場づくりを行う。

(単位：千円)

区分	内容	予算額
シニアバンクの管理・運営	シニアバンク登録者とそれを必要とする地域・団体等を繋げるため、シニアバンクの管理・運営を行う。	14,118
シニアバンクフェスティバルの開催	シニアバンクの活動促進及び登録者の活動の場づくりのため、登録者の作品展示・販売、体験コーナー等を設けたイベントを開催する。	
施策PR新聞広告	シニアバンクの登録・活動促進、シニアバンクフェスティバルをPRするため、新聞広告を掲載する。(2回)	223
合 計		14,341

(3) 明るい長寿社会づくり推進事業（単県）

元気な高齢者のスポーツや文化活動等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、全国健康福祉祭(ねんりんピック)等への派遣を行う。

(単位：千円)

区分	内容	予算額
シニア作品展開催事業	高齢者の文化活動の成果を発表する場として高齢者の美術作品展を開催する。(ねんりんピック美術展への出品選考も併せて実施)	2,097
ねんりんピック選手派遣事業等	ねんりんピックの選考会を兼ねたスポーツ大会(因伯シルバー大会)の開催、ねんりんピックへの選手団等派遣、情報誌の発行を行う。	22,596
合 計		24,693

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・令和6年度はシニアバンクの登録累計人数7,100人を目指す。(令和5年12月末現在 6,902人)
- ・元気な高齢者の生きがいがづくり・健康づくりを支援し、その活動の促進を図るため、シニアバンクの登録・活動促進等に取り組んでいる。

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
福祉施設版共生ホーム推進事業	2,000	2,000	0				2,000																
トータルコスト	3,565千円 (前年度 3,559千円) [正職員: 0.2人]																						
主な業務内容	補助金交付事務																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要 高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げるため、施設整備・改修等に必要な経費を支援する。</p> <p>2 主な事業内容 鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金 福祉サービス施設を拠点として高齢者、障がい者、児童等の地域住民が集う鳥取ふれあい共生ホームの整備を支援する。 【予算額】 2,000千円 (1,000千円×2箇所分) (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>対象団体</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共生サービス型</td> <td>高齢者、障がい者、児童等の2つ以上の事業を運営する事業所に設置される</td> <td>高齢者等に関する事業所を運営する民間団体</td> <td>10/10</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>事業所併設型</td> <td>地域住民との交流を目的に高齢者等の事業所に設置される</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げていく。 ・市町村を通じたPR等により、着実に増加している。平成29年度には、事例集・ステッカー・認定証を作成し、好事例などを情報提供した。また、ホームページにも事例を掲載している。 ・認知症施策として推し進めている「認知症カフェ」の整備に活用していくため、「認知症カフェ」未設置の市町村にPRしている。 									区分	内容	対象団体	補助率	限度額	共生サービス型	高齢者、障がい者、児童等の2つ以上の事業を運営する事業所に設置される	高齢者等に関する事業所を運営する民間団体	10/10	1,000	事業所併設型	地域住民との交流を目的に高齢者等の事業所に設置される			
区分	内容	対象団体	補助率	限度額																			
共生サービス型	高齢者、障がい者、児童等の2つ以上の事業を運営する事業所に設置される	高齢者等に関する事業所を運営する民間団体	10/10	1,000																			
事業所併設型	地域住民との交流を目的に高齢者等の事業所に設置される																						

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認知症サポートプロジェクト事業	58,044	53,799	4,245	24,370		(手数料) 4 (基金繰入金) 8,550	25,120	

トータルコスト 76,824千円 (前年度72,512千円) [正職員: 2.4人]

主 な 業 務 内 容 認知症の知識の普及啓発、委託業務、研修・会議開催、各種連絡調整等

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	内 容	予算額
認知症本人の社会参加支援 (国10/10)	認知症本人の社会参加を推進し、その視点を施策や地域啓発へ反映させるための「認知症本人ミーティング」や研修等を開催する。	618
認知症になっても安心して暮らせる共生社会 (国10/10)	認知症サポーター等の養成、新聞広告による理解促進、認知症行方不明に関する市町村等及び関係機関との連携会議等を開催し、多様な主体による連携強化を実施する。	6,001
若年性認知症支援事業 (国1/2)	若年性認知症の人への相談支援として若年性認知症サポートセンターの運営、関係機関とのネットワーク構築、企業や地域等への啓発研修等を実施する。(委託先) 認知症の人と家族の会鳥取県支部	8,130
認知症医療体制の充実 (国10/10、国1/2、基金)	認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営及び地域の認知症医療の対応や、早期発見、地域包括支援センター等との連携を進めるため医療関係者への研修等を開催し、認知症医療に係る人材を育成する。	28,494
認知症高齢者介護制度人材の育成 (国10/10、基金、単県)	認知症介護職員等を対象とした各種研修会の開催、認知症地域支援推進員の人材育成や、認知症重度化予防に関する知識・技術を確実に習得するための研修会を開催する。	14,801
合 計		58,044

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・認知症サポーターが中心となって地域で活動をする「チームオレンジ」を2025年までに全市町村に設置する。また、認知症疾患医療センターと連携したピアサポートを定着させ、診断からサポート機関に繋がるまでのタイムラグを解消して早期対応に繋げる。
- ・「認知症本人ミーティング」を隔月開催し、施策に本人の視点を活用し、認知症サポーターの養成 (令和5年9月末: 109,810人) を実施している。

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者虐待防止推進事業	1,732	1,732	0	866			866	

トータルコスト 3,297千円 (前年度 3,291千円) [正職員: 0.2人]

主な業務内容 委託業務、研修・会議開催、各種連絡調整等

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制を整備する。

2 主な事業内容

(1) 地域における高齢者虐待防止の推進

(単位: 千円)

区分	内容	予算額	財源
高齢者の権利擁護相談支援事業	弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家チームによる面接相談や地域包括支援センター職員等への助言等を行う。 (委託先) ・一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター ・一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉 ・一般社団法人権利擁護ネットワークほうき	734	国1/2
高齢者虐待対応現任者研修	通報受付機関(地域包括支援センター及び市町村)の職員に対し、現場対応力向上を目的とした研修を実施する。 (委託先) 鳥取県社会福祉士会	496	国1/2
合 計		1,230	

(2) 高齢者施設における高齢者虐待防止の推進

(単位: 千円)

区分	内容	予算額	財源
介護職員向け高齢者権利擁護研修会	施設内における権利擁護や身体拘束廃止に向け、具体的な知識と技術を習得するため、介護職員に対して研修や意見交換会を行う。	187	国1/2
管理者等責任者向け高齢者権利擁護研修会	介護施設等の施設長等、施設内において指導的立場にある者を対象として、法人・組織のスキルアップや虐待防止に向けた資質向上と意識啓発のための研修会を行う。	187	国1/2
合 計		374	

(3) 事務費(連絡調整費等) 128千円 (財源 国1/2)

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制整備を図る。
- ・県の高齢者虐待の防止に関しての取組として、市町村・包括支援センター等を対象とした「養護者からの高齢者虐待対応研修」に加え、平成26年度からは「施設従事者による高齢者虐待対応研修」を開催している。
- ・介護職員等に対しては、施設における高齢者虐待防止に関するケアのあり方研修を継続して開催することで高齢者虐待に対する意識付けを図り、権利擁護のための取組の推進を図っている。

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中山間等訪問介護事業安定確保対策事業	18,000	2,500	15,500				18,000	
トータルコスト	18,783千円 (前年度 3,280千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 中山間地域において、在宅生活を支える訪問介護事業を安定的に提供するため、以下の支援策により総合的な対策を実施する。								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
区 分	内 容							予算額
訪問介護サービス緊急支援事業	過疎地域においても在宅介護ができる体制を維持するため、事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費を市町村が支援した額に対して県が補助を行う。 (1) 補助対象者 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村 (2) 補助対象経費 事業継続が困難となっている訪問介護事業所の運営費に対して市町村が支援する額 (3) 補助率 1/2 (上限額: 1事業所当たり 100万円/年) (4) 前年度からの変更点 ・補助対象となる地域の拡大 (市町村に訪問介護事業所が1か所しかない市町村→平成合併前市町村区域内に訪問介護事業所が2か所以内の市町村) ・補助上限額の引き上げ (1事業所あたり 50万円→100万円)							12,000
(新) とっとり型訪問介護サービス継続支援事業	中山間地域の訪問介護サービス維持のために、人員の柔軟な活用等を行う事業所を支援する市町村に対して支援を行う。 (1) 補助対象者 過疎地域である平成合併前の市町村区域があり、当該区域において訪問介護サービス事業所が2か所以内の市町村 (2) 補助対象経費 ア 基準該当サービス (※) 登録を行い、人員基準の緩和を行った上で、时期的な繁忙に応じて訪問介護職員を他のショートステイ等の事業所に職員派遣を行うなど、人員の柔軟な活用を行う事業所に対して、派遣する職員等の人件費の一部を市町村が支援する額 イ 通所介護事業者等が訪問介護 (基準該当サービスを含む) 事業者として、新たに訪問介護事業を開始しようとする場合に開始に要する初度経費について市町村が支援する経費 (3) 補助率 1/2 (上限額: 1事業所当たり 100万円/年) ※介護保険サービス事業者の指定を受けるための人員基準等は満たしていないが県条例で定める基準を満たしている場合は、市町村に登録することで基準該当サービス事業者として介護保険が適用される。							6,000
合 計							18,000	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 市町村と協力しながら、過疎地域における訪問介護事業所の運営を支援することで、在宅介護サービスを受けられる環境を維持する。 訪問介護サービス緊急支援事業の令和5年度交付決定市町村: 岩美町、若桜町、三朝町、日南町。 								

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	2,253	0	2,253	2,253				

トータルコスト 3,036 千円 (前年度 0 千円) [正職員: 0.1 人]

主な業務内容 申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

平成元年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく交付金を活用して、都道府県が策定した防災・減災等事業整備計画に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備をする事業を実施する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	事業内容	対象施設	予算額
既存の高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業	高齢者施設等には、火災発生時に自力で非難することが困難な方が多く入所しているため、新たにスプリンクラー設備等の整備を行う施設に対して、その設置を促進する。 【補助率】 定額 【上限額】 9,710円/m ² 等 【下限額】 なし	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等	2,253

3 事業目標・取組状況・改善点

- 平成元年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく交付金を活用し、都道府県が策定した防災・減災等事業整備計画に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備を進める。
- 近年は、非常用自家発電装置や水害対策改修にかかる経費について支援している。

<近年の整備実績>

令和5年度	1 件 (非常用自家発電装置)
令和4年度	2 件 (水害対策改修)
令和3年度	1 件 (非常用自家発電装置)
令和2年度	3 件 (非常用自家発電装置)

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ICT活用による認知症行方不明防止支援事業	2,000	0	2,000				2,000	

トータルコスト 3,565千円 (前年度0千円) [正職員: 0.2人]

主な業務内容 啓発資料作成、補助金交付事務等

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

認知症の方は増加傾向にあり、令和5年度には、県内で若年性認知症の方の行方不明案件が発生したことを踏まえ、GPSなどのICT活用による認知症行方不明対策の強化に取り組む市町村を支援する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
ICT活用による認知症行方不明対策の普及	ICTの種類によって長所・短所があることから、利用者の状況や地理的な状況等に応じて種類を選択できるよう、県が実際の動作等の確認を行い、市町村及び住民の取組の参考となる啓発資料を作成するとともに、市町村等に周知する。 対象機器: GPS 機器、Bluetoothによる位置情報把握ツール等	標準事務費で対応
ICT活用による見守り支援	ICTを活用して認知症行方不明対策の強化を行う市町村を支援する。 実施主体: 市町村 補助対象経費: 市町村がICTを活用して行う認知症行方不明対策の強化に要する経費 (GPS 機器、位置情報把握ツール等の初期費用、ランニング費用) 補助率: 1/2 補助基準額: 市部 1,000 千円/年、町村部 300 千円/年	2,000
合 計		2,000

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ICTの活用を実施し、より早期の認知症行方不明者の発見等へつなげる。
- ・平成26年度に「認知症高齢者等行方不明者に係るガイドライン」を策定し、認知症行方不明者に対して県警、県、各市町村等で県民へ情報提供依頼等を実施し、行方不明案件の解決を促進している。
- ・令和5年8月に発生した若年性認知症の方の行方不明案件を受け、10月に「認知症高齢者等SOS・サポートネットワーク推進連絡会議」を開催した。会議の開催を経て、ガイドラインを改正し、若年性認知症の方等を対象とし、隣接県への連絡の迅速化を実施した。

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部(長寿社会課) 管理運営費	2,277	1,228	1,049	313			1,964	
トータルコスト	46,412千円 (前年度 45,009千円) [正職員：5.0人 会計年度任用職員：1.7人]							
主な業務内容	情報公表、建設の事前審査・検査、運営の指導、市町村間の調整、課内外の連絡調整							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 県内の介護サービス等の適切な実施のための事業を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 老人福祉施設指導監督事務費 90千円 老人福祉施設等に対する指導監査の実施及び市町村が行う老人ホームの入所措置に対し、県が入所時期、順位等に関する調整等を行う。 (2) 福祉施設等の情報公開推進事業 762千円 (一部国庫) 利用者のサービス選択に資する情報の提供と、サービス資質向上のために、介護サービス情報の公表、及び地域密着型サービスの外部評価を行う。 (3) 福祉保健部(長寿社会課) 管理運営費 1,425千円 長寿社会課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・適正な連絡調整および予算の運用を図る。 ・介護分野に係る各種連絡調整・対応を行った。</p>								

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【休止】介護事業所における介護ロボット・ICT導入支援事業	0	106,906	△106,906					
トータルコスト	0千円 (前年度 108,465千円)							
主な業務内容	補助金交付事務							
事業内容の説明								
令和5年度国補正予算により前倒し実施したことによる事業休止である。								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線：7861)

1目 公衆衛生総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料) 80 (雑入) 5	一般財源	
栄養改善指導事業	7,620	1,198	6,422	6,593			942	

トータルコスト 22,488千円 (前年度 16,012千円) [正職員：1.9人]

主な業務内容 特定給食施設等への指導、栄養改善関係者の人材育成、食品表示・広告等に関する相談指導、国民健康・栄養調査の実施、栄養士免許証の交付等

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

生活習慣病対策を推進するため、県民への栄養教育を担う栄養改善関係者の人材育成等を行うとともに、健康増進法に基づき、栄養管理が必要な特定給食施設等への指導や国民健康・栄養調査を実施する。
また、食品表示法及び健康増進法に基づく食品表示、広告に関する相談指導等を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
栄養改善指導 (単県)	・栄養・食生活改善活動を行う者等に対する研修会の開催 ・栄養管理が必要な特定給食施設等に対して巡回等による指導・助言の実施 ・食品表示や広告に関する制度について相談指導の実施、実務講習会の開催	404
国民健康・栄養 調査 (国 10/10、 単県)	・国民健康・栄養調査 (拡大調査) の実施 (厚生労働省からの委託事業) ・県民健康栄養調査結果の分析を行う。	7,136
栄養士法施行事務 (手数料)	・栄養士免許及び管理栄養士免許に係る免許更新事務	80
合 計		7,620

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・栄養管理従事者や特定給食施設等関係者の資質向上、食品関連事業者の法令順守のための指導、県民の健康課題の把握・分析・施策展開等を図り、県民の栄養改善につなげる。

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
ハンセン病問題対策事業	1,429	1,429	0				1,429																
トータルコスト	6,419千円（前年度 6,394千円）〔正職員：0.6人、会計年度任用職員：0.1人〕																						
主な業務内容	普及啓発、県出身者への支援、補償法に関わる相談支援等																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>ハンセン病の元患者（回復者）は、国の強制隔離政策によりハンセン病療養所に入所を強いられた歴史があり、平成8年の「らい予防法」廃止後も、社会に根強く残っている偏見と誤解のために故郷に帰ることができず、療養所でそのまま生活しておられる。</p> <p>本県出身の療養所入所者が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、普及啓発事業を実施する。</p> <p>また、ハンセン病元患者家族等への補償に対する相談窓口を設置し、支給対象の方への請求手続き等を支援する。（元患者家族の厚生労働省への請求期限：令和6年11月21日）</p>																							
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハンセン病問題 人権啓発事業</td> <td>○ハンセン病問題人権学習会の開催 県内の小・中・高等学校において、ハンセン病問題に係る人権学習会を実施する。 ○県民交流事業 一般公募で申込みのあった県民と、長島愛生園及び邑久光明園（岡山県瀬戸内市）を訪問し、施設見学及び入所者との交流を通してハンセン病問題に対する理解を深める。 ○ハンセン病啓発パネル展 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）に合わせ、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識の普及啓発を行うため、県内各地でパネル展を開催する。</td> <td>844</td> </tr> <tr> <td>本県出身入所者 支援事業</td> <td>○療養所訪問事業 職員が療養所を訪問し、本県出身の入所者の意見・要望等をお伺いする。また、郷土の特産品、新聞、地方情報誌等を送付する。 ○里帰り支援事業 本県出身の入所者の里帰りに係る経費を負担し、支援を行う。 ○伝統芸能派遣事業 里帰り困難な本県出身者が入所されている療養所へ、希望に応じて郷土芸能団を派遣する。</td> <td>505</td> </tr> <tr> <td>ハンセン病家族 補償法支援事業</td> <td>ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律等が令和元年11月22日に施行されたことに伴い、県内各圏域に相談窓口を設置し、本補償金の支給対象の方への申請手続き等の支援を行う。</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>1,429</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	ハンセン病問題 人権啓発事業	○ハンセン病問題人権学習会の開催 県内の小・中・高等学校において、ハンセン病問題に係る人権学習会を実施する。 ○県民交流事業 一般公募で申込みのあった県民と、長島愛生園及び邑久光明園（岡山県瀬戸内市）を訪問し、施設見学及び入所者との交流を通してハンセン病問題に対する理解を深める。 ○ハンセン病啓発パネル展 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）に合わせ、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識の普及啓発を行うため、県内各地でパネル展を開催する。	844	本県出身入所者 支援事業	○療養所訪問事業 職員が療養所を訪問し、本県出身の入所者の意見・要望等をお伺いする。また、郷土の特産品、新聞、地方情報誌等を送付する。 ○里帰り支援事業 本県出身の入所者の里帰りに係る経費を負担し、支援を行う。 ○伝統芸能派遣事業 里帰り困難な本県出身者が入所されている療養所へ、希望に応じて郷土芸能団を派遣する。	505	ハンセン病家族 補償法支援事業	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律等が令和元年11月22日に施行されたことに伴い、県内各圏域に相談窓口を設置し、本補償金の支給対象の方への申請手続き等の支援を行う。	80	合 計		1,429
区分	事業内容	予算額																					
ハンセン病問題 人権啓発事業	○ハンセン病問題人権学習会の開催 県内の小・中・高等学校において、ハンセン病問題に係る人権学習会を実施する。 ○県民交流事業 一般公募で申込みのあった県民と、長島愛生園及び邑久光明園（岡山県瀬戸内市）を訪問し、施設見学及び入所者との交流を通してハンセン病問題に対する理解を深める。 ○ハンセン病啓発パネル展 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）に合わせ、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識の普及啓発を行うため、県内各地でパネル展を開催する。	844																					
本県出身入所者 支援事業	○療養所訪問事業 職員が療養所を訪問し、本県出身の入所者の意見・要望等をお伺いする。また、郷土の特産品、新聞、地方情報誌等を送付する。 ○里帰り支援事業 本県出身の入所者の里帰りに係る経費を負担し、支援を行う。 ○伝統芸能派遣事業 里帰り困難な本県出身者が入所されている療養所へ、希望に応じて郷土芸能団を派遣する。	505																					
ハンセン病家族 補償法支援事業	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律等が令和元年11月22日に施行されたことに伴い、県内各圏域に相談窓口を設置し、本補償金の支給対象の方への申請手続き等の支援を行う。	80																					
合 計		1,429																					
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病が正しく理解されるよう普及啓発を行い、社会に根強い差別や偏見を解消していく。 ・入所者が減少し、また高齢化していることから里帰り事業など御意向を踏まえながら事業を実施する。 																							

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
熱中症対策事業	1,062	1,062	0				1,062							
トータルコスト	12,017千円（前年度11,978千円）〔正職員：1.4人〕													
主な業務内容	普及啓発、関係機関との会議の開催													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>地球温暖化等の環境の変化により、日常生活における熱中症発症リスクの高まりが懸念されることから、熱中症による健康被害を未然に防ぐための取組を実施する。</p>														
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱中症の予防啓発</td> <td> ○鳥取県熱中症対策連絡会議の開催 シーズン前後等に関係者間で取組内容の共有や連携等について協議を行う。 ○熱中症予防の注意喚起・普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・対面での声かけや見守り活動の支援 ・各種媒体を活用した広報活動の実施 ・夏季イベントでの注意喚起 ・冬季における浴室での熱中症予防啓発 </td> <td>1,062</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	熱中症の予防啓発	○鳥取県熱中症対策連絡会議の開催 シーズン前後等に関係者間で取組内容の共有や連携等について協議を行う。 ○熱中症予防の注意喚起・普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・対面での声かけや見守り活動の支援 ・各種媒体を活用した広報活動の実施 ・夏季イベントでの注意喚起 ・冬季における浴室での熱中症予防啓発 	1,062
区分	事業内容	予算額												
熱中症の予防啓発	○鳥取県熱中症対策連絡会議の開催 シーズン前後等に関係者間で取組内容の共有や連携等について協議を行う。 ○熱中症予防の注意喚起・普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・対面での声かけや見守り活動の支援 ・各種媒体を活用した広報活動の実施 ・夏季イベントでの注意喚起 ・冬季における浴室での熱中症予防啓発 	1,062												
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関による熱中症対策連絡会議において、専門家から課題や対策への助言をいただき、普及啓発及び注意喚起等を行っていくことで、熱中症による健康被害を防ぐ。 ・令和6年度から改正気候変動適応法に基づき、熱中症対策が強化されるため、国や市町村との連携強化を図る。 														

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（地方機関計上予算） 精神保健福祉センター 運営費	3,948	3,620	328	455			3,493	
トータルコスト	66,548千円（前年度 65,996千円）[正職員：8.0人]							
主な業務内容	精神保健福祉相談、技術指導・援助、教育研修、普及啓発等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 県民の心の健康づくりと精神障がい者の社会参加と地域生活支援のため、次の事業を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 教育研修 精神保健福祉業務に従事する職員を対象として、資質の向上を図るため、専門的な教育研修を実施する。 （精神保健福祉研修会、地域支援研修会、アディクション（嗜癖）研修会等）</p> <p>(2) 精神保健福祉相談 心の悩みや、精神疾患、職員のメンタルヘルス、精神障がいの社会制度、ひきこもり、自死、発達障がい、アディクション（嗜癖）等様々な相談に応じる。</p> <p>(3) こころの健康に関する普及啓発 講演、リーフレット等の作成・配布、ビデオ・書籍・教育パネルの貸し出し等を行う。</p> <p>(4) 関係機関への技術指導、技術援助 地域の精神保健福祉活動を推進するため、専門的立場から助言、指導、制度等に関する相談及び関係職員を対象とした依頼講演等を行う。</p> <p>(5) 地域精神保健向上のための組織の育成 家族会等の組織育成を図るとともに、精神保健福祉に関する団体の活動を支援する。</p> <p>(6) 精神保健福祉に関する調査研究</p> <p>(7) 企画立案</p> <p>(8) 精神医療審査会事務（事業に係る予算：障がい福祉課「精神保健福祉に関する事業」）</p> <p>(9) 精神障害者保健福祉手帳等に係る判定業務（事業に係る予算：障がい福祉課「自立支援給付費」）</p> <p>(10) 自死対策推進センター（事業に係る予算：健康政策課「みんなで支えあう自死対策総合推進事業」）</p> <p>(11) （臨時）中国・四国精神保健福祉センター所長及び同主管課担当者合同会議（令和6年度鳥取県において開催）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究及び保健所・市町村等の関係機関に対して技術指導・技術援助を行うことにより、精神障がい者の社会参加及び地域生活支援を図るとともに、心の悩みや精神疾患等様々な相談に対応し、県民のこころの健康の保持増進に努める。 ・県民を対象に精神障がいや心の健康に関する様々な相談に対応した。近年、発達障がい、ひきこもり、アルコール等依存症関連の相談も増加傾向にある中、困難な事例に対する関係機関からの相談も増加しており、専門機関としての技術援助が更に必要と考える。 ・市町村や医療機関等関係機関の職員に対する教育研修を開催し、技術支援を行いながら関係機関のスキルアップを図った。その都度、新たな課題や各種事業に取り組み、関係機関と連携をとりながら地域の精神保健福祉の向上及び精神障がい者の健康と福祉の増進を図っているところである。 								

7目 難病対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
難病対策事業	1,020,648	987,546	33,102	502,515			518,133	

トータルコスト	1,046,471千円（前年度1,013,276千円）〔正職員：3.3人〕							
主な業務内容	医療受給者証の交付事務、医療費の公費負担、医療相談会・訪問相談の実施等							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

発病の原因が不明であり、治療が困難で長期療養を要するために、医療費負担が高額となる難病について、その患者に対して良質で適切な医療を提供するために、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき県がその治療に要した医療費の一部を公費負担する。

また、難病患者の療養生活を向上させるための環境整備や、難病患者が早期に正しい診断を受けて、適切な治療を受けることができる体制を整備する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
難病等医療費助成事業（国1/2、10/10）	指定難病（338疾患：令和6年4月1日からは341疾患）の患者に要する医療費の一部を公費負担するほか、スモン等の患者に対して特定疾患治療研究事業として医療費の公費負担を実施する。 また、国が進めている診断書オンライン登録を推進するため、医療機関に対して環境整備のための補助金を交付する。 患者の福祉・就労等の円滑な支援に資するため、指定難病・小児慢性特定疾病にり患していることを証明する「登録者証」を令和6年4月1日から発行する。	987,671
難病患者地域支援対策推進事業（国1/2）	難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会・患者交流会の開催、保健師等による訪問指導（診療）・訪問相談を実施する。	217
在宅難病患者一時入院事業（国1/2）	常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行うことができる医療機関を確保して、難病患者の一時入院を委託する。	5,011
在宅人工呼吸器使用患者支援事業（国1/2）	人工呼吸器を使用する難病患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。	5,141
難病相談・支援センター等設置委託（国1/2）	難病患者及びその家族の各種相談に応じる鳥取県難病相談・支援センター及び鳥取県難病医療連絡協議会の設置・運営を、国立病院機構鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院に委託する。	22,608
合計		1,020,648

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・医療費の公費一部負担や療養生活の向上に資する事業を実施し、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図る。
- ・適切な医療費公費負担の事務を進めるとともに、難病患者の療養生活を支援するための医療相談会・患者交流会の開催支援、保健師等による訪問指導（診療）・訪問相談等の取組を継続して推進する。
- ・国が進めている診断書オンライン登録を推進するため、医療機関に対して環境整備のための補助金を交付する。
- ・指定難病・小児慢性特定疾病にり患していることを証明する「登録者証」発行事務を開始する。

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ココカラげんき鳥取県推進事業	11,717	11,183	534	279			11,438	
トータルコスト	40,670千円（前年度40,032千円）〔正職員：3.7人〕							
主な業務内容	健康経営マイレージ事業等による職域の健康づくりの推進、健康ポイント制度等の普及、委託業務、補助金交付事務等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 鳥取県健康づくり文化創造プランが掲げる「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目指すため、手軽に取り組めるウォーキングをはじめ、地域や職域で健康づくりに取り組む事業を展開する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
あるくと健康！うごく と元気！キャンペーン （とっとり健康ポイント 事業）	健康意識の醸成や健康づくりに向けた行動変容を図るため、スマホアプリを活用して、ウォーキングやスポーツ、日常生活における身体活動など健康づくりに資する取組に対してポイントを付与し、景品を贈呈するなど個人へのインセンティブを提供する。						8,197	
ウォーキング立県19 のまちを歩こう事業	○ウォーキング立県19のまちを歩こう事業 実行委員会が認定するウォーキング大会に参加しポイントを集めた方へ認定証や特典を進呈する。（委託先：「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」実行委員会） ○ウォーキング立県推進事業補助金 ウォーキング大会を新規又は拡充して開催する団体等に対し、開催経費等を助成する。（補助率1/2）						1,900	
職域から始める健康づくり 推進事業	協会けんぽ鳥取支部と連携し、健康経営に取り組む企業を増やす取組を行うほか、健康経営に係る表彰や研修会を実施する。						261	
みんなで取り組む 「まちの保健室」事業	まちの保健室の開催により、地域における健康づくり活動や健康意識の向上に取り組む団体に対して支援する。（補助率1/2、上限額400千円）						800	
健康づくり文化創造推進 県民会議の運営等 （国1/2）	鳥取県健康づくり文化創造プラン（第四次）の推進に係る地域・職域連携会議を開催する。						559	
合 計							11,717	
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり文化創造プラン（第四次）の施策に基づき、健康寿命の延伸を目指す。 歩かない県民からの脱却に向けて、ウォーキング立県の推進のほか、地域や職域における健康づくりに取り組む。 健康づくりは若い頃から意識して取り組むことが重要である。あるくと健康！うごくと元気！キャンペーンでは、令和2年度から導入したウォーキングアプリによる歩数管理に加え、令和4年度は専用サイト上で食事・禁煙・飲酒などを含む総合的な健康管理を推奨した。令和5年度は、1日6000歩達成で県内入浴施設で特典が受けられるように充実を図り、インセンティブを強化した。 								

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
キラリと光る食育推進活動事業	5,117	4,934	183	339			4,778	
トータルコスト	25,462千円（前年度25,206千円）〔正職員：2.6人〕							
主な業務内容	知事表彰、指導者研修会等の開催、関係者交流会や会議の開催等の企画調整、補助金等交付業務							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
食育関係者が各圏域での取組や課題を話し合う場を設けることで、食育活動の地域への定着と食育実践者同士のネットワーク強化を図るとともに、栄養・食生活の改善及び食育の推進を目的として活動する団体に対して助成し、団体の強化と普及啓発活動の支援を通じ、県民の健康増進を図る。								
国の消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）を活用し、市町村、民間団体等が第4次食育推進基本計画等に定められた目標の達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育推進事業の支援を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 食育地域ネットワーク強化事業（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
食育推進活動知事表彰（単県）	県内における食育活動の推進を奨励するため、他の模範となり地域社会に貢献している食育推進活動を表彰する。						61	
圏域食育推進ネットワーク交流会・会議（単県）	・ネットワーク交流会・意見交換会の開催 先駆的活動事例の情報提供、関係者の情報共有・意見交換、専門家による講演、食育活動の視察・体験等						158	
「健康を支える食文化」推進事業（国1/2）	・「健康を支える食文化」専門会議の開催 ・「鳥取県食育推進計画（第4次）」に基づく情報発信						279	
合計						498		
(2) 「食の応援団」支援事業（単県）（単位：千円）								
補助金名	事業内容						予算額	
鳥取県食生活改善推進員連絡協議会補助金（補助率：定額）	・地域住民に対する食習慣改善講習会の開催及び普及啓発 ・会員に対する教育研修の実施 ・組織強化のための支援						2,114	
（公社）鳥取県栄養士会補助金（補助率：定額）	・生活習慣病予防のための栄養教室の開催、個別栄養相談の実施 ・子どものための食育教室の開催						2,305	
合計						4,419		
(3) 鳥取県地域での食育の推進事業（国10/10）（単位：千円）								
補助金名	事業内容	補助率	予算額					
鳥取県地域での食育の推進事業交付金	市町村、団体等が行う地域食文化の継承、和食給食の普及、共食の場における食育活動、農林漁業体験機会の提供、食育を推進するリーダーの育成、日本型食生活の推進、食品ロスの削減の取組に対して補助する。	1/2以内	200					
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等の活動の充実・支援、関係団体同士が連携した取組の増加、情報収集・発信ツールの開拓等を図り、県民の健康増進につなげる。 関係課及び関係団体等との情報共有や連携、関係団体の活動を支援し、食環境整備を一層推進する。 								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アレルギー対策推進事業	1,790	1,790	0	895			895	
トータルコスト	3,355千円（前年度 3,349千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	アレルギー疾患医療連絡協議会の開催、医療従事者等の人材育成、啓発資料の作成							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
アレルギー疾患を有する患者及びその家族が安心して生活できる社会を目指し、アレルギー疾患拠点病院や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	事業内容							予算額
鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催 （国1/2）	診療体制の在り方や情報提供、人材育成等の施策の企画、立案等、以下の内容について検討・協議する。（委託先：鳥取県医師会）（年2回程度） ・アレルギー疾患に係る診療連携体制の整備に関する協議 ・県民並びに医療従事者に対する医療情報等の提供体制に関する協議 ・医療従事者の人材育成の推進に関する協議 ・アレルギー疾患の実情の把握及び情報共有に関する協議 ・その他アレルギー疾患対策の推進に関する協議							252
アレルギー疾患医療や支援に関わる医療従事者等の人材育成 （国1/2）	（1）医療従事者等に対する研修の実施 かかりつけ医や医療従事者、教育機関関係者等を対象にした研修を実施し、診療ガイドラインによる標準的治療やアレルギー疾患対応に関する知識の普及と技能向上を図る。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院）） ○対象 医療従事者、保健師、薬剤師、栄養士、学校・保育施設等の関係者等 （2）小児アレルギーエドゥケーター養成に係る補助事業 小児アレルギーエドゥケーターの認定を受けるために要する費用の一部を支援する。							1,038
アレルギー疾患患者や家族、地域住民等に対する啓発及び知識の普及（国1/2）	患者やその家族等を対象にした、関係機関と連携した講習や啓発資料の作成等によりアレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発を行う。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））							500
合 計							1,790	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じたアレルギー疾患対策に取り組むことにより、患者及びその家族が安心して生活できる社会を目指す。 ・アレルギー疾患医療拠点病院として鳥取大学医学部附属病院を選定し、鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会と連携をとり医療従事者等の人材育成や市民への知識の普及を図る。 								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで支えあう自死対策総合推進事業	30,582	29,979	603	16,889			13,693	
トータルコスト	45,084千円（前年度 44,304千円）〔正職員：1.1人、会計年度任用職員：2.0人〕							
主な業務内容	相談支援業務、普及啓発業務、従事者研修、補助金事務等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 自死を防ぐための相談体制の整備、人材養成等により、県内の自死に対する支援及び体制の充実を図り、自死の防止及び自死遺族に対する対策を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
自死対策の総合的推進 （国 1/2、国 10/10）	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥取県心といのちを守る県民運動」（附属機関）の運営 開催回数：年1～2回 内容：自死の現状分析、自死対策の推進について等 鳥取県市町村自死対策強化交付金の交付 国の事業メニューに沿った事業実施に対して市町村に交付金を交付し、自死対策の充実を図る。 							3,324
相談体制の整備 （国 1/2）	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口担当者連絡会の開催 相談窓口担当者のネットワーク構築及び連携強化を図るため、圏域毎に開催する。 とっとり SNS 相談事業 若年層を中心とした自死に関する悩みを抱える者に対して、LINEを活用した相談事業を実施する。 鳥取いのちの電話支援事業（補助率：定額） 電話相談の運営及び相談員の養成に関する経費を助成する。 							21,571
人材育成（国 1/2）	<ul style="list-style-type: none"> 自死対策研修会 相談支援等を行う者を対象に研修会を実施する。 かかりつけ医と精神科医との連携会議（県医師会へ委託） 医療従事者等のうつ病への理解促進や資質向上を図るための研修等について検討する。 かかりつけ医心の健康対応力向上研修（各地区医師会へ委託） 精神医療関係者等研修（県医師会へ委託） 							1,960
普及啓発 （国 1/2、国 2/3）	心の健康やうつ病及び自死に対する理解の促進を図るため啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 「眠れてますか？」睡眠キャンペーンの実施 若年層向け自死予防啓発 職域における自死予防啓発 							2,566
自死遺族支援 （国 1/2）	<ul style="list-style-type: none"> 自死遺族の集いの開催 自死遺族自助グループへの支援（補助率：4/5、一部 10/10） 自死遺族支援を行っている団体へ活動費用を助成する。 							1,161
合計							30,582	
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 誰もが自死に追い込まれることなく、健康で生きがいを持って暮らすことのできる鳥取県の実現を目指す。 「眠れてますか？」睡眠キャンペーンにおける普及啓発活動を強化するとともに、関係機関と連携した相談事業体制の充実を図る。 若年層の相談体制の強化を目的として、令和元年度からとっとり SNS 相談窓口を設置している。 								

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業	1,940	1,990	△50	970			970													
トータルコスト	11,330千円（前年度 11,346千円）〔正職員：1.2人〕																			
主な業務内容	業務の委託、制度の普及、関係者を集めた会議の開催																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>糖尿病の予防対策として、糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医の養成や糖尿病専門医との診療連携等を図り、県民が安心してかかりつけ医療機関で糖尿病の初期治療等が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、慢性腎臓病（CKD）については、早期発見・治療や生活習慣の改善により進行が抑えられることから、鳥取県腎友会と連携して正しい知識の普及啓発を図り、もって県民の健康保持・増進や医療費の適正化を図る。</p>																				
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糖尿病予防対策連携強化事業（国1/2）</td> <td> ○鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度の実施 ア 委託先：鳥取県医師会（鳥取県糖尿病対策推進会議） イ 実施内容 （ア）鳥取県糖尿病対策推進会議の開催（年2回程度） ・鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度の運用 ・かかりつけ医と糖尿病専門医の連携推進 ・かかりつけ医を対象とした糖尿病研修会の内容 等 （イ）かかりつけ医を対象とした研修会の開催 ・糖尿病医療連携登録医を登録していくため、登録要件となる研修会を各圏域（各地区医師会）で開催する。 （ウ）登録医制度の県民への周知 ・「世界糖尿病デー」に合わせて開催する糖尿病予防啓発イベント『ブルーライトアップ』や市民公開講座等による制度の啓発を行う。 ・市町村や健診実施機関が健診結果を配付する際、登録医一覧表を同時に配付する。 ・登録医をホームページに掲載、周知する。 （エ）鳥取県糖尿病療養指導士養成支援 ・糖尿病療養指導士を県で養成し、生活指導・療養指導の徹底を行うことで糖尿病予防や重症化予防を促進する。 ○圏域における糖尿病対策の推進（倉吉・米子保健所が実施） 糖尿病対策の一層の推進を図るため、関係機関の担当者を集めた研修会や連絡会議、予防啓発事業を実施する。 </td> <td>1,940</td> </tr> <tr> <td>慢性腎臓病（CKD）予防対策事業（単県）</td> <td> 県民向け健康講座（鳥取県腎友会と共催）の開催 内容：CKDの理解、食事・生活上の注意点、透析患者からのメッセージ 等 講師：医師、管理栄養士 等 対象：一般県民 </td> <td>標準事務費で対応</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>1,940</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	事業内容	予算額	糖尿病予防対策連携強化事業（国1/2）	○鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度の実施 ア 委託先：鳥取県医師会（鳥取県糖尿病対策推進会議） イ 実施内容 （ア）鳥取県糖尿病対策推進会議の開催（年2回程度） ・鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度の運用 ・かかりつけ医と糖尿病専門医の連携推進 ・かかりつけ医を対象とした糖尿病研修会の内容 等 （イ）かかりつけ医を対象とした研修会の開催 ・糖尿病医療連携登録医を登録していくため、登録要件となる研修会を各圏域（各地区医師会）で開催する。 （ウ）登録医制度の県民への周知 ・「世界糖尿病デー」に合わせて開催する糖尿病予防啓発イベント『ブルーライトアップ』や市民公開講座等による制度の啓発を行う。 ・市町村や健診実施機関が健診結果を配付する際、登録医一覧表を同時に配付する。 ・登録医をホームページに掲載、周知する。 （エ）鳥取県糖尿病療養指導士養成支援 ・糖尿病療養指導士を県で養成し、生活指導・療養指導の徹底を行うことで糖尿病予防や重症化予防を促進する。 ○圏域における糖尿病対策の推進（倉吉・米子保健所が実施） 糖尿病対策の一層の推進を図るため、関係機関の担当者を集めた研修会や連絡会議、予防啓発事業を実施する。	1,940	慢性腎臓病（CKD）予防対策事業（単県）	県民向け健康講座（鳥取県腎友会と共催）の開催 内容：CKDの理解、食事・生活上の注意点、透析患者からのメッセージ 等 講師：医師、管理栄養士 等 対象：一般県民	標準事務費で対応	合 計		1,940
区 分	事業内容	予算額																		
糖尿病予防対策連携強化事業（国1/2）	○鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度の実施 ア 委託先：鳥取県医師会（鳥取県糖尿病対策推進会議） イ 実施内容 （ア）鳥取県糖尿病対策推進会議の開催（年2回程度） ・鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度の運用 ・かかりつけ医と糖尿病専門医の連携推進 ・かかりつけ医を対象とした糖尿病研修会の内容 等 （イ）かかりつけ医を対象とした研修会の開催 ・糖尿病医療連携登録医を登録していくため、登録要件となる研修会を各圏域（各地区医師会）で開催する。 （ウ）登録医制度の県民への周知 ・「世界糖尿病デー」に合わせて開催する糖尿病予防啓発イベント『ブルーライトアップ』や市民公開講座等による制度の啓発を行う。 ・市町村や健診実施機関が健診結果を配付する際、登録医一覧表を同時に配付する。 ・登録医をホームページに掲載、周知する。 （エ）鳥取県糖尿病療養指導士養成支援 ・糖尿病療養指導士を県で養成し、生活指導・療養指導の徹底を行うことで糖尿病予防や重症化予防を促進する。 ○圏域における糖尿病対策の推進（倉吉・米子保健所が実施） 糖尿病対策の一層の推進を図るため、関係機関の担当者を集めた研修会や連絡会議、予防啓発事業を実施する。	1,940																		
慢性腎臓病（CKD）予防対策事業（単県）	県民向け健康講座（鳥取県腎友会と共催）の開催 内容：CKDの理解、食事・生活上の注意点、透析患者からのメッセージ 等 講師：医師、管理栄養士 等 対象：一般県民	標準事務費で対応																		
合 計		1,940																		
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病は早期発見・早期治療や生活習慣の改善により進行が抑えられることから、糖尿病及び慢性腎臓病に関する基本的な知識を有する医療従事者等の育成や専門医に繋がりやすい体制を構築する。 																				

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（健康政策課）管理運営費	3,206	2,499	707			（雑入） 611	2,595	
トータルコスト	3,989千円（前年度3,279千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	健康政策課の総括及び課内外の連絡調整等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 健康政策課の総括及び課内外の連絡調整等を行う。</p> <p>2 主な事業内容 適切な予算の運用と連絡調整を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・管理運営費の適正な執行を行う。</p>								
事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）更年期障がい対策推進事業	17,610	0	17,610				17,610	
トータルコスト	22,305千円（前年度0千円）[正職員：0.6人]							
主な業務内容	更年期障がい医療拠点病院の委託、普及啓発の実施							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 更年期のつらい症状を抱える方を支援するため、更年期症状・障がいに係る医療提供体制・相談体制を整備するとともに、県民への正しい知識の普及啓発等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）								
区分	事業概要							予算額
更年期障がい医療・相談体制の整備	県拠点病院及び地域拠点病院を設置し、医療提供体制を整備するとともに、更年期症状・障がいに関する県民等からの相談に応じる相談支援センターを開設する。 ・県拠点病院（鳥取県更年期障がい医療拠点病院） 委託先：鳥取大学医学部附属病院 ・地域拠点病院（鳥取県更年期障がい医療地域拠点病院） 委託先：（東部）県立中央病院（中部）県立厚生病院（西部）山陰労災病院							16,000
普及啓発	・普及啓発セミナー等の開催 ・新聞広告							1,610
合 計							17,610	
<p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・更年期症状・障がいに悩む方を医療機関に繋げ、適切な治療が受けられるよう体制を整備し、患者等を支援するための環境づくり等を推進する。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取方式フレイル予防対策推進事業	64,590	25,225	39,365	22,990		(基金繰入金) 2,000	39,600	
トータルコスト	73,980千円（前年度28,379千円）〔正職員：1.2人〕							
主な業務内容	推進体制構築と普及啓発、各世代の特性に応じた取組の推進、市町村の取組支援							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
1 事業の目的、概要								
<p>コロナ禍の影響で、高齢者の不活発な生活によるフレイル状態の進行や認知機能の低下などが懸念されていることから、令和5年7月、医療関係者や市町村等をメンバーとする「鳥取方式フレイル予防対策検討会」を設置し、令和6年1月に本県のフレイル予防対策について基本的な対応方針等を取りまとめた。</p> <p>検討会での意見を踏まえ、県内の関係機関・団体、市町村及び県が相互に連携し、全世代に向けフレイル予防対策を推進する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 推進体制の構築と普及啓発 (単位：千円)								
区分	事業概要						予算額	
(新)フレイル予防の普及推進(単県)	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミや商工団体を含めた推進体制の構築 ・適切な食生活や運動習慣の定着等を応援する企業・団体等の「鳥取県食べてげんき！動いてげんき！応援隊(仮)」認定と活動の情報発信 ・ねんりんピック(10月)、フレイル予防月間(2月)等での普及啓発 						7,472	
(新)アルツハイマー病新薬の普及推進(単県)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルツハイマー病新薬の治療にかかる検査・医療費支援(治療費等の自己負担分の1/2を補助対象とし、市町村が支援。当該支援額の1/2を県補助、上限200千円/人) ・アルツハイマー病新薬の普及推進を目的とした協議体の構築 ・動画サイトでの広告、とりネットでの普及啓発 						11,628	
合計						19,100		
(2) 各世代の特性に応じた取組の推進 (単位：千円)								
区分	事業概要						予算額	
職域におけるフレイル予防推進補助金(単県)	<ul style="list-style-type: none"> ・職能団体が実施する県内事業所での出前教室等の活動支援(補助率10/10、上限額500千円又は1,000千円) 						5,000	
認知症ケアの推進(国10/10、国1/2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブ/オンデマンド配信型認知症予防教室の実施 ・「とっとり方式認知症予防プログラム」教室立上げ支援 ・脳の健康相談会の実施 ・SNSを活用したプッシュ型情報配信 ・SNSを活用した認知症等早期発見・相談支援 ・「認知症コールセンター」の体制充実 ・認知症本人、家族同士の相談会(ピアサポート活動)の開催支援 						24,552	
ご当地体操等交流大会(国10/10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ご当地体操×ご当地健康料理交流大会の開催(ねんりんピック期間中の開催による県内外高齢者の交流推進) 						3,531	
合計						33,083		
(3) 住民主体の活動が広がる地域づくり (単位：千円)								
区分	事業概要						予算額	
(新)医療専門職等による市町村支援(国10/10、基金)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職を活用した市町村職員研修、先進事例の収集・分析と活用等 ・民間企業を活用した市町村現状分析・評価、取組改善 ・市町村が実施するフレイルサポーター等育成・活用の支援(補助率10/10、上限額1,000千円) 						7,407	
市町村フレイル予防対策補助金(単県)	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防対策に取り組む市町村に対する支援(補助率1/2、上限額500千円) 						5,000	
合計						12,407		
3 事業目標・取組状況・改善点								
<p>・フレイルとは、加齢による体や心の働き、社会的な繋がりが弱くなった状態を指し、そのまま放置すると、要介護状態になる可能性がある。早めに気づき、適切な取組を行えば、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることができることから、フレイル予防対策を通じ、健康寿命の延伸及び自分らしく暮らし続けられる地域づくりを推進する。</p>								

9目 生活習慣病予防対策費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
肝臓がん(肝炎)対策事業	13,568	11,333	2,235	7,187			6,381																												
トータルコスト	15,916千円(前年度13,672千円) [正職員：0.3人]																																		
主な業務内容	肝炎ウイルス検査の実施、市町村の実施する肝臓がん検診の精度管理・評価業務																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促進するため、肝炎ウイルス検査体制や精密検査の受診支援を充実させ、県民が検査を受けやすい体制を整備するとともに、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝疾患の地域連携体制を強化する。</p>																																			
<p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健所・医療機関肝炎ウイルス検査(国1/2ほか)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促すため、39歳以下の希望者及び40歳以上で市町村肝炎ウイルス検査等を受診できなかった希望者に対し、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を無料で実施する。 医療機関検査については、職場定期健診の受診等にあわせて肝炎ウイルス検査を同時に受診できる体制を整備する。 </td> <td>2,930</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス精密検査費・定期検査費助成(国1/2)</td> <td> <p>ウイルス検査で陽性と判断された者等の重症化を予防するため、検査費用を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイルス検査で陽性と診断された者に、初回に限り精密検査の自己負担額を助成 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎患者等の定期検査費用を年2回助成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯の課税年額が235,000円未満に属する者</td> <td>慢性肝炎 2千円×年2回 肝硬変・肝臓がん 3千円×年2回</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯に属する者</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td>324</td> </tr> <tr> <td>肝疾患診療地域連携体制強化事業(国1/2)</td> <td> <p>肝疾患治療の中核組織である肝疾患診療連携拠点病院(鳥取大学医学部附属病院)を核とした医療機関、市町村等の関係機関との地域連携体制を強化し、患者や家族の相談支援、県・市町村に対する技術支援、地域連携の促進、肝炎に関する各種情報の収集・共有化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置 肝疾患相談センターの設置 市町村技術支援 地域連携推進 </td> <td>9,500</td> </tr> <tr> <td>肝炎医療コーディネーター養成研修会(国1/2)</td> <td>医療機関や検診機関、市町村及び県保健所に在籍する看護師、薬剤師及び保健師等を対象に、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や受検後のフォローアップ等を支援する「肝炎医療コーディネーター」を養成する研修会を開催する。</td> <td>289</td> </tr> <tr> <td>肝臓がん検診等精度管理(国1/2)</td> <td> <p>肝炎検査等の精度管理の向上を図り、肝臓がんの早期発見と死亡率の低下を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎対策協議会の開催 肝臓がん検診従事者講習会、症例検討会の開催、追跡調査の実施 </td> <td>525</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>13,568</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	保健所・医療機関肝炎ウイルス検査(国1/2ほか)	<ul style="list-style-type: none"> 肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促すため、39歳以下の希望者及び40歳以上で市町村肝炎ウイルス検査等を受診できなかった希望者に対し、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を無料で実施する。 医療機関検査については、職場定期健診の受診等にあわせて肝炎ウイルス検査を同時に受診できる体制を整備する。 	2,930	肝炎ウイルス精密検査費・定期検査費助成(国1/2)	<p>ウイルス検査で陽性と判断された者等の重症化を予防するため、検査費用を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイルス検査で陽性と診断された者に、初回に限り精密検査の自己負担額を助成 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎患者等の定期検査費用を年2回助成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯の課税年額が235,000円未満に属する者</td> <td>慢性肝炎 2千円×年2回 肝硬変・肝臓がん 3千円×年2回</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯に属する者</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	自己負担額	世帯の課税年額が235,000円未満に属する者	慢性肝炎 2千円×年2回 肝硬変・肝臓がん 3千円×年2回	非課税世帯に属する者	無料	324	肝疾患診療地域連携体制強化事業(国1/2)	<p>肝疾患治療の中核組織である肝疾患診療連携拠点病院(鳥取大学医学部附属病院)を核とした医療機関、市町村等の関係機関との地域連携体制を強化し、患者や家族の相談支援、県・市町村に対する技術支援、地域連携の促進、肝炎に関する各種情報の収集・共有化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置 肝疾患相談センターの設置 市町村技術支援 地域連携推進 	9,500	肝炎医療コーディネーター養成研修会(国1/2)	医療機関や検診機関、市町村及び県保健所に在籍する看護師、薬剤師及び保健師等を対象に、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や受検後のフォローアップ等を支援する「肝炎医療コーディネーター」を養成する研修会を開催する。	289	肝臓がん検診等精度管理(国1/2)	<p>肝炎検査等の精度管理の向上を図り、肝臓がんの早期発見と死亡率の低下を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎対策協議会の開催 肝臓がん検診従事者講習会、症例検討会の開催、追跡調査の実施 	525	合計		13,568
区分	事業内容	予算額																																	
保健所・医療機関肝炎ウイルス検査(国1/2ほか)	<ul style="list-style-type: none"> 肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促すため、39歳以下の希望者及び40歳以上で市町村肝炎ウイルス検査等を受診できなかった希望者に対し、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を無料で実施する。 医療機関検査については、職場定期健診の受診等にあわせて肝炎ウイルス検査を同時に受診できる体制を整備する。 	2,930																																	
肝炎ウイルス精密検査費・定期検査費助成(国1/2)	<p>ウイルス検査で陽性と判断された者等の重症化を予防するため、検査費用を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウイルス検査で陽性と診断された者に、初回に限り精密検査の自己負担額を助成 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎患者等の定期検査費用を年2回助成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯の課税年額が235,000円未満に属する者</td> <td>慢性肝炎 2千円×年2回 肝硬変・肝臓がん 3千円×年2回</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯に属する者</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	自己負担額	世帯の課税年額が235,000円未満に属する者	慢性肝炎 2千円×年2回 肝硬変・肝臓がん 3千円×年2回	非課税世帯に属する者	無料	324																											
区分	自己負担額																																		
世帯の課税年額が235,000円未満に属する者	慢性肝炎 2千円×年2回 肝硬変・肝臓がん 3千円×年2回																																		
非課税世帯に属する者	無料																																		
肝疾患診療地域連携体制強化事業(国1/2)	<p>肝疾患治療の中核組織である肝疾患診療連携拠点病院(鳥取大学医学部附属病院)を核とした医療機関、市町村等の関係機関との地域連携体制を強化し、患者や家族の相談支援、県・市町村に対する技術支援、地域連携の促進、肝炎に関する各種情報の収集・共有化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置 肝疾患相談センターの設置 市町村技術支援 地域連携推進 	9,500																																	
肝炎医療コーディネーター養成研修会(国1/2)	医療機関や検診機関、市町村及び県保健所に在籍する看護師、薬剤師及び保健師等を対象に、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や受検後のフォローアップ等を支援する「肝炎医療コーディネーター」を養成する研修会を開催する。	289																																	
肝臓がん検診等精度管理(国1/2)	<p>肝炎検査等の精度管理の向上を図り、肝臓がんの早期発見と死亡率の低下を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎対策協議会の開催 肝臓がん検診従事者講習会、症例検討会の開催、追跡調査の実施 	525																																	
合計		13,568																																	
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎及び肝臓がんに関する正しい知識の普及や肝炎ウイルス陽性者の早期発見・早期治療の促進により、肝硬変又は肝臓がんへの移行者を減少させ、肝硬変又は肝臓がんの死亡者を低減させる。 鳥取県肝炎対策推進計画(第3次)に基づき、関係機関と連携し、肝疾患に関する正しい知識の普及啓発や医療体制整備等を推進する。 肝炎ウイルス検査の受検者数は減少傾向にあり、引き続き検査の必要性について啓発していくとともに、相談体制の充実を図る。 																																			

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																							
肝炎治療特別促進事業	63,929	63,620	309	31,904			32,025																							
トータルコスト	70,006千円（前年度 69,613千円）〔正職員：0.4人、会計年度任用職員：1.0人〕																													
主な業務内容	肝炎治療に係る受給者証交付業務、治療費支払業務																													
事業内容の説明																														
<p>1 事業の目的、概要 高額の治療費が必要となる肝炎治療費の一部を公費負担することにより、肝臓がんへの進行予防及び肝炎治療の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 肝炎治療を行おうとする者に、県が認定審査の上、保険医療費の月額自己負担上限額を上回る額を助成する。</p>																														
区分	内 容																													
治療の対象者	C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン及び核酸アナログ製剤治療を受ける者（助成期間：1年間を限度）																													
医療費	<p>(1) 肝炎治療に対する医療費の助成 医療費公費負担額：57,998千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険料負担</th> <th colspan="3">窓口負担額（3割）（ア）</th> </tr> <tr> <th>高額療養費負担（イ）</th> <th>自己負担上限額（ウ）</th> <th>公費負担額（エ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割</td> <td>高額療養費制度により、保険者が負担</td> <td>上位所得層月額2万円 下位所得層月額1万円</td> <td>県が支弁 (国 1/2, 県 1/2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 肝がん・重度肝硬変に対する医療費の助成 令和3年度に通院治療を対象化するとともに、入院対象月数の短縮（「入院4月」から「入院又は通院で3月」へ）により、助成対象の要件を緩和した。令和6年度からは「過去24ヶ月で2月」へさらなる要件の緩和を行う予定である。 医療費公費負担額：2,828千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険料負担</th> <th colspan="3">窓口負担額（3割）（ア）</th> </tr> <tr> <th>高額療養費負担（イ）</th> <th>自己負担上限額（ウ）</th> <th>公費負担額（エ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割</td> <td>高額療養費制度により、保険者が負担</td> <td>月額1万円</td> <td>県が支弁 (国 1/2, 県 1/2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 公費負担額＝窓口負担額－高額療養費負担額－自己負担上限額 (エ) (ア) (イ) (ウ)</p>								保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）			高額療養費負担（イ）	自己負担上限額（ウ）	公費負担額（エ）	7割	高額療養費制度により、保険者が負担	上位所得層月額2万円 下位所得層月額1万円	県が支弁 (国 1/2, 県 1/2)	保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）			高額療養費負担（イ）	自己負担上限額（ウ）	公費負担額（エ）	7割	高額療養費制度により、保険者が負担	月額1万円	県が支弁 (国 1/2, 県 1/2)
保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）																													
	高額療養費負担（イ）	自己負担上限額（ウ）	公費負担額（エ）																											
7割	高額療養費制度により、保険者が負担	上位所得層月額2万円 下位所得層月額1万円	県が支弁 (国 1/2, 県 1/2)																											
保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）																													
	高額療養費負担（イ）	自己負担上限額（ウ）	公費負担額（エ）																											
7割	高額療養費制度により、保険者が負担	月額1万円	県が支弁 (国 1/2, 県 1/2)																											
その他経費	診療報酬支払事務委託料、人材派遣経費等 3,103千円																													
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝がんの最大の原因は肝炎ウイルスとされており、肝硬変・肝がんなどの重篤な病気への進行を未然に防ぐ観点からも本事業を推進するとともに、肝炎・肝硬変、肝がん患者の経済的救済を図る。 平成20年4月から肝炎インターフェロン治療を助成対象にすることにより制度を開始し、平成22年4月にはB型肝炎の進行を防ぐ核酸アナログ製剤治療についても助成対象とした。 平成26年9月からは、C型肝炎に係るインターフェロンフリー治療が助成対象となり、C型肝炎患者は減少している。 令和3年4月から、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成対象の要件を緩和しているが、令和6年4月には入院月数の緩和により、さらに多くの患者の支援を行う予定である。 令和4年度よりエプクルーサ配合錠（一般名：ソホスビル／ベルパタスビル配合剤）が前治療歴のないC型慢性肝炎ウイルス感染者又はC型代償性肝硬変患者への使用についても助成対象となった。 																														

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
健康増進事業	33,035	30,847	2,188	17,411			15,624							
トータルコスト	35,383千円（前年度 33,186円）〔正職員：0.3人〕													
主な業務内容	市町村が実施する健康診査、健康教育等の経費補助、市町村との調整業務等													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>市町村が健康増進法に基づき実施する健康診査等に要する費用の一部を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康増進事業費補助金</td> <td>健康増進法に基づき、健康教育や健康相談、健康診査など健康増進事業を実施する市町村に対して補助金を交付する。 ・実施主体 市町村 ・補助率 2/3（うち、1/2は国） ※肝炎ウイルス検診個別勧奨メニュー受診者自己負担相当額のみ国 10/10</td> <td>33,035</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壮年期からの健康づくり、脳卒中・心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図り住民の健康増進を推進する。 ・市町村が健康増進事業実施要領に基づいて、健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導を実施しており、受診者数の向上に向けて、市町村を支援していく。 									区分	事業内容	予算額	健康増進事業費補助金	健康増進法に基づき、健康教育や健康相談、健康診査など健康増進事業を実施する市町村に対して補助金を交付する。 ・実施主体 市町村 ・補助率 2/3（うち、1/2は国） ※肝炎ウイルス検診個別勧奨メニュー受診者自己負担相当額のみ国 10/10	33,035
区分	事業内容	予算額												
健康増進事業費補助金	健康増進法に基づき、健康教育や健康相談、健康診査など健康増進事業を実施する市町村に対して補助金を交付する。 ・実施主体 市町村 ・補助率 2/3（うち、1/2は国） ※肝炎ウイルス検診個別勧奨メニュー受診者自己負担相当額のみ国 10/10	33,035												

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
元健康増進センター等 庁舎管理費	1,027	1,374	△347				1,027													
トータルコスト	2,592千円（前年度 2,933千円）〔正職員：0.2人〕																			
主な業務内容	財産貸付手続き、施設管理業務等																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>元健康増進センター等の施設管理を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元東部健康増進センター</td> <td>機械警備</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>元中部健康増進センター</td> <td>消防設備点検・保守、除草</td> <td>842</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>1,027</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産の利活用、管理を含め、県有施設・資産有効活用戦略会議で有効な方策等の検討を進めるとともに、必要な施設の維持管理を行う。 									区分	事業内容	予算額	元東部健康増進センター	機械警備	185	元中部健康増進センター	消防設備点検・保守、除草	842	合計		1,027
区分	事業内容	予算額																		
元東部健康増進センター	機械警備	185																		
元中部健康増進センター	消防設備点検・保守、除草	842																		
合計		1,027																		

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活習慣病検診等精度管理委託事業	22,472	22,472	0	3,092			19,380	
トータルコスト	28,732千円（前年度 28,710千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	市町村実施の各種がん検診等の精度管理、市町村との調整業務等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

健康増進法等により県の役割に位置付けられている市町村が行うがん検診等の精度管理について、鳥取県健康対策協議会に委託して実施するとともに、県民の健康増進の推進を図るため、県民の健康に関する調査研究や、県民を対象とした啓発講演会等を実施する。また、委託先である鳥取県健康対策協議会の体制維持のため、事務局経費を負担する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	事業内容	予算額
①生活習慣病等管理指導事業 （国1/2）	管理指導協議会（7部会）を設け、市町村が実施する各種検診結果を評価・分析し、専門的見地からの助言並びに検診関係者に対する能力向上のための講習会を開催する。	1,877
②がん検診精度確保事業 （国1/2）	・胃、子宮、肺、乳、大腸などのがん検診の精度管理を徹底するため、各がん検診ごとに相互評価を行う検討会を開催する。 ・マンモグラフィーの読影医師の確保及び質の確保のため、資格取得に係る費用を負担する。	3,704
③肺がん医療機関検診読影委員会開催事業 （国1/2）	肺がん医療機関検診の読影委員会を開催し、読影技術の精度向上を推進する。	603
④県民健康調査研究事業（単県）	県民の健康に関する諸問題についての調査研究を実施する。	3,253
⑤生活習慣病対策セミナー開催事業（単県）	・一次予防に重点をおいた生活習慣病対策セミナー及び健康フォーラムを開催する。 ・新聞に保健衛生情報を掲載し健康に関する一般啓発を実施する。	1,450
⑥生活習慣病登録評価分析事業 （がん登録）（単県）	・県内医療機関において、がんに罹患した患者を登録し、疾患の動向について解析し、予防対策の評価を実施する。 ・がん登録に係る標準化データベースにより、登録情報のとりまとめや統計分析を実施する。	7,242
⑦健康対策協議会事務局強化対策事業（単県）	事務局運営のための経費を負担する。 ・事務局専任職員人件費（1人） ・連絡調整、理事会費等	3,677
⑧国立がんセンター「全国がん登録」データベース運用委託料（単県）	国立がん研究センターに収集される「全国がん登録」のデータと都道府県がんデータベースを一体的に運用することで、本県の都道府県がんデータベースの円滑な構築・運用を行う。（委託先：国立がん研究センター）	330
⑨生活習慣病検診等管理指導協議会経費（単県）	鳥取県の健康対策協議会の各部会におけるがん検診等精度管理を向上させるために、各都道府県の生活習慣病等管理指導協議会の部長等を対象とした研修に参加する。	336
合 計		22,472

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・がんの罹患分析、生活習慣病に係る研究調査を行うことにより、県民をがんから守る。
- ・がんの早期発見・早期治療に繋げるため、市町村や検診機関等に指導することにより、一層質の高い精度管理を目指す。
- ・鳥取県の健康対策協議会を中心とした、科学的な根拠に基づくがん検診等の精度管理に関する取組が国立がん研究センターからも高く評価され、本県の精度管理をモデルとした全国の精度管理体制の構築についての協力依頼がある等、全国でもレベルの高い精度管理を行っている。

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
歯科口腔保健推進事業	14,606	10,833	3,773	3,976			10,630																						
トータルコスト	57,644千円（前年度 53,717千円）[正職員：5.5人]																												
主な業務内容	協議会等開催業務、委託業務、普及啓発業務																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県民一人ひとりが生涯自分の歯でおいしく食べ、豊かな生活を送ることができるよう、生涯を通じた歯科保健対策を推進するため、鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例及び鳥取県歯科保健推進計画に基づき、各種施策に取り組む。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8020運動推進事業 【国 10/10（定額）、単県】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・8020運動推進協議会の開催 ・地域歯科保健推進協議会の開催 ・歯と口の健康週間相談事業の実施（委託先：県歯科医師会） ・口腔衛生関係者研修会の開催（1回/年） ・普及啓発事業の実施（高齢者よい歯のコンクール等） </td> <td>1,305</td> </tr> <tr> <td>フッ化物洗口事業 【国 1/2（定額）】</td> <td>子どものむし歯予防に効果の高いフッ化物洗口法（うがい）を普及・実施できる体制を整備する。（委託先：県歯科医師会）</td> <td>9,336</td> </tr> <tr> <td>歯と口腔の健康づくり推進事業【単県】</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の実施 小学校に歯科医師、歯科衛生士を派遣し、むし歯や歯周病の予防教育を行う。また、地域に歯科医師、歯科衛生士を派遣し、歯周病チェックや歯科保健指導を実施する。 ・成人歯科健診・保健指導研修 県と保険者協議会が共催する保健師等の専門職を対象とした研修会において、歯科疾患予防を推進するために必要な指導ができる人材を育成する。 ・歯周病と糖尿病を予防する医科歯科連携 歯科と医科の関係者を対象に歯周病と糖尿病の関係性に関する研修会を開催するとともに、県民に情報提供を行う。 </td> <td>1,533</td> </tr> <tr> <td>歯科疾患実態調査 【国 10/10（定額）】</td> <td>県民の歯科保健の実態を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基本資料を得るための調査を実施する。</td> <td>1,267</td> </tr> <tr> <td>大学生を対象とした歯科健診啓発事業 【国 1/2（定額）】</td> <td>高校卒業後に歯科健診がなくなることで口腔衛生への意識が低くなりがちな学生に対し、県歯科医師会及び大学と連携して簡易な歯科健診を実施し、定期的な歯科健診受診を啓発する。</td> <td>1,165</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>14,606</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期や乳幼児期、学齢期、成人期及び高齢期のライフステージ別に歯科保健対策を実施し、県民が「80歳になっても20本以上の歯を保ち、生涯自分の歯でおいしく食べる」ことを目標とする。 ・歯と口腔の健康づくりは、生涯にわたる健康の保持増進にとっても重要な役割を担っている。県民一人ひとりが、歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に主体的に取り組むことができるよう、事業を推進していく。 									区分	事業内容	予算額	8020運動推進事業 【国 10/10（定額）、単県】	<ul style="list-style-type: none"> ・8020運動推進協議会の開催 ・地域歯科保健推進協議会の開催 ・歯と口の健康週間相談事業の実施（委託先：県歯科医師会） ・口腔衛生関係者研修会の開催（1回/年） ・普及啓発事業の実施（高齢者よい歯のコンクール等） 	1,305	フッ化物洗口事業 【国 1/2（定額）】	子どものむし歯予防に効果の高いフッ化物洗口法（うがい）を普及・実施できる体制を整備する。（委託先：県歯科医師会）	9,336	歯と口腔の健康づくり推進事業【単県】	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の実施 小学校に歯科医師、歯科衛生士を派遣し、むし歯や歯周病の予防教育を行う。また、地域に歯科医師、歯科衛生士を派遣し、歯周病チェックや歯科保健指導を実施する。 ・成人歯科健診・保健指導研修 県と保険者協議会が共催する保健師等の専門職を対象とした研修会において、歯科疾患予防を推進するために必要な指導ができる人材を育成する。 ・歯周病と糖尿病を予防する医科歯科連携 歯科と医科の関係者を対象に歯周病と糖尿病の関係性に関する研修会を開催するとともに、県民に情報提供を行う。 	1,533	歯科疾患実態調査 【国 10/10（定額）】	県民の歯科保健の実態を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基本資料を得るための調査を実施する。	1,267	大学生を対象とした歯科健診啓発事業 【国 1/2（定額）】	高校卒業後に歯科健診がなくなることで口腔衛生への意識が低くなりがちな学生に対し、県歯科医師会及び大学と連携して簡易な歯科健診を実施し、定期的な歯科健診受診を啓発する。	1,165	合 計		14,606
区分	事業内容	予算額																											
8020運動推進事業 【国 10/10（定額）、単県】	<ul style="list-style-type: none"> ・8020運動推進協議会の開催 ・地域歯科保健推進協議会の開催 ・歯と口の健康週間相談事業の実施（委託先：県歯科医師会） ・口腔衛生関係者研修会の開催（1回/年） ・普及啓発事業の実施（高齢者よい歯のコンクール等） 	1,305																											
フッ化物洗口事業 【国 1/2（定額）】	子どものむし歯予防に効果の高いフッ化物洗口法（うがい）を普及・実施できる体制を整備する。（委託先：県歯科医師会）	9,336																											
歯と口腔の健康づくり推進事業【単県】	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の実施 小学校に歯科医師、歯科衛生士を派遣し、むし歯や歯周病の予防教育を行う。また、地域に歯科医師、歯科衛生士を派遣し、歯周病チェックや歯科保健指導を実施する。 ・成人歯科健診・保健指導研修 県と保険者協議会が共催する保健師等の専門職を対象とした研修会において、歯科疾患予防を推進するために必要な指導ができる人材を育成する。 ・歯周病と糖尿病を予防する医科歯科連携 歯科と医科の関係者を対象に歯周病と糖尿病の関係性に関する研修会を開催するとともに、県民に情報提供を行う。 	1,533																											
歯科疾患実態調査 【国 10/10（定額）】	県民の歯科保健の実態を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基本資料を得るための調査を実施する。	1,267																											
大学生を対象とした歯科健診啓発事業 【国 1/2（定額）】	高校卒業後に歯科健診がなくなることで口腔衛生への意識が低くなりがちな学生に対し、県歯科医師会及び大学と連携して簡易な歯科健診を実施し、定期的な歯科健診受診を啓発する。	1,165																											
合 計		14,606																											

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
がん対策推進事業	債務負担行為 9,050 76,086	77,577	債務負担行為 9,050 △1,491	27,065			債務負担行為 9,050 49,021	
トータルコスト	131,786千円（前年度 132,859千円）〔正職員：5.8人、会計年度任用職員：3.5人〕							
主な業務内容	がん対策関係会議開催業務、関係機関との調整業務							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
鳥取県におけるがんの75歳未満年齢調整死亡率は、年ごとに増減を繰り返しながら概ね減少傾向で推移しているが、さらに効果的にがん死亡率を低減させる取組を強化することが必要であることから、総合的ながん対策（医療提供体制の整備、がん予防対策等）を推進する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
【がん対策会議】								
がん対策推進県民会議等（国1/2）	医療、大学、がん患者など、各団体の代表者と、広い立場から本県のがん対策について協議していく。							927
【普及啓発・がん教育事業】								
出張がん予防教室等（国1/2ほか）	がんに関する正しい知識の普及啓発のため、学校及び企業等に対し講師派遣等を実施するとともに、関係機関との連絡調整等を行う。							3,417
【がん予防】								
がん検診、精密検査の受診率向上対策（国1/2ほか）	・市町村が胃がん対策として行うピロリ菌等検査の検査費用を助成する。 ・市町村が行う休日がん検診、大腸がん検診キットに係る費用を助成する。							9,524
【医療提供体制の整備等（医療技術面）】								
がん診療連携拠点病院の機能強化等（国1/2ほか）	・がん診療連携拠点病院が実施する相談支援、普及啓発などの取組に対し補助するとともに、院内がん登録の実施に対する支援等を行う。 ・鳥大附属病院の放射線技師をがん診療連携拠点病院へ派遣するなど、医療技術の向上を支援する。							38,635
【医療提供体制の整備等（人材面）】								
放射線治療提供体制強化事業・医療従事者等育成事業（国1/2ほか）	・放射線治療の診療体制及び放射線治療専門医の育成体制を強化するため鳥大附属病院が放射線治療専門医を増員配置する経費を補助する。 ・放射線治療の理解を深めるため、県内医療機関で放射線治療専門医・医学物理士による研修会を開催する。 ・がんゲノム医療をはじめ、がん専門医、がん専門医療従事者、放射線治療専門医、がん薬物療法専門医の新規資格取得等に係る経費を補助する。							12,121
【ライフステージに応じたがん対策事業】								
ライフステージに応じたがん対策事業等（国1/2）	・がんの親を持つ子どもに対する相談支援体制の充実を図るため、医療従事者対象の研修会を開催する。 ・がん治療等に伴って生じる不妊に備え、患者の卵子や精子を凍結保存する妊よう性温存療法及び妊よう性温存療法で得た検体を用いて実施する温存後生殖補助医療費用に対し支援する。							1,778
【安心して暮らせる社会づくり（患者支援）事業】								
医療費等支援事業（単県）	高額な医療費が発生するがんの先進医療を受けた場合の金融機関からの借入れ利子や医療用ウィッグ・補正下着等の購入費用を助成する。							5,822
【相談支援・情報提供（患者団体支援事業）】								
患者等支援事業（国1/2ほか）	看護協会が運営するがんカフェ等への助成、相談支援の研修会を開催する。							763
【がん罹患率・死亡率の高い要因分析】								
がん罹患率等の高い要因分析等（単県）	本県のがん罹患、死亡率が高い要因について、検診情報・がん登録情報など関連データの解析等を実施する。							3,099

・債務負担行為 がん対策推進事業 9,050千円（令和7年度～令和8年度）

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・がんの75歳未満年齢調整死亡率を減少させるとともに、がんとの共生社会の実現を目指す。
- ・がんの75歳未満年齢調整死亡率は、令和2年、3年は第3次がん対策推進計画の目標値70を下回り、令和4年は73.7と再び超過したが、増減を繰り返しながら着実に減少してきている。
- ・専門的ながん医療の提供や質の向上を図ることを主な狙いとして、がん医療に係る専門医資格取得やがん専門医療従事者の育成に助成を行うなど、総合的ながん対策を展開している。
- ・がんによる死亡率を減少させるためには、医療の質の向上に加えて、がん検診の受診率を向上させ、がんの早期発見を推進することが必要であるが、受診率は伸び悩んでおり、市町村の担当者を集めて受診勧奨の研修会を実施している。

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
受動喫煙防止対策推進事業	854	854	0	27			827																
トータルコスト	7,114千円（前年度7,092千円）〔正職員：0.8人〕																						
主な業務内容	受動喫煙防止対策に係る説明会開催業務、補助金事務																						
事業内容の説明																							
1 事業の目的、概要 健康増進法の改正による受動喫煙防止対策強化に伴い、受動喫煙防止について県民への普及啓発を行う。 また、望まない受動喫煙を防止するため、既存の小規模な飲食店による施設の全面禁煙化や、従業員の卒煙に取り組む事業所を支援する。																							
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及啓発（国1/2）</td> <td>受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>既存特定飲食提供施設の禁煙化支援（単県）</td> <td>既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。（補助率2/3、上限100千円）</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>卒煙取組支援（単県）</td> <td>従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助（補助率2/3、上限100千円）するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>854</td> </tr> </tbody> </table>								区分	事業内容	予算額	普及啓発（国1/2）	受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。	54	既存特定飲食提供施設の禁煙化支援（単県）	既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。（補助率2/3、上限100千円）	200	卒煙取組支援（単県）	従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助（補助率2/3、上限100千円）するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。	600	合計		854	
区分	事業内容	予算額																					
普及啓発（国1/2）	受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。	54																					
既存特定飲食提供施設の禁煙化支援（単県）	既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。（補助率2/3、上限100千円）	200																					
卒煙取組支援（単県）	従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助（補助率2/3、上限100千円）するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。	600																					
合計		854																					
3 事業目標・取組状況・改善点 ・地域や職域における望まない受動喫煙を防止する。																							

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
循環器病対策推進事業	9,663	1,820	7,843	4,831			4,832																									
トータルコスト	16,706千円（前年度8,837千円）[正職員：0.9人]																															
主な業務内容	循環器病対策関係会議開催業務、正しい知識の普及啓発																															
事業内容の説明																																
1 事業の目的、概要 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づき策定した「鳥取県循環器病対策推進計画」に盛りこんでいる個別施策の推進を図ることにより、健康寿命の延伸と循環器病に係る年齢調整死亡率の低減を目指す。																																
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脳卒中及び心疾患に係る小委員会</td> <td>脳卒中及び心疾患に係る小委員会を開催し、専門医や関係者等と医療提供体制について、検討を行う。（委託先：県医師会）</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>若年者心臓検診対策専門委員会</td> <td>各学校で実施される心臓検診（心電図）の精度管理や精密検査対象者及び医療が必要な若年者の医療提供体制について検討する委員会を開催する。（委託先：県医師会）</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>医療従事者向け研修会</td> <td>脳卒中及び心疾患に係る多職種連携をさらに充実させるための研修会を行う。（委託先：県医師会）</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>県民向け研修会</td> <td>一般県民向けに、循環器病の正しい知識の普及啓発を行うために研修会を行う。（委託先：県医師会）</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>循環器病予防対策に係る啓発資料作成</td> <td>循環器病の予防や正しい知識の普及啓発を図るためにチラシ等を作成する。（委託先：県医師会）</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営支援補助金</td> <td>令和5年度に鳥取大学医学部附属病院が国モデル事業で開設した「脳卒中・心臓病等総合支援センター」を国モデル事業終了後も引き続き運営できるよう支援し、切れ目のない循環器病医療を県民に提供するための支援を行う。（補助率10/10） ・相談窓口の運営支援 ・遠隔リハビリテーション体制の整備 ・急性期における病院間画像情報連携システムの導入支援</td> <td>8,123</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>9,663</td> </tr> </tbody> </table>								区分	事業内容	予算額	脳卒中及び心疾患に係る小委員会	脳卒中及び心疾患に係る小委員会を開催し、専門医や関係者等と医療提供体制について、検討を行う。（委託先：県医師会）	600	若年者心臓検診対策専門委員会	各学校で実施される心臓検診（心電図）の精度管理や精密検査対象者及び医療が必要な若年者の医療提供体制について検討する委員会を開催する。（委託先：県医師会）	200	医療従事者向け研修会	脳卒中及び心疾患に係る多職種連携をさらに充実させるための研修会を行う。（委託先：県医師会）	340	県民向け研修会	一般県民向けに、循環器病の正しい知識の普及啓発を行うために研修会を行う。（委託先：県医師会）	340	循環器病予防対策に係る啓発資料作成	循環器病の予防や正しい知識の普及啓発を図るためにチラシ等を作成する。（委託先：県医師会）	60	脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営支援補助金	令和5年度に鳥取大学医学部附属病院が国モデル事業で開設した「脳卒中・心臓病等総合支援センター」を国モデル事業終了後も引き続き運営できるよう支援し、切れ目のない循環器病医療を県民に提供するための支援を行う。（補助率10/10） ・相談窓口の運営支援 ・遠隔リハビリテーション体制の整備 ・急性期における病院間画像情報連携システムの導入支援	8,123	合計		9,663	
区分	事業内容	予算額																														
脳卒中及び心疾患に係る小委員会	脳卒中及び心疾患に係る小委員会を開催し、専門医や関係者等と医療提供体制について、検討を行う。（委託先：県医師会）	600																														
若年者心臓検診対策専門委員会	各学校で実施される心臓検診（心電図）の精度管理や精密検査対象者及び医療が必要な若年者の医療提供体制について検討する委員会を開催する。（委託先：県医師会）	200																														
医療従事者向け研修会	脳卒中及び心疾患に係る多職種連携をさらに充実させるための研修会を行う。（委託先：県医師会）	340																														
県民向け研修会	一般県民向けに、循環器病の正しい知識の普及啓発を行うために研修会を行う。（委託先：県医師会）	340																														
循環器病予防対策に係る啓発資料作成	循環器病の予防や正しい知識の普及啓発を図るためにチラシ等を作成する。（委託先：県医師会）	60																														
脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営支援補助金	令和5年度に鳥取大学医学部附属病院が国モデル事業で開設した「脳卒中・心臓病等総合支援センター」を国モデル事業終了後も引き続き運営できるよう支援し、切れ目のない循環器病医療を県民に提供するための支援を行う。（補助率10/10） ・相談窓口の運営支援 ・遠隔リハビリテーション体制の整備 ・急性期における病院間画像情報連携システムの導入支援	8,123																														
合計		9,663																														
財源：国1/2、県1/2																																
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> ・循環器病対策を推進し、健康寿命の延伸及び循環器病による年齢調整死亡率の低減を目指す。 ・心疾患及び脳血管疾患の専門家で構成される小委員会を年2回ずつ開催し、県内の循環器病対策の現状や施策の課題等を協議している。また、普及啓発を目的とした講演会及び多職種連携従事者研修会を開催するなど、県内の循環器病対策に資する取組を展開している。 ・新たな取組として、循環器病相談窓口の設置による相談支援の強化、また心疾患遠隔リハビリテーションや画像情報連携システムの導入等、ICTを活用した循環器病対策を推進する。 																																

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費 1項 社会福祉費 4目 老人福祉費

医療政策課 (内線：7207)

4款 衛生費 4項 医薬費 2目 医務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
(新) 医療機関・高齢者施設等物価高騰対策支援事業	196,778	0	196,778	169,664		(基金繰入金) 27,114			
トータルコスト	198,343千円 (前年度0千円) [正職員：0.2人]								
主な業務内容	応援金支給事務等								
事業内容の説明	【「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」、「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
1 事業の目的、概要	<p>令和6年度の診療報酬等の公的価格の改定において、物価高騰への対応が盛り込まれたところであるが、診療報酬等の改定(令和6年6月施行)が行われるまでの臨時的措置として、県内の医療機関等及び一定の介護保険サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション)を実施する法人に対し、応援金を支給する。</p>								
2 主な事業内容	<p>県内に所在する医療機関等を運営する事業者、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションを運営する法人に対し、施設区分、提供するサービス種別等に応じた応援金を支給する。</p>								
	区分	支給対象者	支給額					予算額 (千円)	
	(1) 医療機関等物価高騰対策支援事業	病院、診療所、助産所、歯科技工所、薬局を運営する事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・病院：120～235千円/施設 8.2～23.2千円(うち食材料費分3.2千円)/病床を加算 ※救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)120千円/施設を加算 ・有床診療所：85千円/施設 8.2～12.2千円(うち食材料費分3.2千円)/病床を加算 ・無床診療所・歯科診療所：70千円/施設 ・助産所・歯科技工所・薬局：25千円/施設 					187,578	
	(2) 高齢者施設等物価高騰対策支援事業	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションを実施する法人	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系施設：30～50千円/施設 ・通所系施設：35千円/施設(2千円/定員・人を加算) 					9,200	
	合計							196,778	
<p>※支給単価については、令和5年度実施分と同様に、県内の医療機関、高齢者施設等を運営する事業者に対して実施した物価高騰による影響額のサンプル調査(R5.4実施)を基に設定。</p> <p>※公立施設(病院、診療所)についても、食材料費分を支給。</p>									
3 事業目標・取組状況・改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等に対し、診療報酬等の改定が施行されるまでの臨時的措置として物価高騰に係る応援金を支給することにより、安心、安全で質の高い医療や介護サービスの提供の維持を図る。 ・これまで3回にわたり、県内全ての医療機関、社会福祉施設等へ応援金を支給した。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療分）	544,123	473,953	70,170			(財産収入) 114 (基金繰入金) 535,009 (雑入) 9,000		

トータルコスト 567,598千円（前年度 497,344千円）〔正職員：3.0人〕

主な業務内容 補助金交付事務、関係機関調整等

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

地域医療介護総合確保基金を活用して、鳥取県地域医療構想に掲げる「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」のための取組を進める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	事業内容	予算額
地域医療構想の達成に向けた事業	○地域医療構想の達成に向けた病床機能再編を行う医療機関への支援	30,780
居宅等の医療提供に関する事業	○在宅医療推進に向けた連携拠点の整備 ○在宅医療推進のための訪問看護師の育成支援 など	160,853
医療従事者の確保に関する事業	○「地域医療学講座」への寄附、「地域医療支援センター」の運営 ○看護師の定着・資質向上に向けた研修への支援 ○病院内保育所の運営支援 など	294,617
医師の働き方改革に関する事業	○病院が行う医師の時間外労働縮減に向けた取組への支援	56,259
預金利息、返還金の基金への積立て		1,614
合 計		544,123

【主な新規・拡充事業】

①病床機能再編支援事業：30,780千円

医療機関が行う病床機能再編の取組を支援する。

②県民への適正受診啓発事業：6,112千円

救急医療体制の維持に向け、県民への適正受診の啓発を強化する（テレビCM、タウン誌等の活用等）。

③訪問看護支援センター事業：21,290千円

今後の在宅医療の需要増を見据え、訪問看護ステーションの安定的な運営に向けた相談体制を強化する。

④歯科医療従事者確保対策事業：1,000千円

県歯科医師会等と連携し、歯科医療人材（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）の安定的な確保を図る。

⑤鳥取県医療勤務環境改善支援センター運営事業：8,632千円

令和6年4月から施行される医師の働き方改革について、病院等医療機関の対応状況や地域医療への影響に係る調査の実施及びアドバイザーによる助言等の支援を行う。

⑥ロボット支援手術推進事業：8,040千円

県内のロボット支援手術に携わる医師等の人材育成と手術支援ロボットに係る研修を推進し、ロボット支援手術のさらなる普及と医療水準の向上を図るため、鳥取大学医学部附属病院の教育研修活動を支援する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- 平成26年度の基金創設以来、「病床の機能分化・連携」「在宅医療・介護サービスの充実」「医療従事者等の確保・養成」を推進するための事業に取り組み、回復リハ病床・地域包括ケア病床の充実や在宅医療連携拠点の整備、訪問看護師の養成・確保等に取り組んでいる。また、平成28年12月に鳥取県地域医療構想を策定し、「必要な医療を必要な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」に向けた取組を進めている。

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
令和6年度鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（医療分）	651,228	456,957	194,271	444,412			206,816									
トータルコスト	652,011千円（前年度 457,737千円）〔正職員：0.1人〕															
主な業務内容	基金造成事務															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的、概要 地域における医療及び介護を総合的に確保することを推進するため厚生労働省から交付される「医療介護提供体制改革推進交付金」及び県負担分を財源として、平成26年度から令和5年度までに造成した鳥取県地域医療介護総合確保基金（医療分）に、令和6年度分を新たに積み増す。</p> <p>2 主な事業内容 年度当初から実施予定の当該基金事業（運営費等）に係る執行予算額見合いを、年度当初において基金造成を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基金造成額</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> <tr> <th>国（2/3）</th> <th>県（1/3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>651,228</td> <td>444,412</td> <td>206,816</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※一部事業は国10/10</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・今後も当該基金を造成し、事業実施していくことにより、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに医療・介護サービスの総合的な確保に取り組んでいく。</p>									基金造成額	内訳		国（2/3）	県（1/3）	651,228	444,412	206,816
基金造成額	内訳															
	国（2/3）	県（1/3）														
651,228	444,412	206,816														
医療政策課管理運営費	8,101	11,226	△3,125				8,101									
トータルコスト	15,926千円（前年度 19,023千円）〔正職員：1.0人〕															
主な業務内容	医療政策課内の総括及び課内外の連絡調整等															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的、概要 医療政策課の総括及び課内外の連絡調整にかかる業務である。</p> <p>2 主な事業内容 ・課の予算の総括に関すること ・議会対応及び監査対応に関すること ・その他連絡調整及び各種庶務業務に関すること ・広域災害救急医療情報システム（EMIS※医療機関から被災状況、受入患者数などの情報の収集やDMAT等の医療チームの要請、派遣等を一元的に管理し、災害医療をコーディネートするシステム）の運営</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・管理運営費の適正な執行を行う。</p>																

2目 医療費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療行政費	7,716	13,327	△5,611	41		(手数料) 35	7,640	
トータルコスト	41,364千円 (前年度 46,854円) [正職員：4.3人]							
主な業務内容	医療審議会等の運営、衛生検査所への立入検査・検査結果とりまとめ、補助金交付事務等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 県内の医療提供体制の構築を推進する。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区 分	事 業 内 容							予算額
医療機関管理費	医療提供体制の確保に関し重要事項を審議する医療審議会、医療法人の設立認可等を審議する同審議会医療法人部会の開催及び医療機関の開設、医療法人の設立等に係る認可事務等に要する経費である。 令和6年度開催予定：医療審議会4回、医療法人部会3回							765
地域保健医療推進費	保健医療圏毎（中部地区、西部地区）における鳥取県保健医療計画の推進に関して協議を行う地域保健医療協議会を開催するための経費である。							387
地域医療対策推進費	医療従事者の確保や医師の効率的な配置に配慮した医療機関の連携について検討する地域医療対策協議会の開催に要する経費である。 令和6年度開催予定：地域医療対策協議会4回							776
精度管理諸経費	衛生検査所の立入検査に要する経費である。(精度管理専門委員2人、衛生検査所2箇所)							104
臨床検査精度管理推進費	(公社)鳥取県医師会が行う臨床検査の外部精度管理調査に対する助成に要する経費である。(補助率：県1/2)							600
死因究明等推進費	死因究明等の推進のため、関係機関・団体が協議する死因究明等推進協議会の開催経費である。							83
鍼灸等資格者施術所証明書作成事業	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師国家資格の有資格者の施術所と無資格者による医業類似行為を行う施術所との区別を明らかにし、正確な情報を県民に提供するため、証明書(木製看板)を作成・交付することに要する経費である。(手数料を充当)							35
鳥取県宿日直医情報システム運営事業(旧：とっとり医療情報ネット運営事業)	救急医療機関の宿日直情報を公表するシステム(旧：とっとり医療情報ネット)の保守運用経費である。							396
災害医療対策推進費	災害時などの緊急事態において、適切な災害応急対策、事業継続、早期復旧を実施するため、災害医療研修を開催するとともに、研修への参加を支援する。また、災害時に設置されるSCU(航空搬送拠点臨時医療施設)に必要な通信環境を確保する。							3,564
医療DX(※)普及推進費	医療DXの普及推進に向けた研修会の開催経費である。							1,006
合 計								7,716
※医療DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、デジタル技術の活用により、医療の質の向上や効率化等を行うことをいう。国において、患者の医療情報の共有を目的として、令和12年までに全医療機関への電子カルテ導入が目指されている。								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県保健医療計画を踏まえた地域医療の充実に関する協議・検討、災害時の医療体制の確保等を通して、地域医療の充実、災害時の医療体制の確保を図る。 従前の「とっとり医療情報ネット」では、医療機関等の有する医療・薬局機能情報と救急医療機関の宿日直情報を提供していたが、医療・薬局機能情報の提供は、令和6年度より厚生労働省が整備する全国統一システムに統合されるため、令和5年度末をもって提供を終了し、今後は宿日直情報のみを単独で提供する。 医療DXの推進(電子カルテの円滑な導入等)に向け、県内医療機関へサイバーセキュリティ対策等の対応を促す必要がある。 								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費（医療施設等設備整備費）	248,393	236,662	11,731	144,259			104,134	
トータルコスト	249,176千円（前年度 237,442千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>安全・安心な医療提供体制の維持及び拡充のため、医療機関等が行う医療機器の購入等の設備整備事業に対し助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）								
補助金名	対象事業	実施主体	県補助率	予算額				
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	休日・夜間の入院を必要とする重症救急患者の救急医療の円滑な事業運営が図られるよう、医療機関が行う医療機器等設備整備に係る費用について市町村と協調支援する。	病院群輪番制病院及び共同利用型病院	2/3	13,999				
共同利用施設設備整備事業	地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の整備を補助する。	厚生病院、中央病院、山陰労災病院	2/3 （実施主体が県立病院の場合 1/3）	85,184				
（新）人工腎臓装置不足地域設備整備事業	透析患者に対する治療を充実させ、透析医療の地域格差解消を図るため、人工腎臓装置不足地域の人工腎臓装置整備を補助する。	人工腎臓装置不足地域の医療機関（山陰労災病院）	1/3	2,117				
へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地の医療体制の構築・維持のため、へき地診療所等への代診医等の派遣や遠隔診療支援等の活動を行うへき地医療拠点病院に対し、その活動に必要な機器の整備を補助する。	へき地医療拠点病院（日野病院、西伯病院、日南病院）	10/10	142,144				
へき地患者輸送車整備事業	へき地における住民の医療を確保するため、患者を最寄りの医療機関まで輸送するための車両等の整備を補助する。	へき地医療拠点病院（日南病院）	1/2 （事業者がへき地医療拠点病院の場合、10/10）	737				
（新）へき地診療所設備整備事業	へき地の医療体制の構築・維持のため、へき地診療所の運営に必要な機器の整備を補助する。	へき地診療所（江尾診療所、佐治診療所）	1/2	4,057				
（新）NBC 災害・テロ対策設備整備事業	NBC（核、生物剤、化学剤）災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の整備を補助する。	中央病院	1/2	155				
合 計								248,393
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関における医療機器等の整備・更新の支援により、適切な医療提供体制を確保する。 								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
地域医療対策費（医療施設等施設整備費）	83,185	67,175	16,010	83,185																								
トータルコスト	83,968千円（前年度 67,955千円）〔正職員：0.1人〕																											
主な業務内容	補助金交付事務等																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的、概要 安全・安心な医療提供体制を維持・拡充し、保健医療計画の推進を図るため、医療機関等が行う施設整備事業に対し助成する。</p> <p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>対象事業</th> <th>実施主体</th> <th>県補助率</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</td> <td>スプリンクラー等の整備に要する経費に対して補助する。</td> <td>鹿野温泉病院</td> <td>1/2</td> <td>19,373</td> </tr> <tr> <td>地球温暖化対策施設整備事業</td> <td>地球温暖化対策に資する整備に要する経費に対して補助する。</td> <td>鳥取大学医学部附属病院、鳥取医療センター</td> <td>33%</td> <td>63,812</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> <td>83,185</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・国の「医療提供体制施設整備交付金」や、「医療施設等施設整備費補助金」を活用しながら、安全・安心な医療提供体制の維持・拡充を図る。</p>									補助金名	対象事業	実施主体	県補助率	予算額	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	スプリンクラー等の整備に要する経費に対して補助する。	鹿野温泉病院	1/2	19,373	地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する整備に要する経費に対して補助する。	鳥取大学医学部附属病院、鳥取医療センター	33%	63,812	合 計				83,185
補助金名	対象事業	実施主体	県補助率	予算額																								
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	スプリンクラー等の整備に要する経費に対して補助する。	鹿野温泉病院	1/2	19,373																								
地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する整備に要する経費に対して補助する。	鳥取大学医学部附属病院、鳥取医療センター	33%	63,812																								
合 計				83,185																								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費（医療施設等運営事業費）	44,564	44,559	5	40,431			4,133	
トータルコスト	48,477千円（前年度 48,458千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 県内の医療施設等の円滑な運営を支援し、適切な医療提供体制を確保する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）								
事業名	事業内容							予算額
救急救命士病院実習受入促進事業	救急救命士に対する気管挿管の実地実習を受け入れる病院に対し、指導医の人件費等への支援を行う。 ・実施主体：鳥取市立病院、鳥取赤十字病院、厚生病院、野島病院、山陰労災病院 ・補助率：10/10（県立病院は1/2） ・基準額：1,369千円／箇所 ・補助対象経費：救急救命士の実地修練に係る経費（人件費等）							4,356
周産期母子医療センター運営事業	周産期母子医療センターの充実強化に必要な経費に対し支援を行う。 ・実施主体：中央病院（地域周産期母子医療センター） ・補助率：1/3 ・補助対象経費：地域周産期母子医療センター運営に必要な経費（給与費、需用費、備品購入費等）							34,671
鍼灸マッサージ師講習会補助事業	施術者の技術向上を図るための講習会の開催経費に対し支援を行う。 ・実施主体：鳥取県鍼灸マッサージ師会 ・定額補助 ・補助対象経費：講習会を開催するための経費							120
救急患者退院コーディネーター事業	医療機関が配置している「救急患者退院コーディネーター」の人件費等の経費に対し支援を行う。 ・実施主体：中央病院 ・補助率：1/3 ・補助対象経費：救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費等							3,241
休日等歯科診療所運営事業	各医療圏で市等が行う休日・祝祭日、年末年始等における救急歯科診療に係る経費に対し支援を行う。 ・実施主体：市町村等（東部・中部・西部の各地区歯科医師会へ委託） ・補助率：1/3 ・補助対象経費：救急歯科診療に係る経費（人件費等）							1,293
中部小児救急医療支援事業	中部圏域における小児救急医療を充実するため、中部ふるさと広域連合が行う小児休日急患診療事業（委託先：厚生病院、医師：中部医療圏小児科開業医）の運営費に対し支援を行う。 ・実施主体：中部ふるさと広域連合 ・補助率：1/2 ・補助対象経費：休日診療にかかる経費							883
合 計							44,564	
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・周産期母子医療センターをはじめ、医療機関等の運営に対する支援を行い、県内医療提供体制の確保を図る。</p>								

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
移植医療推進事業	16,293	13,897	2,396				16,293	
トータルコスト	20,206千円 (前年度17,796千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金交付事務、臓器移植あり方検討、臓器・アイバンク普及啓発活動							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 臓器移植推進のために(公財)鳥取県臓器・アイバンクに運営費を支援する。 また、骨髄移植(造血幹細胞移植)の推進のために、骨髄ドナー登録会の開催及びドナー等への支援金の支給を行う。								
2 主な事業内容 (1) 臓器移植推進関係 (単位: 千円)								
補助金名	対象事業			実施主体	県補助率	予算額		
公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク運営費補助金	(1) 臓器移植コーディネーターの設置(1名) (2) 普及啓発事業の実施 ・院内移植コーディネーター会議の開催 ・グリーンライトアップの実施 ・「移植を受けた子ども達の作品展」の開催 ・メディアを活用した啓発活動 (3) アイバンク事業 (4) 事務局費			(公財)鳥取県臓器・アイバンク	10/10	15,523		
(2) 骨髄移植推進関係 (単位: 千円)								
事業名	内 容						予算額	
骨髄ドナー提供支援事業	骨髄提供のための入院等に係る負担軽減のため、ドナー及び企業に対し、支援金を支給する。						700	
	対象	支給額						
	骨髄提供したドナー本人	骨髄提供のため入院・通院した日数×10千円(上限70千円)						
	ドナーの骨髄等提供のために有給の特別休暇を付与した企業	付与した休暇1日あたり20千円(上限140千円) ※このうち少なくとも10千円をドナーに支給(上記ドナー本人への支援金との併給不可)						
骨髄ドナー登録会の開催	骨髄バンクのドナー登録会に協力いただく医師及び看護師に係る報酬等を支払う。						70	
骨髄ドナー登録説明員養成事業	ドナー登録者を増やしていくため、説明員の養成・確保を図る。						標準事務費で対応	
合 計							770	
3 事業目標・取組状況・改善点 ・臓器移植コーディネーターによる学校・団体等への出前講座や、骨髄ドナー登録会の休日実施等を通じて、移植医療の普及啓発及び骨髄ドナー登録者数の増加を図る。 ・(公財)鳥取県臓器・アイバンクが県民及び医療従事者への普及啓発を行っているほか、県内7病院の医療従事者36名に院内移植コーディネーターを委嘱して医療機関の体制整備に取り組んでいる。 ・令和6年度から、(公財)鳥取県臓器・アイバンクの業務負担増を踏まえ、スタッフ人件費の見直し(引き上げ)を行う。								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源																
持続可能な地域医療提供体制構築推進事業	3,516	2,377	1,139			218	3,298																
トータルコスト	5,081千円（前年度3,936千円）〔正職員：0.2人〕																						
主な業務内容	連絡調整、資料作成																						
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																			
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>将来にわたって、県民一人ひとりが適切な医療サービスを受けられるよう、限られた医療資源の効率的な活用による持続的で効果的な医療のあり方等について議論を進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事 業 内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 地域医療構想アドバイザー派遣事業</td> <td>地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言を得るため、アドバイザーを調整会議へ派遣する。</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>(2) 地域医療構想調整会議開催経費</td> <td>保健医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。</td> <td>1,298</td> </tr> <tr> <td>(3) 第8次鳥取県保健医療計画冊子・パンフ製作</td> <td>第8次鳥取県保健医療計画（令和6年度～令和11年度）の冊子やパンフを製作し、県民等への周知を図る。</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>3,516</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健医療計画に基づき、安全安心で質の高い医療サービスを提供する体制や効率的で持続可能な医療提供体制等の確立に向けた取組を進める。 引き続き、医療機能の分化・連携等により、限られた医療資源を効率的に活用し、地域全体で質の高い医療サービスを提供する基盤づくりを進める。 									区 分	事 業 内 容	予算額	(1) 地域医療構想アドバイザー派遣事業	地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言を得るため、アドバイザーを調整会議へ派遣する。	218	(2) 地域医療構想調整会議開催経費	保健医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。	1,298	(3) 第8次鳥取県保健医療計画冊子・パンフ製作	第8次鳥取県保健医療計画（令和6年度～令和11年度）の冊子やパンフを製作し、県民等への周知を図る。	2,000	合 計		3,516
区 分	事 業 内 容	予算額																					
(1) 地域医療構想アドバイザー派遣事業	地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言を得るため、アドバイザーを調整会議へ派遣する。	218																					
(2) 地域医療構想調整会議開催経費	保健医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。	1,298																					
(3) 第8次鳥取県保健医療計画冊子・パンフ製作	第8次鳥取県保健医療計画（令和6年度～令和11年度）の冊子やパンフを製作し、県民等への周知を図る。	2,000																					
合 計		3,516																					

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立歯科衛生専門学校費	58,903	58,351	552			(使用料) 21,944 (手数料) 272 (基金繰入金) 2,398	34,289	
トータルコスト	61,251千円（前年度 60,690千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	委託契約、支出、決算、授業料徴収、学校の式典にかかる事務等							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
1 事業の目的、概要	歯科衛生専門学校の運営に要する経費である。							
2 主な事業内容	歯科衛生専門学校の運営を（一社）鳥取県歯科医師会へ委託する。							
3 事業目標・取組状況・改善点	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、歯科衛生士を養成し、地域保健医療の需要に応える。学校のPR活動や高校訪問、学校説明会などを充実し、入学者の確保を図る。 令和4年度卒業生の国家試験合格率86%、就職率100%。 							
周産期医療対策事業	4,313	4,245	68	1,741			2,572	
トータルコスト	5,878千円（前年度5,804千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	契約手続、協議会開催等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要	安全、安心な出産ができる医療提供体制の整備のため、ハイリスク妊娠と診断された患者の情報等を総合周産期母子医療センター（鳥取大学医学部附属病院）を中心とする周産期医療施設で共有する鳥取県周産期医療情報ネットワークシステムの運用等を行う。また、周産期医療搬送コーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。							
2 主な事業内容	（単位：千円）							
事業名	内 容						予算額	
周産期医療協議会の開催等	周産期医療協議会の開催及び近畿ブロック周産期医療広域連携検討会への参加を行う。						558	
周産期医療情報ネットワークシステムの運営等	障害時の窓口対応、セキュリティアップデート作業、患者情報等を格納するソフトウェア等の保守、システム監査ログ集計等を委託する。						1,755	
搬送コーディネーターの設置	周産期医療情報システムの活用を推進し、緊急時に総合周産期母子医療センターが迅速かつ的確に対応できるよう、重症患者及びハイリスク患者の把握を行うコーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。						2,000	
合 計							4,313	
3 事業目標・取組状況・改善点	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県周産期医療情報ネットワークシステムの活用や搬送コーディネーターの総合周産期母子医療センターへの配置により、産科医療機関等からリスクに応じて周産期母子医療センターへ円滑に搬送する体制を整備する。 							

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害派遣医療チーム体制整備事業	9,987	7,985	2,002	6,385			3,602	
トータルコスト	13,117千円（前年度 11,104千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、研修会の開催等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

大規模災害や局地災害における急性期の医療活動を行う災害派遣医療チーム（DMAT）の隊員の養成及び技能の維持を図るため、DMAT隊員による訓練、研修への参加を推進する。

また、災害時の医療に加え、感染症発生・まん延時の医療の確保を図るため、DMAT隊員を対象とした感染症対応研修等を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
DMAT隊員養成研修等補助金	DMAT隊員の養成及び技能維持のため、厚生労働省主催研修等の受講に係る経費（旅費等）を補助する。 ・補助対象：DMAT指定医療機関4病院 ・補助率：2/3（400千円／病院） ・補助対象経費：厚労省主催の研修等の受講に係る経費	1,600
防災訓練等参加支援事業補助金	大規模地震を想定して行われる政府総合訓練にDMAT隊員が参加する旅費等の経費を補助する。 ・補助対象：DMAT指定医療機関4病院 ・補助率：10/10 ・補助対象経費：政府総合訓練への参加経費 （旅費等500千円／病院、ドクターヘリでの参加4,385千円（鳥大病院））	6,385
感染症クラスター対応研修	医療法等の改正により、令和6年度からこれまでの災害対応に加え、新たに新興感染症への対応も求められることから、DMAT隊員を対象に、感染症発生・まん延時の対応に向けた知識や技術習得を図るための研修会を開催する。	845
DMAT及び医療救護班等の派遣に係る傷害保険料	県の派遣要請に基づき災害医療活動に従事するDMAT及び医療救護班等の活動中の事故や感染症の罹患等に備え、傷害総合保険に加入する。	1,157
合計		9,987

3 事業目標・取組状況・改善点

- DMAT隊員が研修等を円滑に受講することができる環境を構築し、DMAT隊員の養成及び技能維持を行い、有事の体制整備を図る。

<参考>災害派遣医療チーム（DMAT）について

・概要

災害超急性期（概ね48時間以内）に活動する機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。発災時に都道府県からの派遣要請に基づき、被災地において救急医療を行う。

・県内の日本DMAT隊員数・保有チーム数（令和5年4月1日現在）

中央病院34名・4チーム、鳥取赤十字病院27名・4チーム、厚生病院23名・3チーム、鳥取大学医学部附属病院31名・5チーム

2目 医務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)医療機器更新事業	2,239	24,139	△21,900				2,239	
トータルコスト	3,022千円(前年度24,919千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU※)で使用する資機材の更新費用を支援する。</p> <p>※SCU(航空搬送拠点臨時医療施設) 被災地からの患者を、県内外の受入可能な医療施設へ搬送調整するための拠点として、臨時的に開設される医療施設。DMAT隊員等が搬送された患者の症状の安定化を図りつつ、搬送のためのトリアージを実施する。</p> <p>(県内のSCU候補地) 東部:鳥取空港、県立布勢総合運動公園(ヤマタスポーツパーク) 中部:倉吉市宮陸上競技場、東郷湖羽合臨海公園南谷広場 西部:美保飛行場(米子空港)、鳥取県消防学校</p> <p>2 主な事業内容 DMAT指定医療機関が整備する医療用機器の購入(更新)費用を支援する。 ・令和6年度は、鳥取赤十字病院が整備する搬送用モニターの更新費用について支援を行う。 ・補助率 1/2 ・補助額 2,239千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・DMAT指定医療機関がSCUで使用する資機材の更新を支援することにより、発災に備えた安全安心な医療提供体制の構築を図る。 ・令和5年度の支援実績(資機材の更新状況) 中央病院:搬送用モニター、輸液ポンプ、搬送用人工呼吸器、携帯用吸引器 鳥取赤十字病院:携帯型超音波診断装置 ※厚生病院及び鳥大病院は資機材の更新なし。</p>								

2目 医務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業	34,851	20,941	13,910	34,751			100	
トータルコスト	37,981千円(前年度 24,060千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	国への交付金申請事務、研修会の開催、資器材の校正事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 原子力災害時の医療活動に必要な放射線測定器の維持管理及び、医療従事者等に対する研修を実施し、原子力災害医療の体制整備を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 放射線測定機器の校正 10,245千円 県が原子力災害医療機関に整備した放射線測定器等(ホールボディカウンタ、GM管サーベイメータ、個人線量計等)の校正を実施する。 ・原子力災害拠点病院 2病院、原子力災害医療協力機関 14病院 (2) 原子力災害医療研修の実施 2,000千円 原子力災害医療に関する知識と技能の向上を図るため、医療関係者等を対象とした研修を実施する。 ・対象:医師、看護師、放射線技師、消防士、自衛隊員、県・市町村職員等 ・内容:放射線測定器の取扱い、汚染傷病者の搬送・受入 等 (3) 鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金 14,980千円 放射線防護対策設備の定期点検及び放射線測定機器の校正を実施する医療機関に補助を行う。 ・実施主体:済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院 ・補助率:10/10 ・補助対象経費:電気設備・機械設備等の保守点検、放射線測定機器の校正費用 (4) エアーテントの整備 7,526千円 原子力災害時に放射能汚染された患者のトリアージや除染作業等を行うため、エアーテントを整備する。 (5) 事務費 100千円(単県)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・原子力災害時の医療活動に必要となる放射線測定器等の適切な管理及び、医療従事者等に対する研修の実施により有事の対応に備える。 ・定期的な訓練・研修等の実施により、医療従事者等の災害対応の習熟度を高めるとともに、原子力災害医療に対応できる者を増やす。</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救急医療対策事業	5,898	4,928	970	2,598			3,300	
トータルコスト	6,681千円（前年度 5,708千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行を支援し、重層的な救急医療体制の確保を図るとともに、鳥取県医師会が行う研修への支援により、救急医療の現場で働く医師、看護師、救急救命士等の資質向上を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) ドクターカー運営事業費補助金（5,196千円） ドクターカーの運営費（運転手人件費、燃料費等）を補助する。 ・実施主体：鳥取大学医学部附属病院（高度救命救急センター） ・補助率：10/10 ・運行時間：年末年始（12/29～1/3）を除く毎日9時～17時</p> <p>(2) 高度救命処置研修開催事業費補助金（700千円） 救急医療の現場で働く医師、看護師等の資質向上を図るため、医師会が開催する心肺蘇生に関する救急処置研修（ACLS）及び外傷現場活動指針に関する研修（JPTEC）を支援する。 ・実施主体：（公社）鳥取県医師会 ・補助率：10/10</p> <p>(3) 山陰救急医学会年会費（2千円） 救急医学の進歩向上を図り、救急医学の普及と発展に貢献している山陰救急医学会の年会費を支出する。</p>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ドクターカーの活用により、傷病者に対し早期医療介入を行い、救命率の向上と傷病者の予後の改善を図る。また、鳥取県医師会が行う研修に対して補助することで、救急医療の現場で働く医師、看護師、救急救命士等の資質向上を図る。 鳥取大学における給与単価の改定や燃料費の高騰を踏まえ、ドクターカー運営事業費補助金の補助額を増額する。 								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ドクターヘリ運航事業	166,540	132,505	34,035				166,540	
トータルコスト	172,800千円(前年度 138,743千円) [正職員:0.8人]							
主な業務内容	関係機関調整、格納庫等維持管理、負担金事務、運航実績管理等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上等を図るため、鳥取県ドクターヘリ、3府県ドクターヘリ、島根県ドクターヘリの運航経費等を負担する。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区分	事業内容							予算額
鳥取県ドクターヘリ運航事業	鳥取県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 ・事業主体:関西広域連合 ・基地病院:鳥取大学医学部附属病院 ・運航範囲:鳥取県全域及び兵庫県、島根県、岡山県及び広島県の一部 ・H30.3.26から運航を開始							118,511
3府県ドクターヘリ運航事業	3府県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 ・事業主体:関西広域連合 ・基地病院:公立豊岡病院組合立豊岡病院 ・運航範囲:鳥取県全域及び兵庫県・京都府の一部 ・H22.4.17から3府県共同運航事業を開始し、H23.4.1に関西広域連合へ事業移管							43,646
島根県ドクターヘリ運航事業	島根県ドクターヘリの運航経費等について、利用実績に応じて負担金を支出する。 ・事業主体:島根県 ・基地病院:島根県立中央病院 ・運航範囲:鳥取県中・西部及び島根県全域及び広島県の一部 ・中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づき、H25.5.27から鳥取県への乗り入れを開始							1,117
鳥取県ドクターヘリ格納庫維持管理費	格納庫の維持管理を行う。							3,116
医師搭乗型消防防災ヘリコプター運航事業	消防防災ヘリコプターに医療チームが搭乗する「医師搭乗型消防防災ヘリコプター」の運用に必要な傷害保険料である。							150
合計							166,540	
3 事業目標・取組状況・改善点 ・ドクターヘリの活用により、早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上、後遺症の軽減、へき地救急医療体制の強化、迅速・効率的な災害医療活動、重層的な救急医療体制の構築等を図る。 ・鳥取県ドクターヘリ、3府県ドクターヘリ、島根県ドクターヘリ等の運航により、重層的な救急医療体制を整備している。								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県救急電話24時間相談対応事業	6,861	2,817	4,044			(雑入) 3,300	3,561	
トータルコスト	7,644千円（前年度 3,597千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	契約事務、広報に係る事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県民の不安軽減、救急車・救急医療機関の適正利用（逼迫回避）を図るため、電話相談事業（#7119）を継続実施する。</p> <p>※#7119の対象：概ね15歳以上の大人に係る電話相談</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>これまでの運用実績や効果、課題、関係者からの声等を踏まえ、令和6年度から相談受付時間を拡充する。（令和5年度：平日は夜間（午後7時～翌日午前8時）のみ（土日祝日は24時間）→拡充：平日含め24時間365日）</p> <p>(1) 事業期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間） ※令和6年度～令和8年度分の債務負担行為を設定済（令和5年11月補正予算）。</p> <p>(2) 電話番号 #7119（ダイヤル回線・IP電話の場合は、0857-26-7990）</p> <p>(3) 受付時間 24時間365日</p> <p>(4) 委託先 民間事業者</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急搬送人員に占める軽症患者の割合を令和11年までに25%以下とする。（参考：令和4年：36.8%） 事業開始（平成30年9月）以降、多くの救急電話相談に対応しており、県民の不安軽減につながっているほか、救急車・救急医療機関の適正利用の促し等を行っている。 他方、救急搬送者数は増加の一途（令和4年は過去最多を更新）をたどり（特に現在サービスを提供していない日中の搬送件数が最も多い）、また、軽症患者の割合が依然として高い（約4割）など、救急体制の逼迫の懸念が高く、消防関係者や救急医療関係者から更なる取組強化を求める声が挙がっている。 <p><相談件数（直近3年間）及び効果></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数（直近3年間） 令和2年度：1,438 令和3年度：1,231件 令和4年度：1,302件 効果 <ul style="list-style-type: none"> ○軽症患者の搬送割合の減少 (H29年：38.0% → R3年：32.8% (▲5.2%)) ○不要不急の救急出動の抑制 (相談件数の約3割を占める緊急性の低い相談について、経過観察や応急処置などを助言する。) ○潜在的な重症者の発見及び救護 (相談件数の約4割を占める緊急性の高い相談について、119番通報や医療機関受診などを助言する。) 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県小児救急電話 24時間相談対応事業	29,885	14,053	15,832			(基金繰入金) 29,885		
トータルコスト	30,668千円（前年度 14,833千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	契約事務、広報に係る事務							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県民（小児の保護者等）の不安軽減、救急車・救急医療機関の適正利用（逼迫回避）を図るため、電話相談事業（#8000）を継続実施する。</p> <p>※#8000の対象：15歳未満の小児に係る電話相談</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>これまでの運用実績や効果、課題、関係者からの声等を踏まえ、令和6年度から相談受付時間を拡充する。（令和5年度：平日は夜間（午後7時～翌日午前8時）のみ（土日祝日は24時間）→拡充：平日含め24時間365日）</p> <p>(1) 事業期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間） ※令和6年度～令和8年度分の債務負担行為を設定済（令和5年11月補正予算）。</p> <p>(2) 電話番号 #8000（ダイヤル回線・IP電話の場合は、0857-26-8990）</p> <p>(3) 受付時間 24時間365日</p> <p>(4) 委託先 民間事業者</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急搬送人員に占める軽症患者の割合を令和11年までに25%以下とする。（参考：令和4年：36.8%） 事業開始（平成21年2月）以降、多くの救急電話相談に対応しており、小児の保護者等の不安軽減につながっているほか、救急車・救急医療機関の適正利用の促し等を行っている。 ※拡充経過：平成29年1月に相談受付時間を延長（土日祝日の24時間等）、令和3年4月及び令和5年4月に電話回線数を増設。（令和5年4月からすべての時間帯で2回線） 他方、救急搬送者数は増加の一途（令和4年は過去最多を更新）をたどり（特に現在サービスを提供していない日中の搬送件数が最も多い）、また、軽症患者の割合が依然として高い（18歳未満では6割以上）など、小児救急体制の逼迫の懸念が高く、消防関係者や救急医療関係者から更なる取組強化を求める声が挙がっている。 更に、本年4月実施予定の小児医療費完全無償化に伴う負担増大を懸念する小児医療関係者の声も聞かれ、一層の取組強化が重要となっている。 <p><相談件数（直近3年間）及び効果></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数（直近3年間） 令和2年度：4,970件 令和3年度：3,726件 令和4年度：3,524件 効果 <ul style="list-style-type: none"> ○軽症患者の搬送割合の減少 (H20年：37.8% → R3年：32.8% (▲5.0%)) ○不要不急の救急出動の抑制 (相談件数の約3割を占める緊急性の低い相談について、経過観察や応急処置などを助言する。) ○潜在的な重症者の発見及び救護 (相談件数の約3割を占める緊急性の高い相談について、119番通報や医療機関受診などを助言する。) 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
へき地医療対策費	133,005	133,227	△222	1,481			131,524																
トータルコスト	193,258千円（前年度 193,264千円）〔正職員：7.7人〕																						
主な業務内容	医師派遣、制度設計、周知説明、補助金交付事務、国との調整等																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>へき地の公立病院等で勤務する総合医を育成する学校法人自治医科大学の運営費用を負担するとともに、へき地拠点病院・へき地保健指導所の運営経費を補助することで、へき地医療の充実を図る。</p>																							
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治医科大学負担金</td> <td>へき地医療の充実を図るため、自治医科大学に負担金を交付し、将来本県のへき地医療に貢献する医師を養成する。 ・自治医科大学運営費負担金 131,200千円</td> <td>131,200</td> </tr> <tr> <td>へき地医療拠点病院運営事業</td> <td>へき地医療支援機構の指導・調整により、巡回診療、医師派遣等を行う へき地医療拠点病院に必要な経費を補助する。 ・実施主体：鳥取市立病院、日野病院 ・補助率：10/10</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>へき地保健指導所運営事業</td> <td>へき地保健指導所（倉吉市関金町）の運営費を補助する。 ・実施主体：倉吉市 ・補助率：1/2</td> <td>1,157</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>133,005</td> </tr> </tbody> </table>									事業名	事業内容	予算額	自治医科大学負担金	へき地医療の充実を図るため、自治医科大学に負担金を交付し、将来本県のへき地医療に貢献する医師を養成する。 ・自治医科大学運営費負担金 131,200千円	131,200	へき地医療拠点病院運営事業	へき地医療支援機構の指導・調整により、巡回診療、医師派遣等を行う へき地医療拠点病院に必要な経費を補助する。 ・実施主体：鳥取市立病院、日野病院 ・補助率：10/10	648	へき地保健指導所運営事業	へき地保健指導所（倉吉市関金町）の運営費を補助する。 ・実施主体：倉吉市 ・補助率：1/2	1,157	合 計		133,005
事業名	事業内容	予算額																					
自治医科大学負担金	へき地医療の充実を図るため、自治医科大学に負担金を交付し、将来本県のへき地医療に貢献する医師を養成する。 ・自治医科大学運営費負担金 131,200千円	131,200																					
へき地医療拠点病院運営事業	へき地医療支援機構の指導・調整により、巡回診療、医師派遣等を行う へき地医療拠点病院に必要な経費を補助する。 ・実施主体：鳥取市立病院、日野病院 ・補助率：10/10	648																					
へき地保健指導所運営事業	へき地保健指導所（倉吉市関金町）の運営費を補助する。 ・実施主体：倉吉市 ・補助率：1/2	1,157																					
合 計		133,005																					
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> へき地医療の提供体制の確保のため、自治医科大学による総合医の養成を継続するとともに、へき地拠点病院、へき地保健指導所の安定した運営を図る。 令和5年度の指定勤務期間内の自治医科大学卒の医師は17人であり、鳥取大学医学部特別養成卒業の医師（県版自治医）とともに、県職員としてへき地医療等に貢献している。 																							

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																																																																																																																																																																															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																																																																																																																																																																
医師確保奨学金等貸付事業	(債務負担行為) 363,600		(債務負担行為) 363,600			(債務負担行為) 21,600 (基金繰入金) 7,200	(債務負担行為) 342,000																																																																																																																																																																																																																
	294,360	275,280	19,080				287,160																																																																																																																																																																																																																
トータルコスト	306,098千円 (前年度 286,976千円) [正職員：1.5人]																																																																																																																																																																																																																						
主な業務内容	医師確保奨学金等の貸付に係る事務																																																																																																																																																																																																																						
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																																																																																																																																																																																																																							
<p>1 事業の目的、概要 地域医療を担う医師を確保するため、鳥取大学医学部をはじめ県内外の医学生に対して奨学金の貸付を行う。(県内医療機関で一定期間勤務した場合、奨学金の返還を免除する。)</p> <p>2 主な事業内容 以下の大学の医学部医学科入学者・在学者に対して、奨学金の貸付を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>医師養成確保奨学金 (地域枠)</td> <td>貸付対象者</td> <td>鳥取大学医学部医学科 (推薦入試) 入学者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付枠</td> <td>新規：5人以内、継続：24人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奨学金の額</td> <td>月額120千円 (年額1,440千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>免除条件</td> <td>臨床研修 (県内) 修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務</td> </tr> <tr> <td>医師養成確保奨学金 (編入枠)</td> <td>貸付対象者</td> <td>鳥取大学医学部医学科 (学士編入) 入学者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付枠</td> <td>新規：5人以内、継続：10人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奨学金の額</td> <td>月額120千円 (年額1,440千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>免除条件</td> <td>臨床研修 (県内) 修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務</td> </tr> <tr> <td>医師養成確保奨学金 (一般貸付枠)</td> <td>貸付対象者</td> <td>県内外の大学医学部医学科在学者で以下の者 鳥取大学：出身地・卒業高校の所在地を問わない、その他大学：県内高校卒業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付枠</td> <td>新規：8人以内 (うち3人は自治医科大学医学部在学者)、継続：15人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奨学金の額</td> <td>月額100千円 (年額1,200千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>免除条件</td> <td>(自治医大以外) 臨床研修 (県内) 修了後、貸付期間の1.5倍に3年を加えた期間 (最大9年) 以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間 (最大6年) 勤務 (自治医大) 卒業後、県職員 (医師) として知事が勤務を命じる県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間 (最大6年) 勤務</td> </tr> <tr> <td>緊急医師確保対策奨学金 (特別養成枠)</td> <td>貸付対象者</td> <td>鳥取大学医学部医学科 (推薦入試) 入学者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付枠</td> <td>新規：6人以内、継続：23人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奨学金の額</td> <td>月額150千円 (年額1,800千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>免除条件</td> <td>卒業後、県職員 (医師) として、知事が勤務を命じる県内医療機関に、9年勤務</td> </tr> <tr> <td>臨時特例医師確保対策奨学金 (臨時養成枠)</td> <td>貸付対象者</td> <td>鳥取大学医学部医学科 (一般入試)、岡山大学医学部医学科 (推薦入試)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貸付枠</td> <td>新規：15人以内 (鳥取大学14人以内、岡山大学1人以内)、継続：69人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奨学金の額</td> <td>月額150千円 (年額1,800千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>免除条件</td> <td>(新規貸付分) 臨床研修 (県内) 開始後、12年以内に、知事の指定する県内医療機関に9年勤務、かつ、当該9年のうち知事が指定した区域で4年 (臨床研修期間除く) 勤務 (既貸付分) 臨床研修 (県内) 修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務</td> </tr> </table> <p>・債務負担行為 医師確保奨学金等貸付事業 363,600千円 (令和7年度～令和12年度)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・長期的な視点に立ち、県の医療体制の維持・向上に向け、医師の確保を図る。 ・令和5年4月現在、指定勤務期間中の医師123人が本県の医療に貢献している。</p> <p><年度別貸付者数> (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>奨学金</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域枠</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>一般貸付枠</td> <td></td> <td>23</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>編入枠</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>特別養成枠</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>臨時養成枠</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5</td> <td>28</td> <td>10</td> <td>22</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>29</td> <td>33</td> <td>28</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>17</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>36</td> <td>39</td> <td>487</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和5年度までは貸付実績、令和6年度は貸付枠</p>									医師養成確保奨学金 (地域枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科 (推薦入試) 入学者		貸付枠	新規：5人以内、継続：24人		奨学金の額	月額120千円 (年額1,440千円)		免除条件	臨床研修 (県内) 修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務	医師養成確保奨学金 (編入枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科 (学士編入) 入学者		貸付枠	新規：5人以内、継続：10人		奨学金の額	月額120千円 (年額1,440千円)		免除条件	臨床研修 (県内) 修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務	医師養成確保奨学金 (一般貸付枠)	貸付対象者	県内外の大学医学部医学科在学者で以下の者 鳥取大学：出身地・卒業高校の所在地を問わない、その他大学：県内高校卒業者		貸付枠	新規：8人以内 (うち3人は自治医科大学医学部在学者)、継続：15人		奨学金の額	月額100千円 (年額1,200千円)		免除条件	(自治医大以外) 臨床研修 (県内) 修了後、貸付期間の1.5倍に3年を加えた期間 (最大9年) 以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間 (最大6年) 勤務 (自治医大) 卒業後、県職員 (医師) として知事が勤務を命じる県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間 (最大6年) 勤務	緊急医師確保対策奨学金 (特別養成枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科 (推薦入試) 入学者		貸付枠	新規：6人以内、継続：23人		奨学金の額	月額150千円 (年額1,800千円)		免除条件	卒業後、県職員 (医師) として、知事が勤務を命じる県内医療機関に、9年勤務	臨時特例医師確保対策奨学金 (臨時養成枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科 (一般入試)、岡山大学医学部医学科 (推薦入試)		貸付枠	新規：15人以内 (鳥取大学14人以内、岡山大学1人以内)、継続：69人		奨学金の額	月額150千円 (年額1,800千円)		免除条件	(新規貸付分) 臨床研修 (県内) 開始後、12年以内に、知事の指定する県内医療機関に9年勤務、かつ、当該9年のうち知事が指定した区域で4年 (臨床研修期間除く) 勤務 (既貸付分) 臨床研修 (県内) 修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務	奨学金	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	地域枠	5	5	5	5	5	5	3	5	5	4	5	4	3	4	5	5	5	5	5	88	一般貸付枠		23	5	12	9	6	5	5	7	9	4	3	3	1	5	7	4	5	8	121	編入枠																	5	5	5	15	特別養成枠				5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	3	5	5	4	6	6	77	臨時養成枠					8	11	10	9	12	15	14	12	12	9	15	15	14	15	15	186	合計	5	28	10	22	27	27	23	24	29	33	28	22	23	17	30	32	32	36	39	487
医師養成確保奨学金 (地域枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科 (推薦入試) 入学者																																																																																																																																																																																																																					
	貸付枠	新規：5人以内、継続：24人																																																																																																																																																																																																																					
	奨学金の額	月額120千円 (年額1,440千円)																																																																																																																																																																																																																					
	免除条件	臨床研修 (県内) 修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務																																																																																																																																																																																																																					
医師養成確保奨学金 (編入枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科 (学士編入) 入学者																																																																																																																																																																																																																					
	貸付枠	新規：5人以内、継続：10人																																																																																																																																																																																																																					
	奨学金の額	月額120千円 (年額1,440千円)																																																																																																																																																																																																																					
	免除条件	臨床研修 (県内) 修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務																																																																																																																																																																																																																					
医師養成確保奨学金 (一般貸付枠)	貸付対象者	県内外の大学医学部医学科在学者で以下の者 鳥取大学：出身地・卒業高校の所在地を問わない、その他大学：県内高校卒業者																																																																																																																																																																																																																					
	貸付枠	新規：8人以内 (うち3人は自治医科大学医学部在学者)、継続：15人																																																																																																																																																																																																																					
	奨学金の額	月額100千円 (年額1,200千円)																																																																																																																																																																																																																					
	免除条件	(自治医大以外) 臨床研修 (県内) 修了後、貸付期間の1.5倍に3年を加えた期間 (最大9年) 以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間 (最大6年) 勤務 (自治医大) 卒業後、県職員 (医師) として知事が勤務を命じる県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間 (最大6年) 勤務																																																																																																																																																																																																																					
緊急医師確保対策奨学金 (特別養成枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科 (推薦入試) 入学者																																																																																																																																																																																																																					
	貸付枠	新規：6人以内、継続：23人																																																																																																																																																																																																																					
	奨学金の額	月額150千円 (年額1,800千円)																																																																																																																																																																																																																					
	免除条件	卒業後、県職員 (医師) として、知事が勤務を命じる県内医療機関に、9年勤務																																																																																																																																																																																																																					
臨時特例医師確保対策奨学金 (臨時養成枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科 (一般入試)、岡山大学医学部医学科 (推薦入試)																																																																																																																																																																																																																					
	貸付枠	新規：15人以内 (鳥取大学14人以内、岡山大学1人以内)、継続：69人																																																																																																																																																																																																																					
	奨学金の額	月額150千円 (年額1,800千円)																																																																																																																																																																																																																					
	免除条件	(新規貸付分) 臨床研修 (県内) 開始後、12年以内に、知事の指定する県内医療機関に9年勤務、かつ、当該9年のうち知事が指定した区域で4年 (臨床研修期間除く) 勤務 (既貸付分) 臨床研修 (県内) 修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務																																																																																																																																																																																																																					
奨学金	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計																																																																																																																																																																																																			
地域枠	5	5	5	5	5	5	3	5	5	4	5	4	3	4	5	5	5	5	5	88																																																																																																																																																																																																			
一般貸付枠		23	5	12	9	6	5	5	7	9	4	3	3	1	5	7	4	5	8	121																																																																																																																																																																																																			
編入枠																	5	5	5	15																																																																																																																																																																																																			
特別養成枠				5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	3	5	5	4	6	6	77																																																																																																																																																																																																			
臨時養成枠					8	11	10	9	12	15	14	12	12	9	15	15	14	15	15	186																																																																																																																																																																																																			
合計	5	28	10	22	27	27	23	24	29	33	28	22	23	17	30	32	32	36	39	487																																																																																																																																																																																																			

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医師確保対策推進事業	7,885	6,295	1,590	1,908			5,977	
トータルコスト	21,188千円（前年度 58,535千円）〔正職員：1.7人〕							
主な業務内容	医師の確保・養成に係る事務等							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 県内で勤務する臨床研修医・専門研修医の確保等を通じ、将来の安定的な医療提供体制の確保を図る。 また、県内の医師が少ない区域等における医師の継続的な勤務の支援により、医師の地域偏在の解消を目指す。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
事業名	事業内容							予算額
地域医療体験研修推進事業	県内外の医学生が県内の医療に触れる機会を提供するため、医療現場を体験できる研修を年2回開催する。							900
研修医確保対策支援事業	各臨床研修指定病院と連携して「鳥取県臨床研修指定病院協議会」を組織し、臨床研修医の確保に向けた取組を行う。							2,400
医師臨床研修事業	臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。							163
専門研修医師支援事業	県内外の医療機関で専門研修を行う医師を支援し、研修修了後に県内で勤務する専門医の確保を図る。							97
次世代医師交流事業	自治医科大学医学生と鳥取大学特別養成枠医学生を対象とした交流会の実施等により、将来へき地等に勤務する医師の確保・定着を図る。							82
医師少数区域経験認定医師支援事業	へき地等の医療機関に勤務する医師の確保を図るため、同地区に一定期間の勤務経験を有する医師の研修経費等を支援する。							3,816
無料職業紹介事業	県内勤務を希望する医師に対して、職業紹介を実施する。							214
医療人材顧問による県外医師確保事業	本県に縁のある著名な医療関係者を「医療人材顧問」として委嘱し、本県で勤務を希望する医師を紹介していただく。							213
合 計							7,885	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・長期的な視点に立ち、県の医療体制の維持・向上に向け、医師の確保を図る。
- ・各種の医師確保対策の効果もあり、県内の医師数は増加している。

【県内の医療施設従事医師数】※厚生労働省医師数調査より

年	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2
総数（人）	1,573	1,570	1,585	1,565	1,627	1,662	1,699	1,707	1,742

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 災害支援ナース派遣調整事業	600	0	600				600	
トータルコスト	1,383千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>医療法等の改正により、令和6年4月から、これまでの自然災害に加え、新たに新興感染症対応も求められることになり、さらにこれまではボランティアの位置づけであった災害支援ナースが「災害・感染症医療業務従事者」として法的に位置づけられることを受け、災害支援ナースの応援派遣に係る調整業務等を県看護協会に委託する。</p> <p>（参考）災害支援ナース</p> <p>災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、日本看護協会及び都道府県看護協会が養成する。被災した医療機関における看護業務、避難所の環境整備や感染症対策、避難所における心身の体調不良者に対する受診支援等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>災害支援ナースの登録・連絡調整等の業務を県看護協会に委託する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き県看護協会との緊密な連携により、有事の際における迅速な災害支援ナースの派遣調整を図る。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
（新）第25回（令和6年度）臓器移植推進国民大会開催事業	3,500	0	3,500			（雑入） 3,500										
トータルコスト	6,630千円（前年度 0千円）〔正職員：0.4人〕															
主な業務内容	大会の企画・運営及び広報を行う委託業者の決定、主催者等との企画調整															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国民への移植医療への理解を促進することを目的として、毎年10月の「臓器移植普及推進月間」に開催される「臓器移植推進国民大会」を本県で開催し、県民への臓器移植の理解促進を図る。</p> <p><「第25回臓器移植推進国民大会」の概要（予定）></p> <table border="1"> <tr> <td>主催</td> <td>厚生労働省、鳥取県（開催県）、（公社）日本臓器移植ネットワーク、（公財）日本腎臓財団</td> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>令和6年10月20日（日）</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>米子市文化ホール</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>移植医療功労者等への感謝状贈呈式のほか、臓器移植に関する講演やシンポジウムなど</td> </tr> </table> <p>2 主な事業内容</p> <p>運営の一部を、プロポーザル方式により選定した業者に委託する。</p> <p>委託業務：企画運営、シナリオ作成、講師招聘、広報、資料の作成・頒布など</p> <p>委託料：3,500千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 本大会の県内開催を通じて、県民の臓器移植に対する理解を深め、家族と話し合う機会や、臓器移植意思表示率の向上を図る。 <p>（参考）臓器提供意思表示率（令和4年度）：17.9% ※公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク調べ</p>									主催	厚生労働省、鳥取県（開催県）、（公社）日本臓器移植ネットワーク、（公財）日本腎臓財団	開催日	令和6年10月20日（日）	場所	米子市文化ホール	内容	移植医療功労者等への感謝状贈呈式のほか、臓器移植に関する講演やシンポジウムなど
主催	厚生労働省、鳥取県（開催県）、（公社）日本臓器移植ネットワーク、（公財）日本腎臓財団															
開催日	令和6年10月20日（日）															
場所	米子市文化ホール															
内容	移植医療功労者等への感謝状贈呈式のほか、臓器移植に関する講演やシンポジウムなど															

2目 医務費／4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
(新) 中山間地域を支える医療人材確保総合対策	45,694	0	45,694			(基金繰入金) 39,694 (雑入) 6,000	
トータルコスト	51,954千円（前年度 0千円）〔正職員：0.8人〕						
主な業務内容	補助金交付事務等						

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

中山間地域を支える医師をはじめとする医療人材の確保に向けた総合的な対策を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	事業内容	予算額			
地域の医療維持への支援	地域の身近な医療維持のため、中山間地域の市町村（自治体立病院含む）が行う医師確保の取組を支援する。 （対象事業） ・複数の市町村等が連携して行う病院勤務医確保の取組 ・市町村が行う民間診療所の新規開設・事業承継を支援する取組 （補助率）市町村等負担の1/2（上限額 10,000 千円）	20,000			
総合診療医の確保対策の強化	中山間地域の医療機関のニーズが大きい総合診療医の育成・確保対策の強化を行う。 （1）関係市町と連携し、「総合診療医育成強化専門員（仮称）」を鳥取大学（地域医療学講座）に配置する。 （2）臨床研修医向けセミナーを開催する。	12,840			
県派遣医師の定着促進	義務明け後の研修支援制度を創設する（研修後の自治体立病院・診療所への診療支援を要件化する）。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">引き続き県職員として勤務（研修中の人件費支援）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">義務年限 (9年)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">義務明け後研修 (最大2年)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県内中核病院等で勤務 ※県立病院等 (3年)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※市町村立病院、診療所への診療支援を要件化 (例)週2日程度、市町村立病院で外来診療に従事</p> </div>	義務年限 (9年)	義務明け後研修 (最大2年)	県内中核病院等で勤務 ※県立病院等 (3年)	—
義務年限 (9年)	義務明け後研修 (最大2年)	県内中核病院等で勤務 ※県立病院等 (3年)			
オンライン診療の推進	医師の不足等医療資源に乏しい中山間地域の医療機関等による、ICTを活用した効率的な医療提供の取組（オンライン診療）を支援する。 （対象経費、補助率） ・情報通信機器の整備：基準額 750 千円、補助率 2/3 ・看護師の派遣：定額（2 千円/時間）	3,700			
看護師の特定行為研修の推進	特定行為ができる看護師の早期育成・確保に向け、他の医療機関等の看護師を受け入れる研修医療機関等を支援する。 （対象経費、補助率） ・指導スタッフ人件費：定額（600 千円/1人受入れ） ・備品整備費：基準額 1,000 千円、補助率 1/2	4,572			
病院看護師確保の推進	中山間地域の病院看護師の不足を補うために看護師派遣を行う医療機関の代替職員人件費を支援する（基準額 4,162 千円、補助率 1/2）。	4,162			
病院薬剤師確保の推進	中山間地域の病院薬剤師の確保に向けて、これらの病院への勤務を要件化する新たな奨学金返還助成制度を創設する。 （制度の概要） ・指定勤務期間（6年）の1/2以上を県が指定する中山間地域の病院で勤務しながら、基幹病院（鳥大病院）での高度・専門分野等の経験・研修を積むプログラムを履修した場合に、240万円を上限に奨学金返還を助成する。	420			
合 計		45,694			

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・「中山間地域を支える医療人材の確保に向けた研究会」（令和5年8月設置）での議論を踏まえ、医療人材の確保に向けた取組を総合的に進める。

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】災害派遣医療チーム（DMAT）訓練実施事業	0	1,337	△1,337					
トータルコスト	0千円（前年度 2,896千円）							
主な業務内容	中国地区DMAT連絡協議会開催業務、研修会の開催							
事業内容の説明								
<p>事業完了に伴う廃止である。</p> <p>※中国5県で設置している「中国地区DMAT連絡協議会」について、令和5年度は本県が事務局及び研修会の開催を担当した。</p>								

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> (新) 県立看護学校 学 務システム更新事業	(債務負担行為) 7,725 18,644	0	(債務負担行為) 7,725 18,644				(債務負担行為) 7,725 18,644	
トータルコスト	19,427千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	連絡調整							
事業内容の説明 1 事業の目的、概要 平成11年度に導入した現在の学務システム (在校生・卒業生の成績等の管理、入試業務管理) の業者サポートが令和6年度末で終了するため、令和7年度に向けて新しい学務システムを構築する。								
2 主な事業内容 現行の学務システムと同様の機能を有する新システム (鳥取看護専門学校と倉吉総合看護専門学校共通のシステム) を構築する。 システム整備費: 18,644千円 (令和6年度) 債務負担行為 保守運営費: 7,725千円 (令和7年度~令和11年度)								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・引き続き学務システムを活用することにより、円滑な業務管理を行う。								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保健師等教育研修事業	1,536	1,380	156	474			1,062	
トータルコスト	7,796千円（前年度 7,618千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	保健師等研修会の企画、運営、保健師現任教育に関する評価							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 地域保健対策の推進に向けた県及び市町村の保健師等に対する研修を行い、資質向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 保健師等教育研修事業 584千円 新人、初任者、中堅者、管理者の各階層別や教育推進者向けの研修を行う。 (2) 保健師現任教育検討会 114千円 県全体の保健師現任教育の進捗状況を評価し、課題に対する対策を検討する。 (3) 保健師等連携体制構築支援事業 275千円 県退職保健師が育成トレーナーとなり、初任者保健師の保健指導技術と知識の向上を図る。 (4) その他保健師研修会等 563千円 県外で実施される研修会に、県の保健師等を派遣する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・保健師等の資質向上を図るとともに、地域保健対策を推進する。 ・保健師の人材育成、保健師専門能力の向上を目標に、平成25年度からガイドラインに沿って現任教育を推進している（平成30年度にガイドライン一部改訂）。</p>								
看護職員研修補助事業	2,600	2,600	0				2,600	
トータルコスト	3,383千円（前年度 3,380千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 看護職員の資質向上を図るため、（公社）鳥取県看護協会が行う各種研修に対し補助を行う。</p> <p>2 主な事業内容 補助対象経費：看護職員の資質向上を図るための研修事業に要する経費 事業主体：公益社団法人鳥取県看護協会 補助率等：定額</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・県民に対してより良質の看護を提供するため、看護職員の資質向上を図る。</p>								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
准看護師試験等実施費	652	915	△263			(手数料) 652		
トータルコスト	5,347千円（前年度 5,593千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	准看護師試験委員会の開催、准看護師試験実施事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 准看護師試験の実施及び准看護師免許証の交付を行う。</p> <p>2 主な事業内容 鳥取県准看護師試験委員会の開催</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・保健師助産師看護師法施行令に基づき、適正に准看護師試験を実施する。</p>								
助産師出向支援事業	1,328	1,328	0	1,328				
トータルコスト	2,111千円（前年度 2,108千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務、関係機関との調整事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 助産師の就業偏在解消や、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向システムによる出向を支援する。</p> <p>2 主な事業内容 ・委託先：公益社団法人鳥取県看護協会 ・予算額：1,328千円 ・事業（委託）内容 ①鳥取県助産師出向支援事業協議会の開催（年3回）及び運営 ②助産師出向コーディネーターの配置及び活動</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・助産師の就業先の偏在是正及び助産実践能力の強化、助産師の資質向上を図る。 ・平成30年度から活動報告会を開催し、多くの産科医療機関関係者に参加していただき、本出向システムの普及につなげている。</p>								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
看護職員等充足対策費	718,862	729,108	△10,246			(基金繰入金) 3,292	715,570																															
トータルコスト	746,300千円（前年度 756,198千円）〔正職員：2.0人、会計年度任用職員：4.0人〕																																					
主な業務内容	看護職員修学資金等貸付事務、補助金交付事務																																					
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内に就業する看護職員等の確保のため、修学資金の貸付や再就業支援等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 看護職員修学資金等貸付事業 680,892千円 県内に就業する看護職員、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>新規貸付者(卒)</th> <th>継続貸付者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員養成施設等在学生</td> <td>330人</td> <td>691人</td> </tr> <tr> <td>鳥取大学医学部保健学科看護学専攻地域枠推薦入学生</td> <td>10人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>鳥取大学医学部保健学科看護学専攻鳥取県看護職員養成枠入学生</td> <td>10人</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設在学生</td> <td>60人</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>410人</td> <td>885人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ナースセンター事業 29,717千円 県看護協会に委託し、再就業相談事業や再就業支援研修等を実施する（就業支援コーディネーターの増員配置を継続する）。</p> <p>(3) 新卒訪問看護師育成支援事業 3,292千円 訪問看護師の育成・確保に向け、新卒看護師を雇用し、訪問看護師として育成する訪問看護事業所を支援する。</p> <p>(4) 病院内保育施設運営費補助事業 3,126千円 県内の看護職員等の仕事と育児の両立に向け、病院内保育施設の運営を支援する。</p> <p>(5) 医師・看護職員等の仕事と育児の両立応援事業 873千円 県内の医師・看護職員等の仕事と育児の両立に向け、職員による保育サービスの利用補助を行う病院等の取組を支援する。</p> <p>(6) その他（看護サマーセミナー参加者旅費等） 962千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師養成所等に在学している学生に対し、修学上必要な資金の貸付を行うことで、将来県内で就業する看護職員等の確保を図る（令和5年3月に卒業し、就業した者の県内就業率：約85%）。 看護職員数は増加傾向にあるが、現場の不足感はまだ解消されておらず、また偏在対策に係る取組も必要である。 ナースセンターでは、潜在看護師の掘り起こしや、相談事業・研修事業等の実施により、看護職員の再就業に向けた支援を行っている（令和4年度再就業者数：152人）。 <p>【県内の看護職員数の推移】※厚生労働省看護職員数調査より</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H22 年末</th> <th>H24 年末</th> <th>H26 年末</th> <th>H28 年末</th> <th>H30 年末</th> <th>R2 年末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,521</td> <td>8,798</td> <td>9,186</td> <td>9,580</td> <td>9,954</td> <td>10,234</td> </tr> </tbody> </table>									貸付対象	新規貸付者(卒)	継続貸付者	看護職員養成施設等在学生	330人	691人	鳥取大学医学部保健学科看護学専攻地域枠推薦入学生	10人	30人	鳥取大学医学部保健学科看護学専攻鳥取県看護職員養成枠入学生	10人	24人	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設在学生	60人	140人	合 計	410人	885人	H22 年末	H24 年末	H26 年末	H28 年末	H30 年末	R2 年末	8,521	8,798	9,186	9,580	9,954	10,234
貸付対象	新規貸付者(卒)	継続貸付者																																				
看護職員養成施設等在学生	330人	691人																																				
鳥取大学医学部保健学科看護学専攻地域枠推薦入学生	10人	30人																																				
鳥取大学医学部保健学科看護学専攻鳥取県看護職員養成枠入学生	10人	24人																																				
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設在学生	60人	140人																																				
合 計	410人	885人																																				
H22 年末	H24 年末	H26 年末	H28 年末	H30 年末	R2 年末																																	
8,521	8,798	9,186	9,580	9,954	10,234																																	

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認定看護師養成研修事業（単県）	3,750	3,750	0				3,750	
トータルコスト	4,533千円（前年度 4,530千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 熟練した看護技術と知識を持ち、水準の高い看護実践ができる認定看護師を養成し、県内の看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容 認定看護師養成研修に派遣を行う医療機関に対して、研修経費の一部（学費相当）を補助する。 ・実施主体：民間病院・診療所等 （国立・独立行政法人・公立病院は、地域医療介護総合確保基金事業で実施） ・補助率：10/10（上限額：750千円）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・県全体の看護ケアの向上を図るため、認定看護師の育成を働きかけていく。 ・感染管理の分野で熟練した看護技術と知識を有する「感染管理認定看護師」の養成を積極的に進め、県内の感染管理に関する看護体制の拡充と質の向上を図る。 （参考） 県内の認定看護師は157名、うち感染管理認定看護師は20名（令和4年12月現在）。</p>								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 看護職員修学資金管理事務デジタル化事業	〔債務負担行為〕 13,200 16,550	0	〔債務負担行為〕 13,200 16,550				〔債務負担行為〕 13,200 16,550	
トータルコスト	17,333千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	修学資金管理業務の契約業務等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 オンライン申請等を可能とするシステムを新たに整備し、申請者（借受者）の負担軽減及び事務の効率化を図る。</p> <p>2 主な事業内容 看護職員修学資金に係る各種申請のオンライン化、貸付事務のデジタル化を可能とするシステムを新規整備する。 システム整備費：16,550千円（令和6年度） 債務負担行為 保守運営費：13,200千円（令和7年度～令和11年度）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・これまでアナログのまま行ってきた管理事務をデジタル化することで、申請者（借受者）の負担軽減や事務の効率化を図る。</p>								

5目 病院費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
自治体病院補助事業	66,021	72,758	△6,737				66,021																						
トータルコスト	66,804千円 (前年度 73,538千円) [正職員: 0.1人]																												
主な業務内容	補助金交付事務																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要 へき地等に所在する公的病院が行う施設等整備を支援することにより、へき地等の医療提供体制の確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容 公的病院が行った施設等の整備に係る借入金の償還支払利息に対する支援を行う。 ・実施主体: 病院を建設するために借り入れた地方債の支払利息について、一般会計から病院会計へ繰出す事業を行う町 ・対象病院: 岩美病院、智頭病院、西伯病院、日南病院、日野病院 ・補助率: 1/2</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・支援の継続により、自治体病院の経営の安定化を図り、へき地等の医療提供体制の確保を図る。</p>																													
県立病院運営事業費	3,131,897	3,100,424	31,473				3,131,897																						
トータルコスト	3,132,680千円 (前年度 3,101,204千円) [正職員: 0.1人]																												
主な業務内容	申請書の審査・交付金支払い事務等																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要 各圏域の中核的な病院として、県民へ医療提供を行っている県立病院に対して、円滑な管理運営を行うために必要な経費を交付する。</p> <p>2 主な事業内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予 算 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金 (枠内)</td> <td>1,688,324</td> <td>救急医療等の不採算部門に対する交付金 (5年間の総枠に対して定額交付)</td> </tr> <tr> <td>運営費交付金 (枠外)</td> <td>118,624</td> <td>児童手当</td> </tr> <tr> <td>機器購入費 (枠外)</td> <td>296,579</td> <td>機器購入に要する経費に対する負担金</td> </tr> <tr> <td>施設整備費</td> <td>846,345</td> <td>施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金</td> </tr> <tr> <td>一般会計精算金の再交付</td> <td>182,025</td> <td>過年度の一般会計精算金について、再交付をするもの</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,131,897</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・県立病院に係る運営費等の必要経費を繰り出すことで、県立病院の円滑な管理運営を図る。</p>									区 分	予 算 額	摘 要	運営費交付金 (枠内)	1,688,324	救急医療等の不採算部門に対する交付金 (5年間の総枠に対して定額交付)	運営費交付金 (枠外)	118,624	児童手当	機器購入費 (枠外)	296,579	機器購入に要する経費に対する負担金	施設整備費	846,345	施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金	一般会計精算金の再交付	182,025	過年度の一般会計精算金について、再交付をするもの	合 計	3,131,897	
区 分	予 算 額	摘 要																											
運営費交付金 (枠内)	1,688,324	救急医療等の不採算部門に対する交付金 (5年間の総枠に対して定額交付)																											
運営費交付金 (枠外)	118,624	児童手当																											
機器購入費 (枠外)	296,579	機器購入に要する経費に対する負担金																											
施設整備費	846,345	施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金																											
一般会計精算金の再交付	182,025	過年度の一般会計精算金について、再交付をするもの																											
合 計	3,131,897																												

6目 鳥取看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
＜地方機関計上予算＞ 鳥取看護専門学校管理 運営費	19,939	19,718	221			(使用料) 13,780 (手数料) 446 (雑入) 18	5,695																
トータルコスト	98,118千円（前年度 97,485千円）〔正職員：9.2人、会計年度任用職員：2.1人〕																						
主な業務内容	施設の管理・運営																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>看護師として必要な知識・技術・態度を身につけ、主体的に学習する学生を育成し、県民の医療、保健、福祉の担い手として貢献できる看護師の育成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取看護専門学校（3年課程の看護学科）の運営に要する経費である。</p> <p>○看護師として必要な知識及び技能を習得させ、地域医療に貢献する人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護実践力を向上させるため、臨地実習施設の確保と実習の充実を図る。 魅力ある教育内容を継続して学生に提供するため、特別講義を授業計画に組み込んで実施する。 <p>○専任教員を専門領域ごと（基礎、地域・在宅、成人、老年、小児、母性、精神）に配置するとともに、教員の教育力を高める研修の実施や教育用備品の整備を行い、教育体制・内容の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新カリキュラム（令和4年度～）による教育を執行するため、教員のICT機器活用力の向上を図る。 専任教員の県外研修派遣及びオンラインセミナー参加や教育方法の検討、研究を充実し、教員の資質の向上を図る。 <p>○学校運営状況（令和5年4月在籍者数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>3学年</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td>現員</td> <td>42人</td> <td>39人</td> <td>41人</td> <td>122人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護職としての豊かな知識、感性を育成する教育の質の向上と実習施設の確保を図る。 新カリキュラムに対応した質の高いICT教育の実施を図る。 県内高等学校への訪問及び対面でのオープンキャンパス等を通じ、学校広報を行い、新入生の確保を図る。 学内教員や病院医師による補強講義及び模擬試験を活用した学力診断・弱点把握、個別面談を実施した結果、看護師国家試験（令和5年2月実施）の合格率は100%であった。今後も国家試験合格率100%を目指し、国家試験対策の充実と個別のサポートに取り組むとともに、教育の質の向上を図る。 ハローワークの職員から面接方法やエントリーシートの書き方の指導を受けた効果もあり、就職希望者の内定率は100%（令和5年3月末）であった。今後も就職サポート、ハローワークとの連携を継続し、県内就職の推進を図る。 									区分	1学年	2学年	3学年	合計	定員	40人	40人	40人	120人	現員	42人	39人	41人	122人
区分	1学年	2学年	3学年	合計																			
定員	40人	40人	40人	120人																			
現員	42人	39人	41人	122人																			

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 倉吉総合看護専門学校 管理運営費	33,143	32,084	1,059			(使用料) 15,188 (手数料) 797 (雑入) 3,370	13,788	

トータルコスト 203,962千円（前年度 207,149千円）〔正職員：20.7人、会計年度任用職員：3.0人〕

主な業務内容 入学試験の実施と入学許可、助産師・看護師として必要な知識及び技能の教育、学校施設の管理、授業料の徴収等学校運営

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

教育の質を高め、学生の学力向上を図り、本県の保健・医療・福祉の向上に貢献できる、質の高い看護職員の育成を行う。

2 主な事業内容

倉吉総合看護専門学校（3年課程の第1看護学科、2年課程の第2看護学科及び1年課程の助産学科の3学科を有する総合看護教育施設）の運営に要する経費である。

- 助産師、看護師の養成機関として、必要な知識・技能を習得させ、地域医療に貢献する人材を育成する。
- 専任教員を助産及び看護専門領域（基礎、在宅、成人、老年、小児、母性、精神）ごとに配置するとともに、教員の専門性を高める研修の実施、教育用備品の整備等を行い、教育体制・内容の充実を図る。
 - ・魅力ある教育内容とするため、最新の情報、実践経験のある講師による特別講義を行う。
 - ・専任教員のオンライン研修を含む県外研修派遣、教育方法の検討・研究等を充実し、教員の資質向上を図る。
- 新カリキュラムについて、第1看護学科は令和4年度入学生から、第2看護学科は令和5年度入学生から適用しており、令和6年度は全学年が新カリキュラムによる教育を実施する。助産学科は、令和4年度から新カリキュラムを適用している。

○学校運営状況（令和5年4月在籍者数）

区分	第1看護学科				第2看護学科			助産学科	合計
	1学年	2学年	3学年	小計	1学年	2学年	小計		
定員	35	35	35	105	20	20	40	16	161
現員	26	34	34	94	14	7	21	16	131

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・学校の実績をPRし、県内志願者の維持及び優秀な学生の確保を図る。
- ・県内就職率80%以上の維持に向け、就職支援を継続する。
- ・適切な実習評価と実習指導者との連携を継続し、学生の実践力向上の育成を図る。
- ・国家試験合格率100%を目指した学習支援を継続する。
- ・オープンキャンパスを再開（令和5年8月）し、77人の参加があった。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため中部地区に限定していた実習施設について、東部地区の中央病院、鳥取赤十字病院での実習を再開した。
- ・卒業予定学生の進路希望を確認し、医療機関の情報収集支援や就職支援対策（書類作成や面接指導）を実施した。
- ・模擬試験の計画的実施や模擬試験の結果分析に基づいた個別指導を実施した結果、令和4年度卒業生の国家試験合格率は、100%となった。

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> (新) 倉吉総合看護専門学校 本館、サービス棟 外壁等改修事業	6,254	0	6,254		<2,500> 5,000		1,254	県費負担 3,754
トータルコスト	7,037千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	連絡調整							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 県有施設中長期保全計画に基づき、倉吉総合看護専門学校の本館及びサービス棟の外壁等改修を行う。</p> <p>2 主な事業内容 外壁改修、外部建具改修、屋根改修等工事を行うための実施設計、石綿調査を委託する。 【スケジュール】 ○実施設計等：令和6年度 ○工事施工：令和7年度以降</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・老朽化した建物の工事を実施することにより、学生がより安全な学校生活を送ることを可能とする。</p>								
<地方機関計上予算> 【廃止】倉吉総合看護専門学校学生寮外壁改修等工事	0	119,118	△119,118					
トータルコスト	0千円（前年度 119,898千円）							
主な業務内容	連絡調整							
事業内容の説明								
事業完了に伴う廃止である。								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和6年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
1項 社会福祉費
4目 老人福祉費

医療・保険課 (内線: 7165)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
後期高齢者医療制度財政支援事業	8,989,971	8,843,154	146,817			(財産収入) 38	8,989,933	

トータルコスト 8,993,884千円 (前年度 8,847,053千円) [正職員: 0.5人]

主な業務内容 後期高齢者医療制度における負担金・交付金・財政安定化基金等の財政に係る事務
事業内容の説明

1 事業の目的、概要

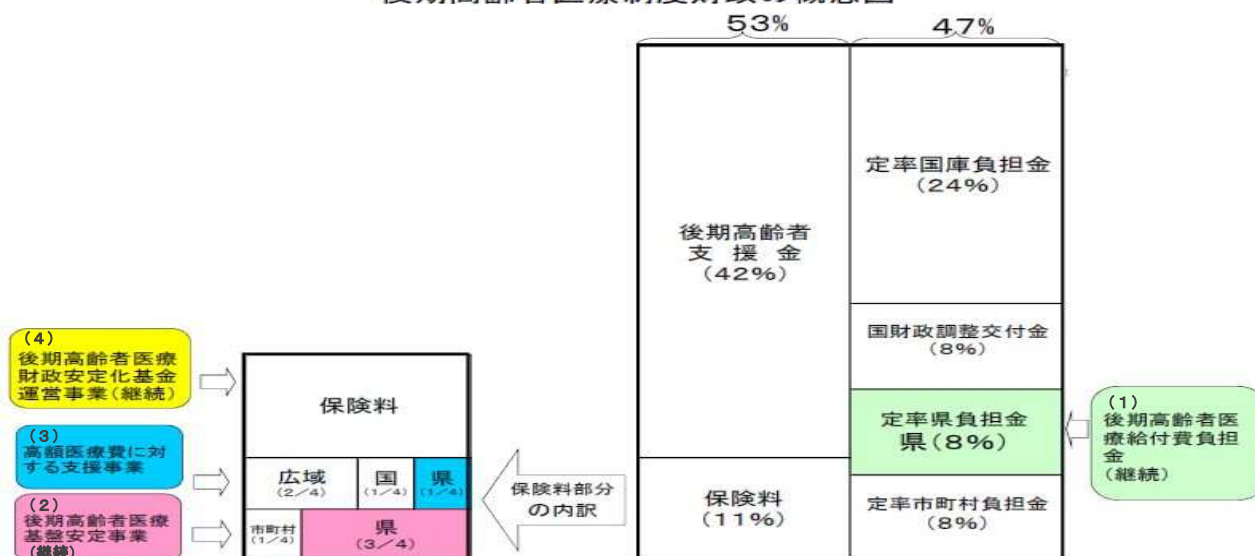
鳥取県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う後期高齢者医療制度に対して、円滑で安定的な事業運営のため、広域連合及び市町村に対し高齢者の医療の確保に関する法律に基づく財政支援等を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
後期高齢者医療給付費負担金 ※下図(1)	6,857,904	広域連合が実施する医療費給付事業に要する費用について、12分の1を県が負担する。
後期高齢者医療基盤安定事業 ※下図(2)	1,514,936	後期高齢者医療制度の財政基盤の安定化を図るため、保険料を軽減した被保険者分について、軽減分の一部を負担する。
高額医療費に対する支援事業 ※下図(3)	574,233	高額な医療給付の発生による後期高齢者医療制度の財政リスクを軽減するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分について、一部負担する。
後期高齢者医療財政安定化基金運営事業 ※下図(4)	38	後期高齢者医療の財政安定化に資する事業及び保険料増加抑制を図るための事業に必要な費用に充てることを目的として設置された鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金の管理運営を行う。 基金積立額: 38 (財産収入)
後期高齢者医療制度健康診査支援事業	42,860	県内の高齢者の健康づくりの観点から、広域連合が行う健診事業及び歯科健診事業に対し、国と同額の3分の1の額を助成する。
合計	8,989,971	

後期高齢者医療制度財政の概念図



3 事業目標・取組状況・改善点

・団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴い被保険者数が増加しており、引き続き広域連合及び市町村に対して必要な支援を行うことにより、制度の円滑・安定的な運営を図る。

4目 老人福祉費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
後期高齢者医療制度運営支援事業	121	120	1				121	
トータルコスト	5,599千円（前年度5,578千円）〔正職員：0.7人〕							
主な業務内容	後期高齢者医療広域連合及び市町村への助言、後期高齢者医療審査会の開催							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県後期高齢者医療広域連合及び市町村との事務打合せ・事務確認、レセプト点検の指導及び後期高齢者医療審査会の開催に要する経費である。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴い被保険者数が増加しており、引き続き広域連合及び市町村に対し、必要な支援を行うことにより、制度の円滑・安定的な運営を図る。 								
医療費適正化対策事業	186	368	△182				186	
トータルコスト	967千円（前年度1,148千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	医療費適正化計画の推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条に基づき現在策定中（令和6年2月時点）の「第四期鳥取県医療費適正化計画」の推進を図るとともに、進捗管理を行う。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化のため、「第四期鳥取県医療費適正化計画」の推進を図る。 								

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国民健康保険運営事業特別会計繰出事業	3,124,181	3,309,472	△185,291				3,124,181	
トータルコスト	3,125,746千円（前年度 3,311,031千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	国民健康保険特別会計への繰出し							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
県及び市町村が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（第72条の2）に基づき、県一般会計から、鳥取県国民健康保険運営事業特別会計へ繰出しを行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	予算額	内 容						
県繰出金	2,621,928	国民健康保険の財政安定化及び県内市町村の財政状況等に応じた財政調整を行うため、算定対象額の9/100に相当する額を繰り出す。						
高額医療費負担金繰出金	414,841	1件80万円超の高額医療費に対する助成を行う。 負担割合：国1/4、県1/4、市町村1/2						
特定健康診査等負担金繰出金	64,725	市町村が実施する特定健康診査・特定保健指導事業の経費の1/3を県が負担する。 負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3						
人件費、事務費等	12,577	国民健康保険事業にかかる人件費、事務経費等						
保健事業費	110	保健事業にかかる国保加入者以外負担分						
予備費	10,000							
合 計	3,124,181							
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 現在策定中（令和6年2月時点）の第3期鳥取県国民健康保険運営方針（令和6～11年度）に基づき、県全体の国保財政の安定化を図る。 平成30年度から令和4年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、国保財政は概ね安定的に運営されている。 								

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
国民健康保険基盤安定等推進費	1,883,776	1,870,752	13,024				1,883,776																			
トータルコスト	1,885,341千円（前年度1,872,311千円）〔正職員：0.2人〕																									
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、負担金の支払い																									
事業内容の説明																										
1 事業の目的、概要 市町村国民健康保険の財政基盤の安定化を図るための保険料（税）軽減に対する助成に要する経費である。																										
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）</td> <td>1,617,224</td> <td>低所得者の保険料軽減に対する助成 負担割合：県 3/4、市町村 1/4 実施主体：市町村</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）</td> <td>260,389</td> <td>低所得者数に応じた財政支援 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村</td> </tr> <tr> <td>子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置</td> <td>4,692</td> <td>未就学児の保険料軽減に対する助成 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村</td> </tr> <tr> <td>妊産婦に係る国民健康保険料等の均等割額及び所得割額の軽減措置</td> <td>1,471</td> <td>産前産後期間（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の軽減に対する助成 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,883,776</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	内容	国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）	1,617,224	低所得者の保険料軽減に対する助成 負担割合：県 3/4、市町村 1/4 実施主体：市町村	国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）	260,389	低所得者数に応じた財政支援 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村	子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	4,692	未就学児の保険料軽減に対する助成 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村	妊産婦に係る国民健康保険料等の均等割額及び所得割額の軽減措置	1,471	産前産後期間（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の軽減に対する助成 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村	合計	1,883,776	
区分	予算額	内容																								
国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）	1,617,224	低所得者の保険料軽減に対する助成 負担割合：県 3/4、市町村 1/4 実施主体：市町村																								
国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）	260,389	低所得者数に応じた財政支援 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村																								
子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	4,692	未就学児の保険料軽減に対する助成 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村																								
妊産婦に係る国民健康保険料等の均等割額及び所得割額の軽減措置	1,471	産前産後期間（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の軽減に対する助成 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村																								
合計	1,883,776																									
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 現在策定中（令和6年2月時点）の第3期鳥取県国民健康保険運営方針（令和6～11年度）に基づき、県全体の国保財政の安定化を図る。 平成30年度から令和4年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、国保財政は概ね安定的に運営されている。 																										

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
国民健康保険等に関する指導等経費	993	988	5				993																
トータルコスト	29,163千円（前年度29,057千円）〔正職員：3.6人〕																						
主な業務内容	市町村への助言、研修の企画・実施																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要 国民健康保険事業の適正な運営を確保するため、県が、国民健康保険法第4条第2項他に基づき保険者等に指導等を行う。また、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的に、保険医療機関、保険薬局等に対して、厚生労働省（中国四国厚生局）とともに指導等を行う。</p> <p>2 主な事業内容 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険者指導育成・支援</td> <td>100</td> <td>保険者に対する事業分析等関係資料の作成による技術的助言の実施、保険料の収納率が低下している保険者を中心に事務打合せを実施するとともに、レセプト点検の指導を行う。</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険審査会費</td> <td>242</td> <td>保険給付に関する処分、又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に対しての不服申立を審査するため、国民健康保険審査会を開催する。</td> </tr> <tr> <td>保険医療機関等の指導</td> <td>651</td> <td>ア 個別指導 保険医療機関等に対して、個別面談方式により、診療録（カルテ）や診療報酬明細書（レセプト）等の内容を確認し、指導を行う。 イ 集団指導等 保険医療機関等に対して、講習等の方法により実施する。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>993</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在策定中（令和6年2月時点）の第3期鳥取県国民健康保険運営方針（令和6～11年度）に基づき、県全体の国保財政の安定化を図る。 ・平成30年度から令和4年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、国保財政は概ね安定的に運営されている。 									区分	予算額	内容	保険者指導育成・支援	100	保険者に対する事業分析等関係資料の作成による技術的助言の実施、保険料の収納率が低下している保険者を中心に事務打合せを実施するとともに、レセプト点検の指導を行う。	国民健康保険審査会費	242	保険給付に関する処分、又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に対しての不服申立を審査するため、国民健康保険審査会を開催する。	保険医療機関等の指導	651	ア 個別指導 保険医療機関等に対して、個別面談方式により、診療録（カルテ）や診療報酬明細書（レセプト）等の内容を確認し、指導を行う。 イ 集団指導等 保険医療機関等に対して、講習等の方法により実施する。	合計	993	
区分	予算額	内容																					
保険者指導育成・支援	100	保険者に対する事業分析等関係資料の作成による技術的助言の実施、保険料の収納率が低下している保険者を中心に事務打合せを実施するとともに、レセプト点検の指導を行う。																					
国民健康保険審査会費	242	保険給付に関する処分、又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に対しての不服申立を審査するため、国民健康保険審査会を開催する。																					
保険医療機関等の指導	651	ア 個別指導 保険医療機関等に対して、個別面談方式により、診療録（カルテ）や診療報酬明細書（レセプト）等の内容を確認し、指導を行う。 イ 集団指導等 保険医療機関等に対して、講習等の方法により実施する。																					
合計	993																						

4款 衛生費

2項 環境衛生費

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家庭用品安全対策事業	281	281	0				281	
トータルコスト	1,064千円（前年度1,061千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	流通品の監視（買上検査）、製造、販売業者の監視指導、消費者への啓発							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第6条及び第7条に基づき、家庭用品について、保健衛生上の安全性検査及び業者への指導等を行う経費である。</p> <p>2 主な事業内容 （1）規制の基準の定められた家庭用品を買い上げ（試買）、規制有害物質の含有量等について検査をする。 （2）家庭用品による被害情報の収集・報告、製造業者及び販売業者の監視指導を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の全国の違反事例等を参考に、家庭用品試買検査計画を作成し、計画的に試験検査機関に委託することで、検査の円滑な実施を図る。 								

4項 医薬費
2目 医務費

医療・保険課（内線：7189）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県感染制御地域支援ネットワーク運営事業	2,751	2,751	0			(雑入) 350	2,401	
トータルコスト	5,099千円（前年度 5,090千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	医療機関の院内感染対策の支援、講習会の開催、医療機関における薬剤耐性菌の分離・発生状況の調査・解析、医療機関における抗菌薬の使用状況の調査・解析							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内の医療提供施設が取り組む院内感染対策を支援するために、関係行政機関と医療機関による感染制御地域支援ネットワークを運営する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 地域支援ネットワーク運営事業（408千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各医療圏域に整備したネットワーク（保健所、病院、地区医師会などが参加）により、感染対策に関する日常的な情報交換や研修会などを行う。 感染管理の専門資格をもった医師等により組織した専門家チームにより、感染制御に関する相談対応や緊急時（医療提供施設内で集団感染が発生した際など）に実地指導を行う。 <p>(2) 院内感染対策講習会等事業（2,343千円：雑入を充当）</p> <p>①院内感染対策講習会事業</p> <p>医師・看護師等を対象に、院内感染対策に必要な専門知識を習得するための講習会を開催する。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院）</p> <p>②院内感染対策サーベイランス事業</p> <p>県内の各医療機関が質の高い感染対策を実施することを支援するため、県内医療機関における薬剤耐性菌の分離状況、院内感染の発生状況に関する情報を提供する。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 各医療圏ネットワークを運営し、感染制御専門家チームによる相談対応及び実地指導等により、県内医療機関の連携の強化及び中小規模の医療機関等への支援を適切に実施し、県内での院内感染の拡大の防止を図る。 医療機関の担当者を対象とした院内感染対策講習会の開催等の啓発活動及び院内感染対策サーベイランス（動向調査）を通じて県内各医療機関が自立して感染対策を実施する体制整備に対する支援を図る。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療安全推進・医療機関等指導経費	273	272	1				273	
トータルコスト	36,268千円（前年度 36,138千円）〔正職員：4.6人〕							
主な業務内容	医療相談への対応、医療相談に係る研修の開催、医療安全推進協議会の開催、医療機関の検査、検査結果とりまとめ、指導通知等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>医療に対する苦情・相談への対応、医療安全の確保に関する必要な情報の提供、医療機関の相談窓口担当者等に対する研修の実施を通じて、安心・安全な医療の確保の推進を図るとともに、医療機関が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、医療機関を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 医療安全支援センター運営経費（123千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療相談窓口の設置及び医療安全推進協議会の開催に要する経費である。 <p>(2) 医療相談に関する研修会の開催（150千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の相談窓口担当者等を対象とし、医療相談等への対応に必要な知識等を習得するための研修会の開催に要する経費である。 <p>(3) 医療機関等指導経費（医療・保険課管理運営費で対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の立入検査等に要する経費である。 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関等の適正な医療を確保するため、医療相談窓口を運営し、医療に関する患者・家族からの苦情や相談等に対応することにより、患者・家族と医療機関等との信頼関係の構築を図る。 ・保健所を中心とし、病院・診療所等の医療機関に対して、必要に応じて医療法に基づく立入検査等を行う。 								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医薬品医療機器等総合対策事業	2,543	2,486	57	132		(手数料) 184	2,227	
トータルコスト	29,931千円（前年度 29,776千円）〔正職員：3.5人〕							
主な業務内容	販売業者・製造業者の承認・許可、監視指導、GMP調査、無承認無許可医薬品等の監視指導、関係機関等への情報提供・啓発、補助金事務、緊急用備蓄抗毒素配備、薬価調査、災害医薬品備蓄							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性確保のため必要な規制を行い、保健衛生の向上を図る。</p> <p>(2) 医薬品等の安全情報の収集及び的確な提供により、医薬品等による健康被害の未然防止及び拡大を防止する。</p> <p>(3) 疾病の治療及び予防に必要なワクチン等生物学的製剤の供給体制を確保する。</p> <p>(4) 災害発生時に被災地等へ速やかに医薬品等を供給するため、医薬品等を備蓄・管理する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 販売業者、製造業者、製造販売業者の許可事務及び監視指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源内訳：国 10/10、手数料 <p>(2) 医薬品等について、品質不良、不正表示及び虚偽誇大広告などの取締り及び指導を行う。</p> <p>(3) 薬事情報センターが行う医薬品等の情報収集・提供する事業へ補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：（一社）鳥取県薬剤師会 ・補助率：定額（1,200千円） ・財源内訳：県 10/10 <p>(4) 緊急用備蓄抗毒素の配備及び供給を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急治療用抗毒素の備蓄（乾燥ガスエソウマ抗毒素） ・国有ワクチン・抗毒素の医療機関へのあっせん（ボツリヌス抗毒素、狂犬病ワクチン等） <p>(5) ワクチンの流通調整 風しん、麻しん等の各種ワクチンの安定供給を図るための対策委員会を開催する。</p> <p>(6) 登録販売者試験の実施 医薬品医療機器等法第36条の8第1項に基づき、県知事が試験を実施する。</p> <p>(7) 地域防災計画に基づく災害用医薬品等の備蓄 備蓄場所：医薬品（厚生病院、済生会病院）、医療材料等（中部及び西部総合事務所）</p> <p>(8) 医薬品及び特定保険医療材料の市場（実勢）価格を調査する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の保健衛生の向上を図るため、医薬品医療機器等法に規定する医薬品等に関して、総合的な取組の推進を目指す。 								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
献血推進・使用適正化事業	3,150	5,931	△2,781				3,150	
トータルコスト	13,323千円（前年度 16,067千円）〔正職員：1.3人〕							
主な業務内容	献血推進計画の策定、若年層向け献血普及啓発事業委託、血液製剤適正使用に係る指導・普及啓発、合同輸血療法委員会の開催							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血者の安定的な確保のための普及啓発、血液製剤の適正使用を推進する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 献血推進事業（2,992千円） ・若年層向け献血普及啓発事業 ・献血推進協力団体等感謝状の贈呈 ・各保健所献血推進協議会等の開催 (2) 血液製剤使用適正化普及事業（158千円） ・医療機関において血液製剤が有効かつ適正に使用されるように鳥取県合同輸血療法委員会（県、県赤十字血液センター、主要医療機関により構成）を設置し、血液製剤の適正使用・安全な輸血のための情報交換、研修会等を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・鳥取県献血推進計画に基づき、県赤十字血液センター、市町村等と協力して、献血の仕組み、必要性等について広く普及啓発を行い、献血者の確保に努める。なお、将来にわたる献血者確保の観点から、若年層への普及啓発の推進を図る。 ・合同輸血療法委員会による情報交換、研修会を通じて、引き続き血液製剤の適正使用の推進を図る。</p>								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療・保険課管理運営費	3,483	2,381	1,102				3,483	
トータルコスト	11,308千円（前年度 10,178千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	医療・保険課内の総括及び課内外の連絡調整等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 医療・保険課の総括及び課内外の連絡調整等を行う。</p> <p>2 主な事業内容 ・課の予算の総括に関する事 ・議会対応及び監査対応に関する事 ・その他連絡調整及び各種庶務業務に関する事</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・予算の適正な執行や課内外の連絡調整を行い、円滑な県行政の推進を図る。</p>								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
薬物・毒劇物総合対策事業	2,848	1,094	1,754	201		(手数料) 213	2,434	
トータルコスト	13,031千円（前年度7,332千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	許認可事務、統計業務、相談・指導業務、立入監視、啓発活動							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 規制薬物、毒物劇物等に係る法令遵守を確保するとともに、薬物乱用による保健衛生上の危害の防止を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 麻薬・覚醒剤指導取締事業（国10/10、手数料） ・麻薬取扱者免許等の事務及び麻薬業務所に対する監視指導の実施 ・不正大麻・けし撲滅運動</p> <p>(2) 麻薬中毒者措置事業（国3/4、手数料） ・麻薬中毒者の観察指導、治療のための措置入院、麻薬中毒審査会の開催</p> <p>(3) 覚醒剤等相談事業 ・各保健所等における薬物相談の実施</p> <p>(4) 毒物劇物対策事業 ・毒物劇物営業者等の登録事務、監視指導等の実施 ・毒物劇物の事故調査</p> <p>(5) 危険ドラッグ等の監視・規制取締り（国10/10） ・危険ドラッグ製品等の情報収集・対策 ・雑貨店等の巡回指導、情報収集、啓発活動を行う。</p> <p>(6) 薬物専門アドバイザーの委嘱に係る経費 薬物に関する専門的知見を有する薬物専門アドバイザー（2名）に助言をもらい、知事指定薬物の指定等を行う。</p> <p>(7) 啓発活動等 ・中学・高校における薬物乱用防止教室の実施 ・薬物乱用防止指導員による地域活動等を活用したミニ講演会の実施 ・「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等の街頭啓発の実施</p> <p>(8) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議 薬物濫用対策推進計画の進捗状況の確認等を行うため、鳥取県薬物乱用対策推進本部会議を開催する。</p> <p>(9) 薬物乱用防止指導員協議会 県協議会及び地区協議会の開催及び指導員講習会を開催する。</p> <p>(10) 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止鳥取県大会開催 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月～11月）の一環で、毎年全国6つの都市で、薬物乱用防止に関する啓発活動を強力に推進するため、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会（厚労省と都道府県共催）」が開催されており、令和6年度に中四国ブロック大会の鳥取県開催が予定されている。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬、向精神薬等を取り扱う者への適正な取扱いに係る指導・監督、毒物劇物営業者等への適正な保管管理・廃棄等の指導により、保健衛生上の危害防止を図る。 ・薬物の規制取締、各関係機関と連携・協力し県民に対する薬物乱用防止の啓発活動等を推進し、薬物に対する正しい知識の普及を図る。 ・全国的に若年層による大麻の乱用が問題化しているため、大麻に関する注意喚起に重点を置いた取組の推進を図る。 								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
薬剤師確保対策促進事業	1,918	1,918	0				1,918	
トータルコスト	4,266千円（前年度4,257千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	県内の薬剤師確保に係る鳥取県薬剤師会との連携、啓発活動、復職支援等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県と鳥取県薬剤師会が連携し、県内への薬剤師の就職の促進、未就業薬剤師の復職支援、高校生等への薬剤師の職業紹介等を行い、県内で不足している薬剤師の確保を促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 薬剤師確保対策促進事業補助金（600千円）</p> <p>①実施主体：（一社）鳥取県薬剤師会</p> <p>②事業費：1,200千円</p> <p>③補助率：1/2</p> <p>④対象事業</p> <p>1) 本県出身学生や県外就業者向けのUターン・Iターン促進策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県へのUターン・Iターン就職を奨めるチラシを薬学部設置の大学に配布する。 ・県及び薬剤師会による大学ガイダンスでの鳥取県の薬剤師就業促進の説明を行う。 <p>2) 未就業者の復職支援</p> <p>復職支援プログラムの実施、未就業者の登録、雇用希望の薬局等とのマッチング支援を行う。</p> <p>3) 高校生・保護者・高校教員向けセミナーの開催</p> <p>高校生及び保護者、高校の進路指導担当教諭を対象に、薬学部のカリキュラム、学習環境、薬剤師の様々な仕事について広く紹介し、薬学部への興味や進学意欲の喚起を図る。</p> <p>4) 薬剤師確保対策に係る検討会の開催</p> <p>今後の薬剤師確保対策の在り方を、関係者間で検討するための会議を実施する。</p> <p>5) 薬学生実務実習受入促進事業</p> <p>本県における実務実習（ふるさと実習）の受入促進に資するための事業を実施する。</p> <p>(2) 薬学生インターンシップ（658千円）</p> <p>薬剤師を目指す全国の薬学生を対象に、県内の病院、調剤薬局の協力を得て、薬剤師のチーム医療への関わり、在宅医療などへの取組現場を体験してもらい、薬学生の卒業後の進路検討や県内就業促進につなげる。</p> <p>(3) 薬学生合同企業説明会の実施（660千円）</p> <p>薬剤師を目指す全国の薬学生を対象に、鳥取県内の病院・薬局による合同企業説明会を実施し、薬剤師の県内就業促進を図る。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に当該が実施した薬剤師需要状況調査（対象：県内全病院及び薬局）においては、事業拡大等で将来に必要な人員も含め254.4人の薬剤師が追加で必要とされている。薬剤師が担う業務範囲の拡大に伴い、必要とされる薬剤師数は増加しており、引き続き薬剤師の確保に取り組む。 ・県内の薬剤師総数は順調に増加しているほか（H30：1,200人→R2：1,229人）、県内高等学校から薬学部へ進学する人数についても毎年40～50人を維持している。 								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業（安定ヨウ素剤関係）	6,432	6,447	△15	6,432				
トータルコスト	8,780千円（前年度 8,786千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	原子力災害時に安定ヨウ素剤投与を実施できる体制の整備							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>原子力災害の発生時に備え、被ばく防護措置の一環として、安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布、緊急配布体制の整備等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤）の購入（更新等）、期限切れ薬剤の処分（3,220千円）</p> <p>(2) 安定ヨウ素剤の事前配布（3,162千円）</p> <p>配布にかかる事前説明会（米子市・境港市）の実施</p> <p>配布スタッフ・医師等の研修、配布資料作成</p> <p>・対象：事故発生時に一時集結所での安定ヨウ素剤の受取りが困難で希望する者</p> <p>(3) 原子力防災訓練（50千円）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・安定ヨウ素剤の緊急配布体制を整備するとともに、米子市・境港市での事前配布説明会や米子保健所での個別配布により、事前配布を推進する。</p>								

4目 薬務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)若年者等による市販薬過剰摂取（オーバードーズ）対策事業	1,162	0	1,162				1,162	
トータルコスト	1,945千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委員会の設置、相談窓口の設置、啓発業務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 社会問題化している若者による市販薬の過剰摂取（オーバードーズ※）の県内における状況を把握するとともに拡大防止を図る。</p> <p>※オーバードーズ 薬局やドラッグストアで購入できる市販薬（風邪薬や咳止め等）を大量・頻回に服用すること。用法・用量を守らずに過剰摂取することで、健康被害が起きたり、依存症になりやめられなくなったりする場合があります。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 市販薬過剰摂取調査検討委員会（仮称）の設置（207千円） 県内若者による市販薬の過剰摂取による救急搬送状況や濫用等のおそれのある医薬品の多量購入状況等について各分野の状況を共有するとともに、若者を含めた県民全体に対する市販薬の過剰摂取の危険性の教育・啓発や、市販薬の不適正販売への対策について幅広く検討する委員会を設置する。</p> (2) 相談窓口の設置と普及（955千円） 市販薬の過剰摂取の相談窓口（医療・保険課）を設置するとともに、関連する相談窓口を掲載した啓発資材（カード）を作成し、市販薬を購入する県内薬局等で掲示・配布するとともに県内全中高生へ配布し、県内若者の市販薬の過剰摂取防止を図る。 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会問題化している若者による市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）の県内における状況を把握するとともに拡大防止を図る。 ・市販薬の過剰摂取の社会問題化等をうけ、厚生労働省は医薬品の販売制度に関する検討会を設置して医薬品販売制度の課題について検討し、令和6年1月に提言がなされた。今後、販売に係る制度が改正される見込みである。 								

令和6年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費 2項 企画費 2目 計画調査費

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費／4目 老人福祉費／12目 障がい者自立支援事業費

4款 衛生費 1項 公衆衛生費 3目 予防費／2項 環境衛生費 3目 環境衛生連絡調整費

／3項 保健所費 1目 保健所費／4項 医薬費 2目 医務費

感染症対策課（内線：7770）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】新型コロナウイルス感染症総合対策強化事業	0	10,150,000	△10,150,000					
トータルコスト	0千円（前年度 10,243,564千円）							
主な業務内容	補助金等交付決定・支払事務、委託事務、連絡調整、周知・広報、各種会議の開催 等							
事業内容の説明	<p>新型コロナウイルスが感染症法上5類感染症となったことに伴い、関連する対策事業が終了するため、廃止する。</p>							

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

感染症対策課（内線：7857）→事業実施：感染症対策センター

2目 結核対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
結核予防対策事業	16,301	21,296	△4,995	5,486			10,815	

トータルコスト 69,511千円（前年度74,316千円）〔正職員：6.8人〕

主な業務内容 感染症診査協議会結核部会運営、公費負担医療費支払事務、県費補助金事務、表彰等
事業内容の説明

1 事業の目的、概要

結核の予防・拡大防止を図り、また結核患者に適正な医療を提供するため、研修啓発事業、結核の医療費の公費による負担、服薬支援（治療薬を確実に服用できるよう支援する）等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
結核予防啓発事業（単県）	結核予防功労者表彰のほか、結核予防週間（9/24～9/30）における普及啓発を行う。	33
結核対策特別促進事業（普及啓発）（単県）	結核関係医療従事者等研修事業及び各種普及啓発事業等を実施する。	713
結核対策特別促進事業（服薬支援）（国10/10）	在宅患者に対する訪問指導等継続的な服薬支援を実施する。	708
法施行事務費（単県）	結核医療を適正に行うために、感染症診査協議会結核部会の運営等を行う。	3,403
接触者健診・管理検診（国1/2）	感染のおそれのある者、治療が終了した者等に対する健康診断を実施する。	3,179
診療報酬支払事務（単県）	医療費の公費負担に係るレセプト処理を支払基金と国保連合会に委託する。	36
結核医療費公費負担（国3/4、国1/2）	結核医療費の公費負担を実施する。	5,263
感染症予防体制整備事業（国1/2）	80歳以上の高齢者への普及啓発を実施する。	75
結核定期健康診断費補助金（単県）	感染症法に基づき結核健康診断を実施する私立学校等に対して補助する。（補助率2/3）	2,891
合計		16,301

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・結核の罹患率は減少傾向であるものの、依然として毎年一定数の患者が発生し、全数把握対象感染症で最も多くの患者が報告されているため、啓発活動や医療従事者の研修派遣等を実施し、結核予防を推進する。
- ・結核患者に対する医療費等の公費負担を滞りなく行う。
- ・例年、300件程度の検診を実施しており、感染者の発見と感染源の追究や治療を終了した者の再発の早期発見などに努めている。

3目 予防費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
感染症対策推進事業	113,805	125,106	△11,301	38,716		(手数料) 5	75,084	
トータルコスト	256,626千円(前年度265,986千円)[正職員:17.8人 会計年度任用職員:1.2人]							
主な業務内容	感染症危機管理体制の整備、感染症発生動向調査、人材育成、感染症指定医療機関の運営助成、麻しん・風しん対策、感染症予防、発生時の対策にかかる業務							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

関係機関との連携により、平常時から感染症発生に備えるとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供、感染症対策に関する専門人材の育成、感染症の発生動向調査を踏まえた適切な予防活動、エイズ・性感染症や麻しん・風しん対策、予防接種などの感染症対策を総合的に推進する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
鳥取県感染症対策センター(県版CDC)運営費(単県)	県版CDCにより、平時の人材育成と県内の関係団体や専門家との連携を更に密にするとともに、有事においては即時に感染症危機対応を行う体制を整備する。	1,200
感染症対応連携体制整備事業(国1/2、単県)	感染症対策連携協議会の開催等を通じて、関係団体や医療機関等と連携して、平常時から感染症発生時の対応体制を整備する。	2,112
感染症発生動向調査事業(国10/10、国1/2)	感染症発生動向調査、感染症流行予測調査を行うとともに、感染症発生時は感染源の調査や病原体の検査を行い、感染拡大防止等を図る。	15,957
感染症予防事業(国1/2、国3/4)	感染症指定医療機関に対する運営費補助のほか、感染症患者への医療費公費負担や市町村が実施する防疫対策経費に対して補助する。	33,777
寄附講座「臨床感染症学講座」設置事業(単県)	県内の感染症対策に貢献する専門的知識を有した人材育成及び教育・研究等のため、鳥取大学医学部「臨床感染症学講座」設置に対して、寄附を行う。	32,000
エイズ予防対策事業(国1/2)	保健所でのHIV・性感染症検査(無料匿名)の実施、世界エイズデーキャンペーンなどの啓発等を実施し、エイズ等の予防対策を推進する。	4,750
麻しん・風しん対策事業(国1/2、単県)	麻しん・風しん感染予防のため、無料抗体検査の実施やワクチン接種費用の補助、啓発を実施する。また、麻しん患者発生時の緊急ワクチン接種を実施する。	7,689
予防接種事故対策事業(国10/10、国1/2、国2/3、単県)	予防接種法に基づく予防接種により発生した健康被害者を救済するための給付等の事業を行う。	13,164
動物由来感染症対策事業(国1/2、単県)	動物由来感染症に関する研修・普及啓発や情報収集・分析・情報提供体制等を整備する。	156
新型インフルエンザ等対策事業(国1/2、単県)	新型インフルエンザ等発生時の医療体制整備のため、医療従事者研修、図上訓練・患者搬送訓練等を行う。また、減収補填(流行初期医療確保措置)のための国保連等システム保守委託を行う。	3,000
合計		113,805

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・感染症の発生に備えた体制整備、発生動向の調査、発生時の迅速な対応等を行い、感染症の予防、感染拡大防止等を図る。
- ・近年では、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の他、欧米でエムポックス(サル痘)の流行、アフリカでエボラ出血熱やマールブルグ病の流行等が発生した。国内においては、梅毒患者の全国的な増加や、感染力の強い麻しんや風しんが散発するなどしており、関係機関が連携し、迅速かつ的確な対応を実施するための体制整備が必要となっている。
- ・令和5年5月に鳥取県感染症対策センター(県版CDC)を設置するとともに、医療機関や市町村の協力の下、感染症発生に備えた体制作りを進めており、感染症発生時の検査体制、感染症の発生を感知する監視体制、患者を受け入れる感染症指定医療機関の整備などにより、発生した際に万全の体制で対応がとれるよう対策を講じる。

3目 予防費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新興感染症初動対応事業	500,000	0	500,000	374,750	<53,750> 125,000		250	県費負担 54,000
トータルコスト	500,783千円 (前年度0千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

新興感染症の発生初期に対応する医療機関に対する減収補填等を行い、発生初期から医療提供体制の確保と感染拡大防止を図り、県民の命と健康を守る。

2 主な事業内容

(1) 新興感染症の流行初期から医療提供体制を確保するため、発生初期から医療提供（病床確保、発熱外来等）を行うとして協定を締結した医療機関に対して、流行初期期間における減収補填を行う。

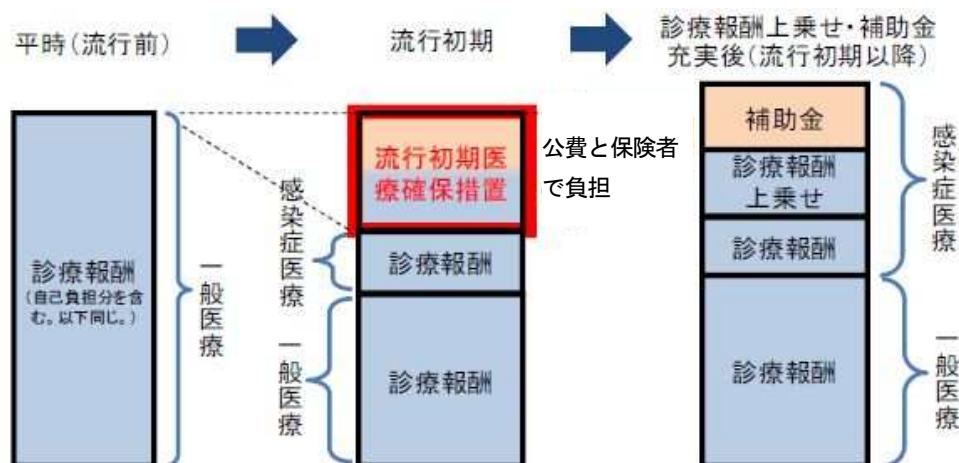
【流行初期医療確保措置】(341,000千円)

・流行初期期間（新興感染症発生から3ヶ月程度）において、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入額が、前年同月の診療報酬収入を下回った場合にその差額を支援する。（公費と保険者で負担*）

（流行初期期間経過後は診療報酬の上乗せ、補助金により支援継続する想定）

※公費（国・都道府県）と保険者（被用者保険・国保・後期高齢）の負担割合は1：1

（公費の負担割合）国：3/4、県：1/4 県負担分には起債充当可



(2) 宿泊施設確保（宿泊療養対応）(159,000千円) ※国：3/4、県：1/4 県負担分には起債充当可
 宿泊療養施設を整備する場合の宿泊施設借上費用（東・中・西部に各1棟 2ヶ月分）

※ 県と医療措置協定を締結した医療機関への設備整備支援については、上記とは別に、令和5年度11月補正予算で100,000千円を予算計上済（令和6年度へ繰越）

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・新型コロナ対応を通じて深まった医療機関等の関係機関との連携・協力体制等を活かして、感染症法に基づく県と医療機関との協定締結等を通じ、新興感染症発生に備えた医療提供体制の整備を推進する。
- ・令和2年以降の新型コロナ対応を踏まえ、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、新興感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等について、新たな医療措置協定制度やこれに関連する支援制度等が設けられ、対策が強化された。（改正感染症法は令和6年4月1日に全面施行）

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

3目 予防費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 福祉保健部 (感染症対策課) 管理運営費	6,020	0	6,020				6,020	
トータルコスト	6,803 千円 (前年度 0 千円) [正職員：0.1 人]							
主な業務内容	感染症対策課内の総括及び課内外の連絡調整等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 感染症対策課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整を行う。</p> <p>2 主な事業内容 適切な予算の運用と連絡調整を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・管理運営費の適正な執行を行う。</p>								

令和6年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	2款 総務費			3款 民生費					
	1項 総務管理費			1項 社会福祉費					
			12目 諸費		1目 社会福祉 総務費	2目 身体障が い者福祉 費	3目 知的障が い者福祉 費	4目 老人福祉 費	
1 報酬				137,021	131,737	126,127	991	489	854
2 給料				422,180	379,962	379,962			
3 職員手当等				242,740	219,802	219,802			
4 共済費				160,840	145,661	145,653	3	3	
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費				34,889	34,262	4,627	820		15,481
8 旅費				28,033	26,745	8,982	139		6,379
費用弁償				4,297	4,121	2,854			197
普通旅費				9,149	8,249	4,348			434
特別旅費				14,587	14,375	1,780	139		5,748
9 交際費				100	100	100			
10 需用費				23,827	22,861	15,216			1,523
11 役務費				31,599	16,273	4,080			3,844
12 委託料				1,045,899	998,650	282,325	568		128,608
13 使用料及び賃借料				17,553	17,263	4,682			2,184
14 工事請負費									
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費									
18 負担金、補助及び交付金				29,210,682	28,903,617	672,617	21	24	20,778,906
19 扶助費				1,325,776	1,137,583	2,308			
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料	100,000	100,000	100,000						
23 投資及び出資金									
24 積立金				1,246,417	1,242,109				1,240,568
25 寄附金				950	50				
26 公課費									
27 繰出金				3,124,181	3,124,181				
予備費									
計	100,000	100,000	100,000	37,052,687	36,400,856	1,866,481	2,542	516	22,178,347
財源									
内									
国庫支出金				2,343,542	2,115,295	261,001			925,216
地方債									
その他				1,433,322	1,319,979	91,999			1,165,218
一般財源	100,000	100,000	100,000	33,275,823	32,965,582	1,513,481	2,542	516	20,087,913

令和6年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	3款 民生費								
	1項 社会福祉費				2項 児童福祉費				3項 生活保護費
	6目 遺家族等 援護費	8目 特別医療 費助成事 業費	9目 国民健康 保険連絡 調整費	12目 障がい者 自立支援 事業費	1目 児童福祉 総務費	3目 母子福祉 費	4目 心身 障がい者 扶養共済 事業費		
1 報 酬			124	3,152	1,522		1,522		3,762
2 給 料									42,218
3 職 員 手 当 等									22,938
4 共 済 費				2					15,179
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	364		351	12,619	403	131	272		224
8 旅 費	267		218	10,760	120	30	50	40	1,168
費用弁償	65			1,005	34		14	20	142
普通旅費	122		200	3,145	34		14	20	866
特別旅費	80		18	6,610	52	30	22		160
9 交 際 費									
10 需 用 費	556		200	5,366	372		322	50	594
11 役 務 費	507		100	7,742	15,036		128	14,908	290
12 委 託 料	3,797			583,352	15,981	13,998	1,659	324	31,268
13 使用料及び賃借料	1,212			9,185	50		50		240
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費									
18 負担金、補助及び交付金	1,854	656,259	1,883,776	4,910,160	170,177	3,671		166,506	136,888
19 扶 助 費	143			1,135,132					186,693
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金				1,541					
25 寄 附 金	50								
26 公 課 費									
27 繰 出 金			3,124,181						
予 備 費									
計	8,750	656,259	5,008,950	6,679,011	203,661	17,830	4,003	181,828	441,462
財源									
国庫支出金	5,863			923,215	43,576	8,392	2,663	32,521	184,671
地方債									
内 其 他	11			62,751	113,304			113,304	17
一 般 財 源	2,876	656,259	5,008,950	5,693,045	46,781	9,438	1,340	36,003	256,774

令和6年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節						4款 衛生費			
	3項 生活保護費		4項 災害救助費			1項 公衆衛生費			
	1目 生活保護 総務費	2目 扶 助 費		1目 救 助 費	2目 備 蓄 費		1目 公衆衛生 総務費	2目 結核対策 費	
1 報 酬	3,762					85,618	37,336	26,877	2,781
2 給 料	42,218					690,840	149,682	149,682	
3 職 員 手 当 等	22,938					488,064	87,570	87,570	
4 共 済 費	15,179					255,196	57,511	57,502	
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	224					254,795	11,194	815	141
8 旅 費	1,168					28,118	12,891	1,450	769
費用弁償	142					3,911	2,011	1,094	
普通旅費	866					9,600	3,480	156	50
特別旅費	160					14,607	7,400	200	719
9 交 際 費									
10 需 用 費	594					50,358	17,016	1,460	655
11 役 務 費	290					29,183	11,584	1,031	110
12 委 託 料	31,268					670,179	335,087	3,900	3,681
13 使用料及び賃借料	240					185,486	165,469	589	10
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費						8,617			
18 負担金、補助及び交付金	2,689	134,199				5,097,598	553,004	1,725	3,364
19 扶 助 費		186,693	1,500	1,500		1,136,176	1,136,056	90,681	4,790
20 貸 付 金						975,252			
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金			4,308		4,308	652,842			
25 寄 附 金			900	900		68,900	32,000		
26 公 課 費						47			
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	120,570	320,892	6,708	2,400	4,308	10,677,269	2,606,400	423,282	16,301
財 国 庫 支 出 金	44,652	140,019				2,167,087	1,233,852	104,356	5,486
源 地 方 債						130,000	125,000		
内 そ の 他	17		22		22	764,944	8,751	6,134	
訳 一 般 財 源	75,901	180,873	6,686	2,400	4,286	7,615,238	1,238,797	312,792	10,815

令和6年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	4款 衛生費								
	1項 公衆衛生費						2項 環境衛生費		3項 保健所費
	3目 予防費	4目 精神衛生費	5目 母子衛生費	7目 難病対策費	8目 健康県づくり推進費	9目 生活習慣病予防対策費		3目 環境衛生連絡調整費	
1 報酬	1,010	2,797		1,302	811	1,758			9,381
2 給料									199,576
3 職員手当等									126,983
4 共済費		9							71,390
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	4,175	2,001		129	1,234	2,699			218
8 旅費	4,245	3,903		58	1,185	1,281			2,250
費用弁償	322				310	285			318
普通旅費	2,364	400			510				1,908
特別旅費	1,559	3,503		58	365	996			24
9 交際費									
10 需用費	9,085	2,234			2,172	1,410	72	72	8,750
11 役務費	5,413	1,141			1,400	2,489	10	10	8,517
12 委託料	14,933	119,440		48,719	87,588	56,826	199	199	35,766
13 使用料及び賃借料	162,414	766			1,520	170			7,673
14 工事請負費									
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費									30
18 負担金、補助及び交付金	388,291	6,837	600	4,241	40,642	107,304			183,475
19 扶助費	750	12,333		966,199		61,303			
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金									
25 寄附金	32,000								
26 公課費									38
27 繰出金									
予備費									
計	622,316	151,461	600	1,020,648	136,552	235,240	281	281	654,047
財源									
内									
国庫支出金	413,466	70,174		502,515	42,362	95,493			3,012
地方債	125,000								
その他	5	1			2,611				12,544
一般財源	83,845	81,286	600	518,133	91,579	139,747	281	281	638,491

令和6年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	4款 衛生費								
	3項 保健所費	4項 医薬費							
	1目 保健所費	1目 医薬総務 費	2目 医 務 費	3目 保健師等 指導管理 費	4目 薬 務 費	5目 病 院 費	6目 鳥取看護 専門学校 費	7目 倉吉総合 看護専門 学校費	
1 報 酬	9,381	38,901	29,968	8,406	100	351		38	38
2 給 料	199,576	341,582	341,582						
3 職 員 手 当 等	126,983	273,511	273,511						
4 共 済 費	71,390	126,295	125,590	705					
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	218	243,383		220,513	621	952		7,506	13,791
8 旅 費	2,250	12,977	936	4,116	928	3,944		979	2,074
費用弁償	318	1,582	936	534	12	15		75	10
普通旅費	1,908	4,212		520	266	2,526		500	400
特別旅費	24	7,183		3,062	650	1,403		404	1,664
9 交 際 費									
10 需 用 費	8,750	24,520		5,790	414	5,628		3,830	8,858
11 役 務 費	8,517	9,072		4,523	297	437		1,891	1,924
12 委 託 料	35,766	299,127		231,368	48,357	7,874		2,900	8,628
13 使用料及び賃借料	7,673	12,344		5,877	28	840		2,735	2,864
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費	30	8,587		7,526					1,061
18 負担金、補助及び交付金	183,475	4,361,119		1,147,540	13,641	1,810	3,197,918	60	150
19 扶 助 費		120				120			
20 貸 付 金		975,252		294,360	680,892				
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資 及び 出資金									
24 積 立 金		652,842		652,842					
25 寄 附 金		36,900		36,900					
26 公 課 費	38	9							9
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	654,047	7,416,541	771,587	2,620,466	745,278	21,956	3,197,918	19,939	39,397
財 源									
国庫支出金	3,012	930,223		921,656	1,802	6,765			
地方債		5,000							5,000
内 所 の 他	12,544	743,649	19,676	685,613	3,944	817		14,244	19,355
一 般 財 源	638,491	5,737,669	751,911	1,013,197	739,532	14,374	3,197,918	5,695	15,042

令和6年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目		福祉保健部 合計
節		
1	報 酬	222,639
2	給 料	1,113,020
3	職 員 手 当 等	730,804
4	共 済 費	416,036
5	災 害 補 償 費	
6	恩給及び退職年金	
7	報 償 費	289,684
8	旅 費	56,151
	費 用 弁 償	8,208
	普 通 旅 費	18,749
	特 別 旅 費	29,194
9	交 際 費	100
10	需 用 費	74,185
11	役 務 費	60,782
12	委 託 料	1,716,078
13	使用料及び賃借料	203,039
14	工 事 請 負 費	
15	原 材 料 費	
16	公 有 財 産 購 入 費	
17	備 品 購 入 費	8,617
18	負担金、補助及び交付金	34,308,280
19	扶 助 費	2,461,952
20	貸 付 金	975,252
21	補償、補填及び賠償金	
22	償還金、利子及び割引料	100,000
23	投資及び出資金	
24	積 立 金	1,899,259
25	寄 附 金	69,850
26	公 課 費	47
27	繰 出 金	3,124,181
	予 備 費	
	計	47,829,956
財 源 内 訳	国庫支出金	4,510,629
	地 方 債	130,000
	そ の 他	2,198,266
	一 般 財 源	40,991,061

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
1 2 目 諸費		
償還金、利子及び割引料	福祉保健部国庫返還金	100,000
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
報 酬	社会福祉審議会委員	35人
	社会福祉統計調査員	7人
	福祉のまちづくり推進協議会委員	23人
	会計年度任用職員	27人
	民生委員	1,056人
	孤独・孤立を防ぐ、温もりある社会づくり審議会委員	20人
	とっとり孤独・孤立官民連携プラットフォーム構成団体フォーラムプロポーザル審査会委員	4人
	地域生活定着支援センタープロポーザル審査会委員	4人
	社会福祉・保健サービス評価推進委員会委員	7人
給 料	一般職員	94人
	定数外職員	5人
負担金、補助及び交付金	社会福祉統計調査費交付金	154
	自治法派遣職員負担金	5,492
	県民総合福祉大会開催費負担金	1,500
	支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業補助金	11,655
	行旅死亡人取扱経費市町村交付金	1,200
	社会福祉事業包括支援事業補助金	28,164
	とっとり孤独・孤立官民連携プラットフォーム構成団体フォーラム等開催経費補助金	1,000
	鳥取県民生児童委員協議会補助金	4,325
	鳥取県地区民生委員協議会活動推進費補助金	15,500
	鳥取県市町村民生委員推薦会開催事業負担金	180
	ひきこもり支援センター中西部拠点補助金	2,196
	鳥取県社会福祉協議会活動費交付金	102,245
	日常生活自立支援事業補助金	42,838
	成年後見支援センター運営支援事業補助金	14,250
	生活福祉資金貸付事業補助金	22,580
当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金	3,000	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	世帯訪問調査等支援事業補助金	3,000
	重層的支援体制整備事業交付金	45,890
	鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業補助金	10,000
	鳥取県物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金	67,500
	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	28,300
	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	121
	福祉施設経営指導事業補助金	7,281
	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	191,217
	鳥取県福祉サービス利用者苦情解決事業補助金	9,842
	鳥取県民間社会福祉施設整備等補助金	10,359
	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	589
	鳥取県介護福祉士等修学資金等貸付事業補助金	26,628
	「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業補助金	2,772
	高齢者福祉施設放射線防護対策事業補助金	2,839
介護施設のDXモデル事業補助金	10,000	
2目 身体障がい者福祉費		
報酬	嘱託医師	5人
負担金、補助及び交付金	全国身体障害者更生相談所所長協議会負担金	21
3目 知的障がい者福祉費		
報酬	嘱託医師	4人
負担金、補助及び交付金	全国知的障害者更生相談所所長協議会負担金	24
4目 老人福祉費		
報酬	介護保険審査会委員	9人
	鳥取県喀痰吸引等研修実施委員会委員	6人
	シニア作品展優秀作品選考委員	10人
	鳥取県後期高齢者医療審査会委員	5人
	鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会委員	10人
負担金、補助及び交付金	鳥取県介護給付費負担金	9,088,087
	鳥取県地域支援事業交付金	528,050
	鳥取県国民健康保険団体連合会補助金	3,165
	介護支援専門員によるケアプラン点検支援事業補助金	1,229
	介護支援専門員研修事業補助金	21,957
	初任段階介護支援専門員支援事業補助金	1,019
	介護支援専門員実務研修受講試験補助事業補助金	2,400

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	鳥取県低所得者保険料軽減負担金	183,806
	鳥取県介護保険事業補助金	21,574
	鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金	757,951
	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（施設整備）補助金	1,098,001
	在宅医療・介護連携の推進支援事業補助金	633
	鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保）補助金	20,000
	市町村老人クラブ連合会補助金	13,919
	鳥取県老人クラブ連合会補助金	5,209
	単位老人クラブ補助金	15,720
	鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金	2,000
	認知症の方が暮らしやすい社会をつくる連携補助金	2,000
	鳥取県訪問介護サービス緊急支援事業補助金	18,000
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	2,253
	ICT活用による認知症行方不明防止支援事業補助金	2,000
	鳥取県後期高齢者医療給付費負担金	6,857,904
	鳥取県後期高齢者医療基盤安定事業負担金	1,514,936
	鳥取県後期高齢者医療高額医療費負担金	574,233
	鳥取県後期高齢者医療制度健康診査事業費補助金	42,860
	積立金	
	鳥取県介護保険財政安定化基金運用益積立金	52
鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	1,240,478	
鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金積立金	38	
6目 遺家族等援護費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県遺族会補助金	1,854
寄附金	引揚者慰問金	50
8目 特別医療費助成事業費		
負担金、補助及び交付金	特別医療費補助金	601,556
	特別医療費事務費補助金	51,753
	鳥取県特別医療費助成事業協力費交付金	2,950
9目 国民健康保険連絡調整費		
報酬	鳥取県国民健康保険審査会委員	6人
負担金、補助及び交付金	鳥取県国民健康保険基盤安定事業負担金	1,883,776
繰出金	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計繰出金	3,124,181
12目 障がい者自立支援事業費		
報酬	鳥取県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会委員	3人

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
報 酬	喀痰吸引等研修実施委員会委員	3人	
	鳥取県地域自立支援協議会委員	10人	
	鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業審査会	4人	
	ハートフルサポート事業審査委員会委員	4人	
	鳥取県体験作文等審査委員会委員	5人	
	鳥取県手話施策推進協議会委員	9人	
	推進会議委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	20人	
	作品展表彰審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	10人	
	補助金審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	5人	
	鳥取県障害者施策推進協議会委員	17人	
	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会委員	5人	
	業務委託プロポーザル審査会委員（あいサポート運動15周年記念「あいサポートとっとり祭」開催事業）	5人	
	負担金、補助金及び交付金	鳥取県障害者医療費負担金	215,277
		鳥取県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金	93,309
鳥取県障害者自立支援給付費負担金		4,000,553	
鳥取県重度障がい児者支援事業補助金		93,850	
鳥取県障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金		12,200	
視覚障がい者向け情報支援機器購入助成事業補助金		2,500	
鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金		1,200	
鳥取県障がい児・者地域生活体験事業補助金		1,519	
鳥取県地域生活支援事業費等補助金		184,209	
障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金		3,000	
障害福祉サービス等利活用促進事業補助金		1,000	
施設入所者の地域生活への移行促進事業補助金		4,500	
鳥取県障がい福祉サービス質の向上支援事業補助金		224	
障がい福祉分野就職支援金貸付事業費補助金		241	
一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会等補助金		4,162	
鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金		1,000	
鳥取県多目的トイレ購入費等補助金		1,169	
鳥取県UDタクシー利活用モデル事業（福祉分野）支援補助金		100	
鳥取県盲人ホーム運営費補助金		6,945	
障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金		5,200	
障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業補助金	722		
障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	3,000		

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助金 及び交付金	障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金	1,000
	福祉の店販売機能強化事業補助金	7,783
	鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金	1,000
	鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助金	800
	全日本challengedアクアスロン皆生大会開催事業費補助金	500
	障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金	7,000
	鳥取県手話サークル等助成事業費補助金	600
	鳥取県手話啓発イベント開催事業費補助金	800
	とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金	100
	鳥取県聴覚障がい者福祉研修会実施事業補助金	65
	手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金	600
	鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金	500
	難聴者等向けコミュニケーション学習会開催補助金	425
	手話通訳士試験受験料補助金	110
	手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	30,220
	鳥取県点字図書館運営費補助金	46,241
	鳥取県障がい者と健常者が共につくる芸術事業費補助金	19,000
	鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金	17,500
	フクシ×アートWEEK実行委員会負担金	1,000
	強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	7,500
	強度行動障がい児者体験利用等促進事業補助金	500
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金	9,444	
在宅重度障がい児者等支援体制強化事業補助金	4,092	
強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業補助金	1,800	
鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	105,700	
鳥取県新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金	10,000	
積立金	鳥取県立公共施設等建設基金積立金	1,541
2項 児童福祉費		
1目 児童福祉総務費		
負担金、補助及 び交付金	鳥取県ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金	800
	鳥取県ヤングケアラーのためのSNS上の集いの場設置・運営事業補助金	2,868
	ヤングケアラー対策会議負担金	3
3目 母子福祉費		
報酬	特別児童扶養手当障害認定嘱託医師	3人

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
報 酬	特別児童扶養手当診断書作成嘱託医師	2人
4目 心身障がい者扶養共済事業費		
負担金、補助及び交付金	年金給付金	100,464
	弔慰金給付金	750
	脱退一時金給付金	450
	特別調整費	64,842
3項 生活保護費		
1目 生活保護総務費		
報 酬	会計年度任用職員	1人
	嘱託医師	8人
給 料	一般職員	11人
負担金、補助及び交付金	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	2,689
2目 扶助費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県生活保護費負担金	134,199
4項 災害救助費		
1目 救助費		
寄 附 金	小災害被害者に対する見舞金	900
2目 備蓄費		
積 立 金	災害救助基金積立金	4,308
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
報 酬	衛生統計調査員	9人
	会計年度任用職員	13人
	健康栄養専門会議委員	4人
	調査員（管理栄養士）	10人
	調査員（看護師）	12人
	調査員（事務員）	2人
給 与	一般職員	39人
負担金、補助及び交付金	衛生統計調査費交付金	859
	鳥取県原爆被害者協議会補助金	500
	鳥取県原爆死没者慰霊等事業費補助金	240
	全国衛生部長会負担金	81
	日本公衆衛生学会分担金	45

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2目 結核対策費		
報 酬	鳥取県中部感染症診査協議会結核部会委員	5人
	鳥取県西部感染症診査協議会結核部会委員	5人
	鳥取県感染症対策協議会結核部会委員	10人
負担金、補助及び交付金	鳥取県結核定期健康診断費補助金	2,626
	鳥取市保健所健康支援業務負担金	738
3目 予防費		
報 酬	鳥取県感染症対策協議会委員	22人
	鳥取県中部感染症診査協議会委員	5人
	鳥取県西部感染症診査協議会委員	5人
	県版CDC 感染症対策監	3人
負担金、補助及び交付金	感染症予防事業費負担金	258
	鳥取県感染症指定医療機関運営費補助金	31,168
	感染症予防費市町村等負担金	92
	鳥取県風しん対策特別促進事業補助金	3,036
	予防接種事故対策費負担金	12,680
	予防接種事業費対策補助金	57
	流行初期医療確保措置補助金	341,000
寄 附 金	寄附講座（臨床感染症学講座）設置寄附金	32,000
4目 精神衛生費		
報 酬	鳥取県精神医療審査会委員	14人
	指定医師（病状診察）	19人
	指定医師（措置入院診察）	70人
	鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議委員	24人
	アルコール健康障害・依存症対策事業プロポーザル審査会委員	4人
負担金、補助及び交付金	精神障がい者地域移行サポート事業補助金	310
	鳥取県精神障害者家族会連合会補助金	1,718
	てんかんのある方の支援者等研修事業補助金	700
	アディクション・フォーラム開催支援補助金	500
	依存症問題に取り組む民間団体支援事業補助金	800
	薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金	2,729
	全国精神保健福祉センター所長会負担金	70
	県精神科病院協議会会費	10
5目 母子衛生費		

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
負担金、補助及び交付金	優生手術被害者支援事業補助金	600	
7目 難病対策費			
報酬	鳥取県指定難病審査会委員	10人	
負担金、補助及び交付金	難病等医療費助成事業負担金（鳥取市分）	2,100	
	在宅人工呼吸器使用患者支援事業負担金（鳥取市分）	1,141	
	オンライン登録医療機関環境整備事業補助金	1,000	
8目 健康県づくり推進費			
報酬	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議委員	16人	
	鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会委員	3人	
	健康を支える食文化専門会議委員	9人	
	鳥取県心といのちを守る県民運動委員	15人	
	医療専門職等を活用した市町村取組支援事業プロポーザル審査会委員	4人	
負担金、補助及び交付金	鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金	400	
	鳥取県まちの保健室事業補助金	800	
	鳥取県「食の応援団」支援事業費補助金	4,419	
	食料産業・6次産業化交付金	200	
	鳥取県市町村自死対策強化交付金	3,000	
	鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金	938	
	鳥取いのちの電話支援事業費補助金	8,885	
	職域におけるフレイル予防推進事業補助金	5,000	
	市町村フレイル予防事業補助金	5,000	
	アルツハイマー病治療支援補助金	10,000	
	住民ボランティアの育成・活用によるフレイル予防推進事業補助金	2,000	
	9目 生活習慣病予防対策費		
	報酬	鳥取県肝炎対策協議会委員	9人
鳥取県肝炎治療認定審査会委員		3人	
鳥取県8020運動推進協議会委員		24人	
鳥取県歯科保健推進協議会		24人	
鳥取県よい歯のコンクール審査会委員		3人	
鳥取県がん対策推進県民会議委員		22人	
圏域がん対策推進会議委員		28人	
負担金、補助及び交付金	初回精密検査受検支援補助金（鳥取市分）	67	
	肝炎治療医療費補助金（鳥取市分）	60	
	健康増進事業費補助金	33,035	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	地域がん登録全国協議会負担金	40
	鳥取県健康対策協議会事務局強化対策費負担金	3,677
	歯科疾患実態調査費負担金	181
	鳥取県休日がん検診実施支援負担金	6,500
	鳥取県大腸がん検診特別推進支援補助金	830
	市町村と連携して行う胃がん対策事業補助金	2,194
	鳥取県がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金	28,197
	鳥取県院内がん登録支援事業補助金	3,547
	鳥取県病病連携支援利子補給事業補助金	563
	鳥取県がん専門医資格取得支援負担金	1,043
	鳥取県がん専門医療従事者育成支援負担金	2,122
	鳥取県がん薬物療法専門医等資格取得負担金	300
	鳥取県がんゲノム医療人材育成支援事業補助金	737
	放射線治療提供体制強化事業補助金	7,919
	鳥取県がん患者の社会参加応援事業補助金	5,722
	県民によるがん対策推進事業補助金	600
	鳥取県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療法研究促進事業補助金	1,147
	卒煙支援推進事業補助金	500
	受動喫煙防止対策推進事業補助金	200
	脳卒中・心臓病等総合支援センター運営支援補助金	8,123
3項 保健所費		
1目 保健所費		
報酬	嘱託医師	3人
	会計年度任用職員	4人
給料	一般職員	52人
負担金、補助及び交付金	全国保健所長会負担金	30
	社会医学系専門医・指導医年間登録料	35
	中四国ブロック保健所長会会費	4
	全国保健所長会総会負担金	12
	鳥取市の中核市移行に伴う東部4町事務委託等に係る負担金	183,394
4項 医薬費		
1目 医薬総務費		
報酬	会計年度任用職員	13人
給料	一般職員	55人

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
給 料	定数外職員	34人
2目 医務費		
報 酬	鳥取県医療審議会委員	15人
	鳥取県精度管理専門委員	2人
	鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会委員	10人
	鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会委員	16人
	鳥取県地域医療対策協議会委員	19人
	鳥取県死因究明等推進協議会委員	10人
	鳥取県地域保健医療協議会	58人
	鳥取県周産期医療協議会委員	17人
	嘱託医師	5人
	鳥取県立看護学校学務システム更新業務委託業者選定プロポーザル審査会委員	2人
負担金、補助及び交付金	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金	389,305
	臨床検査精度管理推進費補助金	600
	SCUトランシーバー電波利用料負担金	11
	鳥取県医療施設等設備整備費補助金	248,393
	鳥取県医療提供体制施設整備補助金	83,185
	鳥取県休日等歯科診療所運営費補助金	1,293
	鳥取県周産期母子医療センター運営事業費補助金	34,671
	鳥取県鍼灸マッサージ師講習会補助金	120
	鳥取県救急救命士病院実習受入促進事業費補助金	4,356
	救急患者退院コーディネーター事業補助金	3,241
	鳥取県中部小児救急医療支援事業補助金	883
	公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク運営費補助金	15,523
	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	14,980
	自治医科大学運営費負担金	131,200
	鳥取県へき地医療拠点病院運営事業費補助金	648
	鳥取県へき地保健指導所運営事業補助金	1,157
	防災訓練等参加支援事業補助金	6,385
	DMA T隊員養成研修等補助金	1,600
	鳥取県航空搬送拠点臨時医療施設医療機器更新事業補助金	2,239
	鳥取県高度救命処置研修開催事業費補助金	700
	鳥取県ドクターカー一運行事業費補助金	5,196
	山陰救急医学会年会費	2

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	ドクターヘリ運航事業負担金	118,511
	豊岡ドクターヘリ負担金	43,646
	島根ドクターヘリ負担金	1,117
	臨床研修指定病院協議会負担金	2,400
	医師少数区域経験認定医師支援事業費補助金	3,816
	オンライン診療設備整備補助金	2,500
	オンライン診療看護師派遣補助金	1,200
	中山間地域の医師確保推進補助金	20,000
	中山間地域の病院看護師確保事業補助金	4,162
	受講生受入促進事業補助金	4,500
貸付金	鳥取県医師養成確保奨学金	90,960
	鳥取県緊急医師確保対策奨学金	52,200
	鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金	151,200
積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金預金利息積立金	1,614
	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	651,228
寄附金	鳥取大学医学部地域医療学講座寄附金	36,900
3目 保健師等指導管理費		
報酬	鳥取県准看護師試験委員	3人
	看護職員修学資金管理事務のデジタル化総合評価方式入札審査会委員	2人
負担金、補助及び交付金	看護職員研修事業費補助金	2,600
	鳥取県病院内保育施設運営費補助金	3,126
	鳥取県医師・看護職員の仕事と育児の両立応援事業補助金	873
	新卒訪問看護師育成支援事業補助金	3,292
	鳥取県認定看護師養成研修受講補助金	3,750
貸付金	看護職員等修学資金貸付金	680,892
4目 薬務費		
報酬	若年層向け献血普及啓発委託事業プロポーザル審査会委員	5人
	鳥取県麻薬中毒審査会委員	5人
	鳥取県薬物乱用対策推進本部委員	8人
負担金、補助及び交付金	鳥取県薬剤師会薬事情報センター補助金	1,200
	全国薬務主管課長協議会運営会費（負担金）	10
	鳥取県薬剤師確保対策促進事業補助金	600
5目 病院費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県自治体病院補助金	66,021

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	県営病院事業会計交付金	1,870,349
	県営病院事業会計負担金	1,261,548
6目 鳥取看護専門学校費		
報酬	鳥取県立鳥取看護専門学校学校関係者評価委員会委員	4人
負担金、補助及び交付金	鳥取安全運転運行管理者協議会会費	10
	一般社団法人日本看護学校協議会負担金	50
7目 倉吉総合看護専門学校費		
報酬	鳥取県立倉吉総合看護専門学校学校関係者評価委員会委員	4人
負担金、補助及び交付金	全国助産師教育協議会負担金	100
	一般社団法人日本看護学校協議会負担金	50

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和6年度 鳥取県立福祉人材研修 センター管理委託費	福祉保健課	千円 8,860		千円	令和7年度から 令和10年度まで	千円 8,860	千円	千円	千円	千円	8,860	鳥取県立福祉人材研修センター業務委託
令和6年度 福祉保健部(障がい福祉課)管理運営費	障がい福祉課	1,870			令和7年度から 令和9年度まで	1,870					1,870	障害福祉サービス指定事業者等管理システム利用料
令和6年度 介護福祉士等修学資金 貸付金	長寿社会課	25,050			令和7年度から 令和11年度まで	25,050	25,050					介護福祉士等修学資金貸付事業に係る修学資金の貸付原資の補助
令和6年度 がん対策推進事業	健康政策課	9,050			令和7年度から 令和8年度まで	9,050					9,050	(鳥取大学医学部附属病院)放射線治療医1名の配置経費
令和6年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	363,600			令和7年度から 令和12年度まで	363,600				21,600	342,000	医師養成確保奨学金、緊急医師確保対策奨学金、臨時特例医師確保対策奨学金の貸付
令和6年度 看護職員修学資金管理 事務デジタル化事業	医療政策課	13,200			令和7年度から 令和11年度まで	13,200					13,200	看護職員修学資金管理事務のシステム導入
令和6年度 県立看護学校学務システム更新事業	医療政策課	7,725			令和7年度から 令和11年度まで	7,725					7,725	県立看護学校学務システムの管理運営委託

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源 千円		
							国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円			
令和5年度 鳥取県立福祉人材研修 センター管理委託費	福祉保健課	158,065			令和6年度から 令和10年度まで	158,065					158,065	鳥取県立福祉人材 研修センター 業務委託
平成17年度 社会福祉法人鳥取県厚 生事業団経営安定化支 援事業施設解体費補助 金	福祉監査 指導課		平成18年度から 令和5年度まで	280,088	令和6年度から 令和10年度まで	限度額に 同じ					限度額に同 じ	
令和4年度 心身障がい者扶養共済 事業費	障がい福祉課	972	令和5年度	324	令和6年度から 令和7年度まで	648					648	心身障害者扶養 共済システム保 守業務委託
令和4年度 とっとりデジタル田園都 市推進事業(「鳥取県立 バリアフリー美術館」創 立事業)	障がい福祉課	6,600	令和5年度	1,320	令和6年度から 令和9年度まで	5,280					5,280	障がい者アート アーカイブ及びバ リアフリー美術館 の保守管理業務
平成13年度 介護老人保健施設整備 費借入金利子補助	長寿社会課	1,523,001	平成14年度から 令和5年度まで	1,174,330	令和6年度から 令和7年度まで	394					394	
令和4年度 介護保険円滑推進事業	長寿社会課	2,703	令和5年度	901	令和6年度から 令和7年度まで	1,802					1,802	介護保険指定事 業者等管理シス テムクラウド版の 利用
令和5年度 外国人受入介護事業所 に対する学習強化事業	長寿社会課	2,400			令和6年度から 令和7年度まで	2,400			2,400			留学生の就労先 の介護施設等が 支援する奨学金 の一部支援
令和5年度 介護福祉士等修学資金 貸付事業	長寿社会課	54,200			令和6年度から 令和10年度まで	54,200	54,200					介護福祉士等就 学資金貸付事業 に係る修学資金 の貸付原資の補 助
令和2年度 精神保健福祉センター 運営費	健康政策課	10,208	令和3年度から 令和5年度まで	7,712	令和6年度から 令和7年度まで	115					115	建物清掃、植栽 管理、電話交換 機等の賃貸借契 約
令和元年度 医師養成確保奨学金	医療政策課	79,200	令和2年度から 令和5年度まで	38,400	令和6年度から 令和7年度まで	16,800					16,800	
令和2年度 医師養成確保奨学金	医療政策課	295,200	令和3年度から 令和5年度まで	136,800	令和6年度から 令和8年度まで	136,800					136,800	
令和3年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	355,200	令和4年度から 令和5年度まで	118,800	令和6年度から 令和9年度まで	200,400					200,400	医師養成確保奨 学金、緊急医師 確保対策奨学金 、臨時特例医 師確保対策奨学 金の貸付
令和4年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	360,000	令和5年度	58,200	令和6年度から 令和10年度まで	281,400			18,000		263,400	医師養成確保奨 学金、緊急医師 確保対策奨学金 、臨時特例医 師確保対策奨学 金の貸付

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和5年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策 課	360,000			令和6年度から 令和11年度まで	360,000			18,000	342,000	医師養成確保奨 学金、緊急医師 確保対策奨学金 、臨時特例医 師確保対策奨学 金の貸付
令和元年度 緊急医師確保対策奨学 金	医療政策 課	54,000	令和2年度から 令和5年度まで	35,100	令和6年度から 令和7年度まで	18,000				18,000	
令和元年度 臨時特例医師確保対策 奨学金	医療政策 課	172,800	令和2年度から 令和5年度まで	106,200	令和6年度から 令和7年度まで	54,000				54,000	
令和5年度 鳥取県救急電話24時間 相談対応事業	医療政策 課	19,800			令和6年度から 令和8年度まで	19,800			9,900	9,900	電話相談事業の 委託料
令和5年度 鳥取県小児救急電話24 時間相談対応事業	医療政策 課	89,100			令和6年度から 令和8年度まで	89,100			89,100		電話相談事業の 委託料
令和2年度 看護職員等充足対策費	医療政策 課	766,224	令和3年度から 令和5年度まで	560,508	令和6年度から 令和7年度まで	119,472				119,472	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和3年度 看護職員等充足対策費	医療政策 課	759,000	令和4年度から 令和5年度まで	384,030	令和6年度から 令和8年度まで	289,464				289,464	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和4年度 看護職員等充足対策費	医療政策 課	737,856	令和5年度	201,768	令和6年度から 令和9年度まで	502,080				502,080	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和5年度 看護職員等充足対策費	医療政策 課	732,480			令和6年度から 令和10年度まで	732,480				732,480	看護職員修学資 金、看護職員奨 学金、理学療法 士等修学資金の 貸付
令和5年度 鳥取看護専門学校 管理運営費	医療政策 課	4,197			令和6年度から 令和8年度まで	4,197			4,197		校舎清掃の委託 料
令和5年度 結核予防対策事業	感染症対 策課	2,860			令和6年度から 令和9年度まで	2,860				2,860	感染症診査協議 会結核部会で使 用する画像 ビューワーシス テムの保守費用

議 案 説 明 資 料 総 括 表

福祉保健部(単位:千円)

課 名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	繰 入 金	そ の 他	事 業 収 入	
(特別会計) 医療・保険課	51,866,939	54,125,217	△ 2,258,278	15,928,014	(一 般 会 計 繰 入 金) 3,124,181 (基金繰入金) 609,026	(分担金及び 負担金) 11,981,544 (療養給付費 等交付金) 1 (前期高齢者 交付金) 20,113,692 (共同事業 交付金) 109,189 (財産収入) 274 (繰越金) 1,000 (諸収入) 18		
特別会計 合 計	51,866,939	54,125,217	△ 2,258,278	15,928,014	3,733,207	32,205,718		

令和6年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1	国民健康保険 運営事業収入		51,866,939	54,125,217	△ 2,258,278			
	1 分担金及び負担金		11,981,544	13,581,263	△ 1,599,719			
		1 負担金	11,981,544	13,581,263	△ 1,599,719			
			11,981,544	13,581,263	△ 1,599,719	1	国民健康保健事業費納付金	11,981,544
	2 国庫支出金		15,928,014	16,004,065	△ 76,051			
		1 国庫負担金	11,210,893	11,395,478	△ 184,585			
			10,710,424	10,883,739	△ 173,315	1	療養給付費等負担金	10,710,424
			414,841	426,679	△ 11,838	2	高額医療費負担金	414,841
			20,902	19,125	1,777	3	特別高額医療共同事業負担金	20,902
			64,725	65,934	△ 1,209	4	特定健康診査等負担金	64,725
			1	1	0	5	財政安定化基金負担金	1
		2 国庫補助金	4,717,121	4,608,587	108,534			
			3,960,444	3,813,925	146,519	1	調整交付金	3,960,444
			755,449	791,786	△ 36,337	2	保険者努力支援制度交付金	755,449
			0	1,300	△ 1,300	3	デジタル田園都市国家構想交付金	0
			0	1,575	△ 1,575	4	出産育児臨時交付金	0
			1	1	0	5	財政安定化補助金	1
			1,227	0	1,227	6	出産育児交付金	1,227
	3 療養給付費等交付金		1	1	0			
		1 療養給付費等交付金	1	1	0			
			1	1	0	1	療養給付費等交付金	1
	4 前期高齢者交付金		20,113,692	20,314,157	△ 200,465			
		1 前期高齢者交付金	20,113,692	20,314,157	△ 200,465			
			20,113,692	20,314,157	△ 200,465	1	前期高齢者交付金	20,113,692
	5 共同事業交付金		109,189	92,311	16,878			
		1 共同事業交付金	109,189	92,311	16,878			
			109,189	92,311	16,878	1	特別高額医療費共同事業交付金	109,189
	6 財産収入		274	128	146			
		1 財産運用収入	274	128	146			
			274	128	146	1	利子及び配当金	274
	7 繰入金		3,733,207	4,130,984	△ 397,777			
		1 一般会計繰入金	3,124,181	3,309,472	△ 185,291			
			3,124,181	3,309,472	△ 185,291	1	一般会計から繰入	3,124,181
		2 基金繰入金	609,026	821,512	△ 212,486			
			609,026	821,512	△ 212,486	1	財政安定化基金繰入金	609,026
	8 繰越金		1,000	2,300	△ 1,300			
		1 繰越金	1,000	2,300	△ 1,300			
			1,000	2,300	△ 1,300	1	前年度繰越金	1,000
	9 諸収入		18	8	10			
		1 県預金利子	1	1	0			
			1	1	0	1	県預金利子	1
		2 雑入	17	7	10			
			17	7	10	1	雑入	17
歳入合計			51,866,939	54,125,217	△ 2,258,278			

令和6年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計当初予算説明資料

1 款 国民健康保険運営事業費

1 項 国民健康保険運営事業費 ほか

医療・保険課 (内線：7157)

1 目 保険給付費等交付金 ほか

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
鳥取県国民健康保険運営事業特別会計 (総括表)	51,866,939	54,125,217	△2,258,278	15,928,014	(一般会計繰入金) 3,124,181 (基金繰入金) 609,026	(分担金・負担金) 11,981,544 (財産収入) 274 (その他) 20,223,900		

トータルコスト 51,921,944千円 (前年度54,182,546千円) [正職員：6.9人、会計年度任用職員：1.5人]

主な業務内容 国民健康保険の県全体の財政運営

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

平成30年度からの国民健康保険 (以下「国保」という。) の制度改革に伴い、県も市町村とともに国保の保険者となり、県全体の国保財政の運営・管理を行うため設置した国民健康保険運営事業特別会計に歳入歳出予算を計上し、国保事業を行うものである。

2 主な事業内容

○県は、国保事業費納付金を市町村から徴収し、保険給付費等交付金を交付する。

○県も市町村とともに国保の一保険者として保健事業の取組を一層推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化に繋げる。

など

(単位：千円)

事業名	予算額 (前年度)	事業内容
保険給付費等交付金 (普通交付金)	41,182,706 (43,297,369)	県内の市町村が当該市町村の国保に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用について、市町村に対し、保険給付費等交付金 (普通交付金) を交付する。
保険給付費等交付金 (特別交付金)	1,045,201 (1,133,655)	県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、保険給付費等交付金 (特別交付金) を交付する。
後期高齢者支援金	7,198,430 (7,247,493)	75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金等を社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」という。) に納付する。
介護納付金	2,149,708 (2,169,004)	介護保険2号被保険者 (40歳以上65歳未満) を対象とする介護保険制度に対する介護納付金を支払基金に納付する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・現在策定中 (令和6年2月時点) の第3期鳥取県国民健康保険運営方針 (令和6～11年度) に基づき、県全体の国保財政の安定化を図る。
- ・平成30年度から令和4年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、国保財政は概ね安定的に運営されている。

【参考】 令和4年度国民健康保険運営事業特別会計決算額

(単位：千円)

歳入	歳出	単年度収支	備考
53,800,521	51,905,499	1,895,022	単年度収支差額には令和5年度国庫返還金等を含む

1 款 国民健康保険運営事業費
 1 項 国民健康保険運営事業費
 1 目 保険給付費等交付金

医療・保険課（内線：7157）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
保険給付費等交付金 （普通交付金）	41,182,706	43,297,369	△2,114,663	10,589,335	(一般会計繰入金) 2,368,010 (基金繰入金) 609,024	(分担金・負担金) 7,393,454 (その他) 20,222,883		
トータルコスト	41,199,921千円（前年度43,314,522千円）〔正職員：2.2人〕							
主な業務内容	申請書の審査、交付金の支払							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各市町村が当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用を交付する。</p>								
保険給付費等交付金 （特別交付金）	1,045,201	1,133,655	△88,454	689,150	(一般会計繰入金) 356,051			
トータルコスト	1,053,026千円（前年度1,141,452千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	申請書の審査、厚生労働省への申請、交付金の支払							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各市町村の財政状況その他の事情に応じ、以下の特別交付金を交付する。</p>								
（単位：千円）								
区 分	予算額	内 容						
国特別調整交付金（市町村分）	312,150	保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。						
保険者努力支援制度（市町村分）	312,275	市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。						
県繰入金（2号分）	291,326	市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。						
特定健康診査等負担金分	129,450	市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。						
合 計	1,045,201							

2目 後期高齢者支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
後期高齢者支援金	7,198,430	7,247,493	△49,063	3,556,248	(一般会計繰入金) 205,456	(分担金・負担金) 3,436,726		
トータルコスト	7,199,213千円（前年度7,248,273千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対して、後期高齢者支援金を納付する。								
2 主な事業内容 【後期高齢者支援金】 支払基金に対して県全体の後期高齢者支援金を納付する。 【後期高齢者関係事務費拠出金】 支払基金に対して県全体の後期高齢者関係事務費拠出金を納付する。								

3目 前期高齢者納付金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
前期高齢者納付金	7,724	11,999	△4,275			(分担金・負担金) 7,724		
トータルコスト	8,507千円（前年度12,779千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 前期高齢者（65歳以上75歳未満）の偏在により保険者間に生じた不均衡を調整するため、支払基金に前期高齢者納付金を納付する。								
2 主な事業内容 【前期高齢者納付金】 支払基金に対して県全体の前期高齢者納付金を納付する。 【前期高齢者関係事務費拠出金】 支払基金に対して県全体の前期高齢者関係事務費拠出金を納付する。								

4目 介護納付金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
介護納付金	2,149,708	2,169,004	△19,296	922,432	(一般会計繰入金) 171,977	(分担金・負担金) 1,055,299		
トータルコスト	2,150,491千円（前年度2,169,784千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 介護保険制度に対して、介護保険の給付費等を賄うための介護納付金を納付する。								
2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の介護納付金を納付する。								

5目 病床転換支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
病床転換支援金	4	22	△18			(分担金・負担金) 4		
トータルコスト	787千円（前年度802千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 支払基金の病床転換支援金関係業務に要する費用に充てるため、事務費の拠出を行う。</p> <p>2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の病床転換支援金事務費拠出金を納付する。</p>								

6目 共同事業拠出金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
特別高額医療費共同 事業拠出金	109,239	92,362	16,877	20,902		(分担金・負担金) 88,337		
トータルコスト	110,022千円（前年度93,142千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	国民健康保険中央会への支払							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 高額な医療費の発生件数の増加が、小規模保険者を中心に財政運営の不安定要因となっていることから、特別高額医療費（レセプト1件420万円超の医療費）について全国単位で共同事業を実施し、財政の安定化を図るものである。</p> <p>2 主な事業内容 特別高額医療費の共同事業に係る拠出金を国民健康保険中央会に納付する。 ・拠出金：必要とされる拠出金の全国総額を過去3か年度の対象医療費実績を基に都道府県ごとに按分して算定した額</p>								

7目 基金運営事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
国民健康保険財政安定化基金運営事業	1,277	1,131	146	1	(基金繰入金) 2	(財産収入) 274 (その他) 1,000		
トータルコスト	2,060千円 (前年度1,911千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	基金の管理運営							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県国保特別会計において余剰金等が生じた場合及び国庫補助金が交付された場合に、国民健康保険財政安定化基金に積み立て、後年度に備えるものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○積み立てを行う場合の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して貸付を行った場合、貸付先市町村から償還を受けたときに本基金に積み立てる。 ・市町村に対して交付を行った場合、市町村から拠出金を徴収し、本基金に積み立てる。 ・本基金の造成のための国庫補助金が県に交付された場合、本基金に積み立てる。 ・基金の運用益が生じた場合、本基金に積み立てる。 ・前年度繰越金が生じた場合、本基金に積み立てる。 								

2項 総務費

1目 総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
一般管理費	11,582	11,431	151		(一般会計繰入金) 11,565	(雑入) 17		
トータルコスト	32,152千円 (前年度34,451千円) [正職員：2.5人、会計年度任用職員：1.5人]							
主な業務内容	市町村職員向け研修会の開催など							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国保事業に要する人件費、事務費等である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>国保事業の実施に必要な事務費等を執行する。</p>								

1目 総務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
国民健康保険団体連合会負担金	208	208	0		(一般会計繰入金) 208			
トータルコスト	991千円（前年度988千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	国保連合会への負担金の支払							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国保連合会の会員として必要となる負担金に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>保険者均等割のみ（会員が平等に負担） 208千円 （参考）国保連負担金の構成：保険者均等割と被保険者数割の合計</p>								
国保運営協議会費	804	807	△3		(一般会計繰入金) 804			
トータルコスト	2,369千円（前年度2,366千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	協議会の開催							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国保事業の運営に関する事項を審議するため、県に設置されている国保運営協議会を開催する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>国保運営に関する以下について審議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収に関すること。 ・国保運営方針の策定に関すること。 ・その他国保運営に関する重要事項に関すること。 								

2目 保健事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
保健事業費	99,339	88,845	10,494	99,229	(一般会計繰入金) 110			
トータルコスト	100,122千円（前年度89,625千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	保健事業に関する業務							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険の保険者になったことから、市町村が行う取組の支援など保健事業の取組を一層推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化に繋げる。								
2 主な事業内容 (1) 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備 (単位：千円)								
区 分	予算額	内 容						
特定健診・特定保健指導従事者研修会	392	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。						
慢性腎臓病（CKD）対策研修会	196	県の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図るため、慢性腎臓病対策を総合的・効果的に推進できる人材の育成研修会を実施する。						
合 計	588							
(2) 市町村の現状把握・分析 (単位：千円)								
区 分	予算額	内 容						
市町村のデータ分析支援事業	10,811	国保連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用し、県及び各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療の健診・医療・介護情報等分析を行い、市町村や関係機関へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の推進に繋げる。						
(3) 都道府県が実施する保健事業 (単位：千円)								
区 分	予算額	内 容						
特定健診受診率向上支援事業	57,306	通知による個別勧奨を行う他、健診専用WEBサイトの作成等、効率的かつ効果的な受診勧奨に取り組むことで受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げていく。						
重複・多剤対策事業	27,952	重複・多剤服用者の状況分析や効果的な服薬情報の通知、かかりつけ薬局等との連携を行い、被保険者の重複・多剤服薬を解消することで、健康保持増進及び医療費の適正化を図る。						
合 計	85,258							
(4) 人材の確保・育成事業 (単位：千円)								
区 分	予算額	内 容						
糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に係る専門家派遣事業	2,682	糖尿病療養指導等のスキルを有する専門職（栄養士）を派遣し、市町村が行う保健指導等の実施を支援する。						

2目 保健事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
とっとりデータ・ヘルスアップ事業	50,717	60,891	△10,174	50,717				
トータルコスト	51,500千円（前年度61,671千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	交付事務							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が保有する県内国保加入者の健診・医療・介護等のビッグデータを、国保連合会が設置・運営している健康・医療データ等共同分析会議（国保連合会、鳥取大学医学部・工学部、県等が参画）において分析し、国保加入者及び保険者（市町村）にアプリケーションを通じて国保加入者の現在の疾病リスクや将来予測等の情報を提供することで、予防行動・受診行動に繋げ、健康寿命の延伸を図る。</p> <p><各年度の事業概要></p> <p>R4年度：保険者向けアプリの開発 R5年度：国保加入者向けアプリの開発 R6年度：国保加入者向けアプリにおけるAI機能搭載等による機能拡充</p> <p>【健康・医療データ等共同分析会議の概要】</p> <p>○構成員：鳥取大学医学部・工学部、市町村、アプリ開発等関連会社、国保連合会（事務局）及び県 ○活動内容：国保連合会が保有する健診・医療・介護等のデータをもとに医療費分析、疾病傾向分析、市町村ごとの健康課題分析、将来の疾病リスクの分析を行っている。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>国保加入者向けアプリにおいて、AIへ学習させるデータや予測モデルに取り込む項目を増やすなどし、AIが導き出す将来の疾病予測の拡大や改善提案等の精度を上げる。</p> <p><主な内容（予定）></p> <p>●リスクシミュレーション（将来の疾病予測）の対象拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の生活習慣病（糖尿病・高血圧症、脂質異常症）に脳血管疾患、心疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）を追加 健診未受診者のモデルを作成（自己の測定結果を活用）する。併せて、健診を受けるとより精細な予測が出来ることを表示し、健診未受診者の受診勧奨を行う。 <p>●生活習慣の改善提案の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は、生活習慣の改善が必要と思われる者に、改善項目毎に固定化されたメッセージがそのまま表示【（例）タバコと睡眠にチェックが入った者：「禁煙にトライしましょう」「睡眠をとりましょう」】されるが、今後は、対象者の状況に応じた提案が示されるようになる。（血圧の数値に改善がみられた場合は、次に優先度の高い「禁煙」のメッセージが表示される。） 改善提案の内容に合わせ、AIが個人の最適な目標設定を行い表示する機能を追加する。（アプリからのメッセージを一方向的に受け取るだけでなく、参加型の仕組みの導入により主体的な行動変容を促す。また、達成状況に応じ将来予測や改善提案の内容が変化する機能も追加し、達成感を促す。） <p>（参考）<国保加入者向けアプリ機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康情報の把握（特定健診結果の閲覧、経年推移（グラフ化）等） ○健康管理（体重や血圧、運動習慣等、日々の生活習慣について個人が入力・管理を行う） ○将来予測（健康情報等から、病気の発症リスク（予測）や生活習慣の改善提案を表示） ○市町村連携機能（市町村の特定健診等の予約確認や健康イベント等の情報発信等） <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保加入者へ経年的な健診結果の推移等情報の見える化と併せて、これまで蓄積した分析結果や健康づくりに関連する情報を直接届けることで、自身の健康状態を「知る・管理する・行動する・継続する」ことができ、アプリを通じて予防行動・健診受診の行動に繋がり、健康寿命の延伸を図る。 								

3項 予備費
1目 予備費

医療・保険課 (内線: 7975)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
予備費	10,000	10,000	0		(一般会計繰入金) 10,000			
トータルコスト	10,783千円 (前年度10,780千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	予備費の執行管理							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国保特別会計は、把握困難な不確定要素の大きい医療費の支出を基礎としているが、財源不足を理由に支出の削減をすることができないため、医療費が増加した場合に備えるものである。</p>								

令和6年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款 項 目	1款 国民健康保険運営事業費					
		1項 国民健康保険運営事業費					
		1目 保険給付費等交付金	2目 後期高齢者支援金等	3目 前期高齢者納付金等	4目 介護納付金		
1	報 酬	2,727					
2	給 料						
3	職 員 手 当 等	668					
4	共 済 費	505					
5	災 害 補 償 費						
6	恩給及び退職年金						
7	報 償 費	324					
8	旅 費	1,431					
	費用弁償	448					
	普通旅費	619					
	特別旅費	364					
9	交 際 費						
10	需 用 費	1,862					
11	役 務 費	6,675					
12	委 託 料	96,063					
13	使用料及び賃借料	1,391					
14	工 事 請 負 費						
15	原 材 料 費						
16	公有財産購入費						
17	備 品 購 入 費						
18	負担金、補助及び交付金	51,744,017	51,693,013	42,227,907	7,198,430	7,724	2,149,708
19	扶 助 費						
20	貸 付 金	1	1				
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金						
24	積 立 金	1,275	1,275				
25	寄 付 金						
26	公 課 費						
27	繰 出 金						
	予 備 費	10,000					
	計	51,866,939	51,694,289	42,227,907	7,198,430	7,724	2,149,708
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	15,928,014	15,778,068	11,278,485	3,556,248		922,432
	繰 入 金	3,733,207	3,710,520	3,333,085	205,456		171,977
	そ の 他	32,205,718	32,205,701	27,616,337	3,436,726	7,724	1,055,299
	事 業 収 入						

令和6年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節		1款 国民健康保険運営事業費					
		1項 国民健康保険運営事業費			2項 総務費		
		5目 病床転換支援金 等	6目 共同事業拠出金	7目 基金運営事業費		1目 総務費	2目 保健事業費
1	報酬				2,727	2,623	104
2	給料						
3	職員手当等				668	668	
4	共済費				505	505	
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	報償費				324		324
8	旅費				1,431	1,147	284
	費用弁償				448	428	20
	普通旅費				619	619	
	特別旅費				364	100	264
9	交際費						
10	需用費				1,862	1,832	30
11	役務費				6,675	2,764	3,911
12	委託料				96,063	1,377	94,686
13	使用料及び賃借料				1,391	1,391	
14	工事請負費						
15	原材料費						
16	公有財産購入費						
17	備品購入費						
18	負担金、補助及び交付金	4	109,239	1	51,004	287	50,717
19	扶助費						
20	貸付金			1			
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金						
24	積立金			1,275			
25	寄付金						
26	公課費						
27	繰出金						
	予備費						
	計	4	109,239	1,277	162,650	12,594	150,056
財 源 内 訳	国庫支出金		20,902	1	149,946		149,946
	繰入金			2	12,687	12,577	110
	その他	4	88,337	1,274	17	17	
	事業収入						

令和6年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節		1款 国民健康保険運営事業費	
		3項 予備費	
		1目 予備費	
1	報酬		
2	給料		
3	職員手当等		
4	共済費		
5	災害補償費		
6	恩給及び退職年金		
7	報償費		
8	旅費		
	費用弁償		
	普通旅費		
	特別旅費		
9	交際費		
10	需用費		
11	役務費		
12	委託料		
13	使用料及び賃借料		
14	工事請負費		
15	原材料費		
16	公有財産購入費		
17	備品購入費		
18	負担金、補助及び交付金		
19	扶助費		
20	貸付金		
21	補償、補填及び賠償金		
22	償還金、利子及び割引料		
23	投資及び出資金		
24	積立金		
25	寄付金		
26	公課費		
27	繰出金		
	予備費	10,000	10,000
	計	10,000	10,000
財源内訳	国庫支出金		
	繰入金	10,000	10,000
	その他		
	事業収入		

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
1 款 国民健康保険運営事業費		
1 項 国民健康保険運営事業費		
1 目 保険給付費等交付金		
負担金、補助 及び交付金	保険給付費等交付金	41,182,706
	国特別調整交付金（市町村分）	312,150
	保険者努力支援制度（市町村分）交付金	312,275
	県繰入金（2号分）交付金	291,326
	特定健康診査等負担金	129,450
2 目 後期高齢者支援金等		
負担金、補助 及び交付金	後期高齢者支援金	7,198,017
	後期高齢者関係事務費拠出金	413
3 目 前期高齢者納付金等		
負担金、補助 及び交付金	前期高齢者納付金	7,385
	前期高齢者関係事務費拠出金	339
4 目 介護納付金		
負担金、補助 及び交付金	介護納付金	2,149,708
5 目 病床転換支援金等		
負担金、補助 及び交付金	病床転換助成関係事務費拠出金	4
6 目 共同事業拠出金		
負担金、補助 及び交付金	特別高額医療費共同事業拠出金	109,239
7 目 基金運営事業費		
負担金、補助 及び交付金	財政安定化基金交付金	1
	貸付金	1
	積立金	1,275
2 項 総務費		
1 目 総務費		
報酬	会計年度任用職員	1人
	国民健康保険運営協議会委員	11人
負担金、補助 及び交付金	保険者協議会負担金	41
	KDB負担金	38
	国民健康保険団体連合会負担金	208
2 目 保健事業費		
報酬	公募型プロポーザル審査会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	とっとり健康ビッグデータ活用事業負担金	50,717

給 与 費 明 細 書

2 一般職
(1)総括

区分	職員数 (人)		給 与 費								共済費 (千円)		合計 (千円)		備考	
			報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)		計 (千円)									
本年度	(1) 0		2,169	0	668		2,837				505		3,342			
前年度	(1) 0		2,091	0	358		2,449				426		2,875			
比較	(0) 0		78	0	310		388				79		467			
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤労手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)		
	本年度	0	0	0	390	278	0	0	0	0	0	0	0	0		
	前年度	0	0	0	358	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	比較	0	0	0	32	278	0	0	0	0	0	0	0	0		
	区分	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)								
	本年度	0	0	0	0	0	0	0								
	前年度	0	0	0	0	0	0	0								
	比較	0	0	0	0	0	0	0								

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)		給 与 費						共済費 (千円)	合計		備考	
			給料 (千円)	職員手当 (千円)		計 (千円)		(千円)					
本年度	(0)		0	0	0	0	0	0	0	0			
前年度	(0)		0	0	0	0	0	0	0	0			
比較	(0)		0	0	0	0	0	0	0	0			
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)			
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)		給 与 費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当		計 (千円)			
					期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)				
本年度	1	2,169	0	668	390	278	2,837	505	3,342	
前年度	1	2,091	0	358	358	0	2,449	426	2,875	
比較	0	78	0	310	32	278	388	79	467	

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

条例名等	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正</p> <p>ア 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービスの事業を提供することができる事業者に通所リハビリテーション事業の指定を受けている者を加える。</p> <p>イ 就労選択支援は、就労選択支援アセスメントを行い、当該就労選択アセスメントの結果に基づき、便宜を適切かつ効果的に供与すること、事業所ごとに管理者及び就労選択支援員を置くこと、利用定員が10人以上であること等、就労選択支援の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定める。</p> <p>ウ 共同生活援助は、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着等に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならないことを基本方針に加える。</p> <p>エ 居宅介護等を行う障害福祉サービス事業者は、個別支援計画を作成したときは当該計画書を指定特定相談支援事業者等に交付することとする。</p> <p>オ 療養介護等を行う障害福祉サービス事業者は、個別支援計画の作成のために行うアセスメントにおいては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握することとし、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮して個別支援計画を作成することとする。</p> <p>カ 生活介護又は自立訓練を行う障害福祉サービス事業者の事業所に置くべき従業者に言語聴覚士を加える。</p> <p>キ 就労移行支援を行う事業所の規模は、利用定員が10人以上(現行 20人以上(中山間地域において事業を行う事業所にあつては10人以上))であることとする。</p> <p>ク その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正</p> <p>ア 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握及び当該意向の定期的な確認等を行い、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置又は必要な援助を講じなければならないこととする。</p> <p>イ 生活介護又は自立訓練(機能訓練)を行う障害者支援施設に置くべき従業者に言語聴覚士を加える。</p> <p>ウ 障害者支援施設は、個別支援計画の作成のために行うアセスメントにおいては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握することとし、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえて個別支援計画を作成することとする。</p> <p>(3) 施行期日は、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の規定の施行の日とする(1)イに関する事項を除き、令和6年4月1日とする。</p>

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p><u>第7章の2 就労選択支援（第16条の2・第16条の3）</u></p> <p>第8章～第13章 略</p> <p>附則</p> <p>（基準）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>次に掲げる自立支援の区分に応じ、それぞれ次に定める者により提供されること。</u></p> <p>ア <u>自立訓練（機能訓練） 指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等又は介護保険法第41条第1項本文の指定（通所リハビリテーションに係るものに限る。）を受けている者</u></p> <p>イ <u>自立訓練（生活訓練） 指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u></p> <p>（2） 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第7章の2 就労選択支援</u></p> <p>（基本方針）</p> <p><u>第16条の2 就労選択支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法第5条第13項の主務省令で定める事項の整理（以下この条及び別表第6の2において「就労選択支援アセスメント」という。）を行い、又はこれに併せて、当該就労選択支援アセスメントの結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章～第13章 略</p> <p>附則</p> <p>（基準）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u>により提供されること。</p> <p>（2） 略</p> <p>4 略</p>

の便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならぬ。

(基準)

第16条の3 就労選択支援に係る最低基準は、別表第6の2の中欄のとおりとする。

2 就労選択支援に係る指定基準は、別表第6の2の右欄のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、就労選択支援に係る最低基準及び指定基準は、就労選択支援の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基本方針)

第25条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第1（第6条関係）

区分	指定基準
略	
個別支援計画	1・2 略 3 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、利用者及びその家

(基本方針)

第25条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第1（第6条関係）

区分	指定基準
略	
個別支援計画	1・2 略 3 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、作成した計画書を

	<p>族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に作成した計画書を交付すること。</p>
略	

	<p>交付すること。</p>
略	

別表第2（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
個別支援計画	<p>1 略</p> <p>2 個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業（以下この項において「<u>アセスメント</u>」という。）を行うとともに、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u>、適切な支援内容の検討をした上で、作成すること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、その理解を得ること。<u>なお、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援</u></p>	

別表第2（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
個別支援計画	<p>1 略</p> <p>2 個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業（以下「<u>アセスメント</u>」という。）を行い、<u>適切な支援内容の検討をした上で</u>、作成すること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、その理解を得ること。</p>	

	<p>を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。</p> <p>4 略</p>	
略		

略		

別表第3（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2・3 略</p>	
略		

別表第3（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>理学療法士又は作業療法士</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2・3 略</p>	
略		

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	
個別支援計画	<p>1～3 略</p> <p>4 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、<u>利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に作成した計画書を交付すること。</u></p>
略	

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	
個別支援計画	<p>1～3 略</p> <p>4 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、作成した計画書を交付すること。</p>
略	

別表第6（第16条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u> (自立訓練（機能訓練）に限る。)</p> <p>(4)～(6) 略</p>	

別表第6（第16条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>理学療法士又は作業療法士</u> (自立訓練（機能訓練）に限る。)</p> <p>(4)～(6) 略</p>	

	2・3 略	
略		

	2・3 略	
略		

別表第6の2（第16条の3関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 就労選択支援員</p> <p>2 管理者及び就労選択支援員は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>	
設備	<p>1 利用定員が10人以上であること。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 訓練・作業室</p> <p>(2) 相談室</p> <p>(3) 洗面所</p> <p>(4) 便所</p> <p>(5) 多目的室</p> <p>(6) その他運営上必要な設備</p> <p>3 前号の設備は、専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支</p>	

	<p>障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>	
サービスの開始	<p>利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p>	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p> <p>(5) サービスの内容並びに</p>

		<p>利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(12) 従業者の勤務体制</p> <p>(13) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
就労選択支援アセ	1 就労選択支援アセスメントを行うこと。ただし、障害者就業・生活支	

<p>メントの実施</p>	<p>援センターその他の機関が就労選択支援アセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、当該同様の評価及び整理をもって、就労選択支援アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 就労選択支援アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供すること。</p>	
<p>サービスの提供</p>	<p>1 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 利用者又は他の</p>	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者か</p>

	<p>利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民</p>	<p>ら食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p>
--	---	---

	<p>の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>7 就労選択支援アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行うこと。</p> <p>8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項の中欄第2号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めると</p>	<p>サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存するこ</p>

	ころにより保存すること。	と。
事故等への対応	別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。

別表第7(第18条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
設備	1 利用定員が <u>10人以上</u> であること。 2～4 略	
略		

別表第11(第26条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所(以下「外部サービス利用型事業所」という。)にあつては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。 (1)～(4) 略 2 略 3 常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を行う事業所(以下「日中サービス支援型事業所」という。)にあつては、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれ

別表第7(第18条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
設備	1 利用定員が <u>20人以上</u> (<u>中山間地域において事業を行う事業所にあつては、10人以上</u>)であること。 2～4 略	
略		

別表第11(第26条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所(以下「外部サービス利用型事業所」という。)にあつては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。 (1)～(4) 略 2 略 3 常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行う事業所(以下「日中サービス支援型事業所」という。)にあつては、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれか1人以上は、常勤の者であること。

か1人以上は、常勤の者であること。	
略	略

(鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害者支援施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>最低基準</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td>1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	最低基準	指定基準	従業者の配置	1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員	略	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>最低基準</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td>1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士又は作業療法士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	最低基準	指定基準	従業者の配置	1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士又は作業療法士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	略
区分	最低基準	指定基準											
従業者の配置	1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員	略											
区分	最低基準	指定基準											
従業者の配置	1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士又は作業療法士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。	略											

	<p>として置くことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護を行う場合</td> <td>1・2 略 3 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u></td> </tr> <tr> <td>自立訓練（機能訓練）を行う場合</td> <td>1 略 2 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 略</p>	区分	従業者	生活介護を行う場合	1・2 略 3 理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u>	自立訓練（機能訓練）を行う場合	1 略 2 理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u>	略		
区分	従業者									
生活介護を行う場合	1・2 略 3 理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u>									
自立訓練（機能訓練）を行う場合	1 略 2 理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u>									
略										
略										
個別支援計画	<p>1 略</p> <p>2 個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適正な方法により評価することを通じて利用者の希望、生活上の課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援の内容を検討したものとすること。<u>この場合において、利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえること。</u></p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、理解を得ること。<u>なお、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意</u></p>									

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護を行う場合</td> <td>1・2 略 3 理学療法士又は<u>作業療法士</u></td> </tr> <tr> <td>自立訓練（機能訓練）を行う場合</td> <td>1 略 2 理学療法士又は<u>作業療法士</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 略</p>	区分	従業者	生活介護を行う場合	1・2 略 3 理学療法士又は <u>作業療法士</u>	自立訓練（機能訓練）を行う場合	1 略 2 理学療法士又は <u>作業療法士</u>	略		
区分	従業者									
生活介護を行う場合	1・2 略 3 理学療法士又は <u>作業療法士</u>									
自立訓練（機能訓練）を行う場合	1 略 2 理学療法士又は <u>作業療法士</u>									
略										
略										
個別支援計画	<p>1 略</p> <p>2 個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適正な方法により評価することを通じて利用者の希望、生活上の課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、<u>利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援の内容を検討したものとする</u>こと。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、理解を得ること。</p>									

	<u>思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。</u>				
略			略		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例目次の改正規定、第7章の次に1章を加える改正規定並びに別表第6の次に1表を加える改正規定は、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

条例名等	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 訪問介護等を行う指定居宅サービス事業者等は、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わないこととし、身体的拘束等を行うときはその態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録するとともに、その記録を整備し、及び保存するものとする。 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、令和 6 年 6 月 1 日とする（1）及び（2）の一部に関する事項を除き、令和 6 年 4 月 1 日とする。</p>

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第5条、第7条関係)		別表(第5条、第7条関係)	
1 訪問介護		1 訪問介護	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	1～5 略 <u>6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u> 7 略 8 略	サービスの提供	1～5 略 6 略 7 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問介護計画、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問介護計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略		略	
2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護		2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	1～5 略 <u>6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行</u>	サービスの提供	1～5 略

	<p>うときは、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並 びに身体的拘束等が必要な理由 を記録すること。</p> <p><u>7</u> 略 <u>8</u> 略</p>
記録の作成 及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録、サービスの提供の 項第1号及び第6号の記録、事故 等への対応の項第2号及び第4号 の記録その他規則で定める記録を 整備し、規則で定めるところによ り保存すること。</p>
略	

3～5 略

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの 提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> <u>当該利用者又は他の利用者等 の生命又は身体を保護するため に緊急やむを得ない場合を除 き、身体的拘束等は、行わない こと。また、身体的拘束等を行 うときは、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並 びに身体的拘束等が必要な理由 を記録すること。</u></p> <p><u>9</u> 略 <u>10</u> 略</p>
記録の作成 及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録、利用者ごとの通所 介護計画、サービスの提供の項第 1号及び第8号の記録、事故等へ の対応の項第2号及び第4号の記 録その他規則で定める記録を整備 し、規則で定めるところにより保 存すること。</p>
略	

7 略

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活
介護

区分	基準
略	

	<p><u>6</u> 略 <u>7</u> 略</p>
記録の作成 及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録、サービスの提供の 項第1号の記録、事故等への対応 の項第2号及び第4号の記録その 他規則で定める記録を整備し、規 則で定めるところにより保存する こと。</p>
略	

3～5 略

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの 提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> 略 <u>9</u> 略</p>
記録の作成 及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に 関する諸記録、利用者ごとの通所 介護計画、サービスの提供の項第 1号の記録、事故等への対応の項 第2号及び第4号の記録その他規 則で定める記録を整備し、規則で 定めるところにより保存するこ と。</p>
略	

7 略

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活
介護

区分	基準
略	

サービスの提供	1～6 略 7 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束等は、行わないこと。</u> また、 <u>身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u> 8・9 略
略	

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
従業者の配置	1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、 <u>介護医療院又は療養病床を有する病院若しくは診療所</u> として必要な職員を置くこと。 2 介護老人保健施設又は介護医療院ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。
設備	1 法又は医療法により介護老人保健施設、 <u>介護医療院又は療養病床を有する病院若しくは診療所</u> として必要な設備を設けること。 2・3 略
略	

10 略

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略 6 <u>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。</u> また、 <u>身体的拘束等を行</u>

サービスの提供	1～6 略 7 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、 <u>利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u> は、行わないこと。また、 <u>身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u> 8・9 略
略	

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
従業者の配置	1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設、介護医療院、療養病床を有する病院又は診療所</u> として必要な職員を置くこと。 2 <u>介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設</u> 又は介護医療院ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。
設備	1 法又は医療法により介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設、介護医療院、療養病床を有する病院又は診療所</u> として必要な設備を設けること。 2・3 略
略	

10 略

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略

	<p><u>うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u></p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>		<p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具貸与計画、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具貸与計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略		略	
12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売		12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p><u>6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u></p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>	サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具販売計画、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具販売計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略		略	

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

及び保存	関する諸記録、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略 6 <u>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u> 7 略 8 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略	

6 略

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの提供	1～6 略 7 <u>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、</u>

及び保存	関する諸記録、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略 6 略 7 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略	

6 略

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの提供	1～6 略

	<p>その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>		<p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略		略	
8～12 略		8～12 略	

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例(令和3年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 施行日から令和9年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(以下この項において「新条例」という。)別表の5の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、<u>同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、新条例別表の5の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、同号中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表の5の表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、<u>同号中「講ずるこ</u></u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(以下この項において「新条例」という。)別表の1の表サービスの開始の項第3号、2の表サービスの開始の項第3号、3の表サービスの開始の項第3号、4の表サービスの開始の項第3号、5の表サービスの開始の項第3号、6の表サービスの開始の項第3号、7の表サービスの開始の項第3号、8の表サービスの開始の項第3号、9の表サービスの開始の項第3号、10の表サービスの開始の項第3号、11の表サービスの開始の項第3号及び12の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、<u>これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、新条例別表の1の</u></p>

<p>と」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。</p> <p>5 略</p>	<p><u>表サービスの提供の項第4号、2の表サービスの提供の項第4号、3の表サービスの提供の項第4号、4の表サービスの提供の項第4号、5の表サービスの提供の項第4号、6の表サービスの提供の項第4号、7の表サービスの提供の項第4号、8の表サービスの提供の項第4号、9の表サービスの提供の項第4号、10の表サービスの提供の項第5号、11の表サービスの提供の項第3号及び12の表サービスの提供の項第3号の規定の適用については、これらの規定中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表の1の表サービスの提供の項第6号、2の表サービスの提供の項第6号、3の表サービスの提供の項第6号、4の表サービスの開提供の項第6号、5の表サービスの提供の項第6号、6の表サービスの提供の項第8号、7の表サービスの提供の項第7号、8の表サービスの提供の項第8号、9の表サービスの提供の項第8号、10の表サービスの提供の項第8号、11の表サービスの提供の項第6号及び12の表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。</u></p> <p>5 略</p>
---	---

第4条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 施行日から令和9年3月31日までの間、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例別表の5の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 施行日から令和9年3月31日までの間、<u>第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例</u> (以下この項において「<u>新条例</u>」という。) 別表の5の表サービスの開始の項第3号の規定の適用について</p>

<p>る事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とし、<u>同条例別表の5の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、同号中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、<u>同条例別表の5の表サービスの提供の項第7号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。</u></u></p> <p>5 略</p>	<p>は、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とし、<u>新条例別表の5の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、同号中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、<u>新条例別表の5の表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。</u></u></p> <p>5 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、同年6月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 (1) 濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のための環境の整備を行うため、所要の改正を行う。 (2) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部が改正され、大麻草の栽培に関する規制が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正 ア 県は、濫用等のおそれのある医薬品の適正使用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有するものとする。 イ 県民は、濫用等のおそれのある医薬品を適正に使用しなければならないものとする。 ウ 化学的変化により容易に麻薬を生成する物を薬物に加える。 エ 知事は、大麻草採取栽培者の免許はしないこととする。 オ その他所要の規定の整備を行う。 (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 鳥取市が処理することとしている大麻取締法に基づく大麻取扱者免許の申請の受理等の事務を廃止する。 (3) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正 大麻取扱者に係る手数料を廃止する。 (4) 施行期日等 ア 施行期日は、公布の日とする (1) ア及び (1) イ並びにウの一部を除き、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。 ウ 鳥取県青少年健全育成条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例</u></p>	<p><u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例</u></p>
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のための環境の整備(第15条の2)</u></p> <p><u>第5章 略</u></p> <p><u>第6章 略</u></p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>薬物の濫用の防止及び濫用等のおそれのある医薬品の適正使用</u>について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、<u>薬物の摂取及び濫用等のおそれのある医薬品の過剰な摂取による健康及び安全に対する被害の発生を未然に防止し、もって、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であつて、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの(酒類、たばこ及び医薬品(医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。))を除く。以下「危険薬物」という。)</p> <p>2 <u>この条例において、「濫用等のおそれのある医薬品」とは、次に掲げる物をいう。</u></p> <p>(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 略</u></p> <p><u>第5章 略</u></p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害の発生を未然に防止し、もって、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であつて、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの(酒類、たばこ及び<u>医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品を除く。</u>以下「危険薬物」という。)</p>

省令第1号) 第15条の2に規定する濫用等のおそれのある医薬品

(2) 前号に掲げる物と同等に、過剰な摂取により人の精神に作用を及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある医薬品

(推進計画の策定)

第6条 略

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(3) 略

(4) その他薬物の濫用の防止及び濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のために必要な事項

(指定)

第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。

(1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物

(2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物

2～4 略

(指定の失効等)

第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2～5 略

(禁止行為の中止等の命令)

第15条 略

第4章 濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のための環境の整備

第15条の2 県は、濫用等のおそれのある医薬品の適正使用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県民は、濫用等のおそれのある医薬品を適正に使

(推進計画の策定)

第6条 略

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(3) 略

(4) その他薬物の濫用を防止するために必要な事項

(指定)

第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。

(1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物

(2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物

2～4 略

(指定の失効等)

第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2～5 略

(禁止行為の中止等の命令)

第15条 略

<p><u>用しなければならない。</u></p> <p>3 <u>医薬品医療機器等法第1条の4に規定する薬局開設者及び医薬品の販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品を購入する者に対し、当該医薬品が濫用されることがないように必要な確認を行うとともに、過剰に摂取した場合の健康への影響に関する情報提供を行うなど、濫用等のおそれのある医薬品の濫用を防止するよう努めなければならない。</u></p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p>	<p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p>
---	---------------------------

第2条 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項第1号に規定する麻薬（同条第2項の規定により麻薬とみなされる物を含む。）</u>、<u>同条第1項第4号に規定する麻薬原料植物（以下「麻薬原料植物」という。）及び同項第6号に規定する向精神薬</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定による大麻草採取栽培者の免許はしない。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(指定)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) <u>大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物（以下「麻薬原料植物」という。）及び同条第6号に規定する向精神薬</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) <u>大麻取締法第1条に規定する大麻草の栽培の免許はしない。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(指定)</p>

<p>第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。</p> <p>(1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1項第1号から第5号までに掲げる物と同等であると特定されている物</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1項第1号から第5号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物</p> <p>2～4 略</p> <p>(指定の失効等)</p> <p>第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が第2条第1項第1号から第5号までに掲げる物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。</p> <p>(1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物</p> <p>2～4 略</p> <p>(指定の失効等)</p> <p>第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</p> <p>2～5 略</p>
---	---

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の26 削除		8の26 大麻取締法(昭和23年法律第124号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第5条第1項の規定による大麻取扱者免許の申請の受理及び知事への送付 (2) 第10条第1項の規定による免許の取消の申請の受理及び知事への送付 (3) 第10条第2項の規定による大麻取扱者の死亡又は解散の届出の受理及び知事への送付 (4) 第10条第4項の規定による大麻取扱者免許証の返納の	鳥取市

略	<p>受理及び知事への送付</p> <p>(5) 第10条第5項の規定による大麻取扱者名簿の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 第10条第6項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第10条第7項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第14条の規定による大麻の持ち出しの許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 第15条の規定による大麻栽培者の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 第17条の規定による大麻研究者の報告の受理及び知事への送付</p>
略	略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15の6) 略</p> <p><u>(16)から(18)まで 削除</u></p> <p>(19)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15の6) 略</p> <p><u>(16) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許 1件につき6,700円</u></p> <p><u>(17) 大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者名簿の登録事項の変更 1件につき3,200円</u></p> <p><u>(18) 大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付 1件につき3,200円</u></p> <p>(19)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第1条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により行う事務については、改正前の鳥取県手数料徴収条例の規定は、なおその効力を有する。

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

- 3 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例</u>（平成25年鳥取県条例第6号）<u>第2条第1項</u>に規定する薬物（以下「薬物」という。）を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例</u>第11条（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為</p> <p>(9) 略</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例</u>（平成25年鳥取県条例第6号）<u>第2条</u>に規定する薬物（以下「薬物」という。）を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例</u>第11条（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為</p> <p>(9) 略</p>

条 例 名 等	財産を減額して貸し付けること ((元) 境水産高等学校情報事務科棟の建物及び周辺用地) について					
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 障がい者の就労支援を図るため、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人養和会に対して、引き続き当該建物及び周辺用地を減額して貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">所在地</td> <td>境港市中野町字膝根 1929 番地 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貸付面積</td> <td>① 土地: 1,497,50 m²</td> </tr> <tr> <td>② 建物: 780,00 m²</td> </tr> </table> <p>(2) 相手方 米子市上後藤八丁目 9 番 23 号 社会福祉法人養和会</p> <p>(3) 利用目的 障害福祉サービス事業所 (就労継続支援 (A 型・B 型) 及び自立訓練 (生活訓練) 事業所)</p> <p>(4) 貸付期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</p> <p>(5) 貸付金額 知事が別に定める普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該貸付けに係る土地及び建物の貸付料年額の 2 分の 1 に相当する金額</p>	所在地	境港市中野町字膝根 1929 番地 1	貸付面積	① 土地: 1,497,50 m ²	② 建物: 780,00 m ²
所在地	境港市中野町字膝根 1929 番地 1					
貸付面積	① 土地: 1,497,50 m ²					
	② 建物: 780,00 m ²					

報告第3号

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	福祉保健部さ さえあい福祉 局福祉保健課	物品 保守	ノートパソコン プリンタ	2台 1台	米子市両三柳2371番8 NX・TCリース&ファイナンス株式会 社 山陰営業所	2,096,160	令和5年12月27日 ～令和10年3月15日	鳥取県福祉保健 部さえあい福 祉局福祉保健課